

「独立行政法人整理合理化計画」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の措置状況について

平成29年9月
総務省行政管理局

○独立行政法人整理合理化計画 H19. 12. 24 閣議決定) 関係

(様式1) 独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (H22. 12. 7 閣議決定) 関係

(様式2) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」(個別法人ごとに取り組むべき事項を記載) についての取組状況を記載したもの。

※1 様式1の「措置状況」の番号は、1:実施済み、2:実施中、3:その他(実施時期が未到来等)を示している。また、様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a:実施期限までに実施済み、1b:実施期限よりも遅れたが実施済み、2a:実施中、2b:実施期限よりも遅れており未だ実施中、3:その他(実施時期が未到来)を示している。

※2 各様式で灰色になっているものは、平成28年のフォローアップまでに「実施済み」又は「-」とされていた事項。

※3 ほぼ全ての事項が「実施済み」であることから、本フォローアップは本年を最後とする(残る未措置事項については、各法人が各主務大臣の下で適切に実施)。

目 次

(内閣府所管)	(文部科学省所管)	(厚生労働省所管)
国立公文書館……………1	国立特別支援教育総合研究所……………34	国立健康・栄養研究所 ^{注4} ……………95
北方領土問題対策協会……………3	大学入試センター……………36	労働安全衛生総合研究所 ^{注5} ……………96
(消費者庁所管)	国立青少年教育振興機構……………38	勤労者退職金共済機構……………97
国民生活センター……………5	国立女性教育会館……………40	高齢・障害・求職者雇用支援機構 ^{注6} ……………101
(総務省所管)	国立科学博物館……………42	福祉医療機構……………109
情報通信研究機構……………8	物質・材料研究機構……………44	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園……………113
統計センター……………13	防災科学技術研究所……………46	労働政策研究・研修機構……………114
郵便貯金・簡易生命保険管理機構……………17	放射線医学総合研究所 ^{注1} ……………49	労働者健康福祉機構 ^{注5} ……………116
(外務省所管)	国立美術館……………51	国立病院機構……………119
国際協力機構……………18	国立文化財機構……………53	医薬品医療機器総合機構……………123
国際交流基金……………25	教員研修センター ^{注2} ……………55	医薬基盤研究所 ^{注4} ……………125
(財務省所管)	科学技術振興機構……………57	年金・健康保険福祉施設整理機構 ^{注7} ……………127
酒類総合研究所……………29	日本学術振興会……………61	年金積立金管理運用独立行政法人……………128
造幣局……………30	理化学研究所……………64	国立がん研究センター……………131
国立印刷局……………32	宇宙航空研究開発機構……………67	国立循環器病研究センター……………133
	日本スポーツ振興センター……………71	国立精神・神経医療研究センター……………136
	日本芸術文化振興会……………74	国立国際医療研究センター……………138
	日本学生支援機構……………76	国立成育医療研究センター……………140
	海洋研究開発機構……………81	国立長寿医療研究センター……………142
	国立高等専門学校機構……………83	
	大学評価・学位授与機構 ^{注3} ……………85	
	国立大学財務・経営センター ^{注3} ……………88	
	日本原子力研究開発機構……………90	

(農林水産省所管)

農林水産消費安全技術センター	145
種苗管理センター ^{注8}	147
家畜改良センター	149
水産大学校 ^{注9}	151
農業・食品産業技術総合研究機構	152
農業生物資源研究所 ^{注8}	156
農業環境技術研究所 ^{注8}	158
国際農林水産業研究センター	160
森林総合研究所 ^{注10}	161
水産総合研究センター ^{注9}	164
農畜産業振興機構	165
農業者年金基金	166
農林漁業信用基金	167

(経済産業省所管)

経済産業研究所	169
工業所有権情報・研修館	171
日本貿易保険 ^{注11}	173
産業技術総合研究所	176
製品評価技術基盤機構	182
新エネルギー・産業技術総合開発機構	185
日本貿易振興機構	189
情報処理推進機構	193
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	196
中小企業基盤整備機構	201

(国土交通省所管)

土木研究所	204
建築研究所	205
交通安全環境研究所 ^{注12}	206
海上技術安全研究所 ^{注13}	207
港湾空港技術研究所 ^{注13}	208
電子航法研究所 ^{注13}	209
航海訓練所 ^{注14}	210
海技教育機構	212
航空大学校	214
自動車検査独立行政法人 ^{注12}	215
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	217
国際観光振興機構	220
水資源機構	221
自動車事故対策機構	224
空港周辺整備機構	226
都市再生機構	227
奄美群島振興開発基金	232
日本高速道路保有・債務返済機構	233
住宅金融支援機構	234

(環境省所管)

国立環境研究所	237
環境再生保全機構	240

(防衛省所管)

駐留軍等労働者労務管理機構	245
---------------	-----

【注記】

- (注1) 平成28年4月1日に量子科学技術研究開発機構に名称変更。
- (注2) 平成29年4月に教職員支援機構に名称変更。
- (注3) 平成28年4月に統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称。
- (注4) 平成27年4月に統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改称。
- (注5) 平成28年4月に統合し、労働者健康安全機構に改称。
- (注6) 高齢・障害者雇用支援機構及び雇用能力開発機構で講じる措置状況等を記載。
- (注7) 平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組。
- (注8) 平成28年4月に農業・食品産業技術総合研究機構に統合。
- (注9) 平成28年4月に統合し、水産研究・教育機構に改称。
- (注10) 平成29年4月に森林研究・整備機構に名称変更。
- (注11) 平成29年4月に特殊会社に移行。
- (注12) 平成28年4月に統合し、自動車技術総合機構に改称。
- (注13) 平成28年4月に統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称。
- (注14) 平成28年4月に海技教育機構に統合。

No.	01	所管	内閣府	法人名	国立公文書館
-----	----	----	-----	-----	--------

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	組織の見直し	組織体制の整備	公文書制度の拡充を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等を踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。	—	独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—

No.	01	所管	内閣府	法人名	国立公文書館
-----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費縮減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。	1a	現行サーバのリースが終了する平成23年9月のシステム更新に合わせて、アジア歴史資料センター（現所在地：千代田区平河町）を賃貸借料が安価な文京区本郷へ移転した。（契約締結済み。年間賃貸借料：38,837千円⇒27,002千円。11,835千円の節減）	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 組織の見直し	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。	1a	公文書管理法の施行による業務の拡大（現用文書への関与、不服申立・訴訟対応、写しの交付事務等）に対応するため、効率的・合理的な業務執行の観点も踏まえ、利用審査部門の独立・専任化、法務・内部統制担当の新設、企画機能の充実化等の組織体制・人員配置の見直しを行い、さらに、写しの交付に係る業務の民間委託を実施することとした。これらの効率化策を講じた上で、平成23年度において必要となる最小限の職員8名の増員を行う一方で、当該措置に見合う非常勤専門職員数8名を削減することにより、非常勤専門職員を含めた職員数を平成22年度における59人体制のまま抑制する措置を講じた。 あわせて、平成22年度に、既存の事務・事業に係る業務フローや事務処理手順上の課題の洗い出しを行い、効率化を進めた。以上の取組の結果、平成23年度予算に所要の経費削減（75,290千円）を反映し、法施行により課せられた新たな事務・事業を着実に実施した。	—

【その他】

03 国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性も考慮しながら検討を進める。				「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
--	--	--	--	---	---

No.	02	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
-----	----	----	-----	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務	法人資金について、平成20年度当初から貸付を停止する。	1	平成20年度当初から法人資金貸付を停止している。	—
2	事務及び事業の見直し	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務	住宅新築資金について、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。	1	中期目標（H20～24年度）において「住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いたうえで当該方針に従い、その措置を講ずること。」とされた。その後「独立行政法人北方領土問題対策協会融資事業住宅新築資金の在り方に関する方針（決定）」（平成23年3月22日内閣府北方対策本部審議官・水産庁長官）に基づき、引き続き存続が決定されるとともに、融資資格対象者のニーズに基づき、住宅関連資金の区分統合を行った。	—
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。	1	平成19年度内に東京事務所、平成20年度内に札幌事務所の移転を実施。	—

No.	02	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
-----	----	----	-----	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。	1a	平成23年度において関係団体との調整の結果、後継船舶の就航に合わせ四島交流事業の参加者に対し一部負担を求めることで合意し、平成24年度より参加費3,000円（青少年は2,000円）を徴収している。	
	広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。	1a	<p>平成23年度において、国と協会が合同で、北方領土問題に対する理解と関心が相対的に低い若い世代をターゲットとした「全国キャンペーン」を実施し、関心の低かった若い世代に対する重点的な取り組みを実施するとともに、地方メディアを活用し、普及効果の向上を図った。またこのイベントでは、都道府県民会議も運営に携わり、イベントブース内で地域性を生かした事業を実施するなど、これまでにない事業展開ができ、集客力アップなど県民会議事業の効果向上にも資することができた。</p> <p>さらに、これまで一部の都道府県のみで開催していた青少年向けのスピーチ・作文コンテスト事業について、協会において全国規模のスピーチコンテストを開催し、全国で約4000件の応募があった。</p> <p>その他、低コスト型で、広く国民の理解と関心の向上につなげられるよう、一般国民にも受け入れられやすいようアニメーションやCGを活用した啓発動画を作成しインターネットで配信したり、教育現場で北方領土教育がより容易でかつ効果的に実施できるよう副教材ソフトを作成しインターネットを経由して提供するなど、インターネットを通じた啓発活動を推進した。なお、内閣府が管理するデジタルライブラリーについても、貴重な写真や資料をデジタル化し提供するなどして、共同で制作を行った。</p> <p>なお、老朽化が進んでいる啓発広告塔については、効果の高い広告塔については改修を実施し、効果が薄れているものについては、順次撤去していくこととした。平成23年度は、全10カ所の啓発広告塔のうち、1カ所の広告塔を改修し、効果が薄れているもののうち、特に老朽化が進んでいる2カ所の広告塔を撤去した。なお、啓発広告塔に代わるより効果的な媒体として電光掲示板による啓発を実施し、全国主要都市（17カ所）及び羽田空港内のビジョンで啓発動画を放映した。</p> <p>また、例年実施している都道府県民会議については、都道府県ごとに持ち回りで開催していたものを東京開催とし、パック料金等を活用し旅費等1,808千円（前年度比44%）の削減が実施できた。</p>	
02 北方地域旧漁業者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。	1a	平成22年3月から個人信用情報システムの利用を開始しており、28年度においては利用対象資金66件の申し込み中3件について、他の金融機関での延滞情報により償還に懸念があることが判明し、また、借入申込書上に申告のなかった借入金等の存在が明らかになった事例も十数件あり、可否判断をする上で大きな効果があった。なお、今後も同システムを活用し、将来の債権回収コストの抑制に努めることとしている。	引き続き実施

No.	03	所管	消費者庁	法人名	国民生活センター
-----	----	----	------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	東京事務所	東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。	1	東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付することとしていたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「東京事務所については、同事務所が合築されている建物に所在する品川税務署の移転計画が撤回されたことから、引き続き同事務所において業務を実施する」とされたことにより、国庫納付は行わず引き続き活用することとした。	東京事務所を引き続き活用する。

No.	03	所管	消費者庁	法人名	国民生活センター
-----	----	----	------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	<p>当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う <p>との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。</p> <p>相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。</p> <p>商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。</p> <p>そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。</p>	1a 1b	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の直接相談については、平成23年3月末で廃止した。経由相談及び土日祝日相談については、専門分野に特化した相談員、職員を配置するなど「経由相談」の専門性向上のほか、「土日祝日相談」に加え、新たに「消費者ホットライン」を通じた「平日バックアップ相談」を実施し、消費生活相談に直接に対応する機会を確保することにより、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなどにより、支援相談の充実・強化を図っている。 ・製品評価技術基盤機構（NITE）及び農林水産消費安全技術センター（FAMIC）との協定については、平成23年5月17日に締結しており、国民生活センターから両機関に商品テスト事業に必要な分析を迅速に依頼できるようにするとともに、民間検査機関の情報を共有し、活用について協力している。 ・消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、平成23年度以降の予算において、消費者庁が行っていた実施的な業務について抜本的な再整理を行った。具体的には、①消費者庁の地方消費者行政サポートシステム構築事業（消費者庁平成22年度予算2,012万円）については、国民生活センターが運営しているPIO-NETによる対応を行う方向で事業を廃止した（消費者庁平成23年度・24年度予算0円）。②消費者庁の医療機関ネットワーク構築事業（消費者庁平成22年度予算5,301万円）については、医療機関からのネットワークやデータベースの構築等を国民生活センターにおいて実施することとし、消費者庁予算を大幅に削減した（消費者庁平成23年度予算4,319万円、24年度予算2,278万円）。 ・消費者庁と国民生活センターの業務の再編・整理に関しては、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）における、「消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成25年度を目途に本法人の機能を国に移管する。」との決定を踏まえ、現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討している。 	
02	情報・分析事業						
03	相談事業						
04	商品テスト事業						
05	研修事業						
06	裁判外紛争解決手続（ADR）事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。	1a	電話会議システムを利活用するなどにより、迅速かつ効率的な事務処理に努めている。	今後も引き続き効率的な事務処理に努める。
07	企画調整事業						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。	1a	平成23年度末をもって、研修施設としては廃止した。	平成25年12月の閣議決定において、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコスト等を総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得ることとされた。

10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センターと社団法人全国消費生活相談員協会との役員兼務は平成22年5月に全て解消した。 ・東京事務所の廃止とともに全国消費生活相談員協会に賃貸使用は行わない旨を平成22年5月に通知した。 ・平成23年度まで企画競争により社団法人全国消費生活相談員協会に委託していた「土日祝日相談業務」について、平成24年度の業務委託は、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、業者選定を行った。 	
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	-	-	-
12	組織の見直し	法人の在り方を見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。	1a	国民生活センターの在り方を見直しについては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において「中期目標により事務・事業を行う法人（中期目標管理型の法人）」とされた。	「中期目標管理型の法人」として事務・事業を行う。

No.	04	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	----	----	-----	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	2. 見直しの視点	(3) 組織体制及び運営の効率化の検証 ⑧随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。	1	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、随意契約については原則一般競争入札等に移行したほか、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募案件の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様内容の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど入札参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間（10日）を、総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に延長するなど公告期間の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>【平成26年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 196億円（95.1%）、競争性のない随意契約 10億円（4.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1193件（96.4%）、競争性のない随意契約 44件（3.6%）</p> <p>【平成25年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 654億円（97.1%）、競争性のない随意契約 20億円（2.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1321件（96.4%）、競争性のない随意契約 50件（3.6%）</p> <p>【平成24年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 242億円（95.7%）、競争性のない随意契約 11億円（4.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,121件（96.5%）、競争性のない随意契約 41件（3.5%）</p> <p>【平成23年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 300億円（97.2%）、競争性のない随意契約 9億円（2.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,240件（96.6%）、競争性のない随意契約 43件（3.4%）</p> <p>【平成22年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 236億円（95.9%）、競争性のない随意契約 10億円（4.1%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,184件（96.9%）、競争性のない随意契約 38件（3.1%）</p>	今後も、引き続き競争性のない随意契約や一者応札・応募に関する点検・検証を継続的に行い、契約の一層の適正化を図る。
2	2. 見直しの視点	(3) 組織体制及び運営の効率化の検証 ⑨保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。	1	<p>○ 稚内電波観測施設跡地について、土壤汚染対策、境界画定など関係機関との調整を行い、平成25年9月に国庫納付。</p> <p>○ 衛星放送受信対策基金（3,000,000千円）及び高度電気通信施設整備促進基金（4,259,213千円）について、平成23年3月末に国庫納付。出資勘定の承継時出資金（1,979,474千円）、承継勘定の承継時出資金（15,058,611千円）について、平成24年3月に国庫納付。基盤勘定について、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付。出資勘定について、平成25年8月に不要資産（29,029千円）を国庫納付。</p>	今後も、業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産は、国庫納付等を行う。

No.	O 4	所管	総務省	法人名	情報通信研究機構
-----	-----	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	<p>「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク(NGN)」関連委託研究の廃止等を行い、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。</p> <p>「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。</p> <p>「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。</p> <p>以上により、研究の重点化等を図るとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。</p> <p>また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。</p>	1a	<p>「新世代ネットワーク技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」のうち、「光LANと広域系を接続するアクセス技術」の委託研究の廃止や、「次世代ネットワーク(NGN)」関連委託研究の廃止等を行うとともに、「ネットワーク仮想化技術」など「新世代ネットワーク」研究への重点化を行った。</p> <p>「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「電気通信サービスにおける情報信憑性検証技術」や「多並列・像再生型立体テレビシステム」の委託研究の廃止を行うとともに、「自動音声翻訳技術」や「電子ホログラフィ技術」などの研究への重点化を行った。</p> <p>「安心・安全のための情報通信技術領域」については、平成23年度からの第3期中期目標期間の開始に際し、「情報セキュリティ技術に関する研究開発」のうち、「インシデント分析の広域化・高速化」の委託研究の廃止を行うとともに、「集中豪雨、竜巻突風等の局所的現象を観測する次世代ドップラー気象レーダーシステム」などの研究への重点化を行った。</p> <p>また、平成23年度からの第3期中期目標において、研究成果の社会還元促進や無駄な重複排除の観点から研究テーマの重点化を図ることとされたことを受け、中期計画において研究開発の重点化を明記した。</p> <p>なお、産業技術総合研究所、宇宙航空研究開発機構等との間で定期的に連携・協力の在り方について意見交換を行ってきたほか、平成23年度実施計画策定のための内部評価(平成23年2~3月に実施)において、他の研究機関における研究状況、連携・協力体制を評価項目に加えるなど、最新の研究動向を研究項目の選定の際に十分に考慮することにより、無駄な重複排除の徹底を図った。</p> <p>また、研究成果の在り方の見直しに関しては、平成23年度より社会還元促進部門を新設し、研究開発成果の積極的な発信や適切な知的財産の活用促進を実施する体制を整備した。これにより、成果の活用を促進する部署と研究者間の意識共有及び連携がより強化され、企業内ネットワークのトラフィック監視技術など、機構の知的財産がより活用された。</p> <p>以上の結果、平成23年度概算要求において、外部委託経費全体として5分の1を超える1,244,999千円(前年度比20.1%減)の予算縮減を行うものとした。</p> <p>これらにより、平成23年度の運営費交付金の予算規模は30,280,857千円(平成22年度:30,899,629千円)となり、事業規模の縮減が図られた。平成24年度以降も引き続き効率的な研究開発を推進し、運営費交付金の予算規模は29,665,999千円(平成24年度)、28,673,467千円(平成25年度)、28,070,997千円(平成26年度)、27,387,157千円(平成27年度)、27,031,291千円(平成28年度)となり、事業規模の縮減を行った。</p> <p>なお、平成28年度から平成32年度までの第4期中長期目標・計画の策定にあたり、機構の研究開発業務の在り方を見直し、重点研究開発5分野に再編した。加えて、委託研究業務については、機構が自ら行う研究開発と一体的に行うことでより効率化が図られる場合のみ実施することとした。</p>	引き続き効率的な研究開発を推進する。
02 ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発						
03 ICT安心・安全技術の研究開発						
04 高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	<p>当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金(テレコムインキュベーション)」を廃止する。</p> <p>国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれぞれの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。</p>	1a	<p>①「先進技術型研究開発助成金(テレコムインキュベーション)」について廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。</p> <p>②高度通信・放送研究開発に対する助成のうち、テレコムインキュベーション以外の「国際共同研究助成」と「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」の2事業について、前者は平成24年度より新規公募を停止し、後者は平成24年度より国において実施している。</p>	措置済み
05 海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	<p>本法人において実施している「国際研究協力ジャパントラスト事業」と運用面での一体的な実施を図り、効率化する。</p>	1a	<p>運営面の効率化に向けて、平成23年4月より実施部門を統合するとともに、平成23年度に行う募集・採択分から募集要項や審査委員会の統合などを実施した。</p>	措置済み
06 情報バリアフリーの促進(字幕番組・解説番組等の制作促進)	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施	<p>字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。</p>	1a	<p>将来的には全て放送事業者自身の努力にゆだねることに向け見直しの検討を行っているところ、平成23年度は、比較的普及が進んでいる生放送番組を除く字幕番組について、在京キー5局に対する助成率を6分の1から8分の1に引き下げ、普及が進んでいない解説番組・手話番組等については、重点的に助成を行うこと等により、前年度と比べて予算規模を26,690千円縮減した。また、実施主体の検討については、新たに国が事業を行うよりも、蓄積されたノウハウを活かすことにより、事業を効率的・効果的に遂行することが可能であること等の理由により、引き続き、NICTが主体として事業を行うこととした。</p>	措置済み
07 情報バリアフリーの促進(身体障害者向け通信・放送役務の提供、開発等の推進)	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	<p>交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。</p> <p>また、本法人の専門性がいかされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。</p>	1a	<p>平成22年度からは、予算の適切な執行を図るために、案件採択時における評価方法の改善及び事業執行に対するサポート体制の強化を行った。具体的には、外部の有識者から組織される評価委員会において提案者から直接事業内容の説明を受けるとともに、障害者の具体的な需要を示す客観的なデータなどの提出を求め評価を実施した。また、相談窓口をNICTに設けることで、事業運営に関する相談・サポート体制の整備による配分予算と執行額の乖離解消に努めた結果、平成22年度は71.3%であった執行率が平成27年度までに90%以上を達成した(平成25年度95.0%、平成26年度99.9%、平成27年度93.9%)。</p> <p>また、実施主体の検討については、新たに国が事業を行うよりも、蓄積されたノウハウを活かすことにより、事業を効率的・効果的に遂行することが可能であること等の理由により、引き続き、NICTが主体として事業を行うこととした。</p>	措置済み

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止	22年度中に実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	1a	平成22年度より新規公募を停止し、平成23年度の予算要求をしていない。	措置済み
		不要資産の国庫納付	23年度中に実施		1b	保有資産約66億円のうち為替相場により利率が変動する円建て外債50億円を保有していたが、当該外債が平成24年3月に早期償還されたことを受け、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。	措置済み
		既往案件の監督強化	22年度から実施	委託対象事業の事業化計画等に関する進捗状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。	1a	研究成果の事業化の促進、売上（収益）納付に係る業務について、受託者における事業化の進捗状況や売上状況等をより的確に把握するため、平成22年度から事業化動向に精通した民間の事業化コンサルタントの協力を得て追跡調査等フォローアップを実施。追跡調査においては、各研究開発課題における今後の事業化に向けた問題点や改善を要する点等についての分析等を行い、実地ヒアリングによる調査及び事業化のためのマッチングの取組み等を行うなど、売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施した。平成28年度から始まる第4期中長期計画期間中においても、追跡調査等の取組を実施・強化することにより、引き続き事業化促進を図ることとしている。	措置済み
09	情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。	1a	<p>「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」については廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。</p> <p>また、「情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流」については、事業規模の縮減との指摘を踏まえ、予算額及び事業規模を縮減済（予算額：平成22年度：46,066千円、平成27年度：37,078千円、事業規模の縮減；「情報提供及び交流」機会を提供するため、NICT直轄で実施してきた各種セミナー等のイベントを、平成23年度以降は、地域のベンチャー支援組織・団体との「連携イベント」実施方式に転換することにより、地域の実情・ニーズを重視しつつ、事業全体の効率化を推進。）。</p> <p>事業の在り方については、ベンチャーの創業や事業拡大にどの程度の貢献があったかといった成果を明らかにする客観的かつ定量的な指標により、当該事業の成果を把握し、その成果を踏まえて、廃止を含めて事業の在り方を検討する旨、平成23年3月策定のNICTに対する第3期中期目標に記載。</p> <p>また、平成24年度末までに今後の事業の在り方を検討するとしていたことから、平成23年度に実施した事業化を促進するマッチングの機会を提供するイベントにおける実施後1年以内の具体的なマッチング等商談に至る状況について、6か月後、1年後のアンケートを実施した結果、目標（50%以上）を上回る75%の社が新規取引先の開拓、新規資金の調達等につながっていること及びイベント毎に行った参加者への「有益度」に関する調査では、目標（70%以上）を大きく上回る96.6%の回答者から4段階評価において上位2段階の評価を得ていることを踏まえ検討した結果、NICTにおいて「日本のベンチャー支援は、米国に比して遅れているので、引き続きトライすべき」「ベンチャー育成に関する意欲的な取り組みであり、アイデアを活かした良い活動が動き出している」等の必要性、有効性が認められ、また、総務省独立行政法人評価委員会においても「ICT分野のベンチャーの育成に今後とも一定の役割を果たすことが期待される」等との評価を受けていることから、25年度以降もこれまで蓄積したノウハウを活用しつつ効率的に事業を実施することとした。</p> <p>27年度は、マッチング等商談に至る状況（目標（50%以上））については100%、参加者への「有益度」に関する調査（目標（70%以上））については97.1%、といずれも目標を上回る成果となったほか、地域のベンチャー支援組織・団体との連携会議を開催して、ベンチャー支援にあたっての役割分担の明確化や業務運営の効率化等を図った。</p> <p>なお、今後も事業の在り方については不断の検討を行っていく。</p>	引き続き効率的な予算執行を行うほか、事業の在り方については今後も不断の検討を行う。
10	情報通信ベンチャーへの出資	新規出資の廃止	23年度中に実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	1a	新たな出資は停止済。	措置済み
		不要資産の国庫納付			1a	不要資産の国庫納付について、平成23年度に1,979,474千円を国庫納付した。	
		既出資案件の監督強化	22年度から実施	事業化計画等に関する進捗状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。	1a	各出資先法人の毎年度の決算、中間決算の報告のほか、経営状況に応じて、毎月の収支状況や資金の推移状況に関する説明を求める等、経営状況の把握に努める旨等を平成23年3月策定のNICTに対する第3期中期目標に記載。また、平成23年3月にNICTから各出資先法人に対して、毎月の収支状況や資金の推移状況等を求める文書を送付した他、中期計画及び累積解消計画の策定を求めると共に、経営に影響を与える重要事項に関しては、取締役会前に事前協議を要請し、併せて取締役会議事録の提出を求める等管理監督の強化を実施した。加えて24年度は、会計・経理規程等社内規定における不備の是正を求めると共に、役員報酬水準の適正化や不要な設備投資の抑制、不適切な手当支給の改善を求めるなど、経営の適正化、早期の繰越損失の解消を要請し、25年度は、出資契約に基づく実地監査を行うとともに、「長期資金計画及び設備計画・保守修繕計画」の策定要請を行うなど更なる監督強化を図った。26年度及び27年度においても実地監査を行うほか引き続き内部管理全般に亘る監督を強化して可能な限り出資金の回収額の最大化に努めた。	引き続き、出資金の回収額の最大化に努める。
11	地域通信・放送開発事業に対する支援	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。	1a	<p>外部有識者による「債務保証勘定関係業務の実施主体等に関する検討会」において検討し、平成22年度末までに以下の結論を得た。</p> <p>1. 現在NICTが実施している債務保証勘定関係業務は、引き続きNICTで実施することが適当。</p> <p>2. NICTにおける債務保証勘定関係業務については、平成28年5月末以降、債務保証及び利子補給の新規案件の採択は行わない。なお、信用基金については、既存案件の保証期間等が終了次第、速やかに清算するものとする。</p>	措置済み なお、信用基金については、平成33年度を目途に清算するものとする。
12	通信・放送新規事業に対する債務保証						
13	情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証						

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
14	無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。	1a	平成23年度から平成27年度の事業の実施にあたり総務省が公募を実施したが、NICT以外の応募は無かったため、NICTと随意契約を行った。なお、公募の実施にあたっては、事前に業界関係者に対する事業内容の周知・説明等を行った。平成28年度については総務省が一般競争入札を実施した結果、民間事業者が落札した。次年度以降は、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、NICTにおいては入札への参加を取りやめることとした。	措置済み
15	無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。	1b	民間機関で実施できる較正については、参入促進を図るため、電波利用ホームページに資格要件を満足すれば参入ができる等の説明を平成23年度に追加した。 また、指定較正機関としての能力を有すると考えられる機関に個別に働きかけを行った結果、新たに指定較正機関の指定の申請があり、総務省において審査の結果2社が指定された。（それぞれ平成24年7月11日および平成25年2月6日に指定）	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
16	衛星放送受信対策基金	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。	1a	平成22年度中に衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫へ納付済み。	措置済み
17	不要資産の国庫返納 基盤技術研究促進勘定の政府出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	1b	保有資産約66億円のうち為替相場により利率が変動する円建て外債50億円を保有していたが、当該外債が平成24年3月に早期償還されたことを受け、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、平成24年12月に不要資産（5,000,000千円）を国庫納付済み。	措置済み
18	不要資産の国庫返納 出資勘定の承継時出資金（再掲）	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。	1a	不要資産の国庫納付について、平成23年度に1,979,474千円を国庫納付済み。	措置済み
19	不要資産の国庫返納 通信・放送承継勘定の承継時出資金	23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。	1a	平成23年度中に不要資産として15,058,611千円を国庫納付済み。	措置済み
20	不要資産の国庫返納 高度電気通信施設整備促進基金	22年度中に実施	平成22年度から平成30年度の既往分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度から平成30年度までの既往分の必要額（13,348千円）を除き、平成22年度末に基金（4,259,213千円）を国庫納付済み。	措置済み
21	事務所等の見直し 海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ事務所については、廃止又は共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	パリ事務所については、欧州各国の研究機関との共同研究推進の支援や欧州委員会との新世代ネットワークに関する共同研究公募制度の創設等、引き続き欧州との連携を進める必要があるが、これらの業務への対応には、日本からの出張によるよりも、パリ事務所において実施の方が効率的であることから、存続が必要と判断し、総務省独立行政法人評価委員会にも報告したうえで他法人との共用を行うこととした。 このため、他法人との共用を検討し、パリに事務所を置く日本原子力研究開発機構と共用について合意し、平成23年度当初から共用を開始しており、平成22年度に比べ、年間で約4,000千円の運営経費の削減となっている。	措置済み
22	事務所等の見直し	22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。	1a	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、平成22年度末のプロジェクト終了をもって廃止した。	措置済み

事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
23	取引関係の見直し 一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	1a	<p>随意契約等見直し計画に沿って、研究機器の買入・製造等や、研究業務支援・保守などが大半を占める一者応札・一者応募の改善を図るため、仕様書の内容が抽象的なものや詳細すぎるものについて適正化するなど仕様書の見直し、過去の納入実績等を入札参加条件としていたものについて緩和するなど参加条件の見直し、一般競争入札の公告期間（10日）を総合評価方式の案件は20日以上、それ以外の案件は15日以上に延長したほか、平成24年4月から公募にかかる公告期間を従来の10日間以上から15日間以上に見直しを行った。</p> <p>【平成26年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 196億円（95.1%）、競争性のない随意契約 10億円（4.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,193件（96.4%）、競争性のない随意契約 44件（3.6%）</p> <p>【平成25年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 654億円（97.1%）、競争性のない随意契約 20億円（2.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,321件（96.4%）、競争性のない随意契約 50件（3.6%）</p> <p>【平成24年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 242億円（95.7%）、競争性のない随意契約 11億円（4.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,121件（96.5%）、競争性のない随意契約 41件（3.5%）</p> <p>【平成23年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 300億円（97.2%）、競争性のない随意契約 9億円（2.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,240件（96.6%）、競争性のない随意契約 43件（3.4%）</p> <p>【平成22年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 236億円（95.9%）、競争性のない随意契約 10億円（4.1%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,184件（96.9%）、競争性のない随意契約 38件（3.1%）</p> <p>参考【平成27年度の状況】 （金額ベース（単位：億円）） 一般競争等 159億円（89.8%）、競争性のない随意契約 18億円（10.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争等 1,038件（90.3%）、競争性のない随意契約 112件（9.7%）</p>	措置済み
24	業務運営の効率化等 特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。	1a	<p>特許の出願・維持管理については、社会で活用される見通しの立たない特許等は見直しを行っていくこととし、これらの実施に必要な規程の改正を平成23年3月に実施するとともに、役員・幹部等を含む審査体制を平成23年7月に構築。平成24年2月からは特許出願・維持管理の審査体制を役員クラスと部門クラスの2階層構造とし、重要案件については前者で、通常案件については後者でより高い頻度で議論することとすることによって効率性と適切性両面の改善を図った。また、知的財産ポリシーを平成24年3月に改訂した。今後も審査体制を改善・維持し、特許に関するコストの低減への取り組みを継続させていく。</p> <p>技術移転については、平成23年4月から、これまで外部委託していたTL0を廃止し、内部に目利きを配置させて研究者との密な連携を図り、外部への売り込み活動を活性化させた。さらに、実用化に近い技術について、より効果的な売り込み等を進めたことにより、実施許諾収入につながった。</p>	新たに構築した審査体制等を着実に運用し、特許に関するコストの低下及び実施特許収入の増加に努める。

【その他】

25	資金配分機能については、研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一体的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。	<p>平成23年度からの第3期中期目標において、委託研究については、自主研究との一体的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、テーマの一層の重点化を図り実施することを明記した。なお、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究については、平成22年度までに廃止した。</p> <p>「高度通信・放送研究開発に対する助成」のうち、「先進技術型研究開発助成金（テレコムイノベーション）」について廃止することとし、平成23年度以降新規公募を行わないこととした。また、テレコムイノベーション以外の「国際共同研究助成」と「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成」の2事業について、前者は平成24年度より新規公募を停止し、後者は平成24年度より国において実施している。</p> <p>「民間基盤技術研究促進業務」については、平成22年度より新規公募を停止し、平成23年度の予算要求をしていない。</p>	措置済み
----	--	---	------

No.	05	所管	総務省	法人名	統計センター
-----	----	----	-----	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	随意契約の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。 ・各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割（0.7兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募等を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。 ・随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。 ・随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は、「独立行政法人統計センター契約事務取扱要領（平成15年4月1日理事長決定）」に基づき随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定している。 ・平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、随意契約の見直しの徹底による競争入札の拡大及び調達情報の公開等の取組を行った。具体的には、より競争原理が働くよう、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等により一層の競争性の拡大に努めるとともに、契約・入札に関する情報をホームページに公開し、積極的な情報開示への取り組みを行った。この結果、随意契約については平成18年度の30件、563,705千円から平成20年度では5件、37,448千円となっており、見直し計画目標を達成 ・「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、一般競争入札を含むすべての入札・契約の状況について、監事による監査を毎月実施し、随意契約及び情報開示を含む契約案件全般について、厳正なチェックを行い監査体制の実効性の確保に努めている。 また、平成27年度の契約監視委員会においては、競争性のない随意契約の妥当性や一般競争入札における一者応札案件の調達内容及び調達手続等について点検・見直しを行い、その審議結果を踏まえ、適正な契約に努めている。 なお、契約監視委員会の審議概要については当法人ホームページで公表。 	
2	事務及び事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。 ・上記の売却等対象試算以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。 ・不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。 ・保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人においては、所有する土地・建物等は有していない。 	
3	官民競争入札等の適用	大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。	1	平成21年経済センサス－基礎調査の産業分類、平成21年全国消費実態調査の収支項目分類、平成22年国勢調査の産業・職業分類、平成24年経済センサス－活動調査の産業分類の各符号格付業務について民間委託を実施。	
4	受託製表業務	本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。	1	国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で、各府省の統計作成を支援（平成23年度においては、20調査について受託製表を実施）。その際、活動基準原価計算（ABC）／活動基準管理（ABM）により、工程別の要員見積を精緻化するとともに、コスト管理を徹底。	
5	製表等の技術研究業務	符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> （符号格付業務の自動化） 市区町村コードの自動格付けに関する研究を実施。その研究成果を平成20年住宅・土地統計調査及び平成22年国勢調査へ適用（自動格付け率を目標に設定）。 また、統計分類符号に関する自動格付けの研究・開発を行い、平成21年経済センサス－基礎調査、平成21年全国消費実態調査、平成22年国勢調査、平成23年社会生活基本調査及び平成24年経済センサス－活動調査で実用化（自動格付け率を目標に設定）。 （未回答事項の機械的な補完方法） データの審査業務の効率化を図るため、国勢調査等の調査票データを用いて未回答事項の機械的な補完に関する研究を実施し、随時実務に導入。 	
6	組織の見直し	非公務員化	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
7	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	業務量・コストの現状を把握・分析し、数値目標を設定した中期目標、中期計画を策定。活動基準原価計算（ABC）／活動基準管理（ABM）による業務量・コスト分析の体制・仕組みを整備し、引き続き、徹底したスリム化・低コスト化を推進。	

No	05	所管	総務省	法人名	統計センター
----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。	1a	平成23年度運営費交付金の該当経費については、190,806千円（対22年度比で20.0%）の縮減を図る計画であるが、具体的には、最適化計画の確実な実施（ホストコンピュータのサーバ化）と関連経費の見直し、競争入札活用によるコスト削減や契約の統合化・共同調達、事務消耗品を含め全ての庁用品の更なる見直しにより効率化を計画している。（措置済み）	措置済み
	一般管理費の縮減	23年度中に実施	平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。	1a	平成23年度運営費交付金の該当経費については、67,427千円（対22年度比で20.0%）の縮減を図る計画であるが、具体的には、競争入札活用によるコスト削減や契約の統合化・共同調達、事務消耗品を含め全ての庁用品の更なる見直しにより効率化を計画している。（措置済み）	措置済み
	研究の重点化	22年度から実施	コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。	1a	（1）コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究 平成27年国勢調査 就業状態等基本集計においてOCR調査票の産業、職業大分類符号格付に格付支援システムを適用した。 （2）オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発 平成28年経済センサス - 活動調査に関する経理項目の欠測値の補定に関する研究については、平成27年度末に統計局に採用された補定方法、即ち、適切に設定された産業分類やその他の調査項目を用いたデータ区分（補定を行う一まとまりのデータの単位）ごとに、外れ値の影響を自動的に排除できる方法に基づいて、調査データの集計に使用する補定コンスタントを作成・提供することにより、平成28年経済センサス - 活動調査に適用された。	措置済み
02 政府統計共同利用システム運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施	統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。	2a	国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年度から政府統計共同利用システムを運営している。 政府が作成、公表する統計に関する幅広い情報をワンストップサービスで提供している「政府統計の総合窓口（e-Stat）」は、平成28年度末現在で556統計、約126万ファイルの統計表データが公開され、そのアクセス件数は約6,800万件となっている。 統計調査のオンライン化を推進する「政府統計オンライン調査総合窓口」では、平成28年度は11府省60統計調査（前年度13府省63調査）で利用されている。 また、上記サービスの平成28年度における稼働率については、99.8%を達成し安定的な運用に努めるとともに、利用者支援として各府省向けの研修を計4回実施し、システムの効率的・効果的な運用に努めている。	業務・システム最適化計画に基づき、引き続き、システムの効率的・効果的な運用に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	1a	措置済み

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、ホームページで公表した。
 平成27年度の随意契約については、全2件であり、水道料、官報掲載料といった真にやむを得ない随意契約であり、独立行政法人統計センター契約監視委員会において了承を得ているものである。
 また、一般競争入札については、入札公告期間の延長や入札参加要件の緩和等の改善を図ることにより、一者応札案件の改善に向けた取組を引き続き行っており、結果的に一者応札になった10件については、入札説明書を受領したが入札に参加しなかった者に対する不参加理由を聴取する等の事後点検を実施した。なお、契約監視委員会に対しても当該案件についてすべて報告するとともに、今後の調達については、これらの改善を反映させることにより、さらなる競争性の確保を推進する。

<平成27年度契約状況>

1. 金額ベース

①一般競争: 1,195,887千円(97.5%)、うち一者応札: 435,136千円(36.4%)
 ②公 募: 9,621千円(0.8%)
 ③随意契約: 16,361千円(1.7%)

2. 件数ベース

①一般競争: 44件(91.6%)、うち一者応札: 10件(22.7%)
 ②公 募: 2件(4.2%)
 ③随意契約: 2件(4.2%)

<平成26年度契約状況>

1. 金額ベース

①一般競争: 3,773,218千円(99.4%)、うち一者応札: 667,608千円(17.7%)
 ②公 募: 251千円(0.01%)
 ③随意契約: 24,183千円(0.64%)

2. 件数ベース

①一般競争: 46件(92.0%)、うち一者応札: 14件(30.4%)
 ②公 募: 1件(2.0%)
 ③随意契約: 3件(6.0%)

<平成25年度契約状況>

1. 金額ベース

①一般競争: 468,390千円(95.2%)、うち一者応札: 405,414千円(86.6%)
 ②公 募: 613千円(0.1%)
 ③随意契約: 22,759千円(4.7%)

2. 件数ベース

①一般競争: 22件(84.6%)、うち一者応札: 7件(31.8%)
 ②公 募: 1件(3.9%)
 ③随意契約: 3件(11.5%)

<平成24年度契約状況>

1. 金額ベース

①一般競争: 908,467千円(91.8%)、うち一者応札: 658,286千円(72.5%)
 ②公 募: 604千円(0.1%)
 ③随意契約: 80,763千円(8.2%)

2. 件数ベース

①一般競争: 40件(85.1%)、うち一者応札: 13件(32.5%)
 ②公 募: 1件(2.1%)
 ③随意契約: 6件(12.8%)

<平成23年度契約状況>

1. 金額ベース

①一般競争: 3,760,681千円(99.1%)、うち一者応札: 378,077千円(10.1%)
 ②公 募: 373千円(0.0%)
 ③随意契約: 35,309千円(0.9%)

2. 件数ベース

①一般競争: 41件(89.1%)、うち一者応札: 9件(22.0%)
 ②公 募: 1件(2.2%)
 ③随意契約: 4件(8.7%)

<平成22年度契約状況>

1. 金額ベース

①一般競争: 1,413,343千円(97.2%)、うち一者応札: 145,361千円(10.3%)
 ②公 募: 737千円(0.0%)
 ③随意契約: 39,939千円(2.8%)

2. 件数ベース

①一般競争: 48件(90.6%)、うち一者応札: 10件(20.8%)
 ②公 募: 1件(1.9%)
 ③随意契約: 4件(7.5%)

04	業務運営の効率化等	自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメイド集計、匿名データの提供による公的統計の二次利用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。	2a	5府省13調査のオーダーメイド集計、6調査の匿名データの提供を行い、ホームページでの広報、公的統計の二次的利用に関する説明会や学会を通じた周知・普及促進などの取り組みを展開し自己収入の拡大に努めている。平成28年度においては、オーダーメイド集計の提供件数は16件、匿名データの提供件数は31件で、手数料収入は366万円となっている。	利用可能な調査の種類・年次の拡大を各府省に働きかけるとともに、広報活動により周知・普及促進に取り組み、サービス提供の拡大に努める。平成25年度から平成29年度までにおける収入総額は、平成24年度までの実績に対し5年換算で20%の増加を達成したところ、収入総額の増加に向けて引き続き取り組み、平成29年度の収入総額においては、前年度までの平均実績額以上を目指す。
----	-----------	---------	----------	---	----	--	--

No.	06	所管	総務省	法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 郵便貯金管理業務	-	-	-	-	-	-
02 簡易生命保険管理業務	-	-	-	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03 組織体制の整備	22年度から実施	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。	1a	<p>○ 平成22年11月29日に貯金部業務課及び同部財務課の2課が所掌していた国際ボランティア貯金寄附金に関する業務を同部財務課に統合して業務の効率化を図るとともに、平成22年度から平成26年度までの間において、「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」において業務体制の検証を行い、次のとおり業務運営の効率化施策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年4月から、総務部において0.5名、保険部において1名、それぞれ派遣社員を削減。 ・ 平成24年4月から、貯金部において0.5名、派遣社員を削減。 ・ 平成25年4月から、貯金部において0.5名、派遣社員を削減。 ・ 平成26年2月から3月までの間、総務部において、会計課職員1名が総務課を兼務。 ・ 平成26年7月に総務部の業務の一部を貯金部及び保険部に移管。 ・ 平成27年4月から、保険部職員1名が監事補助者として総務課を兼務。 <p>平成28年度は第三期中期計画策定に係る業務により、第二期中期目標期間の中でも特に繁忙期となると予想されるとの検証結果が示されたことを受け、第三期中期計画策定準備作業を一部前倒しするなど、事務処理体制の見直しを行った。また、平成26年度まで部外委託をしていた国際ボランティア貯金の監査事務を平成27年度は機構職員が直接行う等により、事務処理の効率化と経費の削減を図った（当該事務委託経費の削減額約600万円）。</p> <p>○ 平成27年度の人件費については、平成23年度（基準値）と比較して15,907千円（そのうち、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）を踏まえた減額分は870千円）の減となった。</p> <p>○ 業務運営コストの一層の削減に努めた結果、平成27年度の一般管理費及び業務経費の合計は273,472千円であり、平成23年度の当該経費相当額から4%削減した額（350,055千円）を下回った。</p> <p>平成28年度以降においても、入札前の説明会実施、公告期間の延長及び入札参加要件の緩和等の観点から仕様書を見直し、また、調達情報に容易にアクセスができるよう、入札に係る公告を行うと同時に希望者に対して「電子メールを使用した入札公告配信サービス」を実施することにより、引き続きより多くの業者が一般競争入札に参加できるような環境を整え、価格競争による調達等により経費削減努力を継続することとしている。</p>	○ 平成22年度に設置した「業務実施体制の検証・効率化プロジェクト」において、引き続き業務実施体制の全般的な検証を行い、左記事項に取り組むこと等により、業務の効率化を図る。

No.	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
-----	----	----	-----	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 民間競争入札の実施	<p>○海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>	1	<p>公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運營業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に民間競争入札（市場化テスト）を導入してきており（評価対象期間：平成21年度から平成23年度）、両案件とも所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現した。官民競争入札等監理委員会の事業評価の審議においても、確保されるべき質を達成できたとの評価を受け、公共サービス改革基本方針において平成24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。</p>	措置済み
2	効率化・自律化 保有資産の見直し	<p>○平成23年度末までに、保養所を売却する。</p>	1	<p>【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行い（平成22年度に実施済）、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。</p>	措置済み
3	効率化・自律化 保有資産の見直し	<p>○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>	1	<p>平成22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（平成23年6月）。平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月）。平成25年度処分計画戸数33戸に加え、平成26年度処分計画戸数33戸のうち処分可能となった6戸につき前倒しし、計39戸につき売却手続きを完了し、国庫納付済（平成26年3月。国庫納付額は、417百万円）。平成26年度処分計画戸数27戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成27年3月。国庫納付額は、337百万円）。平成26年度をもって、すべての区分所有の保有宿舍の処分が完了した。</p>	措置済み

No.	07	所管	外務省	法人名	国際協力機構
-----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的見直し	23年度から実施	我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。	1a	・研修員受入事業の事業効果の検証に関しては、外務省は、研修事業を平成23年度ODA評価の対象とすることを決定し、平成23年6月から平成24年2月に有識者による評価が実施され、研修員受入事業の戦略性強化、協力プログラムなどに沿った研修スキームの強化、帰国研修員とのパートナーシップの強化等の提言がなされた。本提言にかかる対応について外務省及び国際協力機構にて実施中。 また、以下の取り組み等により、研修員受入事業に係る予算を平成22年度約148億円から平成23年度約129億円、平成24年度約108億円、平成25年度約99億円、平成26年度は約93億円に縮減した。 ・研修コースのプログラム化に関し、機構関係部署による分野課題検討会を開催し、原則として協力プログラムに基づく研修コースの改廃及び更新案を毎年定めている。その結果、平成23年度に更新期限を迎える113件の研修のうち84件についてプログラム化の確認を了し、29件の研修を廃止した。また、平成24年度に更新期限を迎える202件の研修のうち118件の研修についてプログラム化の確認を了し、84件の研修を廃止した。平成25年度に更新期限を迎える136案件については、97件の研修についてプログラム化の確認を了し、39件の研修を廃止した。これをもって全ての研修コースの改廃が完了。 ・長期研修に関し、学位の取得を主目的としている長期研修は平成23年度から新規の受入を中止した。また、既に来日していた当該研修員(68名)についても、平成25年度までに全ての研修が終了。 ・国内研修旅行に関し、広島や京都などの世界遺産視察のように研修成果に直結しない文化視察的な研修旅行は、平成23年度から研修プログラムの中では実施しないことを決定(平成22年度に実施済)。 ・短期の日本語研修に関し、時間の短縮と日中から夜間の実施への振替えにより、平成23年度中に研修期間を縮減済。 ・平成24年度以降の国別研修の要望に対し、中進国を対象とする研修については、先方政府と研修費用の負担について協議し、可能な範囲で有償(コストシェアリング)により実施中。	措置済み
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目(交通費、通信費等)で支給している生活費(1,580円/日)については、廃止を含めた見直しを行う。	1a	・研修員手当(日額)については、研修期間中の生活に必要な最低限の経費として、1,580円から998円に減額し(998円の積算内訳は、飲料水・衛生用品の購入費410円、洗濯費205円、通信費166円、交通費217円)、23年度に来日する研修員から適用。この結果、22年度に支出した生活費総額約5.4億円を23年度予算で約2.0億円削減した。	措置済み
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めた見直しとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲)。	1a	・平成23年7月1日公示分より関心表明書の提出を廃止した。 ・平成23年度に国際協力機構内にタスクチームを設置し、コンサルタント等契約における一般競争入札(総合評価落札方式)の試行的導入を開始、平成26年度までに約50件のコンサルタント等契約において一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、競争性・公平性の向上や質の確保等も念頭に置いたモニタリングを実施した。 ・試行導入の結果を基に、平成27年8月公示分から、小規模な情報収集確認調査や地形図作成調査等、業務内容が定型的な調査について、一般競争入札(総合評価落札方式)を本格導入する。 ・なお、上記試行導入の結果、業務内容が非定型的な調査等については、一般競争入札(総合評価落札方式)により低価格入札が助長され、応札者の減少を招く等かえって競争性を阻害する恐れがあることが判明したため、引き続き企画競争を継続する。ただし、公示に関する情報の提供方法を改善し新規参入を促すとともに、業務従事者の配置の更なる柔軟化や業務指示書の明確化、プロポーザル評価方法の改善等により、応募しやすい環境の整備に今後も取り組んでいく。	措置済み
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めた見直しとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係の見直し」に再掲)。	1a	同上	措置済み

04	有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。	1b 【適正な案件形成】 ・外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」については、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家により構成され（外務省及び機構からも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、23年10月の第1回以降、5回開催。本会議を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図っている。今後は、特に計画段階において、可能な限り数値等を用いて運用効果の目標設定を行い、評価結果の客観性の一層の向上を図る。 ・また、23年1月に外務省が発表した「戦略的・効果的な援助の実施に向けて」の中のPDCAサイクルの強化の一環として、機構において実施済の案件から得られた教訓等の反映状況を引き続き確認し、成果指標を定量化する取り組みを可能な限り実施。 【事後評価の質の向上】 ・事後評価については、国際的に採用されているODA評価の視点（例えば、プロジェクトの目標が達成され受益者や対象社会に便益がもたらされているか（有効性）、プロジェクトの効果が協力終了後も持続しているか（持続性）等）に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助形態で共通の制度を構築し、評価の内容や質にばらつきがないよう、一貫した考え方による評価の実施に努めている。さらに、事後評価の際に、より精緻に把握・検証することによって、特に有益な教訓やモデルとなる事例などを得ることができると見込まれるテーマを含む案件については、同テーマに関して詳細な分析を行うこととし（例：広域インパクト発現や青年海外協力隊との連携による効果など）、得られた結果をフィードバックした。これにより、類似案件の形成や更なる事業効果発現により焦点をあて、事後評価の質の向上に取り組んでいる。	措置済み
05	無償資金協力	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。	1a ・外部有識者5名およびオブザーバーとして関係省庁（外務省、文科省、厚労省、経産省）を含めた「JICAボランティア事業実施のあり方検討委員会」を設置し、事業の実施の方向性を検討するために委員会を5回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（平成22年度に実施済）。 ①国毎に大使館、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関で構成される「現地ODAタスクフォース」で協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに先方機関の要請内容に変更等がないか、現地事務所による定期的な現地の意思確認を強化した。 ②資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等がわかりにくかった村落開発普及員、青少年活動、感染症対策、エイズ対策、環境教育の案件は、活動に求められる資格や能力等を募集要項に詳細に記載することとした。 ③平成22年度に生花、編物、文化、パレエの文化交流職種を廃止した。24年度に職種の見直しを行い、一部職種の名称変更や分離・統合を同年度秋募集から適用済。 ・経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に検証し、職種・要請の絞り込みなどを行った。 ・外務省が発表したボランティア事業に係る政策ペーパーを踏まえつつ「あり方検討委員会」での検討を取りまとめ、報告書を公表した（平成23年8月）。	措置済み
06	国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。 ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者への旅費支給方法を見直し、支給額の大幅な削減を行う。	1a ・紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、ページ数を削減した。また、ウェブサイトへの誘導文を随所に記載し、ウェブへの誘導強化を図った（平成22年度に実施済）。 ・募集説明会の回数について、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により平成22年度の実績539回から平成24年度実績は248回となり、約54%の削減を達成済。この結果を踏まえた平成24年度の会場借代経費は、平成22年度実績の約19万5千円から平成24年度実績約11万5千円となり、約40%の削減を達成済。 受験者への旅費支給方法を次のとおり見直しした（平成23年度春募集から適用）。 ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び離島については、領収書と半券の提出を以て航空実費の2/3を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地の駅から東京駅までの鉄道運賃の2/3を補助。 なお、平成22年度から、宿泊費については支給せず、希望者に対して国際協力機構の国内機関での宿泊を認めている。 さらに、平成24年度秋募集からはシニア海外ボランティア、平成25年度春募集からは青年海外協力隊の二次試験の一部を最寄の国内機関で実施し、支給額減を達成済み。	措置済み
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。	1a ・国内積立金制度を廃止し、新たに本邦支出対応手当、帰国初動生活手当、帰国社会復帰手当で構成される国内手当制度を構築し、ボランティアの状況に合わせ各手当の支給の可否を決定することとした（平成22年度に実施済）。この結果、平成22年度までに派遣された受給対象者の場合、2年間で受給総額約250万円であったが、平成23年度から派遣された受給対象者の場合、その対象手当に応じて、受給総額は140～212万円となった。抜本的な見直しを行った結果、予算削減総額は、平成22年度の派遣規模が平成25年度まで不変と仮定した場合、平成23年度は約2.1億円、平年度化する平成25年度には約8.9億円と試算される。	措置済み
07	国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。	1a ・草の根技術協力事業の実施効果を高めるために、「評価スキーム見直しタスクフォース」を設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。 ・評価スキーム見直しタスクフォースで導き出された提案（NGO等への事前研修の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな終了時評価項目の導入）を23年度下期に試行的に実施に移し、24年度から本格的に導入した。	措置済み

08	海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。	1a	事業効率の観点から検討の結果、これまで機構が実施してきた継承日本語集団研修5コースについて次のとおり整理済。 ・上級2コースについて、24年度から国際交流基金へ移管済。 ・その他3コースは、日本語学校生徒研修とともに、日系人のアイデンティティ向上に資する研修として、機構が引き続き実施。	措置済み
		先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。	1a	・22年度をもって事業を廃止済。	措置済み
		日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。	1a	・平成25年度に実施した日系研修員受入事業のフォローアップ調査の結果や平成26年の安倍内閣総理大臣の訪伯時に表明された政府方針に基づき、研修分野の重点化や再編、研修期間等の見直しを行い、第3期中期計画期間中に経費の節減(1割)を行った。	措置済み。
09	災害援助等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。	1a	・国際緊急援助隊・救助チームの中期訓練計画(5ヶ年)を策定、5つの訓練コースを新たに開発・導入することにより訓練を大幅に拡充した。医療チームについては手術機能拡充に向けて機材を選定した。麻酔薬を携行できる体制についても整備し、輸出シミュレーションを実施した。 (なお、救助チームについては22年3月に国際捜索救助諮問グループから最高ランクである「重(ヘビー)」級に認定された。)	措置済み
10	人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。	1a	・従来の長期研修制度の抜本的見直しを行い、国・都道府県職員を対象外とした。専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修修了後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化等、制度運用を厳格化した。(平成26年度中に募集を再開し、27年度に研修開始予定。)	措置済み
		ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。	1a	・職員の代替と見なされることのないよう、従来のジュニア専門員制度を抜本的に見直した。その結果、新たに「国際協力エキスパートインターン」として、人材養成事業(研修)の位置づけを明確化し、人材不足の分野における中長期的な人材養成を念頭に置いた制度に改編済。研修期間は最長1年半まで、研修修了後は専門家等として海外の国際協力の現場に派遣することを原則としている。	措置済み
	調査・研究(調査)	一般競争入札の実施	23年度から実施	協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める(「取引関係見直し」に再掲。)	1a	項目02に同じ。	措置済み
11	調査・研究(調査)	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用推進	23年度から実施	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携(共同研究、委託等)を更に推進する。	1a	・学識経験者、国際機関経験者やNGO関係者からなる第三者評価委員会を平成23年に立上げ、これまで3回開催した。委員会の評価結果・提言を受けて、研究活動における企画・事業部門との連携強化などの対応を行っており、その結果は研究所ウェブサイトで公開している。 ・アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携(共同研究、委託等)を推進することとしている。 これまで世界銀行とは気候変動、教育分野などで共同研究を行い、また、平成24年11月の世銀・IMF総会時には公式セミナーを共催した。米国ブルッキングス研究所とは、開発効果に関する共同研究を2度にわたり実施し、成果を2冊の英文書籍として発刊。コロンビア大学とは共同研究の成果を出版し、国連本部でシンポジウムを開催したほか、平成25年6月にTICAD Vのサイドイベントで成果を発表した。UNDPとは「人間開発報告書」に関するアジア地域コンサルテーションを共催し、同報告書に対して提言を行った。このほか中国、韓国などアジアの研究機関との連携を強化した。	措置済み
		援助実績の情報発信及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報発信を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。	1a	・平成22年9月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を開始した(平成22年度実施済)。また、平成23年度は英文版事後評価報告書の検索機能も構築し、プロジェクトを実施した国のみならず他国の実施機関関係者や他ドナーなどが評価情報を容易に参照できるよう利便性を高めた。さらに、平成22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている(プロジェクト掲載件数:1683件(平成25年7月1日現在))。 ・事業評価に関する情報共有を強化するため、評価部門と事業実施部門との連絡会の設置などの取り組みを行っている。 ・国際協力や評価に関する外部専門家で構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につきアドバイスを受ける仕組みを確立済(平成24年度は2回実施)。	措置済み
12	附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。	1a	・外務省との定期協議等を通じて、外務省広報と国際協力機構広報の連携を強化しつつ、業務の重複を回避。具体的には、外務省の「ODA見える化サイト」の国際協力機構への一元化等を進めることにより、引き続き広報を効率的に実施(平成22年度に実施済)。 ・外務省広報との連携を強化しつつ、「ODA見える化サイト」の拡充等を実施済。 ・外務省が実施・終了した民間モニター制度を引き継ぎ、「国際協力レポーター」として平成23年度から実施。 ・機構広報誌に外務省提供の外交政策情報を掲載するレギュラーコーナーを平成23年度に設置済。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
13	区分所有の保有宿舍	22年度以降実施	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。	1a	・22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館と合わせて757百万円）。	措置済み
				1a	・平成23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成24年2月。国庫納付額は、394百万円）。平成24年度処分計画戸数34戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成25年3月。国庫納付額は、365百万円） 平成25年度処分計画戸数33戸に加え、平成26年度処分計画戸数33戸のうち処分可能となった6戸につき前倒しし、計39戸につき売却手続きを完了し、国庫納付済（平成26年3月。国庫納付額は、417百万円）。平成26年度処分計画戸数27戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済（平成27年3月。国庫納付額は、337百万円）。平成26年度をもって、すべての区分所有の保有宿舍の処分が完了した。	措置済み
14	不要資産の国庫返納 勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。	1a	・勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行った（22年度に実施済）。 ・通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から当該財産の譲渡に要した費用の額のうち、主務大臣が定める額を控除した額を、国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、区分所有宿舍と合わせて757百万円）。	措置済み
15	広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。	1a	・平成24年9月に広尾センターの機能を市ヶ谷ビルへ移転済。平成26年12月に現物により国庫納付済み。	措置済み
16	財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。	1a	・財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した（23年2月）。	措置済み
17	施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点で、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。	1a	・平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等に要する経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付（1,464,842千円）を行った。	措置済み。
18	ODA卒業国となる国の海外事務所廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。	1a	・ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖。 ・現在、対象国なし。	措置済み
19	事務所等の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。 ・さらに、前回措置済とするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。	措置済み
20	麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。	1a	・入札の結果、売却契約を締結し、決済・移転登記済（24年3月）。	措置済み

21	国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。	1a	大阪・兵庫は、大阪を閉鎖し、平成24年4月に関西国際センターとして改編済。北海道2拠点については地元との調整を経て、平成24年4月に北海道国際センターとして改編済。JICA東京と横浜の統合について、第三者による検証を経て、機構内で検討を行った。その結果、2015年閣議決定された開発協力大綱で指摘された国内拠点の地域での節節点としての役割に留意し、各拠点のカバーする地域・事業上の強み、特長を活かした協力、連携事業を実施し、地方創生にも貢献するべく、両拠点を有効活用していく方針とした。また国内拠点の所管地域の特長や地域リソースに応じた課題別研修等の分散化を図り、全国の国内拠点の一体的な有効活用を一層推進する。	措置済み
22	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）か否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。	1a		措置済み。 (取り組みは継続する。)
23	関連法人の利益剰余金等のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	1a	・各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取し、内容を精査済（平成24年度）。	措置済み
24	取引関係の見直し	23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規模の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。	1a	・22年度にJICAボランティア事業支援契約を、①募集支援業務、②選考支援業務、③訓練・研修支援業務に分離し、②と③を一般競争入札に移行した。（22年度に実施済）。 ・①募集支援業務については、23年度契約において、募集説明会の回数減（22年度の実績539回から約55%の削減を図り、23年度は242回の計画）や国内機関の活用（22年度の実績48回から約21%増加させ、23年度は58回の計画）により、発注規模を見直した（23年度に実施済）。24年度契約において、一般競争入札へ移行済。	措置済み
25		23年度から実施	各国際センター及び訓練所の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費削減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行う。	1a	・全ての国際センター及び訓練所の建物管理契約について、一般競争入札（総合評価落札方式）に移行済。 ・また、平成22年度に横浜国際センターで、平成23年度に沖縄国際センターで、分割発注とパッケージ発注の比較検証が可能となる入札を実施した。入札した結果、両ケースともパッケージ発注が技術、価格両面において優位との結果が得られた。また、サービスの質のモニタリングを実施した結果、円滑な運営がなされていることが確認された。 ・公共サービス改革法対象事業の選定において、東京国際センター、筑波国際センター、横浜国際センター及び市ヶ谷ビルの施設管理を候補事業として提出し、対象案件とすることが閣議決定された（平成25年6月）。 ・平成25年度に市場化テストの対象とされた「横浜国際センターの施設管理」では、発注すべき業務の単位を見直し、民間競争入札の結果、契約額の削減、応札者の拡大という効果が見られた。横浜国際センターの市場テスト等を通じて試行・検証した結果は市ヶ谷ビル、他センターにも適用する方針とした。	措置済み
26		24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。	1a	・24年度契約について一般競争入札により実施。	措置済み
27		23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）	1a	項目02に同じ。	措置済み

28	人件費の見直し	ラスパイレシ指数の低減	22年度から実施	ラスパイレシ指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地限定・職務限定職員の任用、役職定年制等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施した。 ・第2期中期計画の最終年度（平成23年度）までの目標（地域・学歴勘案109.8）を平成22年度に達成済みであり、平成23年度も達成した（同106.5）。第3期中期計画を開始した平成24年度は、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、同指数は101.8となった。 ・平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、必要な措置を講じた。 	措置済み
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	1b	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者を含む検討会を開催した結果、購買力補償方式に基づき制度を構築することが合理的であるとの結論に至った。 ・外務公務員も在勤手当の見直しを行い、購買力補償方式に基づく在勤手当を設定することとなったため、国際協力機構も現行制度の枠組みの下で、追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映した在勤手当の見直しを講じることとし、現行制度の枠組みのとおり購買力補償方式を反映した制度の運用を通じて、適切な在勤手当水準の管理を保つこととした。その結果、月額約650万円の削減効果が得られた。 	
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等派遣支援業務を直営化済（23年4月）。 ・研修監理業務を直営化済（24年1月）。 ・これらの業務再整理、徹底した効率化・人数減により、23年度及び24年度予算合計で5.94億円を削減。 	措置済み
31	業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく、平成24年9月に広尾センター及び本部機能の一部を（研究所を含む）市ヶ谷施設へ移転済。 	措置済み
32		訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・締結済の「JICAボランティア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での語学に関する業務について、国際協力機構職員、国際協力機構語学講師、業務委託先との間で重複している業務や役割分担の整理・調整を行い、平成23年度からの契約に反映させることとした。 ・この見直しの結果、平成23年度契約では二本松及び駒ヶ根の両訓練所に13名配置されていた委託先スタッフのうち語学担当者の人員を2名削減した（平成23年度に実施済）。 ・平成25年度契約において、内閣府の市場化テストを実施。二本松及び駒ヶ根の訓練所毎に派遣前訓練業務を分割し、業務内容や入札参加要件を見直した上で、一般競争入札入札による受託者の選定を行った。（市場化テストによる成果は、事業終了後に評価が行われる。） 	措置済み

No.	08	所管	外務省	法人名	国際交流基金
-----	----	----	-----	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 不要資産の国庫返納	利益剰余金や保有する施設等について、保有する必要性等を厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	1	<p>●区分所有の保有宿舎については、平成18年度に6戸、平成23年度に4戸を売却した。平成24年度に策定された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日、行政改革担当大臣）に基づいて、第3期中期目標期間中の処分計画を平成25年度に策定済み。中期計画に則って、平成25年度に7戸、平成26年度に6戸の区分所有宿舎を売却した。また、計画に基づき平成27年度は売却は行わず、平成28年度に9戸の売却を行う予定。</p>	策定した職員宿舎の処分計画に従い、第3期中期計画期間の最終年度である平成28年度末までに対象となる宿舎を全て処分する予定である。
2	事務及び事業の見直し 随意契約等の見直し等	随意契約等見直し計画を着実な実施。原則としての一般競争入札等への移行、一者応札・応募案件における競争性の確保。	1	<p>●平成22年2月に設置した外部有識者等から成る契約監視委員会による随意契約、一者応札・応募契約等に係る点検の結果に基づく改善措置を講ずることで、以下のとおり改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全契約に占める随意契約の金額・件数比率 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度： 1,495百万円/3,036百万円=49.2% 144件/356件=40.4% ⇒平成23年度： 1,734百万円/3,782百万円=45.8% 170件/404件=42.1% ⇒平成24年度： 1,797百万円/4,239百万円=42.4% 140件/351件=39.9% ⇒平成25年度： 1,676百万円/3,716百万円=45.1% 153件/343件=44.6% ⇒平成26年度： 1,669百万円/4,273百万円=39.1% 158件/387件=40.8% ⇒平成27年度： 2,762百万円/4,817百万円=57.3% 263件/469件=56.1% ※「見直し計画」基準同様入札不調の随意契約を企画競争等に分類した場合： <ul style="list-style-type: none"> 2,736百万円/4,817百万円=56.8% 256件/469件=54.6% <p>平成24年度以降、随意契約のうち、基金事業の特性により随意契約によらざるを得ないものと、それ以外の理由により随意契約となったものを明確に区分して整理を行ってきたが、平成27年度においては、平成26年10月1日付け「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（総務省行政管理局長）を受け、さらに、基金会計規程において、基金事業の特性による随意契約をより明確に区分するため、その類型化を図り、基金会計規程の一部改正を行い、同年度中に同規程を実施した。なお、基金事業の特性による随意契約を除外した場合の平成27年度における全契約に占める随意契約の金額・件数比率は、以下のとおり（「見直し計画」基準同様入札不調の随意契約を企画競争等に分類）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒平成27年度： 636百万円/2,717百万円=23.4% 57件/270件=21.1% <p>・連続一者応札・応募案件については、平成24年度より契約監視委員会の重点的な点検を受けることとしており、委員会のコメントを踏まえ改善取組を着実に実行した結果、平成24年度に6件あった連続一者応札・応募案件は平成25年度及び平成26年度には1件に、また平成27年度には3件に縮減された。</p> <p>●契約監視委員会による主たる指摘事項への対応として、平成23年度以降、以下の改善措置を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札・応募を減らし、より競争性を高めるため、必要な場合には競争参加資格を柔軟に決定する。（平成23年度から実施） 共催事業における相手方が、当基金負担の共催分担金の一部を充当して一定金額以上の契約を締結する場合は、双方で協議することとし、共催分担金への統制を強化する。（平成23年度から実施） 調達予定案件一覧をホームページに公開するとともに、特に前回入札時に一者応札・応募であった案件や入札参加者数の確保が困難な見通しの案件については、参加の見込みのある事業者にもメール等で案件の広報を行うこととした。（平成24年度から実施） 個別契約だけでなく全体的に競争原理が適正に働いているかを確認するため、年間の契約件数が比較的多い業種について年間契約状況を点検。（平成25年度から実施） 契約の適正性についてより一層の可視化を図るため点検時に基金の事業特性による随意契約における作品や事業等選考プロセスの明確化。（平成25年度から実施） 共催事業における共催相手方選定プロセスや選定理由の考え方を整理し、また随意契約の契約相手方選定プロセスや選定理由についても契約監視委員会審議資料に記載することにより、契約の適正性についてより一層の可視化を図ることとした。（平成27年度に実施） 	<p>改正後の会計規程に基づき、今後も、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。</p> <p>また、連続して一者応札・応募となっている案件については特に注意して点検する、などの方法により、随意契約及び一者応札・応募の削減に向けた努力を継続する。</p>

No.	08	所管	外務省	法人名	国際交流基金
-----	----	----	-----	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23年度において、関西国際センターが実施している日本語研修のうち、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）、在日外交官研修プログラムを廃止した（平成23年度予算において対前年度▲52,194千円）。また、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲2,630千円）。	
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。	1a	23、24年度において、日本語国際センターが実施している教師研修のうち、博士課程の新規採用を行わず、修士課程の新規採用を半減（4名）とした（平成23年度予算において対前年度▲11,776千円）。また、平成23年度より、研修プログラムについて横断的に、研修補助費（交通費等）の減額、配布教材費の削減等を行った（平成23年度予算において対前年度▲10,468千円）。	
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。	1a	23年度において、食費の一部を除き、研修手当の現金支給は廃止し、研修補助費（交通費等）をICカードにより支給する、図書費や資料送料を業者への直接払いにするとの変更を行った。	
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。	1a	22年度及び23年度においても収入が支出を上回った（23年度収入615,110千円、支出613,914千円）。24年度も引き続き収入が支出を上回るよう努めるとともに、自己収入の拡大に努める。実施地の増については22年度中から検討を行い、23年度の第1回試験（7月）は新規に20都市、第2回試験（12月）は新規に13都市で実施。24年度は、第1回試験（7月）は新規に6都市、第2回試験（12月）は新規に8都市で実施の予定。	
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の担い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。	1a	招へい者のフォローアップの強化、会議等の事業への参加者の人選の工夫、事業報告書の充実等を行い、事業の効果、効率の向上のための措置を講じた。	
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。	1a	22年度より原則として、国内事業は実施しないこととしている。	
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。	1a	機関誌（『をちこち』）のウェブ化は22年度までに実施済み（紙媒体時より▲19,000千円）。23年度は、広報素材収集費（実施事業の成果の活用のためのDVD映像資料作成等）の節約等により、一般広報費を削減した（▲1,899千円）。	
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。	1a	23年度より、国内で開催される国際交流フェスティバルへの参加（ブース出展及びセミナー等の開催）を取りやめ、同年度をもって国内連携促進プログラムを終了した。	
	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。	1a	22年度に、利用者数増加のための具体的な計画を策定し、それに基づき、①利用者ニーズに応じた開館時間の変更、②ライブラリーの蔵書を活用した展示会の開催、③基金本部でのイベントと連動したライブラリー蔵書の展示などの諸策を実施した。これにより22年度の利用者数は前年度より1,400名程度増加（7.5%増）した。 23年度はライブラリーの利用者増加のための取組みをさらに強化。具体的には、ライブラリー所蔵資料（蔵書・資料・写真等）を活用した展示を実施したほか、ウェブマガジン・プレスリリース・ツイッター等電子媒体等を活用した広報強化や利用者に対するライブラリー利便性向上に努め、23年度の利用者数は、前年度に比してさらに1,650名程度増加（8.2%増）となった。	

05	在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。	1a	<p>事業の重複がないことの検証に関しては、当該国において外交政策全般を担う在外公館と、国際文化交流の専門機関としての基金海外事務所という大きな位置づけを踏まえ、海外事務所に対し、事業計画策定時に在外公館と協議するよう指示するとともに、基金本部と外務省本省の間でも事業計画を共有した上で、年度計画を作成している。また、海外事務所と在外公館の間では、個別の業務上の諸連絡以外に月1回の頻度で連絡会議を行っており、23年度事業計画作成時には、従来以上に、他法人との連携も視野に、相乗効果発揮に向けた協力を留意して各事務所において公館との情報共有、調整を行った。また基金本部と外務省本省間においても事業計画の照合を行った。</p> <p>相乗効果を高め、効率化・合理化を図るための協力に関しては、在外公館がオールジャパンで取組む日本紹介事業において、在外公館との協力連携により、また、他の諸団体の参画などを通じたさらなる事業効果の拡大などへの基金の（本来の役割としての、本部企画も含む）参画により、効率的に相乗効果が得られている。23年度は、パリにおいて若者を中心に19万人を動員したポップカルチャーの祭典であるJAPAN EXPO（在外公館が合同記者会見をセットし、日本としての震災支援への謝意表明を行うとともに、政府関係機関のブースを近接させ、一体感ある参加を実現）、日韓合同の運営委員会（在外公館公使が副委員長）により、約45,000人の一般市民の参加を得て継続的に実施しているソウルにおける日韓交流おまつり（「ありがとう韓国！がんばろう日本！」がテーマ）、3万人近くが参加、要人も多数参加したジャカルタ日本祭り（事務局は大使館内、「深まる絆、広がる交流」がテーマ）、マドリード国際観光見本市（FUTUR）におけるイベントとして実施し、21万人以上の来場者のあったマドリード日本文化週間（日本の伝統文化と東北地方の魅力の紹介を通じて日本の魅力をアピール、開会式にはフェリペ皇太子同妃両殿下ご臨席）等を実施。これらをはじめ、総力で取組むべき震災復興と日本の魅力発信、風評被害対策のため、機動的な連携を各国で展開した。</p> <p>これらオールジャパンの文化紹介の取り組みに際しては、総合調整に加えて要人対応、広報、プレス対応、資料作成といった横断的取組を在外公館が担うことにより、それら業務の一元化と効率化が図られるとともに、他の諸団体や日系企業等より多くのアクターの参画が得られることにより、より費用対効果の高い事業となっている中、国際交流基金が文化交流の専門性を生かした質の高い展覧会や公演、知的交流事業等を担当することで、異なるネットワークやノウハウが生かされ、相乗効果を更に高めることができた。また、これら連携強化の取組みにより、いずれの事業も前年度より参加者が増加し（ジャカルタ日本祭り：約2万人→約3万人、日韓交流おまつり：3.5万人⇒4.5万人など）、アウトプットの増大による効率化を図ることができた。</p>
----	---------	--------------	----------	--	----	--

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	不要資産の国庫返納	運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた34,203,860千円について、簿価超過回収額5,490千円を含め、22年度中に（23年2月17日と23年3月11日の2回に分けて）34,209,350千円を国庫納付済み。
07		不要資産の譲渡収入等	22年度中に実施	不要資産の譲渡収入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。	1a	国庫納付を求められた766,181千円について、更なる検証を行い6,760千円を追加納付することとし、22年度中に（23年2月17日に）772,941千円を国庫納付済み。
08		区分所有の宿舍	23年度中に実施	職員宿舍の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舍を国庫納付する。	1b	区分所有宿舍35戸について、必要性の精査、売却可能性の検討等を行った上で、4戸につき、23年度中に売却手続き等を終了し、24年5月に14,527千円を国庫納付済み。なお、当該物件は東日本大震災の被災者受入施設として提供リストに登録されていたため、23年9月まで手続きを中断していた。なお、区分所有宿舍については、平成24年4月3日付行政改革実行本部による「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」に基づき、引き続き見直しを行う。
09	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。	1a	23年6月にバンコクにおいて、また8月には北京において、国際観光振興機構の事務所が現行の基金事務所入居ビルに移転を完了した。
10			22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	<p>平成22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。</p> <p>さらに、前回措置済みとするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、平成24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独法の実務者会合に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、平成24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。</p>

11	人件費の見直し	在勤手当の見直し	平成22年度中に実施	外部有識者による検証等を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	1b	平成22年度に民間調査機関への委託による在外給与水準の調査（購買力補償方式による水準との比較）を実施した結果、全体として現行の海外勤務者の給与水準が民間と比較して高いことが確認された。本調査結果及び外部有識者からの意見聴取の内容、並びに外務公務員も在勤手当の見直しを行い購買力補償方式に基づく在勤手当の設定を行なっていることを踏まえ、国際交流基金も現行制度の枠組みの中で追加的な運用コストをかけずに購買力補償方式を反映した制度の運用を行い、適切な在勤手当の水準の管理を行なうこととした。その結果、月額約56万円の削減効果が得られた。	
12	業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	23年度以降実施	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。	1a	途上国からの参加者に対する研修補助費（交通費等）の削減、配布教材費の削減による受益者負担の拡大を図った。 なお、日本語国際センター施設管理・運營業務については、平成22年度まで一般競争入札であったが、平成23年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施した結果、平成23年度の契約金額（平成22年度に入札を実施）は、平成22年度落札価格比で▲27,241千円（▲28.6%）、また、平成24年度～26年度の公共サービス改革法に基づく民間競争入札（平成23年度に実施）による契約金額は、1年当たり、平成22年度落札価格比で、▲22,316千円（23.4%）の削減となった。関西国際センターの施設管理・運營業務等については、平成23年度まで一般競争入札であったが、平成24年度分から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入し、平成23年度に同民間競争入札を実施した結果、平成24年度～26年度の契約金額は1年当たり、平成23年度落札価格比で▲29,318千円の削減となった。日本語国際センターにおいては、平成24年度分の海外日本語教師研修接遇業務についても民間競争入札を導入した。 これにより、「講ずべき措置」の「具体的内容」として検討してきた事項には全て対応済となった。今後は縮減額の維持あるいは更なる減額に向け、努力を継続する。	

No.	09	所管	財務省	法人名	酒類総合研究所
-----	----	----	-----	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	平成25年度までは、国税庁の税務行政に直結する業務として重点化を図りつつ、着実に実施してきた。 平成26年度以降は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、国税庁から依頼のある適正課税、適正表示等のための酒類の高度な分析及び鑑定について着実に実施している。平成27年度においては、延べ3,051点の依頼に対応したほか、同じく国税庁からの依頼による分析手法の開発・検討を2件実施した。 民間等からの受託分析については、酒類総研が公的分析機関や、証明書等の発行機関とされている台湾向け輸出酒類及びEU向け輸出ワインの証明・分析について、平成27年度は延べ462点の分析等を行った。これ以外の受託分析については、酒類総研が直接実施する必要性が高いものについて実施した（平成27年度実績162点）。	国税庁の税務行政に直結する業務に重点的に取り組むことが基本であり、適正課税及び適正表示の確保については優先的に対応する（独立行政法人酒類総合研究所 第4期（注）中期目標 1(3)イ）。 （注）平成28年4月1日～平成33年3月31日
02 品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。	1a	平成25年度までは、民間による単独実施への移行に向けて協議を実施してきた。 平成26年度以降は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、共催により実施しているものについて、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めて実施している（例：全国新酒鑑評会の自己収入：14,529千円、酒類醸造セミナー清酒上級コースの受講費用：171千円/人）。 また、平成26年度より全国新酒鑑評会における一般消費者向け公開行事（公開きき酒会）を民間（日本酒造組合中央会）の単独開催としたほか、民間との共催化が困難であった果実酒・リキュール鑑評会は廃止した。	関係業界団体との共催により実施することとし、その際、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求める。 （独立行政法人酒類総合研究所 第4期中期目標 5(1)、同中期計画前段、1(3)ロ、ハ）
03 講習						
04 研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。	1a	平成25年度までは、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる「酒類の品目判定等」、「酒類の安全性の確保」等を目的とした研究等への重点化を図りつつ、着実に実施してきた。 平成26年度以降は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究及び調査のほか、これらの成果等を活用しつつ、酒類業の健全な発達に資する研究及び調査についても実施している。 また、酒類総研の設置目的、業務の公共性に配慮して、共同研究を積極的に進めるとともに、科学研究費補助金等の競争的資金等の獲得に努めた。（平成27年度実績：共同研究43件、受託研究7件、科学研究費補助金6件（前年度からの延長1件含む。））	引き続き国税庁の税務行政に直結する業務に重点的に取り組むことを基本とし、分析・鑑定の理論的裏付けとなる研究・調査等の業務を確実に実施するとともに、「酒類業の健全な発達」を実現するため、酒類の品質及び安全性の確保、技術力の維持強化の支援、日本産酒類の輸出促進、地域振興の推進を目的とした研究・調査を行う。 なお、国、公設試験研究機関、大学、民間等の関係機関との研究交流を積極的に行い、共同研究を積極的に進め、競争的研究資金等の獲得に努める。 （独立行政法人酒類総合研究所 第4期中期計画 前段、1(1)～(6)）

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	10	所管	財務省	法人名	造幣局
-----	----	----	-----	-----	-----

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行ってきた。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地としてさいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。その後、移転先の庁舎・工場等の建設工事を行い、28年10月にさいたま支局を開局し、移転を完了した。 また、東京支局跡地の有効活用の検討を進めるため、26年10月に豊島区が「造幣局地区街づくり計画」を策定したことを受け、豊島区のみちづくりと協力していくこととし、27年4月に豊島区及び独立行政法人都市再生機構との間で「造幣局地区におけるまちづくりに係る基本協定書」を締結した。その後、28年1月に区道整備の用途に充てるための無償譲渡契約を豊島区との間で締結し、28年2月に防災公園街区整備事業を活用した防災公園等の整備の用途に充てるための譲渡契約を独立行政法人都市再生機構との間で締結した。28年10月のさいたま市への移転完了後、旧東京支局跡地に残る庁舎・工場等の建物解体工事及び跡地の土壤汚染対策工事を開始した。	旧東京支局跡地に残る庁舎・工場等の建物解体工事及び跡地の土壤汚染対策工事を着実に進める。	
2			庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。	1	東京支局大塚寮は、20年度末をもって廃止した。	-
3			保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。	1	保養所は、20年度末をもってすべて廃止した。	-
4			職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。	1	・20年度末に職員宿舎の廃止・集約化計画を策定し、22年度末までに、当該計画に沿って職員宿舎の廃止・集約化を進め、5箇所、178戸を廃止した。 廃止した職員宿舎の敷地は、寄附財産であった千早宿舎及び事業用地に転用した五日市宿舎（一部）を除き、以下のとおり国庫納付した。 （22年度）本局独身寮敷地（金銭納付） （23年度）枚方敷地、四条驛敷地（いずれも現物納付） ・自主的な見直しを不断に行い、23年度末に広島支局観音宿舎4号棟を追加廃止し、当該職員宿舎の跡地は、25年6月に現物により国庫納付した。 ・24年度に、政府の方針として「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（24年12月14日行政改革担当大臣決定）が決定されたことから、24年12月に同年4月1日時点の職員宿舎設置戸数573戸から121戸を削減し、452戸とする「職員宿舎見直し実施計画」を策定した。 ・「職員宿舎見直し実施計画」で廃止・集約化を予定していた宿舎については、28年度末までに、順次、廃止・集約化を進め、148戸を削減した。 ・職員宿舎の見直しに伴い廃止した宿舎については、事業用地に転用予定である本局北宿舎1・2号棟跡地を除き、速やかに国庫納付を行う予定である。	-

No.	10	所管	財務省	法人名	造幣局
-----	----	----	-----	-----	-----

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	貨幣製造事業については、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化し、確実に実施している。 また、偽造防止技術を高度化するため、新技術の耐久性、量産性を含めた検証・確認の充実に努めつつ、確実かつ機動的な製造管理体制の維持・向上を図っている。	
02 その他事業 (金属工芸品の製造等)	対象事業の限定	23年度から実施	金属工芸品の製造については、貨幣製造・偽造防止技術の維持・向上に資するものに限定する。受注品については、公共性が高い場合に限ることとし、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行わない。	1a	金属工芸品の製造業務については、偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持向上のために必要な範囲内に限定している。 受注品の公共性については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ判断を行っており、また、原則として、官公庁等の一般競争入札による受注・製造は行っていない。	
03 貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。	2a	将来的な事業廃止に向けた検討を行う前提として、業界の自主的な取組等により造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか確認する必要があるところ、引き続き状況の確認を進めることとしている。なお、業界団体の一般社団法人日本ジュエリー協会や独立行政法人国民生活センター等と品位証明制度について確認したところ、いずれの団体からも消費者保護のため造幣局の品位証明制度の継続を要望された。また、貴金属業界団体及び検定登録事業者と年1回行う検定事業懇談会(29年2月)においても、造幣局の品位証明制度の継続を要望された。	業界の自主的な取組等により造幣局が品位証明を行わずとも問題が生じないかどうか、引き続き状況の確認を進めることとする。
04 貨幣等に関する研究開発	貨幣等製造事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製造技術の高度化のために必要な研究開発に限定して実施している。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 不要資産の国庫返納	22年度中に実施	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮、観音宿舎の一部	1a	東京支局庁舎分室、白浜分室、本局独身寮及び観音宿舎の一部については23年1月6日に一般競争入札を実施。費用控除後の売却収入(1,751,180千円)を23年3月10日に国庫納付済み。	
			1b	伊東分室及び宮島分室については23年1月6日に一般競争入札を実施したが不調。23年7月29日に現物(土地・建物等、簿価:111,560千円)を国庫納付済み。	
06 枚方宿舎、四条畷宿舎等	23年度中に実施	枚方宿舎、四条畷宿舎等を国庫納付する。	1a	枚方宿舎(2棟・32戸)については22年度をもって廃止し、23年12月27日に現物(土地・建物等、簿価:333,437千円)を国庫納付済み。	
			1a	四条畷宿舎(2棟・47戸)等については22年度をもって廃止し、23年7月29日に現物(土地・建物等、簿価:553,374千円)を国庫納付済み。	
07 保有資産の見直し	22年度以降実施	東京支局の有効活用の可能性の検討	2a	21年11月に豊島区が設置した東池袋まちづくり協議会へ参加し、検討を行ってきた。23年5月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めてきた結果、24年9月にさいたま市への移転に向けた用地取得交渉の開始を公表し、25年6月、移転用地としてさいたま市大宮区北袋町の土地を取得した。その後、移転先の庁舎・工場等の建設工事を行い、28年10月にさいたま支局を開局し、移転を完了した。 また、東京支局跡地の有効活用の検討を進めるため、26年10月に豊島区が「造幣局地区街づくり計画」を策定したことを受け、豊島区のまちづくりに協力していくこととし、27年4月に豊島区及び独立行政法人都市再生機構との間で「造幣局地区におけるまちづくりに係る基本協定書」を締結した。その後、28年1月に区道整備の用途に充てるための無償譲渡契約を豊島区との間で締結し、28年2月に防災公園街区整備事業を活用した防災公園等の整備の用途に充てるための譲渡契約を独立行政法人都市再生機構との間で締結した。28年10月のさいたま市への移転完了後、旧東京支局跡地に残る庁舎・工場等の建物解体工事及び跡地の土壌汚染対策工事を開始した。	旧東京支局跡地に残る庁舎・工場等の建物解体工事及び跡地の土壌汚染対策工事を着実に進める。
			1a	北・南宿舎(豊島区東池袋)については、豊島区の再開発事業の進ちょく状況に併せて廃止を検討する。	北宿舎については、28年11月1日付で、南宿舎については、29年3月31日付で廃止した。

No.	11	所管	財務省	法人名	国立印刷局
-----	----	----	-----	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地権者(虎の門病院等)が虎ノ門敷地を含めた再開発を希望したことから、21年1月に国立印刷局を含めた地権者の総意により「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」を設置し、この再開発事業の進捗状況を確認しつつ、資産処分について検討することとした。 ・虎の門工場は、滝野川工場へ移転し、26年4月1日に東京工場として発足させた。 ・再開発事業については、協議会において、再開発事業に係る協定書を締結(平成24年6月29日付け)。26年3月28日に再開発事業の施工認可申請を行い、同年7月15日に認可され、27年2月12日に権利変換計画が認可された。その後、27年3月5日に権利変換がなされ、再開発計画に従い、同年4月から工場跡地において病院棟新築工事が行われており、病院棟完成後、虎の門病院跡地に新業務棟が建設される予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗状況を確認しつつ、資産処分について検討を行う。
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえ、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。 	
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・保養所(鎌倉宿泊所、京都宿泊所、那須保養所及び伊東保養所)については、20年度末をもって全て廃止した。 ・鎌倉宿泊所及び京都宿泊所については、22年度に譲渡し、譲渡収入を国庫納付した。 ・那須保養所及び伊東保養所については、22年度に実施した一般競争入札を実施したが、不調となったことから、23年7月に現物を国庫納付した。 	
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・職員宿舎については、整理合理化計画に基づき、21~24年度に山手線内所在の若松町宿舎、西片町宿舎及び田端宿舎を含む8箇所、269戸を廃止した。 ・24年度に、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(24年12月14日行政改革担当大臣)が決定されたことから、25年3月に、25年4月1日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸を削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を策定した。 ・「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、25年~26年度に山手線内所在の神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、薬王寺宿舎及び払方宿舎の5箇所と小田原宿舎の一部を廃止した。 ・淀橋宿舎については、東京都の再開発事業地域に指定されたことから、再開発事業における権利変換期日等を考慮して、27年度に廃止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、老朽化した職員宿舎の廃止・集約化等に取り組む。
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・出張所等については、22年4月に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合した。 ・集約・統合後みつまた倉庫として活用していた旧出雲出張所については、24年12月に現物を国庫納付した。また、旧高知出張所及び旧松山分室については、国庫納付に向けて関係者間で調整を進めている。 	
6	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・研修機能については、技能人材の育成を目的に、技術・技能に関する研修の強化・充実を図るため、研究所及び小田原工場に隣接する旧小田原健康管理センター建物を研修施設に改修の上、22年4月に移転した。 ・博物館機能については、23年3月に王子工場内(東京都北区)に移転した。 ・両機能移転後の市ヶ谷センターについては、23年3月に現物を国庫納付した。 	
7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・久我山運動場については、23年1月に現物を国庫納付した。

No.	11	所管	財務省	法人名	国立印刷局
-----	----	----	-----	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
01	セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	セキュリティ製品事業は、国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化している。	
02	情報製品事業	対象事業の限定	23年度から実施	公共上の見地から必要な事業（官報、国会用製品、予算書・決算書、法令全書等）に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造を行わない。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	情報製品事業については、製品ごとの公共性や民間の参入動向を踏まえ、民間においても十分対応できると認められる製品からは撤退しており、引き続き、公共上の見地から必要な事業に限定している。また、官公庁等の一般競争入札による受注製造は行っていない。	
03	銀行券等に関する研究開発	セキュリティ製品事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	1a	偽造抵抗力が高い独自の偽造防止技術の維持・向上、製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高度化のために必要な研究開発に限定して実施している。	
04	病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中期目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。	1a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「病院事業については、現行中期目標期間終了時までには本法人の事業としては廃止すべく、公的医療機関への移譲以外の措置も選択肢に含めて取り組む。」とされたことを踏まえ、24年12月に民間医療機関へ移譲を決定し、24年度末に廃止した。 病院事業の移譲にあたっては、民間医療機関に対して土地を貸付けのうえ、建物及び病院施設を売却した。 土地については25年6月20日に権利付財産として国庫納付するとともに、建物等売却収入を25年6月28日に国庫納付した。	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場	22年度中に実施	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場については、速やかに現物納付する。	1a	大手町敷地は22年12月27日、市ヶ谷センターは23年3月31日、久我山運動場は23年1月1日に国庫納付済み。		
06	不要資産の国庫返納	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等	22年度中に実施	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等については、処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	旧鎌倉宿泊所については22年12月15日、旧京都宿泊所については22年12月14日に一般競争入札を実施。費用控除後の売却収入を23年3月8日に国庫納付済み。	
					1b	旧那須保養所については22年12月15日、旧伊東保養所については23年2月17日、出雲敷地及び出雲第2敷地については22年12月8日、松山敷地については22年12月9日にそれぞれ一般競争入札を実施したが不調。23年7月29日に現物（旧那須保養所及び旧伊東保養所については土地・建物等、その他については土地）を国庫納付済み。	
07	保有資産の見直し	虎の門工場	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。	2a	虎の門工場については、滝野川工場へ移転し、26年4月1日に東京工場を発足させた。 再開発事業については、周辺地権者と設立した「虎ノ門二丁目地区再開発協議会」において、再開発事業に係る協定書（平成24年6月29日付け）を締結。26年3月28日に再開発事業の施行認可申請を行い、同年7月15日に認可され、27年2月12日に権利変換計画が認可された。その後、27年3月5日に権利変換がなされ、再開発計画に従い、同年4月から工場跡地において病院棟新築工事が行われており、病院棟完成後、虎の門病院跡地に新業務棟が建設される予定である。	・虎ノ門二丁目地区における再開発事業の進捗状況を踏まえつつ、資産の処分について検討を行う。
08	職員宿舎の見直し	都内宿舎等の廃止・集約化	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他都内宿舎等の集約化等を検討する。	2a	山手線内の宿舎8箇所については、20年度末に1箇所（西片町宿舎）、21年度末に2箇所（若松町宿舎・田端宿舎）を廃止。残りの5箇所（神宮前宿舎、神宮前第2宿舎、神宮前第3宿舎、弘方宿舎、薬王寺宿舎）を含むその他の職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月3日行政改革実行本部決定）等を踏まえ、24年4月1日時点の職員宿舎設置戸数1,494戸から356戸削減し、1,138戸とする「国立印刷局職員宿舎見直し計画」を25年3月に策定。 「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、25年度から26年度に山手線内の残りの5箇所及び小田原宿舎の一部を廃止した。 淀橋宿舎については、東京都の再開発事業地域に指定されたことから、再開発事業における権利変換期日等を考慮して、27年度に廃止した。	・引き続き「国立印刷局職員宿舎見直し計画」に基づき、老朽化した職員宿舎の廃止・集約化等に取り組む。

No.	12	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	事務及び事業の見直し	研究事業評価システムの見直し		教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案（事前）・実施時（中間）、研究成果（事後）を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。	1	研究評価システムについては、ホームページ上に構築し、平成20年度より運用開始し、現在も継続して実施している。	今後もホームページ上で研究評価システムを運用する。
2	事務及び事業の見直し	研究事業評価システムの見直し		上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。	1	研究については、研究評価システムを通じて寄せられた意見等も参考にするとともに、研究所の評価委員会における評価結果を研究代表者等にフィードバックすることにより、研究の質の底上げを図ることとしている。	今後も寄せられた意見等も参考にするとともに、評価委員会の評価結果をフィードバックする。
3	事務及び事業の見直し	研修事業評価システムの見直し		教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案（事前）・実施時（中間）、実施後（事後）において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。	1	研修評価システムについては、ホームページ上に構築し、平成20年度より運用開始し、現在も継続して実施している。	今後もホームページ上で研修評価システムを運用する。
4	事務及び事業の見直し	研修事業評価システムの見直し		平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。	1	事前計画書の作成・提出については、平成20年度から実施し、現在も継続して実施している。 また、修了1年後のアンケート調査については、平成18年度修了研修分から実施し、現在も継続して実施している。	今後も事前計画書の作成・提出及び修了1年後のアンケート調査を実施する。
5	事務及び事業の見直し	研修事業評価システムの見直し		上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。	1	研修については、研修評価システムを通じて寄せられた意見等も参考に、研修内容等について見直しを行うことにより、研修の質の底上げを図ることとしている。	今後も寄せられた意見等も参考に、研修内容等の見直しを行う。
6	事務及び事業の見直し	研修事業		平成20年度より一部研修を廃止（13研修→10研修）する。	1	各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊の課題等の動向を探りながら研修内容等を見直し、平成25年度においては、特別支援教育専門研修の3研修、各種研究協議会の4研修を実施している。	今後も研修内容等の見直しを行う。
7	事務及び事業の見直し	個別教育相談業務		保護者等からの個別の教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。	1	保護者等からの個別の教育相談については廃止している。なお、都道府県等が行う教育相談支援のため、発生頻度の低い障害等、各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談や、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談を実施している。	今後も個別の教育相談については、原則的に廃止する。
8	事務及び事業の見直し	個別教育相談業務		平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。	1	情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とした。	今後もHP上での公開・頒布を原則とする。
9	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大		競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。	1	平成21年度の年度計画から定量的な目標を定めており、経営の効率化を図るとともに自己収入の増大に努めている。	今後も自己収入の増大に努める。

No.	12	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。	1a	研究課題については、研究基本計画等に従い、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえつつ、理事長による国の政策課題、教育現場の課題に対応した優先課題の選定を行うなど、一層精選、重点化して研究活動を展開している。 また、平成28年3月に研究基本計画を改訂し、研究の背景・必要性や研究の方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果と今後5年間の研究のロードマップを明らかにして、これに基づき研究を戦略的かつ組織的に実施している。	今後もナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。
02 研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。	1a	特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成23年度限りで本制度自体を廃止した。 特別支援教育専門研修及び各研究協議会については、平成23年度から外部講師による講義を減らすなどの見直しを行うとともに、継続して国の政策的課題や学校現場のニーズを踏まえた見直しを行っている。特に研究協議会については、「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」が、各都道府県等において同じ目的の研修が実施されるようになったことから、平成24年度をもって廃止するとともに、国の政策的課題に対応する観点から「就学相談・支援担当者研究協議会」を平成25年度に新設した。さらに、地方公共団体における研修の実施状況を考慮し、「特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会」を平成27年度限りで廃止し、平成28年度から「特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会」を新設した。 (予算) 平成22年度26,681千円、平成23年度22,420千円、平成24年度20,178千円、平成25年度18,160千円、平成26年度17,695千円、平成27年度163,363千円、平成28年度128,919千円(新規事業分含む。)	今後もナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03 教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。	1a	平成23年度から、「教育相談年報」を「世界の特別支援教育」と統合し、インターネットを活用した提供を引き続き行っている(実績:平成22年度987千円→平成23年度31千円)。 第3期中期計画において、教育相談情報提供システム※(教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース)の整備を進めることを明確に位置付け、本システムを効果的に運用できるようシステムの充実を図った。 ※「教育相談データベース」は、第3期中期計画において、実態をより適切に表すため、その名称を「教育相談情報提供システム」と改めた。	今後も統合した刊行物について、インターネットを活用した提供を行い、また、教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。
04 情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。	1a	平成23年度において、国際交流に関する英文刊行物「Journal of Special Education on Asia Pacific」、「NISE Newsletter」及び「NISE Bulletin」を統合し(実績:平成22年度2,936千円→平成23年度886千円)、国際交流に関する和文刊行物「世界の特別支援教育」については「教育相談年報」と統合した(実績:【03の再掲】平成22年度987千円→平成23年度31千円)。このことと併せてそれぞれインターネットを活用した提供を引き続き行っている。	今後もインターネットを活用した提供を行う。
	研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。	1a	平成23年度から毎年2回開催していたセミナーを統合し、年1回で開催することとした。このことにより資料印刷費や会場借上費等の経費を縮減した(実績:平成22年度4,557千円→平成23年度2,926千円)。	-
05 国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。	1a	毎年開催していた国際セミナーを平成22年度限りで廃止済みであり、このことにより会場借上費等の経費を9,280千円縮減した。	-

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06 保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。	1a	平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとし、平成24年度からその使用を開始した。	-
07 事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施	リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、学術総合センターに集約化済みである(実績:平成22年度2,844千円→平成23年度862千円)。	-

No.	13	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	大学入試センター試験の実施事業	1	<p>・随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるもののみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%) <p><平成23年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,658,745千円(51.3%)、競争性のない随意契約 1,788,433千円(48.7%) ・一般競争等 30件(63.8%)、競争性のない随意契約 17件(36.2%) <p><平成24年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,188,741千円(46.3%)、競争性のない随意契約2,541,615千円(53.7%) ・一般競争等 25件(61.0%)、競争性のない随意契約 16件(39.0%) <p>公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月末までの間、大学入試センターの実施する出願受付・成績開示業務について外部委託により実施し、内閣府に置かれている官民競争入札等監理委員会等において、公共サービスの質の維持や経費の削減等が達成されているとの評価を得た。平成23年7月、引き続き民間競争入札を実施することが閣議決定され、平成24年5月以降も外部委託により実施している。</p>	
2	事務及び事業の見直し	大学入試センター試験の実施事業	1	<p>・中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の平成21年4月17日の報告「法科大学院の質の向上のための改善方策について(報告)」の中で、「適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。」と提言された。新たな実施主体として平成22年に適性試験管理委員会が発足し、平成23年度より適性試験を実施することとなったことから、大学入試センターにおいて実施してきた法科大学院適性試験は、平成22年度をもって終了した。</p>	
3	事務及び事業の見直し	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業	1	<p>・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。</p>	
4	事務及び事業の見直し	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業	1	<p>・「国公立大学ガイドブック」、「進学指導関係セミナー(大学ガイダンスセミナー)」は平成22年度限りで廃止した。</p>	
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	1	<p>・平成22年に外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成23年3月に、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、所有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得た。</p>	

No.	13	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。	1a	・前年度から引き続き平成24年度についても運営費交付金はゼロとした。	
02	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。	1a	・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究等は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。 (調査研究の件数・経費) 平成22年度 31件、226,490千円 → 平成24年度 16件、177,151千円	
03	大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。	1a	・ガイダンスセミナー、ハートシステム及びガイドブックは、平成22年度限りで廃止した。	

No.	14	所管	文部科学省	法人名	国立青少年教育振興機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家 の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これ以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。	1a	<p>文部科学省においては、自治体・民間への移管について地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。</p> <p>また、平成25、26年度の調査研究として「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を行った。今後も引き続き検討を進める予定である。</p> <p>国立青少年教育振興機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、①施設の管理運営や事業の企画・立案・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）、②施設の特徴や役割を踏まえた効果的・効率的な施設の配置及び管理運営の2点について調査研究を実施した。</p> <p>そして、平成24年3月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」、平成27年3月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」をとりまとめた。</p> <p>（主な取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営や事業等の様々な場面で、地域に支えられ、地域の人的・物的・資金的な協力を得て行う管理運営の手法について、平成23年9月から平成25年3月まで2施設で試行実施し、平成25年度4月からは本格実施するとともに、他施設においても検討を進め、平成27年度末時点で計18施設で導入している。その上で、第3期中期目標期間では、成果を的確に把握できる目標を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 文科省の平成26年度調査研究「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」の調査結果に基づく検討結果を踏まえ、対応していく。 施設運営の効率化 <p>効果的・効率的な施設運営を図るため、引き続き、「新しい公共」型管理運営方式の導入の検討を進め、第3期中期目標期間中に全ての施設で導入する。</p>
				1a	<p>宿泊室稼働率が50.0%を下回るような稼働率の低い施設はないが、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」の第一次報告（平成24年3月）において、①閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討する必要があること、②また、閑散期を除く時期の利用者のニーズは高いことから、安全な施設運営及びサービスの質の維持・向上の観点を踏まえ、一定期間、質の高いスタッフの確保をはじめとする具体的な対策が講じられることを期待する、と指摘された。</p> <p>平成23年度以降の宿泊室稼働率は全27施設で50.0%を上回っており、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」の第二次報告（平成27年3月）では、すぐに季節開設を行う必要はないが、季節によっては宿泊室稼働率が低い教育施設もあるため、季節開設については、状況を踏まえながら中期的に検討すべき課題と考えると指摘されている。</p> <p>これを受けて、平成25年4月から3か年で4施設において、期間限定の非常勤職員の確保及び活用に関する試行を実施した。平成27年度においては、その試行結果をとりまとめて、今後の人員配置の検討に資することができるよう全施設に周知した。</p>	<p>引き続き、各施設において稼働率向上に取り組むとともに、期間限定の非常勤職員の確保及び活用については、平成28年度以降、実施設数を拡大するなど発展させる予定である。</p>
				1a	<p>国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した（受益者負担の導入）。</p> <p>また、地方施設の一般利用に係る施設使用料については、平成24年7月より料金を改定した。（改定前：250円→改定後：800円）</p> <p>なお、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行った。その検討内容を踏まえ、平成25年4月より地方施設の講師等宿泊室で、料金の徴収を開始した。</p>	<p>引き続き、受益者負担の在り方について検討を行う。</p>

		国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。	1a	国立オリンピック記念青少年総合センターの利用状況については、宿泊室稼働率は約7割、研修室稼働率は約8割に達しているが、さらに、当センターの利用に関して、関係団体・機関へ積極的な働きかけ等を行うことによって周知を図り、施設の改修など環境を整備するとともに、東日本大震災の影響で中断していたプール利用を平成24年5月より再開し、さらなる利用の拡大を進めている。 また、平成23年4月にはオリンピックセンター運営部として機構本部に統合し、予算管理・執行備品・消耗品の管理等の管理業務や、契約・発注等の調達業務を管理部に一元化するなど、事務の効率化を図っている。 さらに、当センターの施設使用料については、平成23年10月、平成24年3月及び平成26年4月に料金改定を行った（平成23年10月：宿泊施設D棟（青少年利用）2,400円→3,000円、平成24年3月研修室使用料平均15%値上げ、平成26年4月：研修室使用料等10.0~30.0%値上げ）。	引き続き、受益者負担の在り方について検討を行う。
02	子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金10,000,000千円により取得した地方債について、その譲渡収入等10,133,053千円を平成23年3月28日に国庫納付した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03	不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金10,000,000千円により取得した地方債について、その譲渡収入等10,133,053千円を平成23年3月28日に国庫納付した。	

No.	15	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	女性教育課員系事業	女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。	1	平成19年度限りで事業を廃止した。	
2	組織の見直し	組織体制の見直し	法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的在り方について平成20年度内に結論を得る。	1	研修及び調査研究に係る企画実施機能の強化及び業務の効率化を図るため、平成20年6月にチーム制を導入した。具体的にはプログラム研究会を設置し、業務を横断的に執行するための体制整備を行った。	
3	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	館内に設置した外部資金の導入推進チーム及び利用促進本部により、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けた検討を行い、定量的な目標を平成21年3月に策定した。	

No.	15	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。	1a	平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。 更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。 なお、自己収入額は、74,256千円（平成22年度）から78,696千円（平成23年度）に増加した。	-
	優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。	1a	平成23年度から、地方公共団体職員向けの研修対象者を「行政担当者」とされていたところ、「責任者」に限定し、より対象者を厳選した。また、課題についても、リーダーに求められるマネジメントに関する内容に焦点をあてるなど厳選している。 研修半年後に実施する研修成果の活用状況に関するフォローアップ調査について、平成22年度から研修プログラム中にフォローアップの重要性を説明する等、その趣旨の適切な理解を促し、回収率の向上を図った。（平成21年度69.0%、22年度75.4%、平成23年度79.4%）また、フォローアップアンケートから参加者のニーズを把握し、事業内容に反映させた。	-
02 調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。	1a	科学研究費補助金等の外部資金の積極的な活用や複数の調査票の同時送付等事務上の工夫により、事業の効果的・効率的な実施を図っている。平成23年度から平成27年度の第3期中期目標期間5年間で18件の科学研究費補助金が採択され58,223千円の効率化が図られた。 科学研究費補助金実績：（平成23年度3件 13,390千円）、（平成24年度5件 25,940千円）、（平成25年度5件 11,473千円）、（平成26年度3件 4,770千円）、（平成27年度2件 2,650千円）	-
03 情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。	1a	情報関係事業者へのヒアリングを行いながら利用者の利便性向上と費用対効果を比較衡量し、女性教育情報センターにおいて、端末によるデータベース利用を対象に、利用料を徴収することとし、平成27年6月から実施した。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。	1a	草原運動場とテニスコート（3面）を含む約36,000㎡を返却済。これにより、土地借料は41,946千円から18,086千円に削減された（削減額：23,859千円）	-

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 資料収集・保管, 展示・学習支援活動	学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて, 国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し, より先導的・モデル的事业に重点化する。	1	平成20年3月末をもってティーチャーズセンターを終了した。なお, 学校の授業等で活用可能な科学的体験学習プログラムを国内の科学系博物館と協働して開発・普及するとともに, 学校教員が博物館に親しみ, 博物館の学習資源を知ってもらうことを目的とした事業「教員のための博物館の日」をモデル的に実施し, 普及を図っているところである。	
2	事務及び事業の見直し 民間競争入札の適用	国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業務の企画等を除く。)について, 民間競争入札を実施することとし, 対象業務の範囲, 実施予定時期等について検討を行い, 平成20年度末までに結論を得る。	1	館内に検討チームを設置し, 対象業務の範囲, 実施要諦時期について検討を行い, 平成21年3月に結論を得た。実施要項については, 内閣府官民競争入札等監理委員会の議を経て, 平成21年11月に入札公告を行い, 平成22年4月から落札者による業務を開始した。	
3	組織の見直し 組織体制の整備	限られた資源の中, 調査研究と資料収集・保管, 展示・学習支援活動を一体的に実施し, さらなる成果を上げるため, 部課等の再編を含めた組織の見直しを図り, 人件費削減と的確な職務の遂行, 組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し, 平成20年度内に結論を得る。	1	効果的に事業を推進するための組織の在り方について検討を行い, 平成21年3月に結論を得た。その結果に基づき, 平成21年4月に広報・サービス部と展示学習部を統合して事業推進部とするなど, 部課の再編を含めた組織の見直しを行った。	
4	運営の効率化及び自律化 業務運営体制の整備	特に大学等の研究では十分な対応が困難な, 標本資料に基づく実証的研究, 生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を, 効率的, 効果的及び確実に遂行するため, 外部評価を導入することとし, 平成20年度内に, その具体的在り方について結論を得る。	1	研究活動に関する外部評価を実施し, 平成21年3月に評価結果を得た。その結果を受けて, 平成21年4月に研究支援体制の充実を図った。また, 平成22年度に総合研究の外部評価を実施したとともに, 平成23年度からは基盤研究及び総合研究について開始前, 中間, 終了時評価を導入したところである。	
5	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	外部資金の活用を引き続き図るとともに, 入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	入場料収入の増大に向けた目標の在り方について検討を行い, 平成21年3月に結論を得た。平成20年度に比して, 平成21, 22年度の平均入場料収入について1.76%の増となるよう, 入場者の確保に努めた。(平成21, 22年度の平均入場料収入は, 特別展の入場者数も増加し, 平成20年度に比して13.6%増であった。)	
6	運営の効率化及び自律化 霞ヶ浦地区	霞ヶ浦地区について, 処分及び有効活用等, 多様な観点に基づき, 資産の見直しの検討を行う。	1	霞ヶ浦地区については, 収蔵庫として有効活用を図ることが困難なため, 処分を決定した。平成23年8月に国庫納付した。	

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
01	調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。	2a	来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るため、自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに、常設展の展示内容についても更新を進めている。平成27年7月には、地球館Ⅰ期展示をリニューアルオープンした。 また、協賛・寄付の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。 YS-11の公開については、外部の資金や寄付を活用して、平成23年度以降毎年実施しており、平成27年度は、「空の日フェスティバル」の際に公開したほか、東京大学等とともに、YS-11を含む国産旅客機に関するシンポジウムを開催した。さらに、平成22年度から、常設展示の「航空技術のコーナー」において募金箱を設置して賛助・寄付の拡大を図っている。 保存・公開の在り方については、平成24年3月に館内において中間的な論点整理をまとめた。	引き続き、来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るとともに、企業等からの協賛や外部資金の活用を図る。 保存場所については、現在の格納庫が取りこわされることになったことから、平成28年8月に近隣施設に変更する。 適切な保存・公開等の在り方については、有識者等による検討を行い、平成29年度末までに方向性をとりまとめる。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	1a	筑波地区への移転については、平成23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。
03		霞ヶ浦地区	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。	1b	東日本大震災により被災地である茨城県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、22年度中の国庫納付が実施できなかったが、平成23年8月10日に納付済である。
04	取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。	1a	施設内店舗用地の賃借については、平成22年度に、平成23年度からの店舗運営事業者選定の企画競争を複数者の応募を得て実施した。
05	組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	23年度から実施	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。	1a	平成23年2月に外部有識者を加えた研究評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の基盤研究のテーマ設定について評価を行った。また、平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。
06	制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)を踏まえ、自己収入の増加、法人間又は周辺他機関等との共同調達や広報活動等の連携など法人の機能強化を図り、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。

No.	17	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	「科学技術基本計画」等を踏まえ、研究の重点化を図ると共に、他の独立行政法人や大学、民間との役割分担を整理した上で研究開発課題の立案を行っている。	
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	平成20年度に「ナノテクノロジーを活用した人工臓器・人工感覚器の開発」を廃止した。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	「ナノマイクロ組織制御による構造材料の高性能化技術の構築」の一部について、運営費交付金を財源とする研究運営から、外部資金を財源とする研究運営への移行を図り計画的な縮小を行った。	
4	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	平成20年度にヘリウム回収装置を導入し、これまで空気中に放散していたヘリウムガスを回収・圧縮・液化し、各地区にて再利用する体制を整えた。	
5	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	「ナノテクノロジー融合支援センター」内に、企業から専属オペレーターの派遣及び装置の保守管理業務の協力を得て運営される「NIMS-Leicaバイオイメージングラボ」を設置した。また、ナノスケールでの計測・解析評価が可能な機器を揃え、民間企業との共用化を促進している。	
6	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	民間企業との共同研究や連携模索、パートナーシップの構築の場として、「NIMS材料研究プラットフォーム」を活用し、材料・技術の実用化を促進している。本制度により、「NIMS-トヨタ次世代自動車材料研究センター」を設置し、次世代自動車に不可欠な車載用二次電池の開発、高強度車体材料の開発、高安全性を確保する駆動系部品材料の開発等を行っている。	
7	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	1	研究開発課題評価実施要領を定め、それに基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。評価結果については、ホームページで公表しているが、平成20年度より、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化を行い、国民に理解しやすいものに改善している。	
8	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	1	平成20年度4月よりESCO事業を導入し、CO2削減及び省エネルギー化を図った。外国人研究者の支援事業については、平成20年度から一般競争入札を導入することにより、民間活力の活用を図った。	
9	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	1	平成19年度から少額契約案件において、インターネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。	
10	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	中期計画を変更し、目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に移転・集約し、跡地の適切な処分に向けて取り組むこととした。また、必要な経費については平成21年度補正予算において措置された。	
11	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター（東京）の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。	
12	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	1	民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。	
13	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	業績評価の結果をより適正に処遇等に反映させるために必要な見直しとして、客観評価のうちの論文におけるIF値（インパクトファクター）の比重の軽減を行った。また、民間からの外部資金獲得にインセンティブを与えるため、民間からの資金においては評価の比重を高めた。	
14	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	招へい経費については、効率的な運用ができるよう見直しを行い、関係経費の削減を行った。また、運営体制の整備、業務の効率化・合理化を図るため、旅費申請システム、文書決裁システム、少額契約に関するインターネット購買システムを導入した。さらに、平成20年度においては給与関連業務の民間委託を検討し、平成21年度より運用を開始した。	

No.	17	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。	1a	研究プロジェクトについては、平成23年度より開始した第3期中期計画に於いて、「材料研究を牽引し共通的に必要となる技術」、「ナノスケール特有の現象・機能を探る挑戦的な研究」、「環境・エネルギー・資源等の地球規模の重要課題解決を目指す研究」に重点化し、6領域30プロジェクトから3領域19プロジェクトへと整理統合した。なお、東日本大震災を踏まえ、平成24年度より社会インフラの復旧、再生に係る1プロジェクトを追加(運営費交付金プロジェクト研究開発費は、平成22年度5,251,163千円に対して平成27年度は3,448,985千円)。また、平成22年9月に、理化学研究所との間で、ナノテクノロジー関連研究について、効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有等を行い、より緊密な連携体制を構築した。	研究プロジェクトの重点化については、措置済み。
02 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進				1a		
03 研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を縮減する。	1a	一般管理費については機構全体として縮減を図ることとし、第3期中期目標・中期計画期間中(平成23~27年度)の5年間で15.0%以上の効率化目標を設定し、平成27年度末までに基準年度比△85,466千円(15.1%)の削減を行い、目標を達成した。	第4期中長期目標・中長期計画に基づく効率化及び削減に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 不要資産の国庫返納	目黒地区事務所	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	1b	目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。不動産の国庫納付については、関東財務局からの追加要請への対応を平成26年9月に全て完了し、主務大臣の認可手続き及び財務省協議等を経て、平成27年10月30日に国庫納付を完了した。	—
05 事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。	1a	東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成26年度は平成22年度に比べて22,563千円削減した。	左記の措置内容を継続する。
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	左記の措置内容を継続する。
07 組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。	1a	平成23年度より第3期中期計画が開始したことによって、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、一般管理費については平成27年度末までに基準年度比△86,466千円の経費を削減した。加えて研究部署については、平成22年度までは理事長の下に20の部署が直属で設置されていたが、平成23年度よりこれら研究部署を3部門・1センター体制に統合・再編した。また、共用装置の運用業務については、外部ユーザーへの支援等を一括管理する中核機能部門に集約化することで、業務を効率化した。また、事業費については第3期中期目標・中期計画期間中(平成23~27年度)の5年間で5.0%以上の効率化目標を設定し、平成27年度末までに基準年度比△1,961,315千円(28.6%)の削減を行い、目標を達成した。	第4期中長期目標・中長期計画に基づく一般管理費の縮減に並びに組織再編等による効率化に努める。

No.	18	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	1	防災科学技術研究所は、「防災に関する研究開発の推進方策について」（科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 平成18年7月改訂）をはじめとする国の方針の下、防災に関する一貫した総合的研究を実施する国内唯一の機関として、災害から人命を守り、災害の教訓を生かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指すことを基本目標に研究開発を推進している。 中期目標等においても、防災科学技術研究所が担うべき研究の一層の重点化及び他機関との役割分担の明確化を図った。	
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。	1	中期計画、年度計画において、個々の研究開発について、社会のニーズに対応した明確な目標を設定して研究開発を行う旨定めており、萌芽的な基礎研究においても、社会的なニーズを踏まえ、所内の委員会において厳正に評価・審議を行い、その推進を図ることとしており、平成20年度からは、整理合理化計画の内容を踏まえて、社会のニーズの反映をより厳格化することとした。具体的には、最近の地震、風水害の激化、多様化を踏まえ、地震を起因として発生する建物の崩壊崩落、複合的な要因（地震と降雨）による土砂災害、及び気象の突発的な変化にともない発生する突風・集中豪雨による災害についての防止・監視・予測技術の研究開発課題を行うこととした。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえたとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。	1	・研究開発課題（プロジェクト研究）については、従前より外部有識者による事前・中間・事後評価を行っており、評価結果は分かりやすい形でホームページにて公開し、国民への説明責任にこたえるよう努めている。 ・平成20年1月からは、目標等の達成度合いを数値化して示し、評価の基準がより客観的かつ明確なものとなるよう見直しを図り、従来のABC3段階評価区分に替えてSABCFの5段階評価区分に改善した。評価結果の内容については、業務運営の改善その他に適切に活用することとしており、F評価のものについては廃止も含め抜本的な見直しを行うこととしている。	
4	事務及び事業の見直し	波浪等観測事業	平成19年度中に廃止する。	1	平成19年度末をもって事業を廃止した。	
5	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中に平塚実験場を廃止する。	1	平成19年度末をもって実験場を廃止した。	
6	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。	1	平成19年度末をもって施設を廃止した。	
7	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。	1	・「独立行政法人防災科学技術研究所における外部資金の活用、自己収入に関する目標について」を平成21年3月に策定した。その内容は、以下のとおりである。 ○競争的資金等外部からの資金導入による研究開発の推進 競争的資金等の採択数については、過去5年間で年平均7.6件であり、中期計画の目標の年7件を上回っている。このため、今後5年間で40件以上の採択に向けて努力する。 ○研究交流による研究開発の推進 共同研究の実施件数については、過去5年間で年平均82.6件であり、中期計画の目標の件数60件を上回っている。このため、今後5年間で480件以上の実施に向けて努力する。 ○施設貸与 研究所の大型研究施設・設備における施設貸与について、過去5年間の実績を踏まえ、今後5年間でその平均を上回る数値目標を以下のとおり定め、この目標の実現に向けて努力する。 ①実大三次元震動破壊実験施設（三木）については、12件/5年以上。 ②大型耐震実験施設（つくば）については、12件/5年以上。 ③大型降雨実験施設（つくば）については、10件/5年以上。 ④雪氷防災実験施設（新庄）については、22件/5年以上。 ○その他 ・今後とも防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発に係る特許・実用新案等の知的財産権の取得及び活用を進め、3件/年以上の特許申請を行う。また、取得したものについて、ホームページにおいて積極的に公開し、その活用の推進に努める。 ・ホームページ、広報誌などを通じて、広く寄附金を募集し、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等に活用する。 なお、本目標は、今後の実績、経済情勢及び施設の状況等を踏まえ、適宜見直しを図っていくこととする。	

8	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する	1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備等の利活用を一層促進するため、積極的な広報活動を行っている。 ・平成20年度の自己収入については、平成19年度に比べ約10%増加した。主な増加要因は、実大三次元震動破壊実験施設の施設貸与契約額が増加したためであった。 ・防災科学技術研究所の施設・設備共用等については、中期計画で目標としている利用件数を上回る稼働率での運用を達成し、今後も引き続き、施設の利活用を積極的に行い、高稼働率での運用に努めていく。 	
---	-------------	---------	---------------------------	---	---	--

No.	18	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。	1a	研究プロジェクトについては、地震観測と火山観測業務を統合、地震防災フロンティア研究の廃止等を行い、第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）にて、「災害予測による防災への貢献」、「地震に強い社会基盤づくりへの貢献」及び「効果的な社会防災システムの実現への貢献」など政策課題ごとの3研究領域への重点化を実施した（運営費交付金：237百万円の削減）。また、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に、地震・津波観測監視システムに係る観測データ等の相互交換に関する協定書を平成23年3月1日に締結し、平成23年度より同協定に基づき両者の地震観測に係る伝送システムを統合して地震観測データについてリアルタイムで共有している。なお、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の対応としては、地震観測網によって得られた情報の詳細を政府の地震調査委員会等へ適宜提供、3月23日に「ALL311:東日本大震災協働情報プラットフォーム」を開設して各種地図・地理空間情報の配信や土砂災害等の災害情報を配信、4月17日に東日本大震災に関する研究活動、取り組みなどの緊急報告会を実施するなど重点的に取り組んでいる。なお当研究所は独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）により、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して、文部科学省所管の他の4法人（物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所）と統合するなど措置を講じることとなっている。	措置済み
02	火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業						
03	気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。	1a	第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）において、E-ディフェンスで震動実験をする際の相乗り実験を可能にするなど外部利用メニューを充実させることを記載。平成23年度は、E-ディフェンスの余剰空間や余剰スペースを貸出し、4件の利用があり、4,495千円の施設貸与収入が得られた。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	事務所等の見直し	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。	1a	平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用することとしている。	措置済み
05	事務所等の見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。	1a	平成23年3月31日に廃止（運営費交付金の内数：58,000千円の削減）。	措置済み
06	取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の手続きについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み

No.	19	所管	文部科学省	法人名	放射線医学総合研究所	※平成28年4月1日に、量子科学技術研究開発機構に名称変更
-----	----	----	-------	-----	------------	-------------------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	1	平成20年度の成果より、各研究課題について従来よりもさらに客観的・具体的なデータを重視した評価を行うとともに、その結果をホームページ上に公開している。評価基準に「成果を期待できない」という評価を加えるなど、より重要度の高い研究に重点化する仕組みを構築した。これらを現中期計画において、事前・中間・事後評価のシステムとして運用している。	
3	事務及び事業の見直し	研修事業計画の見直し	1	放医研では常に研修コースの充足率、社会のニーズ（アンケートの実施）等を元に内容の改善に努めており、平成20年度に放射線防護研修の見直しを行った。さらに、平成21年度から放射線防護安全コース（初心者向け、5日間）を廃止し、放射線防護課程（上級者向け、13日間）の内容を大幅に見直し、5日間コース、10日間コースの選択制を考案し、質的にも初心者から上級者まで効率的に学べるようなコースを設計した。	
4	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	1	定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。 具体的には、 ・給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。 ・実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。	
5	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。	
6	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	H20年3月、那珂湊支所の廃止について地元である茨城県とひたちなか市と協議した結果、了解を得られたので、所内に対応組織を設置し、H22年度末に廃止した。（注：東日本大震災の影響により、H22年度末の時点で未完であった一部の工事は、H23年5月に完了している。）	
7	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	1	重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。 具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。 ・治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。 ・特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。 ・企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。	平成21年度自己収入として2,200,762千円以上を達成することを目標とした。

No.	19	所管	文部科学省	法人名	放射線医学総合研究所	※平成28年4月1日に、量子科学技術研究開発機構に名称変更
-----	----	----	-------	-----	------------	-------------------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 放射線安全・緊急被ばく医療研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。	1a	<p>研究プロジェクトの重点化については、平成23年度より開始した第3期中期計画への移行に際し、基礎的研究として一定の成果を得た「放射線治療に資する生体影響研究」を廃止し、226,394千円を削減。一方で、臨床応用を指向した「重粒子線を用いたがん治療研究」への重点化を行った。</p> <p>分子イメージング研究については、理研との整理・統合に向け平成22年12月以降、有識者、文科省、放医研及び理研の関係者にて検討を進めてきたところ、放医研においては、平成25年度以降、疾患状態を把握するために不可欠な画像診断技術開発に特化することとした。これに先行して、平成23年度より開始した第3期中期計画において、画像診断技術の開発・実用化に向けた研究体制を構築し、既に36,694千円を削減したところ。さらに、平成23年度限りで、理研が優位性を有する一部の研究領域（化合物合成反応に関する基礎研究）は廃止し、10,000千円程度を削減。</p> <p>なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、放射線の影響を低減化するための実証研究や緊急被ばく医療の充実にに向けた研究体制整備等について重点化を検討し、平成24年度より東電福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や原発事故に伴う復旧作業員等の健康影響に関する追跡調査等を実施しているところ。</p>	
02 放射線に関するライフサイエンス研究事業						
03 放射線基盤技術と研究環境の整備・管理						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 事務所等の見直し	22年度中に実施	那珂湊支所を廃止し、その機能を本所（千葉市）に集約する。	1a	平成22年度をもって、那珂湊支所については廃止、その機能を本所に集約した。	
05 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の手続きについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	<p>平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p>	今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

No.	20	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	○東京国立近代美術館等の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。	1	東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札による業務を実施している。他館への導入等については、第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）で「既の実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」こととしており、平成24年度から東京国立近代美術館フィルムセンター、平成25年度から国立新美術館と対象施設を拡大している。 （平成24年度から実施した業務の概要） ①東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務 ②東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務 （①は対象範囲を拡大、②は新規） （平成24年度に入札を実施した業務） ○国立新美術館の管理・運営業務（新規、平成25年度から実施）	
2	業務運営体制の整備	業務運営体制の整備	○平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。	1	各館で作成していた年報を法人全体で編集・発行している。	
3	業務運営体制の整備	業務運営体制の整備	○企画機能強化のため、以下の取組を行う。 ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年度内に結論を得る	1	1. 国立美術館5館の横断的・総合的的事业プロジェクトである企画展については、平成24年度に「記憶と想起-コレクションとリコレクション（仮称）」を企画案として採択し、担当者を決定した。平成27年度の開催に向けて、平成25年度においても準備を進める。 2. 各館の連携による展覧会等を開催した（開催予定）。 （平成24年度） ・「NFC所蔵作品選集 MoMAK Films@home 2012」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「日本の映画ポスター芸術」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「第5回中之島映像劇場」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び国立国際美術館による連携） （平成25年度） ・「あなたの肖像-工藤哲巳回顧展」（東京国立近代美術館及び国立国際美術館による連携） ・「チェコの映画ポスター」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「フランス国立クリュニー中世美術館所蔵《貴婦人と一角獣》展」（国立国際美術館及び国立新美術館による連携） ・「アンドレアス・グルスキー展」（国立国際美術館及び国立新美術館による連携）	
4	業務運営体制の整備	自己収入の増大	○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	・平成24年度においては、当該年度の各種自主事業の実施に際し寄附金を得ている（平成24年度実績16,656千円、平成23年度実績28,440千円、平成22年度実績12,749千円。平成23年度及び平成24年度の実績には東京国立近代美術館60年記念事業に係る分を含む）。 ・キャンパスメンバーズのメンバー校については平成23年度末の70校から増加し、平成25年7月現在で77校となっている。	

No.	20	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。	1a	法人本部にファンドレイジング担当職員を配置した（平成27年度）。インターネット上での寄附金受入れを開始した（平成26年度）。会員制度については、「友の会」の開始及び「賛助会員」のリニューアル（東近美）を行うなど、実施可能な館について拡充を図った（平成26年度）。パートナー企業とオーダーメイドで作る美術館支援制度「MOMAT支援サークル」（東近美）を開始し、6社と契約を締結した（平成27年度）。施設等の貸出しについては、一部の館において貸出要件の緩和、貸出料等の抜本的な見直しを行った（平成26年度）。画像資産については、貸出料等の抜本的な見直しを行うとともに、一元的管理のもと外部委託を開始した（平成26年度）。展覧会関連物品の販売促進については、国立新美術館において新たに可動式ミュージアムショップの開設及び新商品開発を行った（平成25年度）。 ・キャンパスメンバーズのメンバー校については、平成23年度末の70校から増加し、平成27年度末で82校となっている。	引き続き自己収入の拡大に努める。
02 教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。	1a	・キュレーター研修については、対象となる美術館のニーズや実態等を十分に踏まえるとともに、これまでの実施方法等を含め、平成23年度中に見直しのための幅広い検討を行い、その結果に基づき、平成24年度から実施している（第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）に明記）。 平成23年7月から9月までの間に各都道府県教育委員会及び美術館等約400件に対してキュレーター研修に関するアンケート調査（回答約50%）を実施した。その結果、当該研修の受入方法及び内容等については、今後も維持すべきとの評価を得たが、派遣元の「人員（研究員）不足」「旅費等の予算不足」、また、「公募時期」や「受入館の情報不足」等が当該研修への参加を困難にしている主要な要因であることが判明した。 アンケート調査の結果を踏まえ、当該研修への参加者を増員すべく、参加環境を整備するために、国立美術館として対応が可能な「受入館の情報提供」及び「公募時期の適正化」等について検討を行った。 平成24年度の公募に際して、各国立美術館の基本情報、展示情報及び研修の受入分野等の受入館の情報提供を行った結果、本研修が始まった平成18年度以降平成23年度までの研修参加希望申込者数の平均は4.7人、受入人数の平均は3.8人であったのに対し、平成24年度は、過去最も多い6名の申込みがあり、5名（1名辞退）を受け入れた。 平成25年度は、平成24年度の参加環境の改善に加えて、「公募時期の適正化」を行い、公募時期を現在の12月初旬から9月初旬へ変更した。また、案内の送付先リストに大学附属の美術館を追加した。 平成26年度は8名を受け入れた。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03 取引関係の見直し	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	2a	・東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、企画競争の実施に向け、現行の賃借人と引き続き交渉中である。 ・京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館については、競争的な入札制度の導入により業者を決定済みである。	東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、引き続き現行の賃借人との交渉を行う。
04 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	1a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、法人の自己収入を増加し、機能強化を図るため、施設等の貸出し、画像の活用拡大や会員制度の拡充等を行った。引き続き、改善を図りつつ国の負担を増やさない形での事業充実に努める。	引き続き、事業の充実に努める。

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	東京国立博物館等の施設管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。	1	東京国立博物館及び東京文化財研究所の施設管理・運営業務（展示等の企画運営を除く）について、平成21年5月に民間競争入札を実施し、平成21年10月から民間委託を開始した。また、「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務について、平成21年10月に民間競争入札を実施し、平成22年4月から民間委託を開始した。なお、平成26年6月17日の官民競争入札等監理委員会において、当該2件の終了プロセスへの移行が了承され、7月の公共サービス改革基本方針の閣議決定を経て、次期契約から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外されることとなったため、平成27年度から一般競争入札にて契約を行っている。	
2	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。	1	国立博物館各館における展覧会企画機能の強化のために「研究・学芸系職員連絡協議会」を設置し定期的に連絡・調整を行うこととした。平成21年度は2館以上巡回する展覧会として「妙心寺展」、「国宝阿修羅展」などを計画し、また平成21年度年度計画に以下のように記載した。 国立博物館各館における翌年度の展覧会企画等について「研究・学芸系職員連絡協議会」において連絡・調整を行い、企画機能強化を図る。 また、役員会にて展覧会の企画予定について連絡・調整を行い、企画機能強化を図っている。	
3	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	平成20年度に定量的な目標を策定し、平成21年度年度計画に以下のように記載した。 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けて、以下の定量的な目標の達成を目指す。 1) 機構全体において、入場料収入（共催展を除く）及びその他収入について、1.16%の増加を目指す 2) 機構全体において、寄附金226件及び科学研究費補助金76件の確保を目指す	

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 展覧事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。	1a	<p>寄附金の拡大に努めると共に、平成22年度から各施設に募金箱を設置している。東京国立博物館において寄附金のクレジット決済を平成23年度から導入したが、手数料等の関係から平成24年9月より一時休止していたが、平成26年4月から再開した。</p> <p>また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施し、賛助会員の掲示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数の増加を図っている。</p> <p>会員制度については、従来より友の会・パスポート会員の増加に努めている。加えて、東京国立博物館で平成26年度に総合文化展（常設展）のみを観覧可能なベーシック会員制度を設けるなど、会員数の増加を図っている。</p> <p>さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット（お茶室利用案内、建物撮影利用案内）等による募集やロケーション検索サイトへの登録による利用者の利便性の向上を実施しており、施設利用件数の増加を図っている。</p>	引き続き、自己収入の拡大に努める。
02 教育普及事業						
03 調査研究事業						
04 展示出版事業						
05 情報公開事業						
06 国際研究協力事業						
07 研修事業						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08 取引関係の見直し	23年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	1a	<p>東京国立博物館（レストラン）については平成22年11月に、東京国立博物館黒田記念館（ミュージアムショップ）については平成23年3月に、奈良国立博物館（レストラン、ミュージアムショップ）については平成22年12月にそれぞれ企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成23年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p> <p>東京国立博物館本館（ミュージアムショップ）については、平成24年11月に企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成25年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p> <p>京都国立博物館（南門施設レストラン）については、平成24年1月に企画競争を実施し、平成24年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。京都国立博物館（平成知新館レストラン）については、平成26年7月に企画競争を実施し、平成26年8月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。京都国立博物館（ミュージアムショップ）については、平成26年6月に企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成26年9月に競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p> <p>東京国立博物館（法隆寺宝物館レストラン）については平成28年3月に、同（東洋館レストラン）については平成28年4月に2回目の企画競争を複数社の参加を得て実施し、競争性と透明性を確保した契約方式を継続して実施している。</p> <p>奈良国立博物館（レストラン、ミュージアムショップ）については平成28年2月に2回目の企画競争を実施し、競争性と透明性を確保した契約方式を継続して実施している。</p>	引き続き、競争性と透明性を確保した契約に努める。
09 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	1a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、法人の自己収入を増加し、機能強化を図るなど、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。	引き続き、事業の充実に努める。

No.	22	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター	※平成29年4月1日に教職員支援機構に改称
-----	----	----	-------	-----	----------	-----------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	学校教育関係職員に対する研修	研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急に実施する。 ・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。 ・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。	1	国として真に実施すべき研修を行うため、平成20年度に、学校評価指導者養成研修を新たに開始するとともに、指導力向上指導者養成研修を廃止した。また、国語力向上指導者養成研修の受講定員の見直し（440人→220人）及び外国語指導助手研修の受講定員の見直し（3,900人→2,000人）を行った。 更に、平成21年度には、小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修及び子育て支援指導者養成研修の研修日数（いずれも5日間→3日間）や、外国語指導助手研修の受講定員（2,000人→1,500人）などの見直しを行った。 なお、以下についても見直しを行った。 ・委託等により実施する研修については、各研修コースの参加状況を踏まえて、研修コースの改廃を行った。 平成20年度：（廃止：1コース、隔年実施：2コース、休止：2コース） 平成21年度：（隔年実施：3コース、統合：1コース、休止：2コース） ・海外派遣研修については、平成20年度において派遣先国の見直しを行った。また、平成21年度においても派遣先国の見直しを行うとともに、研修成果を共有するため、帰国報告会を同時開催するなど内容を見直した。なお、平成22年度においては、英語教育コース（6か月）及び国際理解教育コース（3か月）を廃止した。更に、英語教育（2か月）の定員の見直し（50人→30人）を行った。 ・研修数については、平成22年度実施の21研修を平成23年度は16研修とし平成25年度はさらに1研修を廃止した。 なお、平成25年度から国の政策上緊急に実施する必要性があるものとして、いじめの問題に関する指導者養成研修を新たに実施した。 引き続き、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。	—
2	事務及び事業の見直し	民間委託の推進	施設の管理・運営業務について、引き続き民間委託を図る。	1	施設の管理・運営業務については、可能な限り民間委託を行っており、引き続き民間委託の推進に努める。	—
3	運営の効率化及び自律化	経費節減	委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。	1	委託等により実施する研修に必要な経費については、平成21年度から地方公共団体の全額負担を導入した。	—

No.	22	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター	※平成29年4月1日に教職員支援機構に改称
-----	----	----	-------	-----	----------	-----------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。	1a	国による実施が必要不可欠なもの、例えば、国の政策として行う研修及び、地方において指導法が十分定着しておらず指導者養成が必要な研修に限定して実施している。研修数については、平成22年度実施の21研修を平成23年度は16研修とし、平成25年度はさらに1研修を廃止したが、平成25年度から国の政策上緊急に実施する必要性があるものとして、いじめの問題に関する指導者養成研修を新たに実施し16研修とし、平成26年度も引き続き16研修を実施した。平成25年12月の閣議決定において「本法人の機能強化のため、教育委員会、大学等との連携をの更なる推進、研修対象の拡大を平成26年度から実施する。」とされたことから、平成26年度から新たに教育長セミナー等を実施した。	引き続き、真に国による実施が必要不可欠な研修に限定して実施することとし、研修内容についても不断の見直しを図っていく。教育長セミナー等を継続実施予定。
02 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。	1a	つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了したことから、保有資産見直しの観点から取扱いを検討した結果、引き続き本法人が所有することとし、研修等の更なる充実など、機能強化を推進していくこととした。	つくば本部用地については、引き続き本法人が所有することとし、研修等の更なる充実など、機能強化を推進していく。
04 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（虎ノ門）については廃止し、借上面積を縮減（312㎡→153㎡）した上で、平成23年4月より、他機関（国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約28百万円削減した。	
05	研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。	1a	宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに23年度から民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理等に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。（23年度約8百万円の縮減）	

No.	23	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・ 発信の仕組み及び日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機 構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。	1	<p>【追跡調査等成果把握の仕組み】</p> <p>終了した研究課題について、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡調査等を実施し、研究開発成果の発展状況や活用状況等を把握する仕組みを構築した。</p> <p>具体的な取り組みとしては、例えば、委託開発において、開発終了後1年以内に開発成果の実施状況（成果売上、製品化可能性等）、今後の見込みなどについて、報告書・アンケート・ヒアリング・現地調査を通じて、追跡調査を行っている。</p> <p>【成果公開・発信の仕組み】</p> <p>研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について継続的・体系的に把握し、可能な限り国民に分かりやすい形で報道発表やインターネット、シンポジウム等を通じて積極的に情報発信する仕組みを構築した。</p> <p>具体的な取り組みとしては、報道機関を通じた情報発信としては、ヒトiPS細胞（人工多能性幹細胞）作製成功や新系統の超伝導物質発見などの顕著な研究成果をはじめとしたプレスリリースを積極的に行い、特に迅速に発信すべき内容については特別シンポジウムや広報誌の特別号発行などを行った。また、ホームページに最新の研究・開発成果を紹介したり、最新活動報告を掲載するなど逐次情報発信を行っている。さらに、JSTの事業内容及び成果を一般の人にも分かりやすく紹介するため、広報誌「JST News」を毎月発行し、全国の大学等の研究機関の他、科学館や高校などにも幅広く配布している。</p> <p>【日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組み】</p> <p>大学等及びJSTの研究開発成果について、J-STORE（研究成果展開総合データベース）等による技術情報の公開や、大学見本市や新技術説明会の開催を通じて、技術シーズと産業界ニーズのマッチングを図り、大学等及びJSTの研究開発成果の技術移転を促進する仕組みを構築した。</p>	
2	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の 防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD（プログラム ディレクター）、PO（プログラムオフィサー）が一体的・効果的に機能する仕 組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関 を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定 基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開 発管理システムを活用する。	1	<p>【競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止】</p> <p>競争的資金を中心とした公募型の研究資金を適正に管理し、もって事業の健全な運営を確保するため、「競争的資金等に係る不正防止推進委員会」を設置し、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制を整備した。</p> <p>平成22年7月から、新たに研究倫理・監査室を設置し、大学等の研究機関におけるJSTの競争的研究資金等に係る研究不正対応、論文等に係る研究不正の対応や調整を行うための機能を強化した。</p> <p>平成24年度より、新規採択の研究代表者等を対象とした研究倫理講習会を開催し、不正防止の周知徹底を図った。また、雇用研究者全員に対して研究倫理教材の履修を義務付けていたが、平成25年度からは新規採択のすべての研究者を対象に広げた。</p> <p>【資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査】</p> <p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25日 文部科学大臣決定＞」の主旨・方針を踏まえ、①配分額の多い機関、②過去に不正の発生した機関、③採択課題数の多い機関、④研究配分期間が長期に亘る機関、⑤小規模な研究機関、NPO等、⑥その他に留意して、サンプリング調査等の選定基準等を作成した。</p> <p>【府省共通研究開発管理システムの活用】</p> <p>総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、府省共通研究開発システム（e-Rad）を活用し、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化した。</p>	
3	事務及び事業の見直し 新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応 じた効率化の取組を継続的に進める。	1	<p>競争的資金について、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努めている。</p> <p>具体的な取り組みとしては、研究委託率の引き上げによる事務参事等人員の削減、集約化による事務所の削減などを継続的に行っている。</p>	

4	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。	1	<p>事業運営全般について外部有識者の参画を得て、毎年度自己評価を実施し、評価結果を事業運営等に適切に反映させ、JSTにおけるPDCAサイクルを実施するとともに、国から提示される政策ニーズ、総合科学技術会議の提言や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等も踏まえつつ、制度の見直し、改革を継続的に行っている。</p> <p>具体的な取り組みとしては、平成18年度をもって創造科学技術推進事業、国際共同研究事業、計算科学技術活用型特定研究開発推進事業及び権利化試験を、平成19年度をもって人道的対地雷探知・除去技術研究開発推進事業を、平成20年度をもって社会技術研究開発事業（計画型）及び革新技術開発研究事業をそれぞれ廃止した。さらに、平成20年度をもって独創的シーズ展開事業、産学共同シーズイノベーション事業の新規募集を停止し、平成21年度から両事業を再編しより研究開発の段階に合わせたより効率的な支援を行なう研究成果最適展開支援事業を開始した。さらに、平成22年度に6制度あった競争的資金制度を平成23年度には3制度に半減させ、事業運営の効率化を進めた。</p>	
5	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。	1	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25日 文部科学大臣決定＞」に基づき、平成20年度応募分から、募集要項等に研究機関における研究費の管理・調査体制整備の必要性を明記するとともに、ガイドラインに基づく体制整備等の状況報告書の提出を求めることとした。</p>	
6	事務及び事業の見直し	科学技術情報流通促進 事業	平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策定（第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定）し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。	2	<p>第Ⅱ期経営改善計画（平成19～23年度）及び第Ⅲ期経営改善計画（平成24～28年度）を着実に実施し、経営基盤の強化・収益性の改善を図ることにより、繰越欠損金を継続的に縮減しており、これまで計画どおりの進捗となっている。</p> <p>科学技術文献情報提供事業は、平成22年4月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）では、「平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示された。</p> <p>平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。平成28年度においては、当該民間事業者のサービス実施にあたって、平成25、26、27年度に引き続き、業務の確実な実行や改善を促すため、密接に連携し、必要な支援を行った。</p> <p>平成28年度の当期損益の実績は236,912千円と、当期経営改善計画累積値において経営改善計画値以上の累積欠損金の縮減を達成した。</p> <p>また、引き続き「民間事業者によるサービスの実施」の方針に従い、オープンサイエンス・オープンイノベーションの時代に適応したサービスへの転換を図るべく、第Ⅳ期経営改善計画（平成29～33年度）を策定し、着実な実施を図っている。</p>	第Ⅳ期経営改善計画に基づき、着実な実施を図る。
7	事務及び事業の見直し	科学技術情報流通促進 事業	利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止（廃止基準の策定）及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。	1	<p>【第Ⅱ期経営改善計画期間中の対応（平成19年度～23年度）】</p> <p>サービスの機能改善、追加への対応として、利用者ニーズと収益性を踏まえ、JDreamに係る機能改善、その他サービスに係る機能追加を実施した。民間連携によるサービス向上策として、特許情報提供機関と連携し、解析可視化サービス用文献データ販売を展開した。収益性判断に基づくサービスの廃止として、商品別原価計算を実施し、収益性の悪いサービスを廃止した。抄録付与対象誌の厳選策として、利用の少ない分野は索引のみの収録にする等、抄録付与対象誌を厳選した。これら、事業内容の見直しにより、提供するサービスの収益性を改善させ、毎年度黒字達成可能な事業構造へ転換した。</p> <p>【第Ⅲ期経営改善計画期間中の対応（平成24年度～平成28年度）】</p> <p>科学技術文献情報提供事業は、平成22年4月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）では、「平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示された。</p> <p>平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。</p>	

8	事務及び事業の見直し	科学技術情報流通促進事業	科学技術情報流通促進事業（一般勘定）のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。	1	外部有識者・専門家からなる「科学技術情報流通のあり方検討委員会」において、中長期的な科学技術情報政策上のビジョンを検討した。それを踏まえて策定された「科学技術情報流通のあり方に関する提言」（平成21年2月25日）に基づき事業を推進することとしている。科学技術情報流通促進事業全般の運営のあり方等を検討するために、外部有識者・専門家からなる「科学技術情報事業委員会」を設置し、各事業の政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ、事業評価を実施している。平成22年度の事業仕分けの結果に対応し、失敗知識データベースは、合理化のため平成22年度末で事業を終了するなど見直しを行った。	
9	組織の見直し	組織体制の整備	東京本部について、自ら保有し、現在地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	東京本部を自ら保有し、現在地に立地することが必要不可欠であることについて、説明責任を果たすため、各事業への影響及び経済合理性の観点からスケジュールに沿って調査を行うとともに外部有識者を含む委員会を設置し検討を進めた。その結果、現在地を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現在地に立地することが必要不可欠であり、また、東京本部を保有し続けた方が、事務所賃貸料が安い郊外へ移転した場合よりも、経済合理性があるとの結論に至った。当該結論についてホームページで公表（平成21年3月27日）しているところである。	
10	組織の見直し	組織体制の整備	JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。	1	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定）において「イノベーションプラザ等（19か所）の廃止」とされたことを踏まえ、全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、平成23年度に廃止した。所有するプラザ（8か所）の施設については、自治体等へ4館（石川、京都、大阪、福岡）の移管を完了した。	既に廃止の措置は行っているが、残り4館の移管等を平成25年度末までに進める。
11	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。	1	JSTの業務全般の国際化や国際展開を進める観点から、既存の海外事務所の体制・役割・国際業務の実施態様の見直しについて審議する「海外事務所検討会議」を設置し、海外事務所について政策ニーズや費用対効果の観点から、検討・見直しを行った。検討の結果、現行の国・地域を担当する海外事務所は重要な役割を果たしており、廃止せずさらに機能強化を図っていくことが必要であるとの結論に至った。他方で、経費合理化の観点から、ワシントン事務所は、平成22年3月から、日本学術振興会と会議室等の共有及び共同運用を行っている。パリ事務所は、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と平成26年1月までに共用化することとしている。北京事務所は、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共用している。シンガポール事務所は、平成21年7月から、理化学研究所と会議室等を共用している。	
12	運営の効率化及び自律化	科学技術理解増進事業	日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。	1	「業務の効率化および自己収入の増加方策プログラム（平成19年6月策定）」の達成状況については、毎年度検証し、公表することとしている。平成19年度～平成23年度の第2期中期計画5年間で合計1,650百万円の自己収入の獲得目標に対し、2,074百万円となり、目標額を達成した。	
13	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	区分所有している茅野（車山）の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。	1	茅野（車山）の研修施設については、平成21年3月19日付けで売却を実施し、売却収入3,360千円を平成23年3月25日付けで国庫納付を完了した。伊東の研修施設については、独立行政法人整理合理化計画における保有資産の見直し等を踏まえ、持分の売却を含めた在り方を検討した結果、独立行政法人の保有資産売却の方向性に加え、施設維持費や研修旅費等も含めた一般管理費削減の観点等からも、引き続き施設を維持する必要性は低いと判断し、平成22年9月に重要な財産の処分の認可を行った。平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。	
14	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。	1	「随意契約見直し計画（平成19年12月策定）」に基づき、（1）業務手順の確立（業務マニュアルの作成や入札手続きの合理化や公告方法の検討等）、（2）複数年度契約の拡大、（3）契約事務体制の整備（効率的な組織体制の構築、前渡資金事務所等の効率的な活用等）、（4）契約事務担当職員の養成（一括発注の推奨等）、（5）プロジェクトチームの設置の各項目について順次実施するとともに、平成20年1月より随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行した。	

No.	23	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
01 新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理工支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。	1a	第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）を踏まえ、①戦略的創造研究推進事業、②研究成果最適展開支援プログラム等の研究領域設定・募集を実施した。地域イノベーション創出総合支援事業については、平成25年度末をもって廃止した。理工支援員等配置事業については、平成24年度末をもって廃止した。			
02 新技術の企業化開発事業			また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	1a	平成22年度に6制度あったJSTの競争的資金制度を、平成23年度には3制度に半減させ、事業運営の効率化を進めた。平成23年度予算については、概算要求額から△3.1%の縮減を実施している（2,664,219千円減（85,185,216千円→82,520,997千円））。			
03 国際研究交流事業			日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。	1a	措置済みである。	
04 科学コミュニケーションの推進事業			科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。	1a	平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度に事業者を決定。平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。	
05 科学技術情報流通促進事業	電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。	1a	一部プログラムの終了やシステム開発・運用費の縮減により一層の効率化を図り、平成23年度予算において事業規模を大幅に縮減した（前年度比△28.1%、1,367,459千円減（4,864,200千円→3,496,741千円））。			

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06 伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	持分所有権を処分し、平成23年度中に売却収入11,280千円を国庫納付した。	
07 不要資産の国庫返納	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続を開始する。	1a	池袋宿舎については、平成25年4月30日付けで、現物による国庫納付を完了した。与野宿舎については、平成28年6月27日付けで、譲渡収入28,788千円の国庫納付を完了した。	
08 二番町事務所等7事務所の集約化	23年度を目途に実施	二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。	1a	・平成22年11月に神田事務所を廃止した。 ・残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。その結果、年間賃料を164,755千円削減した。	
09 海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・パリ事務所については、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新（平成26年2月）を契機とした共用化をすることとし、具体的な協議を開始した。 ・北京事務所については、平成23年4月から、理化学研究所北京事務所と会議室等の共用を開始した。	
10 イノベーションプラザ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションプラザ岐阜を廃止する（22年9月）。	1a	措置済みである。	
11 イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。	1a	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について廃止した。所有するプラザ（8か所）の施設についても全て移管が完了した。	
12 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕事について、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
13 組織体制の整備	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。	1a	広報ポータル部を廃止し、間接部門の整理統合を行った。また、科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施に伴い情報提供部を廃止、日本医療研究開発機構への事業移管を受け、再生医療研究推進部の廃止を行った。	

No.	24	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。	1	<p>大型の課題についての追跡調査については平成19年度から開始した。</p> <p>研究成果の把握・公表については、毎年度研究終了後に提出される実績報告書により、研究成果として、発表論文、学会発表、図書、産業財産権の出願・取得の状況を把握するとともに、研究実績概要を国立情報学研究所のデータベースで公開している。平成19年度からは、新聞等で報道された科研費の研究成果の中から、特にユニークなものを取り上げ、「科研費NEWS」（冊子）として広く公開するとともに関係者に配付している。さらに、国立国会図書館関西館に納付している「研究成果報告書」については、平成20年度から従来の冊子体を数枚の様式に変更し、新たにインターネットで広く公開している。</p> <p>研究成果の普及については、小中高の児童・生徒を主な対象として、科研費の研究成果を分かりやすく説明する事業として、平成18年度より「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を実施している。</p>	
2	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	1	<p>不正使用等の防止については、研究機関における研究費の管理・監査体制の整備の義務化、研究機関に補助金の経理責任者を特定させ、その報告の義務化、全ての採択者に対して、不正使用を行わない旨の誓約の確認、研究機関に対する実地検査の実施、研究機関の管理体制不備に対するペナルティ（間接経費の返還等）の導入、平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の状況報告書の提出の応募要件化を行っている。</p> <p>不合理な重複及び過度の集中を排除するため、平成19年度の研究計画調書から、応募中の研究費、受入予定の研究費、その他の活動ごとにエフォートを記載させ、審査会において確認を行っている。また、府省共通研究開発管理システムへのデータ登録を行っている。</p>	
3	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。	1	<p>科研費の審査・配分について、応募書類の受付を平成20年度、審査業務については平成21年度に電子化を完了した。交付業務についても、交付申請書・実績報告書の電子化などを着実に推進し、応募者・審査員等の負担軽減など業務を効率的に実施しており、増加する業務に適切な人員・体制で対応できるよう効率化の取組を進めている。</p>	
4	学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。	1	<p>審査・評価業務の効率化を図り応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、平成16年度から応募手続及び審査業務について順次電子化を進め、平成20年度に完全電子化した。</p>	
5	事務及び事業の見直し 学術研究の助成（科学研究費補助金）等助成事業	平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の状況報告書の提出を応募要件とする。	1	<p>平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の状況報告書の提出を応募要件とした。</p>	
6	研究者養成のための資金の支給	特別研究員（21世紀COEプログラム）については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。	1	<p>特別研究員（21世紀COEプログラム）については、より重点化された「グローバルCOEプログラム」拠点への支援に重点化するため、21世紀COEプログラムの採択期間が終了した拠点から順次廃止し、平成20年度をもって終了した。</p>	
7	研究者養成のための資金の支給	特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者（DC）の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。	1	<p>第3期科学技術基本計画等を踏まえ、特別研究員事業の対象として、特別研究員（DC）の支援に重点化を図り、採用者数を拡充した。（19年度：4,070名→20年度：4,400名→21年度：4,600名→22年度4,736名→23年度：4,642名→24年度：4,582名→25年度：4,592名）</p> <p>海外特別研究員については、海外での研さん機会を付与する事業と一体的に実施しその効果を最大限に発揮できるよう、採用者数の拡充を図った。（19年度：376名→20年度：378名→21年度：384名→22年度：408名→23年度：486名→24年度：501名→25年度：545名）</p>	
8	学術の国際交流事業の促進事業	日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。	1	<p>外国人特別研究員事業において、新規採用者数の減少等により予算規模を縮小した。（予算額：平成19年度 6,085百万円→平成20年度 5,382百万円→平成21年度 4,790百万円→平成22年度 4,106百万円→平成23年度 3,848百万円→平成24年度 3,589百万円→平成25年度 3,563百万円）</p> <p>一方、日本人の若手研究者に海外での研さん機会を奨励するため、若手研究者海外派遣事業や若手研究者インターナショナルトレーニングプログラムを実施するなど、研究者の養成のための取組を行っている。</p>	

9		学術の国際交流事業の促進事業	<p>外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げるため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。</p> <p>また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>	1	<p>拠点大学交流事業では、相手国にマッチングファンドを求める事業へ移行する方針に基づき、平成22年度をもって廃止した。</p> <p>効率的かつ効果的な業務運営を行うため、事後評価や課題実施者に対して事業の実施効果等についてのアンケート調査を実施することにより、事業に対するニーズを把握し、事業効果等の検証を行うとともに、有識者等からなる国際事業委員会において、海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価や事業の改善の検討等を行った。</p> <p>また、学術システム研究センターに設置した「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」による国際交流事業の在り方及び個別事業の成果や改善案等についての提言に従いアジア関係事業の統合・メニュー化を行った。</p> <p>さらに、今後の国際交流事業の基本的方向性を定め、それに沿った戦略的事業展開を行うため、平成25年度に「日本学術振興会の国際活動に関する基本的な戦略」（「JSPS国際戦略」）を策定した。</p>	平成25年度に策定した「JSPS国際戦略」を基に、国際交流事業を戦略的に展開していく。
10	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	<p>海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>	1	<p>海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）においては、これまでも少人数・低コストの効率的な業務運営に留意しつつ、当該地域におけるフィールドワーク支援や研究者ネットワークの構築に取り組んできた。</p> <p>文部科学省独立行政法人評価委員会（平成20年度）において、海外研究連絡センターの活動状況等の検証を実施し、廃止等見直しの検討を行った。その結果、「海外研究連絡センターについては、効率的な業務運営の観点から、各センターが置かれている地域の特性、当該地域における位置付けをしっかりと踏まえ上で事業を実施することが重要である。特に、アフリカ地域においては、大学等の事務所・拠点数が非常に少なく、日本人研究者の海外研究の足がかりとなるような拠点が乏しいという現状がある。増大するアフリカ地域研究など重要性・学術研究の特殊性に鑑み、欧米諸国等のセンターと同じように活動量を重視した運営ではなく、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向や海外情報収集に努め、機能の充実を図っていく必要がある。」との評価を得た。</p> <p>この評価結果を踏まえ、東京本部及び各海外研究連絡センターとの連携を一層強化するため、新たに「大学国際化支援海外連携本部」を設置するとともに、活動状況のさらなる検証を行った。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、両センターについては引き続き効率的な業務運営に努めつつ、その特性を踏まえた機能の充実を図ることとし、中期計画にその旨の記載を行った。（文部科学省独立行政法人評価委員会（平成21年2月）において承認。）</p> <p>具体的な例としては、振興会事業経験者により設立した同窓会組織を活用し研究者ネットワーク構築を支援するほか、アフリカにおける貴重な対応機関（エジプト高等教育・科学研究技術省（MOHE/MOSRT）、ケニア国家科学技術会議（NCST））との間で、覚書に基づき連携協力している。）さらに特徴的な活動としては、カイロ研究連絡センターにおいては、日本の大学の国際展開支援機能に重点を置き上智大学との事務所の共同利用を行っている。一方、ナイロビ研究連絡センターにおいては、日本人研究者がケニアで調査を行う際に必要となる調査許可の申請を支援するなど、地域性を活かした運営を行っている。また、両センターにおいてセンターホームページを充実化させ、同センター開催のイベント情報や、同地域において日本の大学が行う研究・調査の情報を掲載することにより、日本と同地域の学術の国際交流事業に関する情報の収集・提供・発信機能を一層強化している。</p>	①事務所の共同利用等の我が国の大学の国際化支援、②現地学術情報の収集・発信及び日本の学術情報の現地発信（情報提供、シンポジウム・セミナーの開催）、③同窓会支援など現地における研究者ネットワークの構築（JSPSエジプト同窓会、JSPS東アフリカ同窓会）を行うことにより、平成25年度に策定した「JSPS国際戦略」を基に、機能の一層の充実を図る。
11		業務運営体制の整備	<p>複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。</p>	1	<p>複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、特別昇給や勤勉手当等について、職員の処遇へ適確に反映した。</p>	
12	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	<p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p>	1	<p>平成22年度の人件費については職員の昇級号俸数を抑制することなどにより、平成17年度と比較して△8.6%となり、着実に削減がなされた。</p> <p>また、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、情報システム運用管理やデータ入力等にかかる業務の外部委託を推進した。</p>	
13		随意契約の見直し	<p>平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>	1	<p>平成19年12月に独立行政法人日本学術振興会契約規則を一部改正し、平成20年1月より、随意契約できる限度額の基準について国の基準に合わせた。</p>	

No.	24	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究(A・B)」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	1a	・科研費について、文部科学省との役割分担の見直しを行い、これまで本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っていた「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、平成23年度に本法人に一元化した。 ・上記の研究種目も含めて審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関への情報提供を行い、引き続き事業の効率的な遂行を図る。 ・平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、文部科学省においては競争的資金の在り方について検討を行い、平成23年度予算においては競争的資金制度全体について予算要求の縮減となる中、科研費については適切に対応した。 ・研究種目については、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において検討を行っており、その検討状況をもとに継続的に見直す。	
02 学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。	1a	・平成22年12月に運営規程を改正して、センターの運営及び業務実施に関する重要事項を審議する「運営委員会」の委員の半数程度を学会及び産業界等の外部有識者とするを新たに定め、平成23年2月には新たな委員構成で運営委員会を開催した。このように、センターの組織運営について多様な視点からの意見を反映できる体制を迅速に整備し、ガバナンスの強化を図った。 また、ガバナンス強化の観点から、平成23年2月の運営委員会で、センター研究員の資格に「産業界の研究者」も含める等の選考基準の見直しを行い、民間の研究機関を含む幅広い機関の外部有識者をセンター研究員に登用することとした。 ・平成23年1月に謝金の支給に係る規程を改正し、センター研究員の勤務実態を把握した上で、謝金を支給することとした。 ・学術研究動向調査研究に係る経費については、平成23年2月の運営委員会でその取扱いを審議し、一律支給を止め、実施計画書を精査した上で研究費を支給することとした。	
03 研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。	1a	・外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止した。 ・国際交流事業については、平成23年5月に基本的な方向性をとりまとめ、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業の3事業を統合し、平成24年度から研究拠点形成事業として開始することにより、審査等の事業実施に係る経費を12,750千円削減した。また、論文博士号取得希望者への援助の在り方については、支援対象年齢の引き下げなどの申請に関する要件の厳格化とともに、5年から3年への支援期間の短縮・40人から30人への採用人数の抑制により、平成24年度募集分から事業実施に係る経費を10,200千円削減した。 ・各産学協力委員会の設置継続審査を担当する産学協力総合研究連絡会議の委員について、平成22年度中に、産業界委員4名増を図ることにより、学界と産業界の委員数が同数程度となるようその構成を見直し、学界・産業界のニーズに、より適切に応えられるようにした。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 事務所等の見直し	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。	1a	・平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。 その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。	
05	海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の見直し又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 ・バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。 ・平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。	

No.	25	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	使命の明確化等 ○使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。 ○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。	1	・中期目標において、理化学研究所の使命を明確化し、理化学研究所が担うべき研究への重点化を図るとともに、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図った。また、その中期目標に従った中期計画を策定した。 ・国民理解のために全所横断的に推進している「一般公開」「科学講演会」「サイエンスキャンプ」、また、「BioJapan」をはじめとする各種の産業展示会において、理研の研究成果と最先端の科学技術を紹介している。 ・平成19年度に、より一層の国民理解増進を図るため、「理研サイエンスセミナー」を実施し、平成20年度以降も継続して実施している。	
2	事務及び事業の見直し	新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業 ○当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止する。	1	・当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化した。 ・平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止した。 ・バイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）について、平成20年9月末に廃止した。	
3	組織の見直し	組織体制の整備 ○平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。	1	・平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムを統合することにより基幹研究所を設置した。	
4	組織の見直し	支部・事業所等の見直し ○海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。 ○駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。 ○板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。	1	・海外の研究拠点及び駒込分所については第2期中期目標期間中に措置済。板橋分所において実施している研究については和光キャンパスに移し、第3期中期計画期間中に処分することを決定。	
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大 ○各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。	1	・平成19年10月より、NMR施設（NMR立体構造解析パイプライン）について利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で外部利用を開始しており、H21年度予算より利用者が支払う受益者負担部分について自己収入として予算計上した。 ・平成23年度から共用を開始したX線自由電子レーザーについては、最先端研究基盤施設の利用技術の開拓と普及という観点から成果非専有利用を先行していたが、利用料に係る適正な受益者負担の制度化に向けた企業等の成果専有利用に関するニーズ把握等の調査を経て、平成28年度より成果専有利用制度をスタートさせた。 ・放射光科学研究事業における料金体系の見直しに向けて、利用者への影響を十分に配慮するため、運営費回収方式による料金算出対象経費の再検討を進めている。一方、平成24年4月より、さらなる成果公開優先利用の促進を図るため、公募時期に限らず随時利用を可能とするビームラインを1本設定し、ユーザー増による利用収入の増加に向けた試行的取組を開始している。	
6	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元 ○研究成果については、積極的に社会への還元を努める。 ○知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。	1	・平成25年7月現在、国内企業と理研が共同で研究を実施する融合的連携研究プログラムにおいて、9課題を実施している。 ・理研の研究成果の発信・普及に努め、HPに成果情報の公開を行い、随時更新している。また、定期的にメールマガジンの発行を行い、最新成果の発信を行っている。 ・埼玉県や中小企業基盤整備機構と共に和光インキュベーションプラザを開設し、平成20年1月より入居を開始した。また同年4月より、本格的に活動を開始した。 ・中期計画に基づき、実施許諾したものも含めて一定期間毎に保有特許の実用化の価値や費用対効果を検証し、権利維持の必要性を見直すといった効率的な維持管理を行い、知的財産収入の増加に努めている。	

No.	25	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新たな研究領域を開拓し 科学技術に飛躍的進歩 をもたらす先端的融合 研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費縮減を図る。	2a (一部措置済み)	○平成23年度から平成28年度にかけて、予算編成にあたっては、理事長のガバナンスの下、事業を全般的に見直し、研究課題や研究チーム・センターの見直し、委託業務や設備費・消耗品購入にかかる経費縮減による業務効率化等を行い、予算の重点化を行っている。(平成28年度運営費交付金予算額：51,591,219千円(平成23年度比：△6,786,688千円、△11.6%))	具体的内容で指摘された研究プロジェクトの重点化については、左記のとおり終了している。委託業務の経費縮減については、要求性能を確保した上で、研究開発の特性に合わせた効率的・効果的な契約手続に加え、質と価格の適正なバランスに配慮した調達を引き続き実施する。
02 国家的・社会的ニーズ を踏まえた戦略的・重点 的な研究開発の推進					○分子イメージング研究については、放医研との整理・統合に向け平成22年12月以降、有識者、文科省、放医研及び理研の関係者にて検討を行い、理研においては、第3期中期計画が始まる平成25年度以降、創薬候補となる化合物探索に不可欠な技術開発に特化することとした。これに先行して、平成23年度限りで、放医研が優位性を有する一部の研究領域「高比放射能関連技術研究(少量で微細な生体反応の画像化を可能にする技術開発)(平成23年度予算：13,000千円)」は廃止した。	
03 最高水準の研究基盤の 整備・共用・利用研究の 推進					○ナノテクノロジー関連研究においては、平成22年9月に、理化学研究所と物質・材料研究機構における効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有等を行い、より緊密な連携体制を構築している。また、平成23年度限りで「次世代ナノサイエンス・テクノロジー研究(平成23年度予算：234,399千円)」を廃止した。	
04 研究環境の整備・研究 成果の還元及び優秀な 研究者の育成・輩出等	委託業務の経費縮減	23年度中に実施	植物科学研究事業及びバイオリソース事業については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	○平成23年度予算において、研究体制の見直し等による効率化による削減を行った。 ※植物科学研究事業 H22年度：1,248,435千円→H23年度：1,126,076千円 (△122,359千円) ※バイオリソース事業 H22年度：3,126,277千円→H23年度：2,993,771千円 (△132,506千円)	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。	1a	理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、「板橋分所」については当該分所が担っている機能を、第3期中期計画期間中に和光地区に移転した上で、廃止することを決定した。	
06 東京事務所の廃止	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所(丸の内)を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所(丸の内)については廃止し、平成23年3月末までに、原子力研究開発機構、海洋研究開発機構と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。	
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度から実施	中国事務所について、平成22年度中に開設の認可が下りた場合、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。平成22年度中に認可が下りない場合、平成23年度に現行の準備室の運用を廃止し、科学技術振興機構の事務所の一部を活用する。	1a	中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を設置。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。	

08	職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施	職員宿舎の借上宿舎数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	1a	借上宿舎数の制限、自己負担率の見直しを図るべく、理研内部の検討委員会「住宅審査会」において検討し、平成24年度には自己負担率を現行の15.0%から20.0%へ引上げた。なお、平成24年12月14日行政改革担当大臣名で公表された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に基づき、住宅制度の見直しを行い、構内住宅については20戸、借上住宅については6戸の廃止を決定した。
09		SPring-8の業務委託見直し	23年度から実施	SPring-8関連業務については、委託する業務の範囲や契約形態を見直し、競争性を高めるなど、効率的・効果的な運営を図る。	1a	委託業務については、SPring-8運営における委託業務の在り方について、公認会計士など外部有識者による検討委員会を設置して総合的な評価を実施。その評価結果（平成22年12月付）を踏まえ、契約を分割して競争的環境の強化を図った。具体的には、競争性が見込まれる業務（建物・設備等の運転・保守業務、放射線管理補助業務）を個別に入札した。結果、それぞれ複数応札となり、従前の一者応札であった契約者とは別の業者が落札した。さらに、H24年度からは、上記に加えて広報業務の一部を個別に入札し、委託経費の縮減に努めた。
10	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

No.	26	所管	文部科学省	法人名	宇宙航空研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減対策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。	1	平成19年度より、プロジェクト開始にあたっての経営審査を行うこととした。また、進行中のプロジェクト(ロケット・衛星・航空)についてはプロジェクト進捗報告会において経営陣が、スケジュール、リスク、コストの観点での進捗確認を行っている。	
2	事務及び事業の見直し	自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業	1	平成18年度から19年度にかけて、民間移管に伴うH-IIAロケット開発・調達業務の見直し、同ロケットの製品検査等業務の廃止、JAXA打上業務の安全監理業務への特化による組織見直しを行った。平成20年度は、鹿児島宇宙センターの組織見直しを行い、ロケット打上げの際の安全監理業務に定常組織で対応可能な体制とした。上記の見直しに伴い、H-IIAプロジェクトチームの解散、名古屋駐在員事務所、鹿児島宇宙センターの人員削減を行い、大幅な効率化・合理化を実施した。	
3	事務及び事業の見直し	自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業	1	H-IIBロケットについても、4号機(平成25年8月4日打上げ)から民間による打上げ輸送サービスに移行した。これに伴い、JAXA打上業務を安全監理業務に特化して種子島宇宙センターの定常組織で対応するとともに、H-IIBプロジェクトチームを解散し、効率化・合理化を実施した。	
4	事務及び事業の見直し	宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業	1	「みちびき」の後継機となる実用測位衛星の開発については、内閣府に移管され、政府が直接調達することとなった。その他リモートセンシング衛星等の開発については、宇宙基本計画及び中期目標に即して開発を実施している。	
5	事務及び事業の見直し	社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業	1	第2期中期計画に記載した通り、「第3期科学技術基本計画」における戦略重点科学技術を中心とした先端的・基盤的な航空科学技術の研究開発に重点化して進めているところ。平成19年度には、垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発、無人機用高精度航法装置の研究開発の2課題について、民間に対し技術移転を行ったもの、或いは行うことが可能なレベルに達したものと判断し研究開発を終了した。更に研究開発成果の民間への技術移転を促進すべく努め、漸増する傾向となり、第3期科学技術基本計画期間全体で64件の移転を完了した。また、平成24年度には、低温風洞設備について維持管理業務を終了し、長崎総合科学大学に設備移転した。	
6	組織の見直し	組織体制の整備	1	平成21年度計画に基づき、東京事務所等について、管理及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門等の現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に移転した。平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室について整理統合を行い、御茶ノ水に移転した。	
7	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	・横浜監督員分室は平成20年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。	
8	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	・横浜監督員分室は平成20年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。	
9	運営の効率化及び自律化	施設・設備の外部への供用	1	・第3期中期計画では、年50件以上の設備供用を実施することを目標として設定し、利用料に係る適正な受益者負担や利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する施設・設備の供用を促進している。 ・第3期中期目標期間の当初3年間(平成25~27年度)で年平均90件超の供用を行っており、中期目標に掲げられた年間数値目標を毎年順調に達成しながら進捗している。 ・特に利用料については、適正な金額となるよう最新の情報に基づき、毎年1回以上料金表の見直しを図っている。	

10	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元	研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元に努める。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期計画では、技術移転（ライセンス供与）件数については年60件以上とすることを目標として設定し、より一層の成果普及活動を推進している。 ・特に自治体、銀行等の金融機関等との外部連携を進め、外部機関固有の企業ネットワークや人脈などを積極的に活用して、宇宙航空分野以外の異業種企業も含む多様なマッチング機会を創出している。これらのマッチング活動の結果、第3期中期目標期間中の当初の3年間（平成25～27年度）で既に年平均250件超のライセンス供与を実施しており、中期目標に掲げられた年間数値目標を毎年順調に達成しながら進捗している。 	
11	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜監督員分室の廃止に伴い生ずる遊休資産はない。 ・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い生ずる遊休資産はない。 ・小笠原追跡所の職員非常駐化に伴い平成28年2月23日に小笠原追跡所宿舍用地の国庫納付を完了した。 	
12	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・野木レーダーステーションについては、平成25年4月に国庫納付通知を行い、平成25年9月30日付で国庫納付を完了した。（不要財産として国庫納付をしない野木レーダーステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月に近隣の者へ売却済。） 	
13	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・鳩山宿舎については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中（平成30年3月まで。入居状況：3戸3世帯6人。）。被災者が全て退去した後に、財務省と現物納付の調整を再開する予定。 	

No.	26	所管	文部科学省	法人名	宇宙航空研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画（平成23年度から25年度）及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。	1a	<p>優先度を踏まえた事業の整理統合については、平成23年度において先行的研究と萌芽的研究の2つの基礎研究プログラムを整理統合し、予算規模を縮小した（平成27年度予算：139,768千円、平成26年度予算：139,768千円、平成25年度予算：279,536千円、平成24年度予算：294,661千円、平成23年度予算：399,691千円、平成22年度予算：413,392千円）。</p> <p>研究プロジェクトの重点化については、宇宙基本計画（平成28年4月閣議決定）を踏まえ、優先度を判断し、プロジェクトを進めている。航空機技術に関する研究開発事業については、環境・安全技術に重点化を図り、特に高効率軽量ファン・タービン技術や機体騒音低減技術等の研究を進めた。更に、飛行船関連事業については、平成22年度末をもって廃止した。</p> <p>民間資金を一層活用する具体的方策については、衛星運用に民間資金を活用する方策として、平成23年4月から陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の観測運用やデータ処理・提供を民間事業者が実施する仕組み（パブリック・プライベート・パートナーシップ：PPP）を開始した。さらに、超高速インターネット衛星「きずな」（WINDS）による社会化実験の一部を当該実験参加者の費用負担する仕組みを構築し実験を平成24年6月より開始した。</p> <p>また、「きぼう」利用における民間資金の活用として以下の仕組みを開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質なタンパク質結晶生成の有償利用の仕組みを作り、平成25年9月からトライアルユースを開始 ・超小型衛星を「きぼう」から放出する有償による仕組みを平成26年4月から開始 ・宇宙環境における材料研究として、船外材料曝露実験及び材料浮遊溶融による高融点材料の物性値計測等について、利用相談ができる窓口を平成27年4月に開設 <p>事業仕分け（平成22年11月）結果への対応については、平成23年度予算について衛星運用費の削減や維持運営費の効率化、事業の見直し等による予算縮減を行うことで、平成22年度予算水準である186,610,446千円まで抑制した（前年度補正予算を含む）。後年度資金計画については、平成24年度予算は183,441,669千円（平成23年度補正予算を含む）、平成25年度予算は185,354,438千円（平成24年度補正予算を含む）であり、平成22年度予算水準を維持した。</p>	
02 宇宙科学研究・宇宙探査						
03 国際宇宙ステーション						
04 宇宙輸送						
05 航空科学技術事業						
06 宇宙航空技術基盤の強化						
07 JAXA i（広報施設）の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXA iを廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	事務所等の見直し	JAXA i (広報施設) の廃止	22年度中に実施	現行JAXA i を廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。
09		東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所 (丸の内) と大手町分室 (丸の内) の整理統合を実施する。	1a	平成24年度末に東京事務所 (丸の内) 及び大手町分室 (丸の内) について、整理統合を行い御茶ノ水に移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。
10		鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。	1a	平成23年2月に廃止し、原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。
11		名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。	1a	平成22年度末をもって廃止し、原状回復のうえ、平成23年4月末をもって賃貸借を終了した。
12		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	パリの駐在員事務所については、平成25年7月より、科学技術振興機構、日本原子力研究開発機構及び情報通信研究機構と共用事務所を借上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を図った。 ワシントン駐在員事務所については、平成27年5月より日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と共用を開始し、費用低減を図った。
13	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議 (関係府省) 及び検証会議 (関係法人) において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について (中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	1a	事務・技術職員のラスパイレス指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成した。(平成22年度の事務・技術職員のラスパイレス指数:118.6) なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。 ①「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠し、平均△7.8%の給与削減 (臨時特例) を実施した。 ②国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律」等の改正に準拠し、本給を平均約0.3%引き上げ、期末手当を年間で0.15月引き上げた。 ③平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。

No.	27	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。	1	平成20年度に、過去最高の89,741,424千円を売上げ、繰越欠損金を解消した。そして助成財源として、その翌年度（平成21年度）に12,259,025千円、平成22年度に16,036,115千円、平成23年度に16,139,640千円、平成24年度に16,225,945千円、平成25年度に16,584,853千円を確保したところである。	
2	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。	1	スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方を見直すため、売上等の基礎的なデータや経営の専門家の意見に基づき調査研究を実施するとともに、有識者会議を設置し3回の審議を行った。その結果、平成22年1月に第3期（平成25年度～）も第2期の実施体制を基本とし、センターがこれまで培ってきたノウハウと民間の経営手法を活用しながら直接運営することが望ましいとの結論を得た。	
3	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。	1	繰越欠損金については、平成20年度に解消した。	
4	事務及び事業の見直し	スポーツ振興のための助成業務	助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。	1	外部有識者による助成事業評価ワーキンググループを設置し、助成区分ごとに達成すべき内容や水準を具体的かつ定量的に示し、厳格かつ客観的な評価を毎年度実施している。また、その評価結果を翌年度以降の助成事業の効率化及び適正化に反映させている。	
5	事務及び事業の見直し	災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務	災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。	1	災害共済給付業務のオンライン化を進めるため、学校等に対しシステムの利用勧奨を重点的に行った。その結果、平成21年度以降、中期計画の目標値（80%）以上のシステム利用率を達成している。また、このようなオンライン化の進捗を踏まえ、平成22年度にはシステムを改修して利便性を向上させ、学校等の入力作業を効率化するとともにセンターの事務も効率化した。また、支所の業務等の在り方を検討するため、外部有識者等からなる学校安全業務検討委員会を平成20年に設置した。審議の結果、平成22年3月、支所のこれ以上の統合は、各都道府県に存在する関係者との連携を欠くことになるなど業務の円滑な実施を阻害すると考えられることから、現在の6支所体制を維持するとの結論を得た。その上で、①支所業務の更なる効率化、②支所に対する本部の指導力の強化、③支所の学校安全支援業務を本部へ原則一元化（地域レベルで情報を収集・分析・提供する業務等を除く）、④本部・支所を通じたガバナンスの強化等を行った。	
6	事務及び事業の見直し	災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務	学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。	1	学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務について、「学校安全支援業務」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報の分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化した。また、学校安全支援業務の在り方等について検討を行うため、外部有識者等からなる学校安全業務検討委員会を平成20年に設置した。この委員会では、様々な事故防止マニュアルの質的向上を図ること等により、全国レベルの学校事故防止センターとしての役割を果たすべきなどの結論を得ている。そして、都道府県・政令指定都市教育委員会に対し、学校安全支援業務の必要性・有効性についてアンケート調査を行い、すべての教育委員会から、学校安全支援業務は有効であるとの評価を得ているところである。	
7	事務及び事業の見直し	スポーツ施設の運営・提供等に関する業務	国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。	1	国立競技場、国立スポーツ科学センター（JISS）及びナショナルトレーニングセンター（NTC）について、平成21年4月より民間競争入札による包括的業務委託を開始した。（第1期：平成21年4月～平成24年3月の3年間）また、入札対象範囲の拡大等について、第1期の包括的業務委託のメリット・デメリットを検証し、対象業務や契約期間の見直し等を行った。（第2期：平成24年4月～平成29年3月の5年間）	

8	運営の効率化及び自律化	資産の有効活用等	国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。	1	<p>NTCについては、当該施設の運用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）と連携・協力の上、平成21年5月「味の素ナショナルトレーニングセンター」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。（期間：平成21年5月11日～平成25年5月10日、対価：年額40,000千円（税抜））</p> <p>そして、本年5月に契約満了を迎えたことから、以降の命名権の売却について公募を実施し、引き続き「味の素ナショナルトレーニングセンター」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。（期間：平成25年5月11日～平成29年4月30日、対価：年額40,000千円（税抜））</p> <p>また、西が丘サッカー場については、平成24年3月、「味の素フィールド西が丘」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。（期間：平成24年5月1日～平成29年4月30日、対価：年額15,000千円（税抜））</p> <p>この他、国立競技場及びJISSにおいて、随時、施設利用料等の見直しを行い、自己収入の増加を図っている。</p>	
9	運営の効率化及び自律化	資産の有効活用等	その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。	1	<p>習志野及び所沢の職員宿舎の売却について、平成20年度と平成21年度にそれぞれ入札を実施したものの、売却に至らなかった。</p> <p>しかし、独立行政法人通則法の改正（平成22年11月27日施行）により、現物納付が可能となったことを受け、平成24年12月25日付けで国庫へ納付をした。</p>	

No.	27	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。	1a	24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金に売上比例方式を導入した。	
02 国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。	1a	命名権及び固定広告物を掲示する権利の包括的な売却を実施し、24年3月に契約を締結した。 ・名称 「味の素フィールド西が丘」 ・期間 5年間(平成24年5月1日～平成29年4月30日) ・対価 年額15,000千円(税抜)	
03 スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	1a	平成22年度は、スポーツ振興投票業務については、銀行と連携したインターネット経由の販売やコンビニエンスストア網を活用した販売を進め、事業の効果的・効率的な実施を図った。また、助成の審査対象項目を整理するなど効率化の取組を行った。 平成23年度は、助成交付申請の前に行っていた交付要望手続及び交付内定手続を省略して簡素化するとともに、スポーツ基本法の成立を受けた助成内容の改善、東日本大震災の緊急復興支援を実施するなど、事業の効果的・効率的な実施を図った。 平成24年度は、スポーツ振興投票業務について、第2期経営管理業務に係るコンサルティング契約における人員配置の見直し及びシステム運用費の保守体制見直し等による経費の削減を図った。 平成25年度は、スポーツ振興投票業務におけるシステムの調達方法の見直しにより、経費の削減を図った。また、より効果的・効率的な助成を実施する観点から、助成事業の成果指標を設定するなど、事業の効果的・効率的な実施を図った。 平成26年度は、スポーツ振興投票に係る当せん金の払戻業務等を行う事務処理支援業務の調達方法の見直しによる経費の削減を図った。また、助成事業については、設定した助成事業の成果指標に基づき、助成による効果を具体的に検証するなど、事業の効果的・効率的な実施を図った。 平成27年度は、スポーツ振興投票業務における交通広告、新聞広告の調達方法を見直し、経費の削減を図るとともに、販売・払戻し業務に係る基幹システムの改修計画を見直し、現行システムの利用期間を延長することで、システム関連経費の削減を図ることができた。また、毎年度実施しているスポーツ振興助成実態調査において、調査団体に対して明確な評価項目を提示することにより、より効果的・効率的な調査の実施を可能とした。 平成28年度以降もこれらの取組を継続して実施し、さらなる事業の効果的・効率的な実施を図ることとしている。	
04 スポーツ振興基金等業務						
05 災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する(ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。)	1a	23年度中に食の安全課が行う業務及び施設を廃止した。併せて、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、必要最小限の機能について同一法人内の他部局へ移管・統合した。 へき地における食に関する支援事業については、24年度まで移管・統合部局において実施する。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設(阿佐谷)については国庫納付する。	1a	平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。	
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。	1a	イギリスはスポーツ政策情報・アンチドーピング分野・オリンピックのレガシー政策等の先進的な取組を行っており、またこれまで構築してきたUKスポーツ等政府関係機関との連携をベースに、欧州ネットワークを築いて情報収集分析することは日本のスポーツ政策にとって有意義であることから、ロンドン事務所については継続して運営することとした。その上で、ロンドンオリンピック終了後の業務規模を勘案し、事務所や人員の在り方を検討した上で、事務所規模等の縮小を平成24年度末に実施した。	

No.	28	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	芸術文化振興のための助成事業の一元化 文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。	1	平成21年度に、文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)との統合・一元化を実施して、事務の効率的な運用を図った。 また、文化芸術活動に対する効果的な支援を行うため、平成23年度からプログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置も含め新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入している。	引き続き、助成事業の効率的な運用と事業の強化に取り組む。
2	事務及び事業の見直し	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し ○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。 ○現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。	1	○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定すべく、毎年度、ニーズの把握を行った上で、対象分野・規模について不断の見直しを図っており、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成については、第1期中期目標期間終了時までには休止した。 ○現代舞台芸術の実演家の研修については、研修分野・規模等について不断の見直しを図っており、研修修了生の動向把握に努め、修了後の活動を通じて成果検証を行うとともに、外部専門家による委員会等において、研修の実施方法等について検討を行っている。	引き続き、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修について、対象分野・規模等の不断の見直しに取り組む。
3	事務及び事業の見直し	国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等 ○外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。 ○特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。	1	○管理運営業務に係る外部委託を推進し、警備・清掃・電話交換・場内案内等の業務において外部委託を実施するとともに、一般競争入札による契約や複数年契約の導入により一層の経費削減を図った。 ○新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、平成19年度以降、毎年度、委託費の削減を行うとともに、委託内容や財務情報等についてホームページで公表するなど、透明性の確保に努めている。	引き続き、外部委託の推進による経費削減に努めるとともに、関連法人との契約の状況について、透明性の確保に取り組む。
4	運営の効率化及び自律化	施設の有効活用等 ○国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。	1	○すべての劇場について使用効率の向上を図り、貸劇場公演の日数の増加を図るため、施設・設備等の概要及び貸与手続き方法、空き日情報等の法人ホームページへの掲載や貸劇場に係る募集説明会の開催など、積極的な情報提供に努めるとともに、施設利用システムを導入した顧客情報の管理など効率的な業務実施体制を整備した。また、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で外部制作会社との協力によるDVDの発売等を行うなど有効活用を図った。これらにより自己収入の増加にも努めた。	引き続き、劇場施設の有効活用に向け、積極的な情報提供等に取り組む。

No.	28	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。	1a	平成22年度から平成23年度にかけて運営費交付金全体が削減される中で（平成22年度：10,570,054千円、平成23年度：10,244,081千円（▲325,973千円））、事業の優先度を踏まえ、平成22年11月にユネスコ無形文化遺産として登録された沖縄の組踊について、平成23年度より新たに既成者研修（新規事業規模約2,500千円）を開始するなど、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行った。	
02 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演						
03 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。	1a	<p>自己収入の拡大を図るため、寄付金収入・事業への支援・公演の入場料・施設貸付料の増大等に引き続き努力する。</p> <p>寄付金収入 平成22年度：613千円、平成23年度：2,036千円（+1,423千円） 事業への支援 平成22年度：23,874千円、平成23年度：32,506千円（+8,632千円） 公演の入場料 平成22年度：1,802,206千円、平成23年度：1,784,796千円（△17,410千円） 施設貸付料 平成22年度：593,064千円、平成23年度：588,182千円（△4,882千円） ※平成23年度公演の入場料や施設貸付料は、東日本大震災の影響で公演時間の変更、節電等によりチケットの払い戻し、施設貸与のキャンセル等があったため減少している。</p> <p>・寄付金増額への取組 信託銀行と提携し、社会貢献活動に取組む団体からの寄付を目的とした「社会貢献寄付信託（文化分野）」を開始するとともに（平成23年4月）、寄付受入に向け関係機関と連携し広報活動を行っている。また、新たに「芸術文化振興基金賛助会員制度」を立ち上げ（平成23年7月）、寄付金の増額に向け環境を整備した。</p> <p>・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、特別企画公演（平成23年9月）における「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催、琉球芸能公演（平成24年3月）への2社特別協賛等を得た。</p> <p>・公演入場料の増大 国立劇場開場45周年記念公演（平成23年9月から平成24年4月）を実施した他、歌舞伎、文楽等での上演演目の充実を図った（新歌舞伎、復活、通し、上演機会の少ない優秀作品の上演等）。また、ホームページのリニューアル（平成23年4月）、携帯電話で閲覧可能なホームページの公開（平成23年10月）、メールマガジンの配信等により情報提供の体制を整備するとともに、小学生用の「ぶんらくの本」、「のう・きょうげんの本」や組踊鑑賞教室紹介DVDを作成配布し、観客層の拡大を図った。</p>	
04 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	1a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、法人の自己収入を増加し、機能強化を図るなど、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。	引き続き、事業の充実に努める。
06 組織体制の整備	23年度中に実施	新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。	1a	平成23年6月、「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」が取りまとめた「論点整理」の結論として、新国立劇場及び国立劇場おきなわの今後の運営に関しては、現行の財団運営委託による運営体制を維持することを基本としつつ、業務遂行上の諸課題については、振興会及び両財団が適切な役割分担の下、その改善・解決に努めるべきものとされた。	

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 奨学金貸与事業	延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。	1	<p>機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等からなる「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた（「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成20年6月10日）。同報告書の提言を踏まえ法的措置の徹底、民間委託の推進、個人情報情報機関の活用などの改善方策を平成20年度から順次実施するとともに、第2期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）等に反映させた。</p> <p>返還金の回収状況については、平成21年度に設置した外部有識者等からなる「返還促進策等検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析を活用しつつ、返還促進等の取組みの効果等を検証し、その結果を踏まえ各種改善方策を実施している。</p> <p>平成24年度に文部科学省に設置された「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が取りまとめた報告書の指摘を踏まえ、平成25年度に債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的とし、前記の「返還促進策等検証委員会」を一層充実させ「債権管理・回収等検証委員会」を設置した。</p>	
2	事務及び事業の見直し 留学生支援事業	東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。	1	<p>プラザ平成の企画・管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監視委員会の審議を経て決定した実施要項により民間競争入札を実施し、機構に設置した外部有識者からなる市場化テスト評価委員会の審査を経て平成20年度の落札者を決定した。平成21年・22年についても同様に、民間競争入札による落札者に委託し、経費削減に努めた。</p> <p>平成23年度以降の業務委託については、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札による落札者に委託している。</p> <p>プラザ平成の在り方については、必要な機能を維持しつつ会議施設等の管理運営業務を廃止し、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整のうえ所要の措置を講ずることとし、第2期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）に反映させた。</p> <p>平成21年度に売却等検討のための調査研究業務を実施したところ、プラザ平成と居住棟は設備の機能及び構造等から物理的に分離することが困難であることが判明したため、プラザ平成単独での売却ではなくプラザ平成と居住棟の一体的な売却に向けて検討を進めた。また、「事務・事業の見直しの基本方針」において、留学生宿舎等は「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度においてプラザ平成と居住棟の一体的な売却のため一般競争入札を実施したが、不落であった。</p> <p>「制度及び組織の見直しの基本方針」において、国際交流会館については「やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」とされていることから、東京国際交流館の今後の方向性と併せて検討する。</p> <p>※「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、制度及び組織の見直しの基本方針は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。</p>	
3	事務及び事業の見直し 学生生活支援事業	学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。	1	<p>学生生活支援事業について、機構において、「各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する」観点から検討を行い、平成20年度までに研修事業等の整理統合等の見直しを行った。</p> <p>平成21年度に設置した外部有識者からなる「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」等において研修事業の名称変更及びカリキュラムの改善等の状況を踏まえつつ、平成22年度に研修会等について精選及び改善・充実を図った。さらに、平成23年3月の審議のとりまとめの報告を踏まえて、研修事業を厳選した。（H22年度：4領域11事業→H24年度：3領域5事業）</p>	

4	事務及び事業の見直し	市場化テストの拡大	国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。	1	<p>広島国際交流会館については平成20年度、大阪第二国際交流会館については平成21年度、兵庫国際交流会館については平成22年度から、管理・運営業務について内閣府官民競争入札等監理委員会の審議を経て決定した実施要項により民間競争入札を実施し、機構に設置した外部有識者からなる市場化テスト評価委員会の審査を経て決定した落札者に委託し、経費節減に努めた。</p> <p>(参考) 市場化テスト対象国際交流会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島国際交流会館 (H20. 4~H23. 3) ・兵庫国際交流会館 (H22. 4~H24. 3) ・大阪第二国際交流会館 (H21. 4~H24. 3) <p>平成22年4月に実施された政府の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価を踏まえ、平成22年9月に公表された文部科学省の取組方針において、国際交流会館等留学生寄宿舎等については、原則として平成24年3月末に機構の事業としては廃止し、留学生宿舎機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることとされた。また、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、平成23年度中に講ずべき措置として、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営を廃止することとされた。平成23年度以降の国際交流会館等の管理・運営業務については、施設を売却する方向であるため、市場化テストの対象範囲及び対象施設の拡大は行わないものとされたことから、平成23年度以降の国際交流会館等における管理・運営業務については、一般競争入札による落札者に委託している。</p>	
5	組織の見直し	組織体制の整理	日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。	1	<p>国費留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを中心に行うとの観点から運営体制の見直し等について検討を行い、平成19年度末をもって私費留学生を多数受け入れていた専科課程の廃止を行うなど運営体制の見直しを図るとともに、これに伴う教職員定員削減を行った。</p> <p>また、平成21年度に東京日本語教育センターに設置したカリキュラム・教材開発室について、教材開発を進めるに当たり効率的・実践的に業務を実施していくため、平成22年度に体制の見直しを行った。</p> <p>今後も、私費留学生に係る学生数の縮減を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを積極的に行うとともに、教職員定員削減を継続的に実施し、効率的・効果的な事業実施を推進するため、組織・運営体制の改善を図ることとしている。</p> <p>(教職員の定員：H19年度49名→H25年度39名)</p>	
6	組織の見直し	人員、組織の徹底したスリム化	奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。	1	<p>機構に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の回収業務に係る民間委託の推進のあり方について検討を行い、平成20年6月に報告書を取りまとめ、これに基づき平成21年度から回収効果の見込める初期延滞債権について重点的に民間委託を実施するなど、奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、組織の簡素化を図った。</p> <p>平成22年9月に文部科学省に設置された外部有識者による検討チームにおいて取りまとめられた「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」における指摘を踏まえ、3ヶ月以上延滞債権に係る回収委託を強化するなど、積極的に競争入札による民間委託を行うとともに、平成23年4月に、監事事務局の設置、留学生事業部門及び学生生活事業部門の見直し、管理職の削減など、更なる合理的、効率的・効果的な業務管理を進められるよう組織改編を行った。</p> <p>奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、組織の更なる簡素化を図った結果、平成25年7月1日時点での職員数は479人となっており、第1期中期計画開始時の職員数(542人)と比べ、1割強の職員数を削減した。</p>	

7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	東京日本語教育センターは学校教育法に基づき所轄庁（東京都）から認可を受けた各種学校として認可基準に基づき校地・校舎は自己所有する必要があることに留意しつつ、23区内の国際交流団体等の要望を把握するためのアンケート調査も行って、機構においてワーキンググループを設置して施設の有効活用方策の検討を行った。この結果、学生ホール等の施設について、平成21年度より本来の教育活動に支障のない範囲で地域に開放してその有効活用を図ることとし、施設利用のPRを行い、地域の国際交流関係の団体が実施する留学生との交流事業等での貸し出しが行われている。 (利用件数：平成22年度75件、平成23年度31件、平成24年度59件)
8	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	市谷事務所の在り方については、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、調査・研究を行った。この結果を踏まえ、本部事務所及び他の都内事務所の在り方も含めて検討し、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得た。
9	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	国際交流会館の会議室等附属施設について、地域に積極的に開放して交流・研修等の活動の場を提供することとし、対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を第2期中期目標期間中に年間50.0%以上地域に開放することとした。(平成20年度実績は42.9%) 国際交流会館等の施設等を利用し、地域ボランティア等と連携・協力して多様な国際交流事業を実施するとともに、国際交流会館の附属施設（多目的ホール、会議施設等）の利用について地域に周知し、開放している。 (稼働率：平成22年度44.8%、平成23年度52.6%、平成24年度56.9%)
10	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得るよう検討する。	1	平成20年度に、機構においてプロジェクトチームを設置して検討を行い、高円寺宿舎については、売却により同宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足る売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とすることとした。その後、複数の民間事業者より貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額での譲渡の希望があったため、平成23年2月に一般競争入札を実施し、平成23年3月に民間事業者に売却した。

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。	1a	22年12月に関係法令（政令等）を改正し、23年1月から減額返還の仕組みを導入し、23年度末までに4,630人の承認を行った。	
02 留学生支援事業	留学生宿舍等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。	1a	22年度末に留学情報センター（東京・神戸）を廃止。	
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。	1a	私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査及び22年度学習奨励費活用状況等調査を実施した。調査結果については、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、24年3月に、学習奨励費の存在意義は極めて高いとの検証結果を取りまとめた。 当該委員会における提言を踏まえ、24年度から、学習奨励費の受給条件に卒業後の進路状況等調査に協力することを加えるとともに、国際的な大学間交流による教育環境の整備等に努めている大学に対して重点配分を行っていくこととした（24年度秋季より実施予定）。 また、渡日前の予約採用の拡充について、22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする制度を、23年4月入学者から対象として新たに設置した。それを受け、23年度春季入学者560名、23年度秋季入学者999名、24年度春季入学者549名を、大学推薦渡日前入学者枠として決定した。 なお、留学生借上げ宿舍支援事業については、23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、私費外国人留学生学習奨励費の推薦時期に併せて募集を行っている。	
03 学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。	1a	22年12月に学生支援情報データベースを廃止。	
	冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。	1a	22年度末に冊子「大学と学生」を廃止。	
	研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。	1a	機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選（22年度において4領域11事業であった研修事業について24年度から3領域5事業に厳選）を行うとともに、24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化（受講料5千円）することとした。	
	各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。	1a	機構内で各種調査の厳選・分類に向けて検討し、各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め（23年12月）、学生の生活に関する各調査について調査項目の厳選・見直しや調査工程の短縮化を行うなど、調査ごとに当該調査を必要とする事業の一環として実施した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	保有資産の見直し	国際交流会館等	23年度以降実施 国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	2a	平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等（7か所、8施設）については、平成24年4月13日に政府支出の比率に応じて国庫納付した。 未売却の国際交流会館等については、『「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）平成26年度フォローアップ結果』（平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局）において再整理された。これに基づき、平成27年度中に譲渡先が決定した大分国際交流会館については平成28年4月15日に、平成28年度中に譲渡先が決定した福岡国際交流会館については平成28年8月30日に、それぞれ政府支出の比率に応じて国庫納付した。	札幌・金沢の2会館については、今後も地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を継続して行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進める。
05		職員宿舎	23年度以降実施 職員宿舎（7か所）については、真に必要な宿舎以外のもものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用する。	1a	閉鎖した職員宿舎のうち、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上の売却の見込みが立った宿舎については、売却のための一般競争入札を実施し、高円寺宿舎（東京都杉並区）は平成23年3月、豊田宿舎（東京都日野市）及び百合丘第二・第三宿舎（神奈川県川崎市）は平成24年4月、鳴子宿舎（愛知県名古屋市）は平成24年8月、香里宿舎（大阪府枚方市）は平成25年3月、田代宿舎（愛知県名古屋市）は平成25年6月、さつき丘宿舎（大阪府枚方市）は平成25年7月に夫々売却・引渡を実施した。 また、百合丘第一宿舎（神奈川県川崎市）は、平成29年3月末までに閉鎖することとした。	百合丘第一宿舎は、計画に基づき平成29年3月末までに閉鎖する。
06	事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施 市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。	1a	市谷事務所の在り方については、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、調査・研究を行った。この結果を踏まえ、本部事務所及び他の都内事務所の在り方も含めて検討し、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得た。	今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。
07		海外事務所の見直し	22年度中に実施 バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。	
08		東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施 東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。	1a	23年度末に東海北陸支部（分室）（愛知県名古屋市）を廃止。	

No.	30	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	使命の明確化等	1	理事長のリーダーシップのもとで、当機構が今後15年間程度に取り組むべき内容と進むべき方向性、役割を内外に示すべく、平成24年度にJAMSTEC長期ビジョンを策定した。長期ビジョンは海洋立国日本の実現に向けて、海洋研究開発機構が国の政策・施策、社会に貢献すべき内容を明確化したものであり、外部に向けて公表するとともに、JAMSTECアドバイザー・ボード（JAB）による国際レビューを受けた。今後、JABの助言・提言を次期中期計画策定に活用し、研究の重点化と明確化を進めていくこととしている。	
2	事務及び事業の見直し	使命の明確化等	1	研究の必要性や得られた成果については速やかに社会へ還元するべく、すでに専門部署を設置し、対応にあたっているところであるが、普及広報機能については、その重要性を鑑み、社会還元を念頭に強化するため、関連組織を平成25年10月に集約・再編することとしている。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発プロジェクトの進行管理	1	海洋研究開発機構では、研究開発プロジェクトについて、毎年行われる文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受けたうえで、役員及び担当管理部門が前年度の評価結果等を踏まえ、コスト面や事業実施の可否等について検討した上で予算配分を行っている。また、期中にはその進捗状況等詳細をヒアリング等により確認し、必要に応じて予算資源の再配分を行うとともに、予算の執行状況等について月ごとに役員に報告するなど、機構全体として予算の執行を含む進行管理について厳格な管理に努めている。なお、深海地球ドリリング計画については、ロードマップ等を作成し進行管理を行うとともに、HP掲載やプレス発表、報告会等において、その進捗状況や成果等を示しているところ。今後も、プロジェクトの進行管理をより徹底するとともに、国民に分かりやすい形での研究成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図っていく。	
4	事務及び事業の見直し	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業	1	「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。	
5	組織の見直し	法人形態の見直し	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
6	組織の見直し	組織体制の整備	2	整理合理化計画が策定された平成19年以降、東日本大震災の発生や海底資源探査の重要性の飛躍的な増大など、海洋研究開発機構の船舶運用の在り方については、公募利用も含め、取り巻く状況や社会要請の内容が劇的に変化した。平成25年度はこうした事情等について、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し審議の過程で、総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会へ説明を行い、一定の理解を得た。このため、平成26年度より開始した第3期中期計画では「学術研究課題の審査等の一元化については、引き続き検討を進め、第3期中期目標・中期計画期間（平成26～30年度）において早期に結論を得るものとし、得られた結論に基づき、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図ることとする。」としたところ。 東京大学大気海洋研究所と機構の共同で、研究船公募体制検討会を立ち上げ、公募審査の一元化について検討を開始した。検討会では公募審査要領に関すること、データ・サンプルの取り扱いに関すること及び海域調整に関することの3点について両方で検討を行うことが確認され、平成29年度中に東京大学大気海洋研究所、機構の双方で検討事項を整理し、平成30年度からの新たな公募の開始を目指すこととしている。	平成29年度中に東京大学大気海洋研究所、機構の双方で検討事項を整理し、平成30年度からの新たな公募の開始を目指す。
7	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	3	「地震・津波観測監視システム」を平成28年4月1日に防災科学技術研究所に移管したが、関係機関との協議を踏まえ、室戸岬沖海底ネットワークシステムの廃止時期等を検討中。 同ケーブルで取得したデータを緊急地震速報に活用している気象庁や、局舎が所在している高知県との調整を行うのと並行して、廃止に係る詳細な撤去費用の見積もりや作業工程の検討を行っている。	室戸岬沖海底ネットワークシステムの廃止時期等について検討を進める。
8	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。	
9	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船（2隻）については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。	
10	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元	1	現在、海洋研究開発機構において、研究情報の公開や成果の普及・活用の促進のため、HP掲載やプレス発表、報告会等を行い、研究の必要性を示すとともに、成果の社会還元等を目指しているところ。今後も、より国民に分かりやすい形で、研究の必要性やその成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図ることとする。	

No.	30	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンプリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。	1a	各研究プロジェクトについては、平成26年度から開始した第3期中期計画の策定過程で大幅に見直した。これにより、当機構は国家的・社会的ニーズを踏まえた出口志向の重点研究開発を実施することとし、既存の事業はこれらを組織横断的に推進する7つの中期研究開発課題へと重点化した。 このうち、地震研究については、独立行政法人改革等における基本的な方針（平成25年12月24日）に基づき、「南海トラフ海域において整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを防災科学技術研究所に移管する。」「防災・現在分野における防災科学技術研究所との人事交流を促進するなど、同研究所との連携をより一層強化する」とされた。当機構は既に防災科学技術研究所との間で既に観測データの相互利用協定（平成23年3月）を締結し、相互連携を図っているところであるが、例えば、同システムの移管については連絡会（理事級）を平成26年1月より3回開催したのち、「防災科研・海洋機構連携推進協議会」（理事級）設置を決定し、協議会を開催している。さらに、協議会の下にWGを設置し、これまでに2回開催、同システムの移管について調整を進めている。また、両機関に精通する有識者を当機構の招聘上席技術研究員及び防災科学技術研究所の客員研究員として迎え、両機関の研究協力の具体的なアドバイスなどを通じた、連携強化を図っているところである。 なお、5～10年先に予想されるコンピュータ性能の向上を見こした次世代モデル研究については、平成23年度に廃止済みであり、プレカンプリアンエコシステムラボユニットは第3期中期計画策定の中で見直し、平成26年3月末をもって当該ユニットを廃止した。	
02 地球内部ダイナミクス研究						
03 海洋・極限環境生物圏研究						
04 海洋に関する基盤技術開発						
05 深海地球ドリリング計画推進		23年度中に実施	深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	地球内部ダイナミクス研究については、平成21年度の事業仕分けを受け、人件費等の固定経費を除いた研究費について半減とし、平成22年度要求額より202,141千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、研究費のさらなる削減を図り、平成23年度要求額より19,988千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、248,678千円を削減） 深海地球ドリリング計画推進については、平成21年度の事業仕分けを受け、日米を中心とする24カ国が参加する国際約束（統合国際深海掘削計画）に反しない範囲で運航関連経費などを削減し、平成22年度要求額より539,014千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、同国際約束の履行に支障のない範囲で、国内研究者に対する支援体制を見直すとともに、外国人掘削要員から人件費単価の安い日本人掘削要員への変更をより一層進めるなどにより、平成23年度要求額より202,569千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、1,862,134千円を削減）	
06 地球シミュレータ計画推進						
07 科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。	1a	東京事務所（西新橋）については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。	
09	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。	
10 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について「中間整理」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。			

No.	31	所管	文部科学省	法人名	国立高等専門学校機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 国立高等専門学校の配置の在り方の見直し	入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。	1	中央教育審議会の答申「高等専門学校教育の充実について」（平成20年12月24日）において、「高等専門学校はそれぞれの地域の高等教育機関として重要な役割を果たしており、今後地域のニーズに対応した教育研究活動を強化し、教育の質の一層の向上を図っていくためには、地域における15歳人口の動向、入学志願者の動向を踏まえた入学者の質の確保の必要性など地域の実情を十分考慮に入れつつ、必要に応じ、本科・専攻科の規模を含め、組織体制の整備・充実について検討していくべき」との指摘がなされた。 この指摘を踏まえて、平成21年10月に4地区の8高専を高度化再編し、新しい高等専門学校（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校、熊本高等専門学校）を設置した。	
2	事務及び事業の見直し 専攻科の見直し	職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。	1	中央教育審議会の答申「高等専門学校教育の充実について」（平成20年12月24日）において、技術科学大学や一般大学への編入学、専攻科の役割について整理し、明確化している。また、専攻科については「高等専門学校の組織体制の見直しと合わせ、地域や各高等専門学校の実情に応じ、入学定員の拡充も含め、専攻科の整備・拡充を図っていくことが適当である」「専攻科の教育研究機能の充実を図るべきである」との指摘がなされた。 この指摘も踏まえて、平成21年10月に4地区8高専の専攻科の高度化再編を行うとともに、平成21年4月からは、国立高等専門学校で唯一専攻科を設置していない沖縄工業高等専門学校に専攻科を設置した。	
3	組織の見直し 組織体制の整備	事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部に於ける2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。	1	各学校において、より効率的な管理運営体制を構築するため庶務課、会計課、学生課の3課体制を庶務課と会計課を総務課として統合し、総務課、学生課の2課体制とすることを決定し、平成20年4月をもって、全ての事務部において2課体制に移行したところである。 本部事務局での業務の一元化については、平成19年度までに共済事務、人事給与業務について行ってきたところであるが、平成20年4月から全ての資金の支払い業務、学納金の収納業務、旅費業務についても一元化を行った。 以上の取り組みなどにより、事務職員数は、平成16年度に1,771名であったのが、移行が完了した平成20年度には1,628名と143名減少した。	
4	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組む。	1	国立高等専門学校の持つ知的資源を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取り組みを促進している。共同研究、受託研究等の促進に向けた各種取組により、平成16年度の法人化以降、外部資金の獲得は着実に成果を上げている。 (参考) 平成16年度実績 共同研究：409件 287,556千円 受託研究：155件 412,742千円 平成24年度実績 共同研究：778件 266,043千円 受託研究：320件 601,549千円 また、各高専の研究成果・技術成果を実用化に結びつけるため、特色ある研究成果を社会にアピールする場として、全国高専テクノフォーラムを実施したほか、各地区においても研究発表会を開催し、企業関係者を招いて高専と産業界との産学官連携について情報交換を行っている。 その他には、機構本部・各高専がそれぞれ教員の研究分野・研究活動の成果を取りまとめたシーズ集やパンフレットを作成し、各種イベントを通じて企業等に配付しているほか、企業等とのマッチングイベントである新技術説明会の開催や、「イノベーション・ジャパン」等の産学連携イベントに参加・出展し、高専の研究成果の情報発信を図り、技術移転の推進並びに地域企業と連携する受託研究、共同研究の増加に努めている。	

No.	31	所管	文部科学省	法人名	国立高等専門学校機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。	1a	各高専において所在地域の自治体や企業等のニーズを懇談会やアンケート、ヒアリング等により把握しており、地域産業にかかわる新分野や融合複合新分野への展開を期待する声が大きいです。 入学志願者の動向について、全体の志願倍率は1.76倍と前年度とほぼ変わらず、最も低い高専は1.09倍で、当該高専の所在する地区の公立高校の平均倍率1.11倍と同程度であった。 以上を踏まえ、学科の再編を含め高度化再編の可能性について検討を行っており、平成23年度に「今後の国立高等専門学校の在り方について（中間まとめ）」を作成、平成24年度初めの全国高専校長会議においてこれを示し、各高専と今後進むべき方向性について、課題認識の共有を図った。 また、国立高等専門学校機構の第3期中期目標等においては、地域のニーズ等を踏まえた学科及び専攻科の充実を行うこととしており、第3期中期目標期間（平成26年度～平成30年度）のうち、平成28年度までに10校で学科の改組、8校で専攻科の改組を行った。	引き続き、地域や社会状況の変化に応じた実践的な技術者の養成を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（田町）については4月30日をもって廃止し、借上面積を縮減した上で、平成23年4月25日より他機関（物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。	
03 保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	23年度中に実施	長野工業高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。	2b	指摘を受けた2団地（長野高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地）については、いずれも後援会からの寄附財産であったことから、取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについて検討を行い、当該財産の処分の取扱いを、売却収入が高専機構に残らない「不要財産の処分」とするか、半額が高専機構の収入となる「重要な財産の処分」とするかについて、関係省庁間で確認・検討を行った結果、「不要財産の処分」として取扱うこととなった。 寄附元である各後援会に対しその旨説明を行うなど、調整に時間を要したため売却時期が遅れたが、平成24年3月30日付けで文部科学大臣に不要財産の処分認可申請を行い、処分認可を受けた後、神奈川団地については、市からの要望を踏まえ、公共事業の用に供する事業者へ売却を行った。なお、文部科学大臣の通知に基づき、平成25年7月に国庫納付を行った。また、黒姫団地については、一般競争の公告を行ったが購入意思を示す者が現れなかった。	黒姫団地については、売却に向けた新たな方策についても検討しつつ、毎年度公告手続きを行っている。
04 職員宿舍の見直し	借上宿舍に係る上限額の設定	23年度中に実施	借上宿舍に係る上限額の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	1a	平成22年度中に民間借上宿舍に係る月額賃料の上限値を単身宿舍6万円、世帯宿舍10万円（東京23区内は単身宿舍8万円、世帯宿舍12万円）と設定し、独立行政法人国立高等専門学校機構宿舍取扱要領の所要の改正を行い、平成23年4月1日から施行した。	

No.	32	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構	※平成28年4月1日に国立大学財務・経営センターと統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-------------	---

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	【認証評価業務】	○民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間であっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。	1	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成23年12月7日閣議決定）を踏まえ、関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を進めていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、連携・協力を進めている。 ・短期大学の認証評価事業については、23年度限りとした。 ・平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた（大学：1学部あたり300千円→350千円、1研究科あたり200千円→350千円）。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った（大学：基本費用2,000千円→3,600千円、1学部・1研究科あたり350千円→630千円、高等専門学校：基本費用1,600千円→2,400千円、1学科あたり200千円→300千円）。 ・平成25年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコールフットイングを図った。			
2	【認証評価業務・国立大学法人評価業務】	○民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。	1	・これまでに、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体の活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に、認証評価において活用した資料やデータ等に加え、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果も、実績報告書の根拠資料・データ等として活用することを盛り込んだ。			
3	【学位授与業務】	○業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与と基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与と基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。	1	・平成20年度より学位授与申請者に対して課すべき学位審査手数料の大幅な値上げを実施（学士：22千円→25千円、修士：27千円→34千円、博士：60千円→67千円）。さらに、平成26年度から、学位審査手数料の更なる値上げを実施した（学士：25千円→32千円、修士：34千円→44千円、博士：67千円→87千円）。併せて審査業務の効率化に努め、事業全体で国費の負担割合を平成18年度の74.9%から平成26年度の62.2%まで縮減した。 ・単位積み上げ型の学士の学位授与については、国として生涯学習を推進する観点から政策的に一定の国費投入を行っているが、国費負担の減少を図るべく、平成20年度及び平成26年度において手数料の値上げを実施するとともに、審査業務の効率化に努めている。 ・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入せず事業を実施している。（H22年度予算39,631千円（うち運営費交付金7,282千円）→H23年度予算31,335千円（うち運営費交付金0円）〔対前年度比△8,296千円（△20.9%）〕）			
4	【調査研究業務】	○国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。	1	・平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 ・平成23年度に機構における評価事業・学位授与と事業に関わる調査研究に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織である企画室を設置し、各事業に係る諸課題の把握や諸外国における質保証に関する必要な調査等について検討を行うなど、事業を効果的・効率的に実施する体制を整備した。			
5	運営の効率化及び自律化	【資産の有効活用】		○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	-	・小平第二住宅についての平成28年度の平均入居率は95.8%となっている。	今後も50.0%を下回らない入居率を維持するよう努める。

No.	32	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構	※平成28年4月1日に国立大学財務・経営センターと統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-------------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 認証評価事業 (大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットイングを図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 民間評価機関による事業の実施に向けて、民間認証評価機関や大学団体等の関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、連携・協力を進めている。 平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学：1学部あたり300千円→350千円、1研究科あたり200千円→350千円)。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った(大学：基本費用2,000千円→3,600千円、1学部・1研究科あたり350千円→630千円、高等専門学校：基本費用1600千円→2400千円、1学科あたり200千円→300千円)。 平成25年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコールフットイングを図った。 	
02 認証評価事業 (専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。	1b	民間評価機関を含む関係者による検討会議「独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業(専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)の民間評価機関による事業実施に関する検討会議」を平成23年3月に設置し、検討を進めたところ、平成23年6月に、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。(震災の影響で一時的に中断したため、結論を得る時期に遅れが生じた。)これを受け、法科大学院の認証評価を行う機関(大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構)で構成される法科大学院認証評価機関連絡会議を開催し、評価にかかるコスト削減、評価人材の育成等、評価機関が抱える具体的課題について評価機関の現状をもとにした意見交換を行うなど、協議を行っている。	
03 国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 閣議決定については、関係評価機関から実現に向けた諸課題が指摘されたことを踏まえ、まずは、連携・共同によるノウハウの共有・蓄積等を通じ、競争的な環境の形成を図るために、認証評価機関と機構との間による「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」を平成23年2月に設置した。 これまでに、国立大学法人評価への他の認証評価機関からの参画について、認証評価機関との合意が得られ、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体の活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に認証評価に関する資料に基づき評価することを盛り込んだ。今後も、引き続き、認証評価機関との連携・共同を図っていく。 	
	運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し(人員減)等により事業費を縮減する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に実施する国立大学法人の第2期中期目標期間の評価の実施に当たっては、平成20年度及び平成22年度に実施した評価と比較して事業費を縮減できるよう、訪問調査のヒアリングへの変更、現況分析の提出資料の見直し等の評価の効率化・簡素化を図った。 	引き続き、評価の効率化・簡素化を図る。

04	学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。	1a	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。（H22年度予算 39,631千円(うち運営費交付金7,282千円)→H23年度予算 31,335千円(うち運営費交付金0円)[対前年度比△8,296千円(△20.9%)]	
05	調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 平成23年度に機構における評価事業・学位授与事業に関する調査研究に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織である企画室を設置し、各事業に係る諸課題の把握や諸外国における質保証に関する必要な調査等について検討を行うなど、事業を効果的・効率的に実施する体制を整備した。 	教員及び事務職員が協働した体制を継続しつつ、評価事業、学位授与事業ならびに質保証連携事業の継続的な展開のために、各事業の基盤となる調査研究業務を一体的に実施することで、引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06	情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。	1a	平成23年度末に廃止した。（平成23年度予算 20,340千円→平成24年度予算 0円[対前年度比△20,340千円(△100.0%)]	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	事務所等の見直し	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	国立大学財務・経営センターとともに大学評価・学位授与機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。	

No.	33	所管	文部科学省	法人名	国立大学財務・経営センター	※平成28年4月1日に大学評価・学位授与機構と統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称
-----	----	----	-------	-----	---------------	---

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	奨学寄付金の受入れ及び配分	融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。	1	平成21年3月末をもって、寄附金の受入れ及び配分事業を廃止した。
2	事務及び事業の見直し	民間資金導入の検討	財政投融資資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。	1	国立大学法人等における病院PFI事業については、パイロットモデルとして筑波大学附属病院が平成20年度に事業契約締結を行ったところであり、その取組を進めている。また、小規模な設備の整備については、各国立大学法人が民間金融機関からの資金導入を活用することとした。
3	事務及び事業の見直し	保有資産の見直し（キャンパス・イノベーションセンター）	キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。	1	平成21年度よりキャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務を廃止し、平成23年度までの間は経過措置として、その土地・建物の一部を所有している東京工業大学、大阪大学が管理・運営業務を行うこととした。さらに、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、経過措置終了後の建物の売却や他機関への移管等の準備を進めた結果、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）へ平成24年4月に売却した。
4	事務及び事業の見直し	事務所の見直し（学術総合センター内の会議室）	平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。	1	当法人の運営評議会委員や国立大学等の利用者から意見聴取し、検討を行った結果、引き続き当センターにおいて管理運営を行うこととしたが、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、一橋大学へ平成24年5月に売却した。
5	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。	1	平成18年度の事務・事業の見直し等を踏まえ、平成19年度以降、セミナー・研修事業や財務・経営に関する情報提供等などの事業の廃止により業務の重点化・効率化を図るとともに、平成24年度においては、5月に完了した大学共同利用施設の売却による当該施設の管理・運営業務の移管及びセンターの今後の事業展開等を踏まえ、事務組織の見直し及びプロパー職員の新規採用を行った。
6	運営の効率化及び自律化	既存事業の見直し	運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。	1	文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、適正に執行しつつ、年度計画以上の効率化を達成している。また、平成24年度においては、一般管理費については、学術総合センター建物管理等業務や千葉本部の賃貸借などの契約内容の見直しや消耗品費の削減等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、16.0%の効率化を達成した。また、事業費については、広島大学跡地管理経費の削減、例年印刷製本していた印刷物の電子化等の実施により、事業費の決算額において、44.0%（研究部廃止分を除くと13.0%）の効率化を達成した。
7	運営の効率化及び自律化	管理運営費の効率化	大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。	1	業務の効率化の成果については、毎年度、業務実績報告書などにおいて公表を行っている。

No.	33	所管	文部科学省	法人名	国立大学財務・経営センター	※平成28年4月1日に大学評価・学位授与機構と統合し、大学改革支援・学位授与機構に改称
-----	----	----	-------	-----	---------------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の見通しにかんがみて当面継続する。	1a	事業については将来的に廃止することも含め検討していたが、平成25年1月24日の閣議決定における「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結の後、平成25年12月24日の閣議決定において、「大学評価・学位授与機構と統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたところである。国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の見通しにかんがみ、さらに文部科学省独立行政法人評価委員会において当該事業の必要性が認められていることを踏まえ、2法人の統合を内容とする「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日付で公布され、平成28年4月からの新法人においても事業を継続して実施している。	—
02 施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	1a	事業については将来的に廃止することも含め検討していたが、平成25年1月24日の閣議決定における「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結の後、平成25年12月24日の閣議決定において、「大学評価・学位授与機構と統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたところである。国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみ、さらに文部科学省独立行政法人評価委員会にて当該事業の必要性が認められていることを踏まえ、2法人の統合を内容とする「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日付で公布され、平成28年4月からの新法人においても事業を継続して実施している。	—
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。	
03 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	1a	23年度限りで廃止とし、24年度予算に関連予算を計上せず。	
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	1a	キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）に24年4月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 東京地区：507,859千円、大阪地区：359,709千円）	
05 事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	1a	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 263,180千円）	
06	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。	
07 法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	1a	平成26年3月を目途に国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、大学入試センターと大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管するために必要な検討を具体的に進めていたが、平成25年1月24日の閣議決定における「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結の後、平成25年12月24日の閣議決定において、「大学評価・学位授与機構と統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたことを受け、国立大学財務・経営センターと大学評価・学位授与機構の2法人の統合を内容とする「独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律」が平成27年5月27日付で公布され、平成28年4月1日に2法人を統合し、国立大学財務・経営センターを廃止した。	—

No.	34	所管	文部科学省	法人名	日本原子力研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	【原子力システムの研究開発等研究開発業務】	○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。	1	六ヶ所再処理工場への技術移転をほぼ完了した段階にあり、東海再処理施設については使用済燃料のせん断、溶解等を行う一部の施設の使用をとりやめ、第3期中長期目標期間(平成27年度～平成33年)中に廃止措置計画を申請する方向で検討を進め、再処理施設等の廃止措置体系の確立に向けた技術開発に着手した。	
		○「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。	1	「自由電子レーザー(FEL)」等の施設の廃止については、平成21年3月に廃止措置実施計画を策定し、廃止措置着手・完了年度を決定した。	
3	事務及び事業の見直し 【展示・理解促進活動】	○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。	1	・平成21年3月に改定したアクションプランに基づき、平成21年度においては前年度実績を数値目標に教育機関との連携や実験教室・イベント等を開催した結果、対前年比4.8%の入館者増、5.0%の支出削減を達成するとともに、会議室の利用及び実験教室での教材の有料化を開始し、10.7%の利用料・入館料の収入増加を図り効率的な運営を行った。平成22年度からは第2期中期目標期間中の「展示施設の利用効率向上のためのアクションプラン」を策定し、5年間で入館者、経費及び収入の総合的なポイント制による目標(5年間で15ポイントの効率化)を設定し、さらなる運営経費の大幅削減や入館者増の努力を行った結果、平成22年度では10ポイント、平成23年度においては22ポイントを達成した。 ・平成23年度においては、整理合理化の観点から展示施設(9施設)の廃止も含めた抜本的な見直しの検討を行い、必要性の厳格な精査を行った。その結果を「見直し方針」として取りまとめ、平成24年8月末に公表した。本見直し方針では、既に平成23年度で展示施設としての運営を停止した「テクノ交流館リコッティ(東海)」、「アトムワールド(東海)」、「アクアトム(敦賀)」、「エムシースクエア(敦賀)」、「人形峠展示館(岡山)」の5施設に加え、「ゆめ地創館(幌延)」についても、立地地域との約束に基づく事業説明及び情報公開の場として用いることとし、展示施設としての運営を停止した。また、「むつ科学技術館(青森)」、「大洗わくわく科学館(大洗)」、「きつづ光科学館ふおとん(京都)」の3施設についても、運営の合理化努力を継続することとしている。	
4	【J-PARCの運営の効率化】	○大強度陽子加速器施設(J-PARC)については、平成19年度末を目標に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。	1	平成19年度の加速器試験等の実績を踏まえ検討を行い、 ・電力料金が高い夏季における運転時間の短縮を図る ・異なる組織・施設(JAEA-KEK、加速器施設-実験施設等)において共通する業務(放射線管理業務等)は、J-PARCとして一括契約することにより、委託業務契約人員を一元化するなど経費圧縮を図る など、J-PARC経費の圧縮等運営の効率化の方向性について平成20年3月に結論を得た。	
5	【自己収入の増大】	○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。	1	自己収入の増大に係る目標について、平成21年3月に以下の通り決定した。 ・平成26年度(第2期中期目標最終年度)の自己収入額(売電収入を除く)を平成20年度実績額の3%増 ・平成21年度から平成26年度の6年間の自己収入総額1,055億円 ・「もんじゅ」売電収入について、性能試験から第1サイクルまでの目標(暫定)は総額30億円(なお、今後性能試験及び本格運転の計画が明確になった時点で見直す予定)	
6	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】	○使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地(西地区)」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。	1	【使用されていない宿舎・宿舎跡地】 平成20年3月に売却に向けた準備を行うことを決定した。平成22年の独立行政法人通則法の改正の趣旨を踏まえ、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により4件の売買契約を締結した。売却にいたらなかった宿舎跡地等については、引続き売却に向けた手続きを進めている。	
			1	【老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎】 平成21年3月に保有財産の効率的な活用の観点から必要数を確保しつつ集約化を行うとともに、不要となる宿舎(82棟529戸)の廃止を進めることとする方針を決定し、平成25年6月末までに526戸を閉鎖・廃止とした。残りについては平成25年度末をもって閉鎖・廃止する予定であり、可能なものから売却等の手続きに着手する。	
			1	【那珂核融合研究所の未利用地(西地区)】 平成20年11月に当該資産の処分方針を決定。平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。	

7			<p>○青山、下北、榑川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。</p>	1	<p>原子力機構の保有する8分室のうち、榑川分室、土岐分室及び下北分室の3分室については宿舎への転用を図り、青山分室、夏海分室、上斎原分室及び阿漕ヶ浦分室の4分室については廃止することとした。また、青山分室及び夏海分室については平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に青山分室の売買契約を締結した。なお、夏海分室については売却に至らなかったため、引き続き売却に向けた手続きを進めている。</p>	
8		<p>【業務運営体制の整備】</p>	<p>○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。</p>	1	<p>コンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にし、一層の強化を図るため、Eラーニングや炉規法施設等を対象としたチェックシート作成による申請書類の確認等の取組を実施するとともに、各組織においてPDCAサイクルによる運営、ISOの積極的取得による客観的評価の導入、品質保証活動の取組を実施した。また、コンプライアンスの徹底のため、全従業員に対するコンプライアンス通信の毎月発信、複数の組織が連携して行う研修の実施等、コンプライアンス意識向上に向けた取組を実施した。さらに、内部統制強化のための取組として、経営管理能力や判断能力の向上に資するための各階層の職員を対象としたマネジメント研修等を実施した。機構改革の一環として、平成26年度より法務監査部を新設し、リスクマネジメント、コンプライアンス活動、内部監査等について一元的な運用と、監事の安全に関する監査を強化する体制を整備した。実効的なPDCAサイクルの確立に向けて、リスクマネジメント委員会の設置、リスク管理規程等の整備を実施するとともに、技術的側面を加えた多角的かつ広範囲な視点による監事監査を支援する体制を強化した。リスクマネジメント、コンプライアンス活動、品質保証活動を一元化して内部監査によりモニタリングすることにより、効果的な内部統制の強化を図った。</p>	

No. 34	所管 文部科学省	法人名 日本原子力研究開発機構
--------	----------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高速増殖炉(FBR)サイクル技術		23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。	2a	<p>原子力機構が推進するプロジェクトについては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、東電福島第一原発事故対応や、安全対策・研究等に関して重点化を行ってきた（原子力機構予算総額+3,966,983千円、+2.8%（H28予算142,069,413千円→H29予算146,036,396千円））。現状での具体的な重点事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖炉サイクル技術については、以下のとおり高速増殖炉「もんじゅ」について規制委員会の保安措置命令等を踏まえた安全確保対策強化対応のために必要な措置等を継続し、その後の政府方針に基づき廃止措置の準備を開始。高速増殖炉サイクル実用化研究開発については政府方針に基づき平成26年度に再編・開始した研究開発を継続。経費の合理化を図り、減額（▲956,784千円、▲3.4%（H28予算28,284,734千円→H29予算27,327,950千円））としている。 ・高速増殖炉「もんじゅ」については、施設の安全対策・維持管理に必要な取組を確実に実施するとともに、平成25年5月の原子+H10力規制委員会からの保守管理に関する保安措置命令を踏まえた安全確保対策強化に対応するため点検・検査等を継続した。「もんじゅ」は平成28年12月の原子力関係閣僚会議で決定された「高速炉開発の方針」及び「もんじゅ方針」により廃止措置に移行することとなり、その後の平成29年6月の「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針（「もんじゅ」廃止措置推進チーム決定）とそれに基づき原子力機構が策定した「もんじゅ」の廃止措置に関する基本的な計画に基づいて、廃止措置の準備を開始。廃止措置準備のための必要額を確保しつつ、安全を確保した上で維持管理経費の合理化を図り減額（▲599,057千円、▲3.2%（H28予算18,496,720千円→H29予算17,897,663千円））した。 「エネルギー基本計画」等に基づき、国際協力で実施する安全性強化、廃棄物減容・有害度低減に重点化した研究開発を継続するとともに、経費の合理化を図り減額（▲179,357千円、▲7.0%（H28予算2,579,945千円→H29予算2,400,588千円））に努めている。 ・高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発では、原子力機構全体として東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する取組等への重点化も考慮し、地層処分事業の実施主体や安全規制機関への成果の提供を目的とした研究開発を、経費の合理化を図りながら実施することにより予算の縮減（▲417,881千円、▲7.2%（H28予算5,833,406千円→H29予算5,415,525千円））を行っている。 なお、幌延の深地層研究施設設計画では、研究坑道の整備等に、費用負担増を伴わずにその内容に重点化が図れるようPFI方式による契約の導入（民間活力導入）を行っている（平成23年2月よりPFI方式で実施し、従来方式に対し総支出（現在価値換算）で約29%（約90億円）の縮減）。 ・核融合研究開発については、原子力機構改革における事業の重点化の取組として、平成28年4月に量子科学研究開発機構に移管した。 ・量子ビーム応用研究については、量子ビームの高品位化及びこれらを活用した環境・エネルギー、物質・材料等の分野における基礎基盤研究と産業利用に貢献する研究開発を実施しており、研究業務の効率化等により、予算を削減（▲38,693千円、▲3.5%（H28予算1,097,065千円 → H29予算1,058,372千円））した。 なお、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については、そのH23年度予算を廃止した。また、量子ビーム応用研究部門の該当するグループを廃止し、組織の整理統合を図った。原子力機構改革における事業の重点化の取組として、平成28年4月に量子ビーム応用研究の一部を量子科学研究開発機構に移管した。 	<p>文部科学省の原子力機構改革本部が示す改革の方向性を受けた当機構の改革方針や国によるエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえ、引き続き、各事業の重点化や効率化を図っていく。</p>

02	高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発	研究プロジェクトの重点化			<p>・原子力基礎基盤研究では、放射性廃棄物の処理処分に対する社会のニーズに対応して、文部科学省の群分離・核変換技術評価作業部会での評価を踏まえ、放射性廃棄物の減容化・有害度低減に資する分離変換技術の研究開発を重点化した。原子力基礎基盤研究全体としては予算を削減（▲5,105千円、▲0.26%（H28予算1,979,000千円→H29予算1,973,895千円））した。</p> <p>また、安全研究では、重大事故の発生防止、重大事故による影響評価や重大事故発生への対策効果等に関する研究を重点化し、予算を削減（▲25,909千円、▲5.0%（H28予算518,185千円→H29予算492,276千円））した。</p> <p>さらに、再処理技術開発では、高度化ガラス溶融炉への更新時期を踏まえたガラス固化技術に関する研究、低レベル放射性廃液の満杯時期及び処分場における廃棄体仕様を見据えた再処理施設特有の硝酸系低レベル放射性廃液に係るセメント固化技術等に関する研究を重点的に実施（▲1,922,797千円、▲46.1%（H28予算4,173,819千円→H29予算2,251,022千円））した。</p> <p>・廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、合理化、コスト削減につながるものが期待できる技術開発を重点的に実施しつつ、役割を終えて老朽化した施設の廃止措置や放射性廃棄物の処理処分を計画的に実施（+3,350,875千円、+22.0%（H28予算15,206,124千円→H29予算18,556,999千円））した。</p>		
03	核融合研究開発		23年度中に実施	また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	<p>廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、事業仕分けの結果を踏まえて平成23年度予算要求額から削減を行った。</p> <p>▲3,783,143千円 (H23概算要求 19,901,485千円 → H23予算 16,118,342千円) 参考H22予算 14,118,608千円</p> <p>高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、事業仕分けの結果及び上記の重点化事項を踏まえ、平成23年度予算要求額から削減を行った。</p> <p>▲491,562千円 (H23概算要求 10,500,000千円 → H23予算 10,008,438千円) 参考H22予算 10,273,661千円</p>	
04	量子ビーム応用研究						
05	原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発		23年度から実施	もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整え、必要経費を削減するとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。	2a	<p>高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置。これまでに同委員会にて積算方法及び削減方針について検証し、予算要求に反映した。</p> <p>また、平成22年の閣議決定「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」を受けて高速増殖炉サイクル技術の研究開発の進め方に関するガバナンスの強化を図るため、「高速増殖炉研究開発マネジメント委員会」を平成23年12月に設置した。なお、本委員会については、もんじゅの保守管理上の不備等に起因するもんじゅ改革が進められており、もんじゅ改革の進捗を見ながら、各種委員会や既設の研究開発・評価委員会（外部評価委員会）等との役割分担を検討する。</p> <p>平成28年12月21日の原子力関係閣僚会議で決定された「高速炉開発の方針」及び「もんじゅ方針」に基づき「もんじゅ」は廃止措置に移行することとなった。また、高速炉開発会議の下に文部科学省、経済産業省、中核メカ、電気事業者及び原子力機構の実務者で構成される「戦略ワーキンググループ」が設置され、今後10年程度の開発作業を特定する「戦略ロードマップ」の検討が始まっている。高速増殖炉研究開発マネジメント委員会の設置主旨である高速炉サイクル開発に係る「事業の進め方に関するガバナンスの強化」（電気事業者や原子力関連事業者等の関係者の意見反映を含む）は、関係五者による「戦略ワーキンググループ」の設置と「戦略ロードマップ」策定の過程でその機能は代替可能である。このことを踏まえ高速増殖炉研究開発マネジメント委員会は廃止も含め、その扱いを検討する。</p> <p>なお、原子力機構内においても外部有識者で構成される「高速炉サイクル研究開発・評価委員会」を設置・運用しており、外部有識者の意見を取り入れて効率的に高速炉サイクル研究開発業務を運営する体制が整備されている。</p>	「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」による予算の検証により必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みが整備出来た。今後とも必要に応じ適宜開催し、積算段階の予算の検証を行う。 <p>また、今後は関係五者で構成される「戦略ワーキンググループ」とその下に設置される5つのチームによる開発体制により、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図っていく。</p>
06	廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業						
07	システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。	1a	<p>システム計算科学センターの運営について、上野における事業を廃止した上で、その機能を東大（柏キャンパス）内へ平成23年5月に移転した。その結果、平成23年度予算で、52,056千円減額された。また、平成24年度は、移転前2カ月の上野の建屋賃借料、原状復帰工事費、引越費用などがさらに削減されるため、平成22年度予算との比較で211,229千円減額された。なお、本件は平成23年度をもって見直し措置が完了した。</p>	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。	1a	平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。
09	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所（内幸町）について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。
10		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	原子力機構は海外事務所としてパリ事務所とワシントン事務所を設置しているが、平成23年4月より、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化を実現した。この結果、事務所経費が5,459千円減額された（平成23年度）。ワシントン事務所については、平成27年5月に、宇宙航空研究開発機構のワシントン事務所が入居するビル内に転居して事務所スペースの共用化を行い、借上げ費用の削減を図った。
11	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
12	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	1a	独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表（平成27年度）における主務大臣の検証結果（事務技術職）において「初公表時（平成17年度）の比較指標は120.3であり、今回と比較すると14.0ポイント減少している。これはその間、職責手当の見直し及び期末手当の独自の引下げ等を実施した結果であると考えられる。今後も独立行政法人通則法の趣旨に則り、引き続き適正な給与水準の確保に取り組んでいく必要があると考える。」、また、平成27年度における業務実績に関する評価の主務大臣による評価において「人件費の管理の適正化について平成27年人事院勧告に準拠するよう給与水準の適正化に取り組み、年度計画に基づいて着実な業務実施がなされていることから、評価できる。」との評価を得ており、今後も継続してラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る取組を継続することとしている。

No.	35	所管	厚生労働省	法人名	国立健康・栄養研究所	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改組
-----	----	----	-------	-----	------------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。	1a	・「研究能力向上のための創造的研究」は平成22年度に廃止した。 ・平成27年度に独立行政法人医薬基盤研究所と統合し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする組織の大幅な見直しを行い、国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化を図るとともに、今まで以上に研究成果の最大化に取り組み体制を整えた。 ・他の研究機関との連携については、①地元自治体との協力関係をより緊密にし、地域に密着した住民の健康増進に役立つ研究を推進すること、②医学・医療分野の研究機関だけでなく、スポーツ科学など幅広い分野の研究機関との連携を深め、住民の健康増進に資する多角的な研究を推進すること等を基本として、大阪府茨木市との協力連携協定の締結、早稲田大学スポーツ科学学術院との共同研究等を実施しているところである。	—
	自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。	1a	平成27年度には研究所予算の大部分を占める開発振興助定のうちの健康・栄養研究セグメントにおいて、年度当初見込み額(34百万)を大幅に上回り、健康・栄養研究費(117百万円)の66%に相当する76百万円の受託研究収入を得て、研究業務を遂行した。	—
02 健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験(表示と内容成分が一致しているかの検査・確認)についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。	1a	これまで国立健康・栄養研究所のみであった栄養表示にかかる収去試験は、平成27年4月に施行された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が収去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。現在、消費者庁と連携を図りながら、分析方法の標準化を行うと共に、登録検査機関間の分析精度管理事業の実施を検討中である。なお、消費者庁長官の許可を得ている特別用途食品の収去試験については、健康増進法に基づき、引き続き利益相反等の問題が生じないよう民間機関ではない医薬基盤・健康・栄養研究所が実施する。	—
	受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。	1a	特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律1万2千円と定められていたが、同施行令が一部改正され、80万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、改定された政令は、平成25年10月1日から施行された。	—
03 国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。	1a	平成26年3月19日付で、WHO西太平洋事務局長から「栄養と身体活動に関するWHO協力センター」(WHO Collaborative Centre for Nutrition and Physical Activity)として正式に指定された。この指定を受けたことにより、アジア太平洋諸国の国民健康・栄養調査の実施及び食事摂取基準の策定、アジア太平洋諸国の国民レベルでの身体活動量の推定及び運動ガイドラインの策定等の取り組みについて、WHOという国際機関を通じて支援を行うこととなり、より広範な地域に対して、中心的な役割を果たすとともに、より効率的、効果的に情報の収集及び発信をすることが可能となった。また、WHOやJICA等の研修の受け入れやWHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、国民健康栄養調査の結果等、我が国の食事調査データを発信するなど国際協力を行っている。	—
04 栄養情報担当者(NR)制度	民間の第三者機関で実施(法人での実施を廃止)	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。	1a	栄養情報担当者(NR)制度については、新規資格取得試験を平成24年6月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者(NR)制度の移管先である一般社団法人日本臨床栄養協会において、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成25年12月に第1回認定試験を実施した。既存の資格取得者に対しては、一般社団法人日本臨床栄養協会(平成27年7月31日完了)へ移管した。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 組織体制の整備	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者(NR)制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。	1a	・これまで国立健康・栄養研究所のみであった栄養表示にかかる収去試験は、平成27年4月に施行された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が収去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。 ・栄養情報担当者(NR)制度については、既存の資格取得者について、一般社団法人日本臨床栄養協会へ移管した(平成27年7月31日完了)。業務移管完了に伴う要員の見直しについては前倒しの平成27年4月1日に1名の削減を行った。	—

No.	36	所管	厚生労働省	法人名	労働安全衛生総合研究所	※平成28年4月1日に労働者健康安全機構と統合し、労働者健康安全機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-------------	---------------------------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選する。	1a	研究評価に当たっては、基盤的研究課題について、災害調査や関係団体等との情報交換等で把握した労働現場のニーズや実態、行政課題等将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものであるかどうかといった観点から学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会による評価を実施し、業務内容を精査するとともに、平成28年度は研究数を40課題とした。	-
02 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。	1a	学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会における事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っている。また、効果的・効率的な調査研究の実施の観点から共同研究による他の研究機関との連携ができないかについても検討し、これにより、(独)産業技術総合研究所、日本自動車研究所、長岡技術科学大学、東京工業大学と共同研究を実施している。	-
03 労働安全衛生に関する調査研究	自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するため、所内の会議等において研究員に対して競争的研究資金に積極的に応募するよう勧奨している。その結果、平成28年度における研究資金総額に対する競争的研究資金獲得額の割合は向上しているものの、その割合は3分の1以下であるため、今後とも研究資金の3分の1以上獲得に向けて取り組む。 ・平成28年度の研究資金に対する競争的研究資金の割合:27.3% (53,196千円/194,630千円) ・平成27年度の研究資金に対する競争的研究資金の割合:24.4% (50,508千円/207,105千円)	引き続き競争的研究資金の獲得額の向上に向けて、積極的な応募を行い、自己収入の拡大に努める。
04 労働安全衛生に関する調査研究	自己収入の拡大	22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。	2a	貸与可能な研究施設・設備については、そのリストを随時見直すとともに、ホームページやチラシ等で利用促進のための周知を行っている。その結果、平成28年度における有償貸与による収入額は511千円となった。	引き続き利用促進のための周知を行い、自己収入の拡大に努める。

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自立化	保有資産の見直し	1	<p>○機構本部の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部事務所を移転し、土地・建物を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。その後、当該土地・建物を一般競争入札（平成24年9月）により売却し、売却代金は他の方法（国債、金銭信託等）で運用することとした（平成24年11月）。</p> <p>○松戸職員宿舎については23年3月31日に、越谷職員宿舎については24年3月8日に国庫納付（現物納付）済み。川越宿舎については平成20年度に売却し、平成23年9月28日に国庫納付（金銭納付）済み。</p>	

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実にし、コスト削減を図る。	1a	<p>システム管理業務の一元化については、各事業本部のシステム基盤やネットワークを統合して一元的な管理とすることを22年度に実施し、その後もシステム運用を的確に管理し、安定的な稼働を確保している。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム管理業務一元化によるシステム運用経費年間削減額 約2億3000万円 	-
				1a	<p>資産運用業務については、各事業の資金運用部門を24年度に資金運用部（平成27年度から資産運用部に名称変更）として一元化し、業務運営の効率化や運用に係る知識・情報の共有化による運用体制の強化を図っている。</p> <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用業務一元化による年間削減見込み額（職員1名減による人件費削減額を含む。）約9百万円 	-
	23年度中に実施	清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。	1a	<p>24年度から清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営を行う組織を一体化し、清酒製造業・林業事業部を設置した。</p> <p>これに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年10月に役員（清酒製造業退職金共済事業・林業退職金共済事業担当）1名及び管理職員（清酒製造業事業部長及び林業退職金共済事業部長が兼務）1名を削減 ・24年4月に共済手帳の交付や退職金の支払などの業務を行う業務課と経理を行う経理課を作り、それぞれの課で清酒製造業関係と林業関係の業務を併せて行うことにより効率化を図り、職員を更に1名削減し、コスト削減を図った。 <p>〈参考〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員1名、職員2名削減による人件費削減額 約2千8百万円 	-	
	未請求退職金の発生防止	22年度から実施	<p>受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後の早期住所把握（6か月後から3か月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。 	1a	<p>未請求となっている退職金を確実に支給していくため、以下の点を強化して取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職後の早期の住所把握（6か月後から3か月後）については、従来退職後6か月経過後に事業所から退職者の住所を把握し、機構が退職者に直接退職金請求を要請していたものを、平成22年度から退職後3か月経過後に短縮して住所把握することとして実施済み。 ・更に退職労働者の住所を効率的に把握するため、平成24年5月から事業所が提出する退職届の様式を変更して退職労働者の住所欄を設けた。 <p>・住基ネットの活用を盛り込んだ「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が平成27年4月24日に成立し、5月7日に公布され、平成28年4月1日から施行された。</p>	-

01	退職金共済事業 (つづき)	効果的な加入促進	23年度以降実施	<p>共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（8か所から2か所）するとともに、コールセンター化を検討する。 	1a	<p>・中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数の目標を定め、これを達成するため、加入促進対策を効果的に実施している。</p> <p>（参考）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度目標</td> <td>533,050人</td> <td>平成22年度実績</td> <td>566,357人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度目標</td> <td>532,040人</td> <td>平成23年度実績</td> <td>557,473人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度目標</td> <td>457,030人</td> <td>平成24年度実績</td> <td>443,995人</td> </tr> <tr> <td>平成25年度目標</td> <td>443,240人</td> <td>平成25年度実績</td> <td>443,121人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度目標</td> <td>439,235人</td> <td>平成26年度実績</td> <td>469,876人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度目標</td> <td>435,230人</td> <td>平成27年度実績</td> <td>479,147人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度目標</td> <td>431,225人</td> <td>平成28年度実績</td> <td>488,274人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度目標</td> <td>427,220人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・大都市等での加入促進を強化するため、平成25年度から全国8か所にある相談コーナーを大都市の2か所のみへ削減・重点化し、加入促進活動の拠点として位置づけるとともに、6か所の相談コーナー廃止後に顧客サービス低下にならないためにコールセンター機能を充実（平成23年度は、他団体のコールセンターを6か所視察するなど、コールセンターの新システム導入に向けた検討を実施。平成24年5月の本部事務所移転時にコールセンターの稼働状況をリアルタイムに把握・管理できる新システムを導入。平成25年2月末の6か所の相談コーナー廃止時に回線数・要員体制を拡充。）。</p> <p>・高い加入実績を得ている団体に対して、加入促進に対する要請を重点的に行う等積極的に活用している。また、新規拡大が見込まれる分野として医療・福祉分野の事業所に対して加入促進活動を実施してきたところであるが、これらの実績を踏まえ、平成29年度も関係団体に対して業務委託を行うとともに、効果的な加入促進対策を実施する。（金融機関と連携した加入促進を強化するため、平成23年度以降地域に密着した金融機関を訪問して加入勧奨の要請を行っており、平成29年度も引き続き実施する。）</p>	平成22年度目標	533,050人	平成22年度実績	566,357人	平成23年度目標	532,040人	平成23年度実績	557,473人	平成24年度目標	457,030人	平成24年度実績	443,995人	平成25年度目標	443,240人	平成25年度実績	443,121人	平成26年度目標	439,235人	平成26年度実績	469,876人	平成27年度目標	435,230人	平成27年度実績	479,147人	平成28年度目標	431,225人	平成28年度実績	488,274人	平成29年度目標	427,220人			—
平成22年度目標	533,050人	平成22年度実績	566,357人																																				
平成23年度目標	532,040人	平成23年度実績	557,473人																																				
平成24年度目標	457,030人	平成24年度実績	443,995人																																				
平成25年度目標	443,240人	平成25年度実績	443,121人																																				
平成26年度目標	439,235人	平成26年度実績	469,876人																																				
平成27年度目標	435,230人	平成27年度実績	479,147人																																				
平成28年度目標	431,225人	平成28年度実績	488,274人																																				
平成29年度目標	427,220人																																						
02	勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	<p>利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。</p>	1a	<p>独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律により、財形教育融資（貸付業務）は23年10月1日に廃止され、財形住宅融資業務は同日付けで雇用・能力開発機構から引き継いだ。</p>	—																																

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	越谷職員宿舎	越谷職員宿舎を国庫納付する。	1b	越谷職員宿舎（帳簿価額：土地151,730千円、建物12円）については、24年3月8日に国庫納付（現物納付）済み。 （越谷職員宿舎については、①隣地所有者との境界確定、②公道からの進入路の確保ができないため単独では売却できない等、国庫納付するために解決すべき問題が多数あり、関係者と調整を行ってきたため、国庫納付が予定より遅れたもの。）	—
			松戸職員宿舎	松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。	1a	松戸職員宿舎（帳簿価額：建物3円）については、23年3月31日に国庫納付（現物納付）済み。	—
05	保有資産の見直し	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年。現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。	1a	本部事務所の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部事務所を移転し、土地・建物を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。その後、当該土地・建物を一般競争入札（平成24年9月）により売却し、売却代金は他の方法（国債、金銭信託等）で運用することとした（平成24年11月）。	—	
06	組織体制の整備	23年度中に実施	適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。	1a	適格退職年金移行担当組織（7名）を23年度末に廃止した。また、管理業務の見直しにより、23年度末に総務部の職員を1名削減した。	—	
07	累積欠損金の確実な解消	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回り等を確実に変更する。	2a	<p>一般の中小企業退職金共済制度においては、平成29年度までを累積欠損金の解消目標年限とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、基本ポートフォリオを改定し、累積欠損金解消に向けて取り組んできたところ（経済情勢の変化等を受け、外部の専門家と構成するALM研究会の助言を踏まえて、基本ポートフォリオを平成23年4月に再改定。）、平成24年度末に解消した。</p> <p>林業退職金共済制度においては、平成34年度までを累積欠損金の解消目標年限とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、累積欠損金解消に向けて取り組む。</p>	林業退職金共済制度においては、平成34年度までを累積欠損金の解消年限とする「累積欠損金解消計画」に基づき、累積欠損金解消に向けて取り組む。	

08	業務運営の効率化等	予定運用利回りの的確な変更	22年度から実施	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。	1a	運用利回りの実績については、平成22年度以降、厚生労働省の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会等で報告し、厚生労働省HPで公表するとともに、勤労者退職金共済機構HPにおいてわかりやすく公表している。 また、各退職金共済事業の予定運用利回りについては、中小企業退職金共済法第85条において、掛金及び退職金額等は少なくとも5年ごとに検討するものと規定されていることから、一般の中小企業退職金共済制度においては平成24年度に同部会で検討が行われ、予定運用利回りの見直しについては、現下の資産運用状況等を踏まえれば直ちに見直す必要はないと考えられるが、今後の資産運用状況等を注視し、必要に応じ柔軟に検討を行うことが適当とされた。特定業種退職金共済制度においては平成26年度に同部会で検討が行われた結果、建設業退職金共済制度においては、累積剰余金が前回の財政検証時の水準と比較して大きく増加しており、今後も増加が見込まれることから、予定運用利回りを現行の2.7%から3.0%に引き上げ、林業退職金共済事業においては、累積欠損金の解消のため制度の安定的運営を図ることが適当であることから、予定運用利回りを現行の0.7%から0.5%に引き下げ、現行の退職金の給付水準を確保するため、掛金日額を10円引き上げて470円とした。清酒製造業退職金共済制度においては、累積剰余金が前回の財政検証時の水準と比較して増加しているものの、脱退者数が新規加入者数を上回る状況が続いていることから、予定運用利回りの見直しを行わないこととした。	—
		資産運用の透明性を確保	23年度中に実施	基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。	1a	各委員会の会議資料、議事要旨について22年度に開催したものからホームページで公表済み。	—

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	高齢・障害者雇用支援機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	○65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。	1	<p>高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」（平成24年3月30日届出）に盛り込み、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、計画的な相談・援助を実施した。</p> <p>なお、平成25年度以降は、高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、機構においては、65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業（以下「未実施企業」という。）については、職業安定機関からの要請に積極的に対応して相談・助言を実施する旨、第3期中期計画（平成25年3月29日認可）に盛り込んだところであるが、高齢者雇用安定法の改正施行から2年が経過し、中小企業における未実施企業の割合も大幅に減少した。（高齢者雇用確保措置を「実施済み」の中小企業の割合は98.0%【前年度比+6.1%】）</p> <p>今後は「生涯現役社会の実現」に重点を置き、年齢にかかわらず働ける企業の普及促進に向けて、個々の企業の具体的なニーズに対応した的確な支援を実施していく。</p>	-
2	事務及び事業の見直し 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	○再就職支援コンサルタント業務を廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止した。	-
3	事務及び事業の見直し 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）	○利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。	1	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度末に、従来の47か所を、利用ニーズが高く効果が見込まれる14か所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った。 平成22年1月から全国14か所のうち3か所において民間競争入札により事業を実施することとしていたが、平成21年度末をもって全国14か所の事業自体を廃止した。 	-
4	事務及び事業の見直し 高齢者雇用支援業務	○65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。	1	<p>高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、「生涯現役社会の実現」に重点を置いた第3期中期計画（H25～29年度）を策定したところである。</p> <p>中期目標・計画に対応した具体的な見直し内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> イ アドバイザーが活用する実践的支援ツールの開発 ロ アドバイザーのさらなる専門性、相談・援助スキルを向上させるための研修の充実 ハ 生涯現役社会の実現に向けた国民的な機運を醸成するための「高齢者雇用開発フォーラム」の開催 ニ 給付金の効果的活用を図るための積極的な周知・広報を実施することとしている。 	-
5	事務及び事業の見直し 障害者に対する職業リハビリテーション業務	○福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。	1	<p>どの地域においても適切な職業リハビリテーションサービスを均等・公平に受けられるようにした上で、他の機関では支援が困難な障害者に対する当該サービスを重点的に実施することとし、種々のサービス供給目標及び成果目標を定め、業務を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業総合センター <ul style="list-style-type: none"> 全国における職業リハビリテーションの中核的機関として、専門人材の育成を実施するとともに、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな支援技法の開発・普及等を実施 ○ 広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、全国の広範な地域から職業的障害者を受け入れるとともに、先導的な職業訓練を実施し、開発した指導技法等の成果について他の障害者職業能力開発校等に対して普及 ○ 地域障害者職業センター <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、関係機関とのネットワークを構築、連携 精神障害者、発達障害者等他の機関では支援が困難な障害者に対する専門的支援に重点化 うつ病等の精神障害による休職者の復職支援、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施 	-

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
6	事務及び事業の見直し 障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務	○障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・整理合理化計画を踏まえて策定された第2期中期目標において必要な事項が定められ、それに対応した第2期中期計画を定め、業務を推進した。 ・職業リハビリテーションに係る技法の開発については、次のような取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ①発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法や事業主支援技法の開発 ②在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発 ③高次脳機能障害者の就労支援に関し、地域の実情に即した少人数グループでの受講に使用可能な支援技法の開発 さらに、第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画においては、次のような取組を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ①発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対する、障害特性及び事業主のニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発 ②新たに開発した技法を活用した職業準備訓練等を実施するなどによる、多様な障害者に対する効果的な職業リハビリテーションの実施及び必要に応じ開発した技法の改良 ・研究、開発成果の普及及び活用については、次のような取組を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ①職業リハビリテーション研究発表会の開催 ②学会等での発表、各種研修、講演会等における講義 ③インターネット等による研究成果の情報発信 ④マニュアル、教材、ツール等の作成 ⑤広域センター、地域センター及び障害者就業・生活支援センターを対象としたアンケート調査による研究・開発成果の活用状況の把握・分析 	-
7	事務及び事業の見直し 障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務	○広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・広域障害者職業センターについては、全国の広範な地域からの受入れが促進されるよう、職業安定機関、地域センター等の関係機関との積極的な連携により対象者の把握・支援等を行っている。 ・障害者職業能力開発校においては、職業的軽度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を、積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施している。 	-
8	事務及び事業の見直し 障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務	○地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域障害者職業センターについては、関係機関との職業リハビリテーションのネットワークを構築するとともに、平成20年12月に成立した障害者雇用促進法の改正を踏まえ、平成21年度から、地域の関係機関に対する人材育成を含む助言・援助等の業務を行っている。 また、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者：職場復帰支援について、退職前と同一の業務以外の新しい業務への復職も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場復帰を目指した支援を実施。 ・発達障害者：コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センターで実施（平成25年度から全国で実施）。 	-
			1	OA講習については、平成20年度末に廃止した。	-
			1	管理事務の集約化については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化した。	-
9	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	○駐在事務所（5か所）は廃止し、必要な業務は本部が実施する。	1	駐在事務所（5か所）については、平成21年度末にすべて廃止及び同事務所において行っていた業務のうち図書・パネルの貸出し及び点訳サービスの廃止を行うとともに、平成22年4月から納付金等調査、就労支援機器の貸出し、障害者雇用に関する相談・援助及び障害者雇用のためのビデオ・DVDの貸出し等は、本部において実施している。	-
10	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	○次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。	1	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約した。	-
11	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	○せき髄損傷者職業センターを廃止する。	1	せき髄損傷者職業センターについては、平成20年度末をもって廃止した。	-
12	組織の見直し 組織体制の整備	○高齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。	1	平成20年1月に給付金支給業務担当職員の削減を実施した。	-
13	運営の効率化及び自律化 随意契約の見直し	○各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、平成22年度は一般競争入札により実施した。なお、平成23年4月からは、委託方式は廃止し、機構が直接実施している。 ・(社)全国重度障害者雇用事業所協会については、平成20年度業務委託契約から競争性のある契約形態へ移行済み。なお、平成23年度からは、委託方式は廃止し、機構が直接実施している。 	-

No.	所管	厚生労働省	法人名	雇用・能力開発機構				
項目	見出し	具体的内容			措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】	○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。			1	各地域に、民間教育訓練機関、事業主団体等を構成員とする訓練計画専門部会を設置し、民間との競合がないか確認・審査した上で、訓練コースを設置している。また、「機構版教育訓練ガイドライン」に基づくPDCAサイクルによる訓練コースの見直しを毎年度実施している（平成24年度新設33科、内容変更149科、廃止37科）。	-
2	事務及び事業の見直し	【雇用開発業務（助成金支給業務）】	○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。			1	当該業務については、廃止法に基づき、平成23年10月1日に都道府県労働局（国）に移管した。	-
3	事務及び事業の見直し	【勤労者財産形成業務】	○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。			1	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については平成23年9月30日をもって廃止。財産形成住宅貯蓄業務については、同年10月1日付けで勤労者退職金共済機構へ移管した。	-
4	組織の見直し	【法人形態の見直し】	○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。			1	「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成23年10月1日に機構を廃止。	-
5	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○私のごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。			1	平成22年3月をもって廃止した。	-
6	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。			1	平成21年3月をもって廃止した。	-
7	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。			1	平成21年度入学者より、従前7科の訓練科を4科に再編し、定員を200名から120人に削減する等運営の在り方を見直した。また、平成22年12月7日の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において「職業能力開発総合大学校については、平成24年度中に相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する」との事を受け、平成24年度末をもって相模原校を廃止し、東京校への集約を行った。	-
8	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。			1	平成18年度末と比して、平成22年度末までに職員数を530名削減した。なお、雇用・能力開発機構の廃止に当たって徹底的なスリム化を実施し、廃止までに更なる削減を行った。（平成18年度末 4,090人 → 平成23年10月（統合後）3,095人（△995人、△24%）	-
9	運営の効率化及び自律化	【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】	○雇用促進住宅の売却については、進ちょく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。			1	平成20年4月1日までに運営収支が赤字等の784住宅について、廃止決定を行い、新規入居停止の措置を行ったところである。しかしながら、平成20年12月のリーマンショック以降の離職に伴い住居を喪失した求職者や平成23年3月の東日本大震災被災者に対して、廃止決定住宅も含めた雇用促進住宅の提供を行っている状況を踏まえ、譲渡等業務については、主に入居者付きでの譲渡を中心に実施しているところである。 平成25年8月より空戸住宅・更地住宅の売却業務について媒介業者を活用し、積極的に売却を実施しているところであり、平成26年10月頃より廃止決定住宅のうち一部の入居者付き住宅についても、売却を開始し、平成28年5月には未廃止決定住宅等の売却に係る一般競争入札の公告を実施するなど売却の加速化を図っている。	-

10	運営の効率化及び自律化	【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】	○雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。	1	<p>1. 平成21年度以降の委託業務については、随意契約を改め、都道府県単位毎等による一般競争入札へ移行した。</p> <p>2. 委託費については、計画修繕の廃止などを通じて大幅な削減を実施したところであり、平成19年度契約額約368億円に対し、平成28年度契約額では約143億円となり、約61.3%の減となった。(平成19年度契約額は消費税率5%、平成28年度契約額は消費税率8%であり、税率が一致していないため留意が必要。)</p> <p>【参考：委託費の削減状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度契約額</th> <th>平成28年度契約額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事務管理費(入札対象経費)</td> <td>約59.5億円</td> <td>約30.6億円(△48.6%)</td> </tr> <tr> <td>②業務費(修繕費等)</td> <td>約309.2億円</td> <td>約112.1億円(△63.7%)</td> </tr> <tr> <td>委託費計</td> <td>約368.7億円</td> <td>約142.7億円(△61.3%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度契約額	平成28年度契約額	①事務管理費(入札対象経費)	約59.5億円	約30.6億円(△48.6%)	②業務費(修繕費等)	約309.2億円	約112.1億円(△63.7%)	委託費計	約368.7億円	約142.7億円(△61.3%)	-
	平成19年度契約額	平成28年度契約額																
①事務管理費(入札対象経費)	約59.5億円	約30.6億円(△48.6%)																
②業務費(修繕費等)	約309.2億円	約112.1億円(△63.7%)																
委託費計	約368.7億円	約142.7億円(△61.3%)																
11	運営の効率化及び自律化	【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】	○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。	1	平成23年6月末をもってすべて公務員入居者は退去済みである。	-												
12	運営の効率化及び自律化	【保有資産の見直し】	○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造(戸建て)宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。	1	<p>【すべての宿舎】 平成16年3月1日の法人設立時(532施設)に比して92.5%の宿舎(492施設)を廃止し、平成29年7月1日時点で40施設となっている。</p> <p>【木造(戸建て)宿舎】 平成29年4月をもってすべての木造宿舎(平成16年3月1日の法人設立時の保有数461施設)を廃止した。 宿舎以外の施設についても毎年度現状把握を行い必要な見直しを行う体制を整え改善を行っている。</p>	-												
13	運営の効率化及び自律化	【職業能力開発業務における自己収入の増大】	○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。	1	<p>在職者訓練については、対象が主に中小企業の従業員であることに配慮しつつ、受講料の引上げを行った。</p> <p>学卒者訓練については、平成21年度入学者から入学金(国立大学法人に準拠。職業能力開発大学校専門課程：169,200円等)を徴収している。</p>	-												

※雇用・能力開発機構は、平成23年10月1日をもって廃止され、機構の行っていた業務については、高齢・障害・求職者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構、厚生労働省に移管、または廃止された。

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	高齢・障害者雇用支援機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。	1a	<p>高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、「生涯現役社会の実現」などの課題に対応するため、以下のとおり見直しを行った。</p> <p>イ アドバイザーが活用する実践的支援ツールの開発</p> <p>ロ アドバイザーのさらなる専門性、相談・援助スキルを向上させるための研修の充実</p> <p>ハ 生涯現役社会の実現に向けた国民的な機運を醸成するための啓発広報活動の実施</p> <p>ニ 給付金の効果的活用を図るための積極的な周知・広報</p> <p>なお、見直し内容については、第3期中期計画（平成25～29年度）に盛り込み済みであるところである。</p>	-
02 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。	1a	<p>高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」（平成24年3月30日届出）に盛り込んだところである。</p> <p>具体的な内容としては、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、小規模企業に対する計画的な相談・援助を実施することにより、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図った（平成24年度実績：集団指導件数201件（参加企業数13,719社）、雇用確保措置未実施企業（31人～50人）に対する個別訪問件数2,986件）。</p> <p>なお、平成25年度以降は、高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、機構においては、65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業（以下「未実施企業」という。）については、職業安定機関からの要請に積極的に対応して相談・助言を実施する旨、第3期中期計画（平成25年3月29日認可）に盛り込んだところであるが、高齢者雇用安定法の改正施行から2年が経過し、中小企業における未実施企業の割合も大幅に減少した。（高齢者雇用確保措置を「実施済み」の中小企業の割合は98.0%【対前年度比+6.1%】）</p> <p>今後は「生涯現役社会の実現」に重点を置き、年齢にかかわらず働ける企業の普及促進に向けて、個々の企業の具体的なニーズに対応した的確な支援を実施していく。</p> <p>H22 3,168,858千円 → H27 2,337,997千円 ▲830,861千円</p>	-
03 障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	<p>地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。</p> <p>当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。</p>	1a	<p>地域障害者職業センターの管理事務については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化。</p> <p>地域障害者職業センターでは、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、引き続き以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者：職場復帰支援について、休職前と同一の業務以外の新しい業務への復職も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場復帰を目指した支援を実施。 発達障害者：コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センター（H21：7センター）で実施。 <p>（利用障害者に占める精神障害者及び発達障害者等の割合：H21 48.1% → H23 55.4%）</p> <p>H22 4,558,058千円 → H24 4,470,058千円 ▲ 88,000千円</p>	-
		23年度から実施	<p>障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。</p>	1a	<p>障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、平成23年4月より委託方式を廃止し、地域障害者職業センターにおいて業務を直接実施していたが、平成27年4月からは都道府県支部高齢・障害者業務課において実施している。質の高い事業主支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進するため、定期的な連絡会議の開催、相互の業務に関する職員研修、事業主からの照会・相談等に係る迅速な取次ぎ、事業所への同行訪問を実施するとともに、連携に係る好事例や課題等を取りまとめフィードバックする等により、従来の職業リハビリテーション業務と障害者雇用納付金関係業務との協力・連携の強化を図っている。</p>	-

03	障害者職業センターの設置運営等(つづき)	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化(つづき)	22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者(とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者)に対する先導的な職業訓練に重点化する。	1a	職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者(※)を、以下の取組により、さらに積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施。(※特別支援障害者(精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、身体障害者1、2級の視覚障害者等)の受入割合 H21 47.2% → H23 51.1%) ・特別支援障害者が在籍する教育機関・福祉機関、医療リハビリテーションを実施している病院等の他、新たに重度視覚障害者が在籍する大学、難病・相談支援センターへの訪問の実施により、募集活動を強化 ・一般訓練科(OA事務科や電子機器科等の訓練科)においても、特別支援障害者の受け入れを実施(一般訓練科での特別支援障害者の受入割合 H21 36.4% → H23 41.0%) H22 189,030千円 → H24 185,266千円 ▲ 3,764千円	—
04	障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。	1a	平成23年4月より委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、直接の指揮命令による業務の効率化、経理事務の集約化による業務実施体制の合理化を図ったところである。さらに、事務所借料の削減等、同納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給関係の総コストの縮減・効率化に努めている。 H22 1,459,249千円 → H28 896,218千円 ▲563,031千円	—
05	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。	1a	障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会の会場の見直しや月間ポスター掲出先の切り替え(駅への提出(有料)→特別支援学校等への提出(無料))、新聞広告から雑誌掲載への変更など、業務の縮減と効率化を更に進め、雇用啓発事業費を削減した。 H22 332,806千円 → H28 183,596千円 ▲149,210千円	—
06	職業能力開発業務(職業訓練業務)	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。	1a	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校(小平市)へ集約する。	1a	平成24年度末をもって、相模原校の廃止及び東京校(小平市)への集約を完了した。	—
07	【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ(平成33年度までに処理を完了する。)	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	不要資産の国庫返納	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。	1a	石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により国庫納付。 旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を国庫納付。	—
09		23年度以降実施	岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。	1a	岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付。 富士見職員宿舎については、平成27年11月20日に譲渡収入66,705千円を国庫納付。	—
10	事務所等の見直し	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。	1a	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った(賃料305,748千円の減)。	—

No.		所管 厚生労働省	法人名	雇用・能力開発機構
-----	--	-------------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—
		24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。	1a	平成24年度中に附属校である東京校（小平市）へ集約した。	—
	ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。	1a	平成22年度中に、82施設の地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジについて自治体等へ譲渡済。 また、自治体等より譲渡希望のなかった10施設については、平成22年度末に業務廃止し、うち1件は譲渡され、うち8施設については取り壊し済。残り1件は自治体との合築施設のため取り壊しが行えないため、現在建物を職業訓練法人に有償貸付している。	—
02 雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み（事業費12,534百万円の減）。	—
03 勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—
04 【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する（平成33年度までに処理を完了する。）。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。	1a	雇用促進住宅に係る利益剰余金については、新法人発足当初支払が必要となる最小限の経費等を除き、雇用・能力開発機構廃止に係る決算後の積立金約356億円を平成24年1月10日に国庫納付した。	—
06	国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	国際能力開発支援センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約5億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。	1a	国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円は、平成23年10月3日に国庫納付した。	—
07	国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。	1a	平成22年度に売却済みの資産については、譲渡収入により291百万円を国庫納付した。	—
				1b	平成22年度に売却できなかった資産については、廃止法の施行日が国会修正で平成23年10月1日に変更されたため、平成23年10月1日に現物により国庫納付した。	—

08	不要資産の国庫返納	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。	1a	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかについては、譲渡収入による国庫納付を順次進めており、平成28年度までに譲渡収入から譲渡費用を控除した3,103百万円を国庫納付した（その他一部は現物納付済み）。	平成28年度までに国庫納付が完了しなかった残額については、平成29年度中に国庫納付を完了する予定。
09		雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。	2a	雇用促進住宅については、譲渡収入による国庫納付を進めており、平成28年度までに譲渡収入から譲渡費用を控除した14,515百万円を国庫納付した。	今後も引き続き、残りの住宅の売却及び国庫納付に向けて手続きを進める。
10		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地等を売却し、国庫納付する。	2a	職業能力開発総合大学校（相模原校）は廃止し、その機能については、平成24年度中に旧附属校であった東京校（小平市）へ集約した。職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地等については、その一部を平成28年度中に売却した。	今後も引き続き、残りの敷地等の売却及び国庫納付に向けて手続きを進める。
11		雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。	2a	雇用促進住宅については、譲渡収入による国庫納付を進めており、平成28年度までに譲渡収入から譲渡費用を控除した14,515百万円を国庫納付した。	今後も引き続き、残りの住宅の売却及び国庫納付に向けて手続きを進める。
12	保有資産の見直し	保有宿舎の廃止	22年度以降実施	すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舎数に比して4割を超える宿舎を廃止する。木造（戸建て）宿舎は、原則として廃止する。	1a	【すべての宿舎】 法人設立時（平成16年3月1日）（532施設）に比して92.5%の宿舎（492施設）を廃止し、平成29年7月1日時点で40施設となっている。 【木造（戸建て）宿舎】 平成29年4月をもってすべての木造宿舎（平成16年3月1日の法人設立時の保有数461施設）を廃止した。	
13		職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。	2a	職業能力開発総合大学校（相模原校）は廃止し、その機能については、平成24年度中に旧附属校であった東京校（小平市）へ集約した。職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地等については、その一部を平成28年度中に売却した。	今後も引き続き、残りの敷地等の売却及び国庫納付に向けて手続きを進める。
14	法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—

※雇用・能力開発機構は、平成23年10月1日をもって廃止され、機構の行っていた業務については、高齢・障害・求職者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構、厚生労働省に移管、または廃止された。

No.	39	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。	1	公庫総合運動場（国庫納付申請時簿価額559,200千円）は平成24年1月、千里山田宿舎（国庫納付申請時簿価額15,898千円）は平成24年3月に国庫納付（現物納付）を完了した。宝塚宿舎及び川西宿舎（売却額90,800千円）の国庫納付については、平成24年5月に売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。	—

No.	39	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
01 福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。	1a	借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示しており、当該目標を踏まえ今後も着実に取り組んでいく。 具体的な取組としては、 ①中期計画に定められた審査期間の維持 中期計画に定められた審査業務に係る処理期間の順守に努め、審査期間短縮による利用者サービスの向上を図った結果、目標30日以内に対して28年度実績は福祉貸付29.2日、医療貸付19.3日となり、目標を達成 ②申請書類の簡素化 借入申込書の電子媒体による配布など手続きの簡素化を実施 ③融資相談の強化 融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を実施 また、福祉医療政策の動向、日本再興戦略等の政府全体の戦略、金融経済環境等を踏まえた融資制度の創設や融資条件の優遇を実施した。また、東日本大震災において被災された事業者への対応として、被災した社会福祉施設や医療施設等の復旧を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応等を実施するとともに、平成28年熊本地震においても同様の対応を実施した。 さらに、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制の継続的な見直しを行うことを中期計画等に明示し、平成27年度から福祉貸付部と医療貸付部を統合するなど業務の実態を踏まえ業務運営体制の適切な見直しを行っており、今後も継続して実施することとしている。	—	
02 医療貸付事業					03 福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施
		23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。	1a	平成23年度においては、金融機関、民間コンサル等がどのような病院・医療経営指導のノウハウを求めているか等について民間金融機関に対しヒアリング等により、民間の主体が機構のデータ等に対してどのようなニーズがあるかについて調査を行い、平成24年3月に具体的な民間へのノウハウの普及のためのプログラム案を策定し、平成24年度から、セミナー・研修会等を試行実施した。平成25年度においては、セミナー・研修会等を実施するとともに、地方銀行協会との勉強会を開催するなど、民間へ普及するための態勢を構築した。	—	
04 福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。	1a	国と重複する行政情報及び民間と競合するWAMネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月から事業規模の縮減（22年度7億円→23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。また、平成24年10月から稼働を開始したシステムの構築にあたり、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減（23年度6億円→24年度4億円）を図った。 また、基幹的な福祉医療情報を提供するため、平成25年3月に介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務に関連した情報を集約したコーナーを設置した。 なお、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。	—	

05	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に 進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、 現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減 方針を年内に取りまとめる。	2a	現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取り まとめ、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催 された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。 当該対応方針に基づく具体的な取り組みとして、平成23年12月より、金融機関等と実 務面の調整を行った上で貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。 また、年金担保貸付事業廃止計画を策定し、平成25年3月に開催された厚生労働省独 法評価委員会にて公表した。この中で事業規模の一層の縮減等の措置を進め、これらの 措置の進捗も踏まえ、平成28年度に事業の具体的な廃止時期を判断するとされた。 この年金担保貸付事業廃止計画に基づき、関係機関と調整を行った上で平成26年12月 より、更なる貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。 さらに、国に対して、当該事業の廃止時期の検討に必要な制度変更後の貸付実行等の データを適宜提供するとともに、平成28年において利用者1万人を対象としたアンケート 調査を実施し、調査結果について、国の関係部署に報告した。 なお、事業の廃止時期について今後示される国の方針を踏まえて、事業実施主体とし て適切に対応するとともに、国と連携して、利用者に対して必要な広報を行うこととし ている。	年金担保貸付事業の廃止時期 については、主たる代替措置で ある生活福祉資金貸付制度の見 直し状況も踏まえ、福祉医療機 構の次期中期目標期間において 廃止する方向で現在検討中。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支 援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成 対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとと もに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳 選を図る。	1a	助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏ま え、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定 め、募集要領に明記し公表している。 また、助成事業の採択にあたっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審 査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行って いる。 なお、東日本大震災の被災地支援として、「東日本大震災で被災された方等を支援す る事業」に重点を置いた第2次募集を平成23年6月に実施し、被災地においてNPO等が 行う活動を積極的に支援し、さらに、今後、中・長期的に必要なとされるNPOなどによ る被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などにつ いて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地 で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポ ジウムを開催した。 また、平成24年度においては、東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の 経験などから明確となった課題を踏まえ、高齢者や障害者等災害時に支援が必要となる 方に対し、緊急的に支援が行えるように、助成事業を通じ、民間事業者、団体等による 広域的な福祉支援ネットワークのあり方を検討・構築を行っている。	—
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化 を図る。	1a	電子届出システムの未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを 実施するとともに、この意見を踏まえたシステム改善及び退職手当金請求の際に交付を 受けていた住民基本台帳法第12条に定める市区町村の証明書（住民票記載事項証明書） の提出を不要とする取扱いの見直しを図るなど、事務処理の効率化を図った。 平成24年度においては、共済契約者との意見交換の方法を直接訪問方式からアンケ ート方式に変更したことで事務の効率化と経費節減（旅費）を図った。 また、共済制度の電子届出システム加入促進活動について、従来配布している資料を 見直したことで事務の効率化と経費節減を図るとともに、平成25年度には資料の電子化 を実施し、広報にかかる費用（制度周知にかかる旅費等を含む）の見直しを行った。平 成26年度においては制度周知方法を集合研修方式からe-ラーニング方式に見直したこ とにより費用削減を図った。 さらに、平成24年4月に1課を廃止し、課長ポストを削減することにより、組織のス リム化を図るとともに、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印 刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、中期計画等に掲げる業務の効 率化・経費の節減等に係る目標を踏まえ今後も継続的に実施する。	—
08	心身障害者扶養保険事 業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化 を図る。	1a	事務処理の適切な実施やコスト削減等の効率化を図るため、地方自治体担当者の意見 等を踏まえながら、地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減（2回→1回）や制 度周知のため地方公共団体へ配布しているリーフレットを紙媒体から電子媒体に切り替 えること等により、継続的に事務の効率化や経費節減を図っている。 また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注 するなど調達の効率化等を実施しており、中期計画等に掲げる業務の効率化・経費の節 減等に係る目標を踏まえ今後も継続的に実施する。	—
09	【経過業務】承継年金 住宅融資等債権管理回 収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削 減等の効率化を図る。	1a	平成22年4月に1課を廃止・職員2名を削減し、平成23年4月に次長ポストを削減 し、平成24年4月に1課を廃止するなど、人員削減等の効率化に努めている。 また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注 するなど調達の効率化等を実施しており、中期計画等に掲げる業務の効率化に係る目標 を踏まえ今後も継続的に実施する。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。	1a	長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2787億円＋債券売却益等134億円）は平成22年11月、戸塚宿舎（2億円）は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。	—
11	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。	1b	公庫総合運動場（国庫納付申請時簿価額559,200千円）は平成24年1月、千里山田宿舎（国庫納付申請時簿価額15,898千円）は平成24年3月に国庫納付（現物納付）を完了した。宝塚宿舎及び川西宿舎（売却額90,800千円）の国庫納付については、平成24年5月に売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。	—
12	不要資産の国庫返納 東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。	2a	玉川宿舎（売却額130,926千円）及び用賀宿舎（売却額235,195千円）については、平成27年4月に売却。売却収入から売却に要した費用を控除した額（363,307千円）を平成27年10月に国庫納付した。 東久留米宿舎（売却額66,431千円）、上大岡宿舎（売却額176,996千円）及び宝塚宿舎（売却額66,100千円）については、平成28年2月から5月にかけて売却。売却収入から売却に要した費用を控除した額（303,372千円）を平成28年10月に国庫納付した。 小金井宿舎（売却額92,162千円）、千里山宿舎（売却額85,111千円）及び高槻宿舎（売却額95,110千円）については、平成28年10月から平成29年1月にかけて売却。売却収入から売却に要した費用を控除した額（268,465千円）を平成29年3月に国庫納付した。 日野宿舎については、一般競争入札を行ったものの不落。平成29年3月に2回目の入札を実施し平成29年4月に売却（売却額101,080千円）。国庫納付額及び時期について精査中であり、平成29年度中に国庫納付をする予定である。 以上をもって、中期計画等に掲げる不要財産の処分に関する計画に基づく職員宿舎の国庫納付が完了する予定である。	措置内容・理由等欄に記載のとおり
13	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。	3	業務廃止後、国庫納付を行う予定。なお、労災年金担保貸付勘定においては、不要と認められる政府出資金の一部（1,433,596千円）を平成27年3月に国庫納付している。	業務廃止後、国庫納付を行う予定。
14	組織体制の整備 大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。	1a	平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）	—

No.	40	所管	厚生労働省	法人名	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
-----	----	----	-------	-----	--------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。	1a	施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、職員数の減（28年度期首：206人→29年度期首：203人）、また有償図書の作成を行い自己収入の増を図るなど、業務運営の効率化を図った。	-
02	調査、研究及び情報の提供						
03	養成及び研修						
04	援助及び助言						

No.	41	所管	厚生労働省	法人名	労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。	1a	平成23年3月末をもって廃止した。	—
	労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。	1a	<p>平成23年度においては、研究テーマの策定に当たって、以下の取組を行うことなどにより、労働政策に貢献する内容の研究に重点化するとともに、民間の研究機関における研究との重複排除を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイレベル会合（厚生労働省と機構幹部との会合）における議論などを通じて、厚生労働省との密接な連携の下に、労働政策の立案に貢献するという観点から研究テーマを厳選して実施。 ・労働問題の各分野において高度な学識を持つ外部専門家により構成されるリサーチ・アドバイザー部会や、外部の労使及び学識経験者により構成される総合評価諮問会議において、研究の必要性や他の研究との重複排除等の観点から研究テーマの適正性について確認を実施。 <p>これらの取組を行うことなどにより、研究の効率化を図り、業務の縮減（△40,706千円（平成22年度予算比））を行った。</p> <p>また、自主研究については、廃止済み。</p> <p>第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、上記の取組を継続するとともに、以下の取組を行うことなどにより、調査研究の重複を排除するとともに、厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高い調査研究に一層重点化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅速・的確に対応するための緊急調査の本格実施 ・厚生労働省側の研究担当者の登録制を導入し、連携を強化 ・調査研究成果の労働政策への貢献度合いや、成果の普及状況に関する指標を新たに設定、結果を国民に公表 ・調査研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にし、調査研究の事前・中間・事後の各段階において、外部評価委員会を活用した厳格な評価を実施 <p>引き続き業務全体の縮減を図るとともに、政工委による勧告の方向性等も踏まえ、政策研究事業へ重点化することにより、業務経費の縮減を図っている。</p> <p>平成25年度△5,935千円（平成24年度予算比） 平成26年度△4,446千円（平成25年度予算比） 平成27年度△4,462千円（平成26年度予算比） 平成28年度△4,487千円（平成27年度予算比）</p>	—
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。	1a	<p>高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金については、平成22年度中に廃止した。また、労働教育講座に係る委託業務の廃止（平成23年度）、報告書等の印刷数削減、配布先削減（平成24年度）、労働教育講座総合講座修了式の廃止（平成25年度）等、業務の縮減（平成25年度△39,346千円（平成22年度予算比））を行った。</p> <p>平成25年度△1,312千円（平成24年度予算比） 平成26年度△1,297千円（平成25年度予算比） 平成27年度△1,285千円（平成26年度予算比） 平成28年度△1,272千円（平成27年度予算比）</p>	—
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	1a	<p>自己収入については、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、中期目標期間（平成24年度～平成28年度）の最終事業年度において平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとし、その結果、28年度の自己収入実績は53,803千円となり、22年度実績（48,062千円）を11.9%（5,742千円）上回り、中期目標を達成した。</p> <p>平成24年度の業務収入の実績：51,626千円（対22年度比7.4%の増） 平成25年度の業務収入の実績：48,464千円（対22年度比0.8%の増） 平成26年度の業務収入の実績：43,657千円（対22年度比9.2%の減） 平成27年度の業務収入の実績：48,866千円（対22年度比1.7%の増） 平成28年度の業務収入の実績：53,803千円（対22年度比11.9%の増）</p>	—
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04	不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。	1a	政府出資金（一般勘定及び雇用勘定における不要資産（336,746千円））については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。	—
05	事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。	1a	平成22年12月をもって廃止した。	—
06	保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。	-	03と同じ。	—

No.	43	所	厚生労働省	法人名	労働者健康福祉機構	※平成28年4月1日に労働安全衛生総合研究所と統合し、労働者健康安全機構に改称
-----	----	---	-------	-----	-----------	---

項目		見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	(財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。	1	平成21年度以降、機構本部において、労災病院における売店等の業務委託に係る選定運営選定委員会設置し、公募型企画競争入札に改めた。	
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。	1	労災保険会館（平成21年2月）、別府湯のもりパレス（平成22年3月）を始めとし、前身の特殊法人労働福祉事業団から引き継いだ利用予定のない保有資産を順次処分しており、残る岩手労災病院職員宿舎（松倉宿舎）等についても、過去6回の一般競争入札は不調となったが、引き続き自治体への買受勧奨を行うとともに一般競争入札による売却手続を進める。	

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	労働者健康福祉機構	※平成28年4月1日に労働安全衛生総合研究所と統合し、労働者健康安全機構に改称	(様式2)
-----	----	----	-------	-----	-----------	---	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。	1a	個々の労災病院の政策医療に係る機能・地域医療事情、経営状況等について総合的検証を行い、個別病院ごとの医療提供体制等を明らかにするとともに、平成24年3月に、その検証結果を労働者健康福祉機構HPで公表した。この検証結果等を踏まえ、必要な病床数の見直しを行っている。 また、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書」(平成24年2月15日)を踏まえ、両法人間の連携(医薬品や医療機器の共同購入、治験の共同実施等)に取り組んだ。 なお、上記報告書において、個別病院の再編は、地域医療の中での役割等を踏まえて慎重に検討すべきである旨の指摘を受けている。	-
		23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	1a	千葉作業所を平成24年1月末、福井作業所を平成24年9月末、愛知作業所を平成25年2月末、宮城作業所及び福岡作業所を平成26年2月末に廃止した。残る長野作業所については、当初予定(平成27年度末)よりも早い平成27年9月末に廃止した。	-
		22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。	1a	本部管理部門の効率化による人件費の削減(平成21年4月1日:117人→平成28年度末:111人)、本部事務所面積の見直し及び産業保健総合支援センターの管理部門の集約化等により、平成28年度の予算額は(統合した労働安全衛生総合研究所分 1,930,566千円と、国から事業を承継した化学物質の有害性調査事業分 918,191千円を除き)7,047,410千円(平成22年度:9,476,959千円)で22年度比▲2,429,549千円削減(▲25.6%)したところ。 また、平成28年度に本部事務所移転を図り経費の削減を行った。 なお、労災病院では、医療機器等について国立病院機構との共同購入により、事務手続の効率化や経費の縮減を図ることのほか、稼働病床数を縮減し、事業規模の見直しを行っている。	-
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の縮減、助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの3分の2を上回る統廃合(ブロック化)、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
		24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。	1a	○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、平成22年度末で制度を廃止したが、助成期間が3年間であることから、平成22年度までに登録を受け助成期間が残っている事業場に対して、経過措置として支給業務を実施し、平成24年度末に業務を終了した。 ○自発的健康診断受診支援助成金事業については、平成22年度末で廃止した。	-
02 未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。	1a	○制度の円滑な運営への協力を得るため、平成22年度から実施している都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会について、28年度は過去1度しか実施していない弁護士会及び東京、大阪の大都市弁護士会に対して働きかけを行い、全国13か所で実施することができた。 研修会も7年目に入り、これまで各地で研修会を開催し、蓄積してきた説明ノウハウや、また、昨年度に取りまとめた「未払賃金立替払事業に関する不正請求の防止及び審査の迅速化に関する検討会」の検討結果報告書の内容を取り入れるほか、破産管財人の証明書作成上の留意事項等の説明から実務的事例の紹介を行うなど、さらに充実した研修会を実施している(22年度からの出席者累計:計79回、弁護士等6,211名)。 また、各地方裁判所(14地裁)の破産再生部(係)に赴き、同制度の説明及び協力依頼を行った(22年度訪問開始以来現在までの参加者:最高裁2回ほか72地裁、裁判官141名、書記官等399名)。 これらの取り組みの結果、請求書類が的確に作成された上で機構に提出されるようになり、機構における審査業務の効率化や迅速化を図ることができた(平均処理日数:中期目標25日→平成28年度16.6日)。 ○立替払の求償については、引き続きシステムを活用するなどにより、適切な債権の保全管理や確実な回収を図っている(求償を要する全事業所への通知、法手続きに沿った裁判手続への参加、弁済状況の確認と弁済の履行督促、債務承認書の提出督促及び差押など)。	-

03	納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。	1a	○霊堂職員の接遇研修を実施し接遇の向上に努めた。 ○毎年開催している産業殉職者合祀慰霊式について、平成28年10月12日（水）に実施した。 ○産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、遺族等の95.5%から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。	-
04	【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。	1a	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については督促を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的措置を実施する等、適切な債権管理と回収に努めている。（労働安全衛生融資27年度回収額：157,329千円）	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほか	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。	1a	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎：平成22年9月30日に売却済みであり、平成23年3月25日付けで国庫納付済み。 労災リハビリテーション北海道作業所本体・労災リハビリテーション広島作業所：改正独法通則法施行（平成22年11月27日）後、平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。	-
					2b	○恵那荘：平成24年2月10日に売却済みであり、平成24年3月7日付けで国庫納付済み。 ○岩手労災病院職員宿舎（一本杉宿舎）：平成25年3月28日に売却済みであり、平成25年4月16日付けで国庫納付済み。 ○水上荘：これまで一般競争入札を6回実施したが、いずれも不調となっている。平成28年度においては、自治体へ買受奨励等を実施するとともに、不動産媒介業者と新たに委託契約を締結した上で、評価替えによる最低売却価格の見直しを行い、6回目の一般競争入札を実施したが不調となった。引き続き売却に向けた取り組みを行う。 ○岩手労災病院宿泊施設等（清流荘・松倉宿舎）：清流荘については、不動産媒介業者を通じて、買受意向者と交渉を進めた結果、平成28年10月14日に売却し、平成29年1月6日付けで国庫納付した。松倉宿舎については、これまで一般競争入札を6回実施したが、いずれも不調となっている。平成28年度においては、自治体へ買受奨励等を実施するとともに、不動産媒介業者と新たに委託契約を締結した上で、評価替えによる最低売却価格の見直しを行い、6回目の一般競争入札を実施したが不調となった。引き続き売却に向けた取り組みを行う。	
06		24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。	2a 一部措置済み	○千葉作業所：平成24年1月末に廃止し、平成25年3月6日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。 ○福井作業所：平成24年9月末に廃止し、平成25年5月20日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同年6月14日付けで国庫納付済み。 ○愛知作業所：平成25年2月に廃止。当該作業所及び宿舎の資産処分を行う方向で関係者と調整中。 ○宮城及び福岡作業所：平成26年2月末に廃止。これまでに、土壌汚染調査、越境物調査、電柱調査、地下埋設物調査、微量PCB調査、老朽化した職員宿舎の解体、敷地内除草を実施し国庫納付の準備を進めた。平成29年度においても引き続き国庫納付に向けた準備を進める。 ○長野作業所：平成27年9月末に廃止。平成28年1月に国庫納付済み。	廃止された労災リハビリテーション作業所のうち、国庫納付が必要となる作業所については、遅滞なく国庫納付を行う。
07	職員宿舎の見直し	23年度中に実施	宿舍料の適正化	適切な水準となるように宿舍使用料の見直しを行う。	1a	職員等宿舍貸与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舍使用料に見直しを行った。	-
08	取引関係の見直し	22年度から実施	調達効率化	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。	1a	○後発医薬品については、採用拡大に向けて積極的に取り組んでおり、平成28年度は数量ベースにおいて、79.8%となり、前年度比7.6%拡大した。 ○医療機器の共同購入については、平成18年度以降、当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入を実施している。（平成28年度削減効果：416,000千円）	-
09	業務運営の効率化	22年度から実施	繰越欠損金の解消	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。	1a	繰越欠損金については、厚生年金基金制度の見直しをはじめとした経営改善に向けた各取組を実施した結果、平成28年度において解消した。	-

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1		国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。	1	個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況、病床数の適正化等について総合的な検証を実施し平成24年3月13日に開催された第36回独立行政法人評価委員会国立病院部会で報告するとともに、その結果を公表した。なお、病床数の適正化については、国の危機管理やセーフティネットの機能は維持しつつ、非効率な運営となっている病床については集約を実施している。 労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方策を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から国立病院機構病院と労災病院において医薬品の共同入札を実施している（国立高度専門医療研究センターとも連携して実施）。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同入札を進めており、平成27年度からは地域医療機能推進機構を加え3法人で実施している。 さらに、平成28年度においては、両法人が主催する研修への相互参加を実施（労働者健康安全機構（旧労働者健康福祉機構）主催の9研修に104名参加、国立病院機構主催の11研修に51名参加）するなど連携を進めている。 なお、近隣の労災病院とそれぞれの診療機能を踏まえた患者の紹介・逆紹介等の診療連携については、平成23年1月から患者の紹介・逆紹介を11,991件行っている。	—
2	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業 事務及び事業の見直し	国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。	1	全病院からDPCデータ（対象病院のみ）及びレセプトデータを収集・分析する「診療情報データベース（MIA）」を平成22年10月に構築し、運用を開始した。 この診療情報データベース（MIA）により収集したデータを用いて、医療の内容（プロセス）や医療の成果（アウトカム）を評価するため、臨床評価指標の作成を平成22年度以降、継続して行っている。 平成28年度は、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」により迅速に対応するため、115指標の計測頻度をこれまでの年1回から年4回（四半期ごと）に改め、全ての国立病院機構病院へ計測結果を通知した。また、平成28年度の診療報酬改定に伴い、「臨床評価指標Ver.3計測マニュアル」についても修正した。 また、平成22年度に開始された厚生労働省「医療の質の評価・公表等推進事業」において、初代の団体（3団体）のひとつとして選定され、これを契機に17指標の一般公開を開始し、事業終了後も自主的に一般公開を継続中である。公表指標数も現在は17から25とその範囲を拡大しており、国立病院機構におけるDPC対象病院は原則として全ての病院が病院名付きで一般に公表される仕組みを構築している。 国立病院機構における診療情報データベース化においては、厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格が最適であると評価し、臨床研究等のIT基盤の充実を図るため、国の補助金を得て、このSS-MIX2標準規格を用いた電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤（国立病院機構診療情報収集基盤NCDA）を平成28年3月に構築した。 全国の病院のおよそ7割に電子カルテを供給している主要6ベンダと調整し、機構の41病院に最新の標準規格「SS-MIX2標準化ストレージ仕様書Ver.1.2c」に完全準拠したモジュールを導入し、運用を開始するとともに、他の医療機関への普及促進を図るため、その導入手順等の工程を6ベンダ毎の「標準作業手順書」として作成し、公表している。	—
3	医業未収金の徴収業務	医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。	1	医業未収金の徴収業務については、市場化テストとして、国立病院機構の82病院において、平成20年10月より債権回収会社に委託を行ったが、事業1年目、2年目とも達成目標（要求水準）を大幅に下回り、最低水準（病院の督促による回収実績）も下回ったことから、平成22年12月15日の官民競争入札等監視委員会の了承を得て、契約解除を行い、平成23年1月31日をもって本事業を終了した。	国立病院機構では、事務担当者に加え看護師、医療ソーシャルワーカー等を含めた組織的な連携協力による取り組みを推進し、医業未収金の縮減に成果をあげているが、更なる医業未収金縮減に向けて、債権管理に係るIT化の推進、債権マニュアルの見直し等による債権管理業務の標準化及び効率化等、対策の強化に取り組む。

4	組織の見直し	非公務員化	非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。	1	平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、政策医療を確実に実施しつつ、より柔軟かつ弾力的な業務運営に資するよう、本法人の役職員身分は非公務員化するが、職務上の公益性・公共性が極めて高いことから、みなし公務員に係る所要の措置を講じることとされ、この閣議決定に基づき立案された独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の成立を受け、平成27年4月1日から役職員の身分は非公務員化された。	—
5		組織体制の整備	常勤監事による監査機能の強化を図る。	1	平成20年度からは、監事1名を常勤化し、内部統制・ガバナンスの強化に努めたところである。	—
6	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要とされるコストの適切な把握に努める。	1	平成23年度の検証結果を踏まえ、政策医療の実施に係る経営上の課題について、経営情報等を分析し、効率的な運営体制について検討することを目的として、平成25年1月から新たに経営情報分析部門を設置した。	—
7			長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。	1	法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築するとともに、個々の病院の経営分析や資金計画を踏まえ、老朽棟の建替や医療の高度化に対応するための医療機器・IT基盤の整備を計画的に進める。このため、平成26年度から30年度までの中期計画期間中に5,440億円の投資を計画し、必要な措置を行っている。	—
8		保有資産の見直し	再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用に努める。	1	再編成により廃止した国立病院等の遊休資産については、病院機能との連携を考慮した貸付等により有効活用を図っている。	—

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 診療事業 02 臨床研究事業 03 教育研修事業	診療連携の構築等、抛出台金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	<p>病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。</p> <p>また、ブロック事務所については、平成22年度末を目的に、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。</p> <p>診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p>	1a	<p>個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況、病床数の適正化等について総合的な検証を実施し平成24年3月13日に開催された第36回独立行政法人評価委員会国立病院部会で報告するとともに、その結果を公表した。なお、病床数の適正化については、国の危機管理やセーフティネットの機能は維持しつつ、非効率な運営となっている病床については集約を実施している。</p> <p>労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方策を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から国立病院機構病院と労災病院において医薬品の共同入札を実施している(国立高度専門医療研究センターとも連携して実施)。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同入札を進めており、平成27年度からは地域医療機能推進機構を加え3法人で実施している。</p> <p>さらに、平成28年度においては、両法人が主催する研修への相互参加を実施(労働者健康安全機構(旧労働者健康福祉機構)主催の9研修に104名参加、国立病院機構主催の11研修に51名参加)するなど連携を進めている。</p> <p>なお、近隣の労災病院とそれぞれの診療機能を踏まえた患者の紹介・逆紹介等の診療連携については、平成23年1月から患者の紹介・逆紹介を11,991件行っている。</p> <p>ブロック事務所については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、平成25年度末に措置した。</p> <p>全病院からDPCデータ(対象病院のみ)及びレセプトデータを収集・分析する「診療情報データベース(MIA)」を平成22年10月に構築し、運用を開始した。</p> <p>この診療情報データベース(MIA)により収集したデータを用いて、医療の内容(プロセス)や医療の成果(アウトカム)を評価するため、臨床評価指標の作成を平成22年度以降、継続して行っている。</p> <p>平成28年度は、「臨床評価指標を用いたPDCAサイクルに基づく医療の質の改善事業」により迅速に対応するため、115指標の計測頻度をこれまでの年1回から年4回(四半期ごと)に改め、全ての国立病院機構病院へ計測結果を通知した。また、平成28年度の診療報酬改定に伴い、「臨床評価指標Ver.3計測マニュアル」についても修正した。</p> <p>また、平成22年度に開始された厚生労働省「医療の質の評価・公表等推進事業」において、初代の団体(3団体)のひとつとして選定され、これを契機に17指標の一般公開を開始し、事業終了後も自主的に一般公開を継続中である。公表指標数も現在は17から25とその範囲を拡大しており、国立病院機構におけるDPC対象病院は原則として全ての病院が病院名付きで一般に公表される仕組みを構築している。</p> <p>国立病院機構における診療情報データベース化においては、厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格が最適であると評価し、臨床研究等のIT基盤の充実を図るため、国の補助金を得て、このSS-MIX2標準規格を用いた電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤(国立病院機構診療情報収集基盤NCDA)を平成28年3月に構築した。</p> <p>全国の病院のおよそ7割に電子カルテを供給している主要6ベンダと調整し、機構の41病院に最新の標準規格「SS-MIX2標準化ストレージ仕様書Ver.1.2c」に完全準拠したモジュールを導入し、運用を開始するとともに、他の医療機関への普及促進を図るため、その導入手順等の工程を6ベンダ毎の「標準作業手順書」として作成し、公表している。</p>	-
		23年度中に実施	<p>診療事業に関する運営費交付金については、その使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。</p> <p>長期債務の共同負担等のための各病院からの抛出台金比率を3%から2.4%へ引き下げた。</p>	1a	<p>診療事業に関する運営費交付金については、平成23年度に予算額約2億円(対22年度▲95.9%)、平成24年度からは交付されていない。</p> <p>平成23年4月から、抛出台金率を現状3%から2.4%へ引き下げた。</p>	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04	不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。	2b	平成23年度中には、旧十勝療養所跡地（帳簿価額164百万円）、旧金沢若松病院跡地に係る譲渡収入（国庫納付額408百万円）及び旧鳥取病院跡地（帳簿価額1,730百万円）について国庫納付を行ったところであり、旧岐阜病院跡地（帳簿価額1,033百万円）及び旧筑後病院跡地（帳簿価額739百万円）についても平成24年5月10日付で国庫納付を行った。 さらに、平成26年7月には旧登別病院跡地の一部に係る譲渡収入を国庫納付（納付額87百万円）するとともに、現物納付部分についても平成27年11月に国庫納付を行った。 なお、旧西甲府病院跡地については、財務事務所からの要請（道路として使用されている病院敷地の一部の甲府市への譲渡等）に対する調整が完了次第国庫納付を予定している。	措置内容・理由等欄に記載のとおり
05	取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となった契約については、個々に点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。	1a	平成22年12月の閣議決定から平成29年7月1日までの間に契約監視委員会を85回開催し、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき定めた「平成28年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」（平成28年6月30日）を踏まえ、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に事前点検・見直しを実施し、個別に指摘するなど不断の見直しを行った結果、随意契約については契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争契約へ移行している。また、前回一者応札・一者応募となった契約については、公告期間の見直し等により複数者応札へと改善が図られた。更に、連続一者応札・応募となった契約については、入札説明書等を配付した業者等に対しアンケート調査を実施し、次回入札ではアンケート結果に基づき契約締結から履行開始までの準備期間を確保するなど、複数者応札へと改善が図られた。 【一者応札・一者応募の改善方策例】 ・入札公告（ホームページ掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日間以上確保すること ・官公庁や国立病院機構での業務実績を設定する等、必要性が低い要件を設定しないこと ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とすること ・複数業者から参考見積を徴取すること 医薬品の共同入札については、事業仕分け時の法人改革方針を踏まえ、病院の使用実績に即した医薬品リストの見直しを行った上で、平成22年6月に実施した。 平成24年度には、医薬品及び医療機器について、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同入札などの連携を推進するとされたことを踏まえ、労災病院との共同入札を実施した。医薬品については、後発医薬品を共同入札の対象品目に追加するとともに、一層のスケールメリットを活かすため、国立高度専門医療研究センターとも連携して実施し、平成26年度においては、医薬品の契約期間を2年間から1年間へ変更するとともに、入札対象品目の見直し等を行った。さらに、平成27年度においては、入札対象品目の見直しに加え、地域毎の市場価格を基に交渉を行うために入札エリアを3エリアから6エリアに細分化し、引き続き労災病院及び国立高度専門医療研究センターと連携して実施した。医療機器については、平成25年度より新たに外科用イメージ（移動型X線透視撮影装置）を対象機器に加えた。また、平成27年度より地域医療機能推進機構病院を加え、これらの法人との共同入札を実施している。	—
06		拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。	1a	平成23年4月から、拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げた。	—
07	業務運営の効率化等	事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。	1a	法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築するとともに、個々の病院の経営分析や資金計画を踏まえ、老朽棟の建替や医療の高度化に対応するための医療機器・IT基盤の整備を計画的に進める。このため、平成26年度から30年度までの中期計画期間中に5,440億円の投資を計画し、必要な整備を行っている。	—

No.	45	所管	厚生労働省	法人名	医薬品医療機器総合機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。	1a	<p>一般競争入札による調達を行うこと等によって、管理運営費の効率化を図っている。</p> <p>また、第3期中期計画では、副作用救済給付の請求件数の増が見込まれる中においても支給・不支給決定をした件数のうち60%以上を6ヶ月以内に処理することを目標とした。平成28年度は請求件数が増加しつつある中で、特に調査部門（調査第一課及び調査第二課）で</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床経験のある臨床評価調整役の配置 領域別の調査手順の整備 調査初期段階における方針検討 <p>などの効率化の方策等を講じた結果、目標を達成した。</p> <p>平成28年度の請求件数は平成27年度の1,566件から1,843件に増加した中で、処理件数を平成27年度の1,510件から1,754件と増加（16.2%増）させるとともに、6ヶ月以内の処理件数は1,182件と昨年度の915件を上回り（29.2%増）、同処理割合は67.4%と、対目標値112.3%の達成割合となった。</p>	-
02 審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進捗よく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。	1a	<p>ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消（平成30年度までに医薬品は80%マイル値で優先品目9ヶ月、通常品目12ヶ月、医療機器は80%マイル値で優先品目10ヶ月、通常品目14ヶ月を指標とする目標達成）に向けて、申請が集中する部門への職員の重点的な配属等により業務の重点化を図った。</p> <p>「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」の進捗状況、「日本再興戦略」、「健康・医療戦略」、薬事法の改正等を踏まえ策定したPMDA第3期中期計画において、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標等を盛り込み、各年度の事業計画等にも反映させている。その中には、審査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査業務に関する月例打合せ会／審査セグメント内会議合同会議を開催し、GQP、GMP調査等も含めた審査状況全体の現況と課題に対する情報共有、対応策と今後の方針等の検討等を行った。</p> <p>また、運営評議会や審査安全業務委員会を活用し、医薬品・医療機器の審査期間短縮の進捗状況、治験相談の実施状況等を定期的に報告し、ラグ解消のための更なる改善策について議論し、業務運営に活かしている。</p> <p>これらの取組みにより、平成27年度は、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグのうち、審査ラグについては、ともに概ね解消したと考えているが、開発ラグについては、ドラッグが1.7年、デバイスが0.8年となっており、より一層の企業に対する開発支援等の取り組みが必要と考えている。</p> <p>なお、開発ラグ解消支援のため、相談者のニーズを踏まえて相談枠の見直し・拡充を行った。</p>	-
	ガバナンスの抜本的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。	1a	<p>国からの現役出向を順次削減し、プロパー職員の幹部登用を進め、平成25年7月1日時点で課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合は53.3%となり、目標である50%以上を達成している。（平成29年7月1日時点同割合64.1%。課長級以上の職員のうち、国からの現役出向者は平成22年4月現在95人中61人（64.2%）から平成29年7月現在145人中52人（35.9%）に減少。）</p> <p>また、平成28年10月に策定した「PMDAにおけるCareer Development Program」の基本方針に沿った人事異動及びキャリアアップを図っている。</p> <p>業務上の課題の解決に向けて、各部門担当審議役等において業務の進捗管理を行うとともに、幹部ヒアリング（11月開催）において、重要事項の進捗管理と未達事項の把握、対応策の検討をおこなうことで、新たな課題が明らかになればその解決に向けた検討を行うなど、PDCAサイクルによる業務改善に努めている。</p> <p><具体的な業務改善事例></p> <p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物系審査部門の体制強化のため「再生医療製品等審査部」「ワクチン等審査部」に改組し、再生医療製品連絡会議を設置した。 <p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認申請データを活用し、申請者の負担軽減や審査・相談の質の向上を図るため、次世代審査・相談体制準備室を設置した。 <p>【平成26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請電子データの利用に係る業務を行うために次世代審査等推進室を、審査体制の強化のためにジェネリック医薬品等審査部を設置した。 <p>【平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査体制の強化のために体外診断薬審査室を設置するとともに、医療情報収集分析業務の体制強化のために安全第一部内の組織改編を実施した。また、新・改良・後発医療機器の3トラック制を維持しつつ、各分野・領域毎に審査・相談を実施する体制を整備するため、医療機器審査第一部、第二部、第三部を再編した。 <p>【平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業やアカデミアによる革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化を支援するために、イノベーション実用化支援準備室を設置した。 	-
03 安全対策業務						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	人事管理の見直し	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を4年以内に50%以上とする。	1a	国からの現役出向を順次削減し、プロパー職員の幹部登用を進め、平成25年7月1日時点で課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合は53.3%となり、目標である50%以上を達成している。(平成29年7月1日時点同割合64.1%。課長級以上の職員のうち、国からの現役出向者は平成22年4月現在95人中61人(64.2%)から平成29年7月現在145人中52人(32.3%)に減少。) また、平成28年10月に策定した「PMDAにおけるCareer Development Program」の基本方針に沿った人事異動及びキャリアアップを図っている。	-
05	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。	1a	平成23年7月から開始した「薬事戦略相談事業」については、平成26年11月より、薬事法一部改正法(平成25年11月27日法律第84号)の施行に伴い再生医療等製品の相談区分を独立して設定するとともに、①企業を対象とした開発工程(ロードマップ)への助言や、②アカデミアが実施する後期臨床試験プロトコルへの助言などについても相談対象を拡充し、ニーズに即した薬事戦略相談の一層の充実を図った。また、引き続き、PMDA関西支部において個別面談・事前面談を実施しているほか、出張相談や、薬事戦略相談パンフレットの作成及びPRも行っている。 従来からの治験相談等については、平成26年11月より、医薬品については対面助言事後相談、GCP/GLP/GPSP相談の新設のほか、製造販売後臨床試験等に対する相談枠の拡充を行った。医療機器・体外診断薬については、相談区分・手数料を医療機器等の特性に応じた体系となるよう抜本的に見直した。また、平成27年5月には、先駆け審査指定品目の申請資料を評価することを目的とする「先駆け総合評価相談」を新設するとともに、申請電子データの範囲やフォーマット等に対する助言・指導を行う「申請電子データ提出確認相談」の運用を開始した。さらに、人道的見地から実施される治験の実施計画書に対する助言・指導を行う「拡大治験開始前相談」を、医薬品については平成28年1月に、医療機器及び再生医療等製品については平成28年7月にそれぞれ新設するとともに、再生医療等製品の製造に使用される材料の適格性について安全性の観点から助言・指導を行う「再生医療等製品材料適格性相談」を平成28年8月に新設した。	-
06	組織体制の整備 審査関連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。	1a	高度な専門性を有する優秀な審査員等を確保するため、業務説明会の開催や就職情報サイト等を通じたPMDAの紹介を行うとともに、平成28年度は2回の公募採用を実施した。 採用後は、各人の適性と各部門の申請状況を踏まえた機動的な人事配置を行っている。	-
07	研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。	1a	平成23年度に医療機器を使用した手術への立会いや大学研究機関での研修を導入し、以降も医薬品・医療機器製造所等における実地研修や、医療機関のIRB等の見学、外来がん化学療法薬剤師業務の見学、GMP/QMSについて医療機器審査部門を含めた調査担当者の教育研修、医療機器の製品トレーニング研修を実施するなど、専門領域ごとに実習形式の研修を充実させた。また、国内外から専門家を講師に招き主として技術事項を学ぶ特別研修、生物統計を習得する臨床試験デザイン研修、薬剤疫学研究デザインの特徴等を習得する薬剤疫学研修等も継続して実施している。総合職員対象の研修として、財務省会計センター主催の会計研修等に職員を派遣、また、外部の労務管理講座、簿記及びビジネス実務法務検定講座等を受講させている。 平成28年度には、臨床試験の電子データ受け入れ開始に伴い、CDISC概論研修、薬物動態・臨床薬理とモデリング&シミュレーション研修を新設・実施するとともに、連携協定を締結しているAMEDとの合同研修を実施した。今後も、業務遂行に必要な知識・技術等を職員に習得させるべく更なる充実を図る。	-

No.	46	所管	厚生労働省	法人名	医薬基盤研究所	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し、医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
-----	----	----	-------	-----	---------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかなる分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。	1a	研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。 大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、重複研究の排除を図るとともに、重点分野から外れる研究については見直しを図った。 また、ワクチン研究は、アジュバント開発など重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど重点化を図った。 研究資金の獲得、共同研究については、本法人の中核となる上記3分野の研究に特化して実施した。 これら研究分野の上記3分野への重点化、プロジェクトの見直し、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除を図り、研究の効率性の向上を図っている。 受託研究や共同研究の実施等については、「子宮内膜症サルの病態解析及びサイトカイン類の病因に関する基礎的研究」等の研究を行った。 また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」の実施について、平成22年度は大阪大学大学院歯学研究所との「連携大学院」を開設することで拡充させた。	—
		23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。	1a	代謝疾患関連の難病治療研究については、これまで神経変性疾患や胆汁うっ滞性疾患などを研究対象としていたが、平成27年度末に代謝疾患関連の難病治療研究を実施していたプロジェクトを廃止することで業務の縮減を図った。	—
02 生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。	1a	難病以外のDNAバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病分野に特化した。 これら研究分野の重点化、難病以外のDNAバンクの廃止、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除、研究の効率性の向上を図っている。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業について、重複研究を排除した上で研究資金を獲得して研究を実施した。 また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」を引き続き推進した。	—
		22年度から実施	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。	1a	平成24年度までヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で分譲手数料を得て細胞分譲を行っており、平成27年度は141,430千円を自己収入として得た。	—
	自己収入の拡大	23年度から実施	関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。	1a	ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で細胞分譲を行っている。	—
03 基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。	1a	事業仕分けの対象となった基礎研究推進事業の平成23年度新規分は国（厚生労働省）において公募し、国で実施している。	—
04 実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。	1a	事業を廃止した。経過業務を継続。	—
05 希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—
06 【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。	1a	事業を廃止した。経過業務を継続。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度末に国庫納付を行った。	—
08		政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。	1a	政府出資金のうち事業に必要な資金を除いて、不要資産を確定し、主務大臣の承認を経て平成23年度末に国庫納付を行った。	—
09		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。	1a	平成22年度末に国庫納付を行った。	—
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。	1b	平成24年3月に廃止し、平成28年度の国庫納付に向けて関係機関と協議を行っていたが、隣地住民からの申し入れの対応等に時間を要したため、平成28年度中に国庫納付手続が完了せず、平成29年4月28日に国庫納付手続が完了した。	—
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化（平成17年度）されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他外部委員で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他外部委員で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。 また、運営評議会については、公開で行うことにより手続きの透明化を図っている。	—

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	年金・健康保険福祉施設整理機構	※平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組
-----	----	----	-------	-----	-----------------	------------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。	1a	当機構においては、独立行政法人年金・健康保健福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の附則や同法の附帯決議も踏まえ、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めている。 ・平成22年度においては、平成23年2月18日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡し、平成23年3月31日に引渡しを完了した。（19,580千円） ・平成23年度においては、平成23年12月21日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険鳴門病院（徳島県鳴門市所在）及び川崎社会保険病院（神奈川県川崎市）について譲渡手続きを進め、健康保険鳴門病院については平成24年3月28日に、川崎社会保険病院については平成24年5月30日に、それぞれ譲渡契約を締結した。（健康保険鳴門病院:1,338,000千円、川崎社会保険病院:6,000,000千円）	—
	業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	—	当機構では、厚生年金病院・社会保険病院の運営を委託して医療の提供を行っていたものであり、その取扱いに係る事務・事業に対する講ずべき措置として業務の効率化が求められていたが、当機構は、平成26年3月31日をもって独立行政法人地域医療機能推進機構（新機構）に改組され、厚生年金病院・社会保険病院は地域医療機能推進機構病院に移行した。 また、新機構では、病院を直営することとなり、業務の効率化については、新機構の中期目標により、主務大臣からの指示を受け、病院の直営に係る事務・事業についてのコスト削減、業務の効率化の取組を実施しているところである。 このように新機構と当機構では、効率化を行う業務の内容が異なるため、措置状況を「-」としているが、新機構としても今後も新機構が実施するものとされている病院の運営等の業務の効率化を図っていく。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 事務所等の見直し	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。	1a	平成26年3月31日にサテライトオフィス（東京）を廃止した。	—

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。	1	日野宿舎（平成21年度末簿価：67,451千円）については、平成22年度中に売却（67,100千円）し、平成23年10月に国庫納付を、行徳宿舎（平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年度中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。	—

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。	1a	<p>管理運用法人は、国内外の債券・株式に分散投資を行うことにより、リスクの分散に努めることとしている。</p> <p>基本ポートフォリオについては、平成26年6月に行われた財政検証結果を踏まえ、運用委員会で7回、検討作業班で6回、合計13回にわたって、資金運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき審議され、平成26年10月31日に変更した。</p> <p>平成27年度においては、現在の経済状況等を踏まえ、基本ポートフォリオの検証を行い、運用委員会で3回にわたって議論を行った結果、現行のポートフォリオは見直す必要がないとの結論になった。</p> <p>運用委員会においては、上記基本ポートフォリオの見直し及び検証の審議に加え、運用受託機関の選定に関する審議が行われたほか、運用実績やリスク管理の状況、運用受託機関等の管理及び評価の結果等に対する委員の意見を踏まえ、適切な管理運用を行っている。</p> <p>運用実績等の開示については、業務概況書など公開資料を一層分かりやすく工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用資産の状況等や、運用実績の結果についてホームページ等を活用して迅速に公表することとし、日本語版に加え英語版をホームページ上に掲載することにより、一層の情報公開・広報活動の充実に努めている。</p>	—
	業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	1a	<p>平成21年度と比較して、第2期中期目標期間の最終年度において、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成した。また、人件費については、平成18年度から5年間で5%以上削減の取組を継続するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。一方、基本的方針に基づき、平成26年度以降の給与水準については、高度で専門的な人材確保の観点から、弾力化に取り組んでいる。</p> <p>執行に当たっては、業務の効率化の観点から、契約方法、調達内容の見直し及び人件費の見直し等を行った。具体的には、契約については、一者応札・一者応募について引き続き以下（参考）の対応を継続すると共に、調達項目に関連する業界及び過去に調達した業者への公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級要件の緩和等を行った。平成25年度においては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を実施するとともに、入札により契約価額が確定する競争入札より価格交渉が可能な随意契約の方が有利と判断した調達については、公募により応募者がいないことを確認した上で現受託者と価格交渉を行う等コストの削減を図った。</p> <p>（参考） 一者応札・一者応募にかかる見直し内容 ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。 ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。 ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約は複数年契約の導入を図る。 ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。</p> <p>なお、第3期中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制度の一元化を踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行う（新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を行う）予算を作成し、これに基づき執行することとした。また、人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこととした。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保することとした。</p>	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	不要財産の国庫納付	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。	1a	日野宿舎（横浜市、平成21年度末簿価：67百万円）については、平成22年12月に売買契約（67百万円）を締結し、平成23年1月に当該物件の引渡を行った。 国庫納付については、平成23年10月に金銭で納付済。	—
03		行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。	1a	行徳宿舎（市川市、平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行った。	—
04	組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。	1a	平成22年4月に民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事が任命され、以下のような改革を行い、監査機能の強化が図られた。 ・監事監査方針、監事監査チェックリスト・評価表を策定し、監査活動の周知徹底 ・監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画・実績表の作成 ・「年金積立金管理運用独立行政法人内部統制に関する監事監査実施基準」を策定し内部統制システムの充実・強化 ・企画会議等重要な会議に出席し、必要に応じ監事として意見表明することにより、予防的観点に立った監査の実施等 また、平成23年7月に民間企業における監査役、経理部長等の経験を有する非常勤監事が任命されており、その知見に基づき監査が行われる等、監査機能の一層の強化が図られた。 さらに、平成27年1月から、監事機能の強化のため、監事の業務を補佐する監事付を設置した。	—
05	業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。	1a	内部統制の一層の強化を図る点から、内部統制の基本方針を平成24年3月に策定し、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び徹底等を行った。 また、リスク管理について、従来の運営リスク管理委員会のほか、従来委員会までは設けず実施していた運用リスク管理について、平成23年9月に新たに委員会を設置して行うことにより責任の明確化を図っている。 幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会（平成23年度の開催実績：平成23年10月、24年3月）を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念をうけないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要を取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」（前回平成22年12月改訂）について平成23年10月に改訂を行い、これを全役職員に周知したところであり、併せて、平成23年12月に管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど役職員の意識の向上を図った。 さらに、上記「監査機能の強化」で述べたとおり、民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事に加え、平成23年度においては民間企業の監査役、経理部長の経験を持つ非常勤監事が任命されたこと等により、監査機能の強化が図られ、内部統制の一層の徹底が行われたところ。 平成26年10月にはコンプライアンス・オフィサーを設置し、役職員のコンプライアンス遵守状況を監視する体制を整備したほか、弁護士を採用し、法人内で契約内容の法令確認や法務に関する業務を担うリーガル・オフィサーを平成28年1月に設置した。	—

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

平成28年7月1日現在

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取り組みを実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く）を一層削減する。	1a	<p><人員体制></p> <p>○事務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について組織及び人員配置の見直しを行い、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現（23年度～） ・事務職において統括事務部長及び東病院事務部長のポストを導入し、ラインの権限と責任の明確化を図った。（24年度～） <p>○ガバナンス体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、監査室の設置により、ガバナンス体制を強化（23年度～） ・診療科長など、部長級の全職員が参加する運営会議を定期的に開催し、情報の共有化を推進（23年度～） ・診療部門における部長制を廃止し、科長制を導入することにより、権限と責任を明確化（23年度～） ・診療科長に公募制を導入し、組織の内外を問わず優秀な人材の確保を図った（24年度～） ・幹部職員へ任期付任用制度を導入し、人材の流動性を確保（23年度～） ・理事会に加えて執行役員会を設置するとともに、各部門の運営会議の機能強化を図ることにより、部門間及び部門内の意見調整・情報共有を推進（24年度～） ・企画戦略局を設置し、特命事項に関する調査・検討を行うシンクタンク機能を付与（24年度～） <p>また、以下のような組織改革を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科長会議（内科系・外科系等）の設置による診療技術の向上・診療科間の調整（24年度～） ・診療科の再編（専門分野の明確化及び細分化）（24年度～） ・独法通則法の改正に伴い、業務方法書に内部統制システムに関する事項を規定した。（27年度～） ・内部統制推進規程、リスク管理規程を整備した。（27年度～） 	-
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築した。</p> <p>○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容：旅費交通費及びタクシー券の管理状況、公的研究費の管理状況監査、知的財産（特許）の管理状況監査、給与・報酬支払い状況の調査、中央病院及び東病院における歳入金（未収金）管理状況等の監査、委託契約における感染対策確認監査、廃棄物処理関係監査、一括購入型SPD契約開始に伴う棚卸資産確認、診療報酬漏れに関するシステム連携調査、取引業者に関する債権・債務残高確認、規程類の整備改善状況確認 ・改善状況等：研究費管理体制に適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。 <p>○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ継続して開催した。</p> <p>○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。</p> <p>○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定した。（第1回適正管理室会議を平成23年12月15日に開催し、平成24年3月19日の第2回会議により、研究費不正経理防止計画（案）を策定。）</p>	—
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）を踏まえた適正化を図り、その取り組み状況を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	1a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <p>○契約監視委員会の内容 随意契約の妥当性及び1者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事案毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。一者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける 	—

No.	50	所管	厚生労働省	法人名	国立循環器病研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針				
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	1a	<p><人員体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務部門 <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月より事務部門は、組織及び人員配置の見直しにより、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的運営を確保する体制を整備 ・平成27年7月より政策医療にかかる企画及び立案並びに調整に関する体制強化を図るため、新たに政策医療部を事務部門に設置し、5部体制とした。 ・平成28年4月にセンターの移転建替にかかる企画整備並びに管理・運営に関する体制強化を図るため、移転建替推進室を移転建替推進部に改組し、6部体制とした。 ○ガバナンス体制 <ul style="list-style-type: none"> 理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化、また平成23年度には以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・中央診療体制の抜本的再編・・・新たに中央支援部門を設置して、医療連携に関する機能を強化、特に当該部門内に病床統括管理室を置くことにより、病床運営の効率化を図った。また、別に中央管理部門を設置し、医療安全・感染対策・褥瘡対策等の安全管理体制を強化するとともに、教育研修体制の整備を図った。 ・看護部門の体制強化・・・副看護部長を1名増（2名から3名）することにより、看護職員の代謝（採用・退職）管理体制の強化を図った。 ・健康管理室の設置・・・産業医のもとに産業保健師を配置し、職員の健康相談（特にメンタル相談）、健康管理体制の強化を図った。 <p>平成24年度における取組は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画戦略室を「企画戦略局」に改組・・・当センターの国際戦略としてのイノベーション推進、建替整備工事等、情報発信を含めた対外的な活動を、より効果的に推進するための組織・職名の変更を行った。 ・情報統括部の設置・・・当センターのITを含めた全ての情報を一元管理・運用、企画、分析するため設置し、最高情報責任者（CIO）を置くことにより、情報管理・統制の強化を図った。 ・コンプライアンス室の体制強化・・・専任の室長（弁護士）を選任し、コンプライアンス室の体制を強化した。 <p>平成27年度における取組は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転建替推進室の設置・・・目前に迫った移転建替を効果的に推進するため専門部門を設置し、体制強化を図った。 ・内部通報制度の体制強化・・・平成28年3月に外部通報窓口（弁護士事務所）を設置し、より広く制度を活用できる体制を整備した。 <p><職員研修></p> <p>職員の意識改革の取組として以下の研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新採用職員研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：法人職員としての一般常識、病院職員としての安全義務、職員待遇等の基礎的な事柄を習得すること 日時：平成27年度4月に2回、28年度4月に3回実施、29年度4月に3回実施 ・コンプライアンス研修会 <ul style="list-style-type: none"> 目的：法人職員としてコンプライアンスを意識した業務遂行が必須であることを認識させ、職員に一層のコンプライアンス遵守を促すこと 日時：平成29年度4月に1回 ・利益相反に係る研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：職員対象に利益相反マネージメントを習得させる事により産学官連携活動を適正かつ効果的に推進する 日時：平成27年度2月に2回実施 ・事務職員不正防止研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：不正事例、業務のウィークポイント、不正対策、適切な業務フローを知ることにより、自己の業務を見直す際の「指針」を習得する。 ・事務職員財務分析研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：事務職員に対し、財務分析の必要性や基本を習得させる事により業務のスキルアップを図る 日時：平成27年度9月に8回実施 ・個人情報保護に係る研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：職員に個人情報の基本的な考え方やルールを習得させる事により漏洩等の事故防止を図る 日時：平成27年12月に1回実施 ・6NＣ合同事務職員研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：6NＣ合同で実施し、事務職員の人材育成、能力開発、業務の改善・効率化を図る 日時：平成27年度に4日、平成28年度に4日実施 ・事務職員（スキル・ディベロプメント）研修 <ul style="list-style-type: none"> 目的：事務職員に対する人材育成・能力開発及び業務の改善・効率化を計る 日時：平成26年度に10日間（2日間を5回）実施。 <p>平成27年度は実施されていないが、今後は継続的に実施する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題として、引き続き経営改善に必要な知識・技能の取得、病院経営に参画する行動力を身に付ける及びコンプライアンス遵守のための研修が必要と考えており、事務職員SD研修やコンプライアンス研修については継続して実施することとしている。 ・更に上記研修に加え独法移行時に導入した業績評価制度について、より適切な評価を行うことが出来るよう、評価者及び被評価者を対象とした研修の実施することとしている。 					
02 臨床研究事業										
03 診療事業										
04 教育研修事業										
05 情報発信事業										

06	一般管理費			<p><運営管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握 <p><効率化目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中长期目標期間の最終年度において一般管理費（同左）を平成26年度に比し、15%以上節減する。 ・前中期目標期間より一般管理費の削減に向けて取り組んでいる。平成28年度の一般管理費（同左）も特殊要因である移転建替関連費用を除けば160,409千円であり、平成26年度の250,325千円から同じく移転関連費用を除いた168,558千円に比して、8,149千円（▲4.8%）の削減となっている。
----	-------	--	--	---

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置(平成22年4月1日)</p> <p>内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室(監査室長1名、係長1名を配置)を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。</p> <p>○監査室による内部監査の実施</p> <p>内部監査計画での重点項目(平成28年度)直近の状況について</p> <p>「フォローアップが必要な事項(昨年度の財務省理財局財投監査指摘事項及び内部監査改善指示事項、会計監査法人気付事項等)、競争的研究資金(財団等研究費を含む)」に関する事項、個人情報保護に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、情報セキュリティに関する事項、診療報酬管理に関する事項(診療報酬改定に関する事)、 「独立行政法人通則法」改正にともなう被監査部門における対応に関する事項」</p> <p>①センター運営等に関して、「内部監査指導要領(本編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成28年8月～平成29年6月) (平成28年度)監査項目:465項目 ⇒ 主な指摘事項:タクシー乗車券の管理、障害を理由とする差別の解消の推進について指摘を行った。</p> <p>②コンプライアンスに関して、「内部監査指導要領(コンプライアンス編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成28年8月～平成29年6月) (平成28年度)監査項目:601項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>③公文書等管理に関して、「内部監査指導要領(公文書等管理編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成28年8月～平成29年6月) (平成28年度)監査項目:38項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>④個人情報保護に関して、「内部監査指導要領(個人情報保護編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成28年8月～平成29年6月) (平成28年度)監査項目:61項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>⑤競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領(競争的研究資金編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成28年9月～平成29年6月) (平成28年度)監査項目:109項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>⑥情報セキュリティに関して、「内部監査指導要領(情報セキュリティ編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成28年9月～平成29年2月) (平成28年度)監査項目:144項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p>	—

08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	<p>1a</p> <p>○契約方法 一般競争入札を原則として契約を実施。随意契約となるものについては、随意契約見直しの趣旨に則り、適正化を図る。</p> <p>○契約監視委員会による審議実施 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日開議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年3月28日設置。随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <p>・平成28年10月17日 第18回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①競争性のない随意契約について：審議案件 平成28年度 28件（審議結果）特になし。 ②一者応札・応募について：審議案件 平成28年度 15件（審議結果）特になし。 ③落札率100%について：審議案件 平成28年度 7件（審議結果）特になし。</p> <p>・平成29年1月16日 第19回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①競争性のない随意契約について：審議案件 平成28年度 20件（審議結果）特になし。 ②一者応札・応募について：審議案件 平成28年度 2件（審議結果）特になし。 ③落札率100%について：審議案件 平成28年度 1件（審議結果）特になし。</p> <p>・平成29年6月19日 第20回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①一者応札・応募事業フォローアップ票審議：平成28年度分 5件（審議結果）特になし。 ②競争性のない随意契約について：審議案件 平成28年度 25件（審議結果）特になし。 ③一者応札・応募について：審議案件 平成28年度 11件 平成29年度 1件（審議結果）特になし。 ④落札率100%について：審議案件 平成28年度 6件（審議結果）特になし。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。（22年度実績3回、23年度実績11回、24年度実績15回（定例10、臨時5）、25年度実績12回（定例11、臨時1）、26年度実績13回（定例11、臨時2）、27年度実績12回（定例11、臨時1）、28年度実績12回（定例11、臨時1）） 【審査内容】 ・契約審査（予定価格1000万円以上、公募型企画競争） ・契約審査（予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約）※平成23年11月10日以降 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し ・契約審査案件の結果報告 【理事長への答申内容】 ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること。 ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。 ・市民公開講座運営業務委託契約（公募型企画競争）について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直すこと。 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。 ・ISO13485認証について、外部委託によらず自前で認証を維持できる体制を整えること 【一者応札・一者応募の改善方策例】 ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける</p>	—
----	-----------	----------	----------	--	---	---

No.	51	所管	厚生労働省	法人名	国立精神・神経医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を養成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	1a	<p><人員体制> ○事務部門 ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現。さらに効率的・効果的な運営を行うため、平成24年度に事務職員6名の退職後不補充とし、平成25年度も事務職員1名の退職後不補充として、更なる効率化を図った。平成26年度には、診療情報管理士について、診療報酬上の上位施設基準の取得や一般病棟入院基本料7:1の施設基準の維持及び新しい中長期目標で求められた臨床評価指標の策定に携わってもらうため、従来の診療録管理業務を見直して委託人員を合理化した上で常勤化した。平成27年度も引き続き人事配置について見直しを行った。具体的には、業務方法書の改正に伴う監事の組織規程における権限の明確化を求められたことにより、監事の業務にセンターの業務監査及び会計監査を担うことを組織規程の中で明確に位置づけ、平成27年4月より施行した。また、役員（理事）の事務分掌明示による責任の明確化を求められたことにより、理事の担当業務を組織規程の中で明確に位置づけた。管理棟や研究所建物など今後の老朽化に伴うセンター全体の建物を計画的に整備するため、関係部署との調整、企画立案等の専門的な業務に取り組む者が必要となったため、平成27年4月より営繕専門職を置いた。繰越欠損金解消等のため、経営改善における重要な役割を担うことが求められる企画経営課において平成28年1月より企画調整職を置いた。</p> <p>○ガバナンス体制 ・理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化している。 ・企画戦略室に2名の専任職員を配置し、センターの運営改善等に資する企画立案の取り組みを行っている。また、センターの広報活動をより推進するため企画戦略室の下に広報グループを整備し、広報体制を強化している。 ・病院部門については、特命副院長2名を配置し、体制を強化している。 ・平成27年度は、新たに経営改善本部を設置し、事務部門のみならず研究所・病院など全ての組織が一丸となって経営改善に取り組んだ。各部門における超過勤務手当縮減の取組み、旅費支給のあり方の見直し、各部門の不要物品を持ち寄っての交換会の開催、手術室の医療機器のフルメンテナンス見直しなど各部門からアイデアを募集し、実行した。</p>	-
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費					<p><職員教育> 以下のとおりスキルアップ研修等を実施し、職員の意識改革を実行 ・事務職員実務研修・・・担当する実務概要を発表させることで、担当者における情報の概括並びに発表能力を養成した。（平成24年10月2日、11月28日、平成25年2月1日、3月29日、5月30日、11月6日） ・コンプライアンス研修・・・倫理に即して、公正かつ公平な業務遂行能力を養成した（平成25年2月20日、平成26年3月13日、平成27年2月27日、平成27年9月29日） ・接遇研修・・・患者様の目線に立ったサービス提供を行うことを目的とした。（平成24年11月2日、平成25年11月7日、平成28年2月26日） ・問題解決力強化研修・・・個々の能力向上を養成する。（平成25年7月5、6日、平成26年2月7、8日） ・プレゼンテーションスキル向上研修・・・個々の能力向上を養成する。（平成26年9月5、6日） ・チームワーク構築のためのコミュニケーション研修・・・個々の能力向上を養成する。（平成27年10月30、31日、平成28年2月26、27日）</p> <p><運営管理> ・病院経営の改善に資するよう、毎月1回、月次決算の分析・報告や各部門からの改善事項の提案等を行う会議を開催している。 ・診療情報の一元管理及びチーム医療の推進、病院業務で発生するオーダーの電子化による業務の効率化を図るため電子カルテシステムを導入し、業務の効率化に継続的に取り組んでおり、クリティカルパスの紙運用から電子パスへの移行、端末機器の配置計画の見直しによる利用効率の向上に取り組んだ。</p> <p><効率化目標> ○平成27年度からの新たな中長期目標として、平成28年度における一般管理費（人件費、公租公課を除く）について平成26年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、15%以上の削減を図ることとしている。平成28年度においては、会議資料の簡素化や出張のバック利用等の経費縮減・見直しを行った結果、一般管理費が80,400千円となり、平成26年度に比して27.2%削減した。</p>	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査室の設置によりガバナンス体制を強化するとともに、内部統制充実のため内部監査計画書に基づき財務、会計及びコンプライアンス等について監事（公認会計士）と監査室合同による監査（実地監査、書面監査）を実施。 ・実地監査として「旅費、タクシー券の管理（平成23年9月21日）、公的研究費及び特許にかかる維持管理（平成23年10月12日）、新規固定資産の実査（平成23年11月7日）、債権管理、診療報酬管理（平成23年11月24日）、個人情報保護の管理、任用、給与、服務（平成23年12月13日）、年度計画進捗状況（平成24年2月1日）、取引業者の債権債務確認調査（平成24年1月16日）」について監査を行い、改善を要する事項について指摘している。 また書面監査として庶務、財務、会計、診療報酬管理、医療安全管理及びコンプライアンス等に関する事項について、自己評価チェックリストによる自己点検を実施（平成24年1月11日）し、実務担当者への業務取組方、ポイント等の再認識を図っている。 <p>○監査法人（新日本有限責任監査法人）による監査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人との連携により内部統制評価、期中、期末監査を実施し諸規程等に対する合规性、業務運営の適正性及び効率性、財務報告の信頼性などの充実強化に努めている。 	-
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	1a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年2月24日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型企画競争及び予定価格が一定額を超える契約に関する重要事項（契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他）については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。原則毎月2回開催し審議を実施。（22年度の開催実績14回、23年度の開催実績11回、24年度の開催実績13回、25年度の開催実績12回、26年度の開催実績19回、27年度の開催実績12回、28年度の開催実績13回） ・平成28年度は昨年度に引き続き、契約監視委員会の意見を踏まえ次のとおり実施している。 <ul style="list-style-type: none"> －契約締結状況について、契約締結日から72日以内に公表し、四半期毎に検証結果等を契約審査委員会に報告している。 －取引業者別の支払額を四半期毎に契約審査委員会に諮っている。 －HP上に公表されている随意契約について、随意契約によることとした具体的な理由及び契約業者選定理由を記載している。 －随意契約事由別の区分表を当センターの指針として作成し、運用している。 －機器の保守契約について、機器購入と保守を含めた応札を採用し、コストセーブを図っている。 <p>○調達等合理化計画の策定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の取組も含め、平成27年度より「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、研究開発業務等の特殊性や専門性を考慮し、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を定めて公表するとともに、当該計画に基づき、重点的に取り組む分野として、一者応札・応募の改善等に関する以下の取組を行った。 <ol style="list-style-type: none"> ① 入札公告がより広く周知されるよう掲示場所を増加した。 ② 応札者の準備期間を十分に確保できる公告期間を可能な限り長く設定した。 ③ 契約審査委員会において、仕様書等の内容が必要以上に過度な内容になっていないかなど、事前の点検を実施した。 ④ 入札等に参加しなかった業者にヒアリングを行うなどにより要因の把握に努めた。 <p>取組みの結果、平成28年度における一者応札・応募状況については、契約件数は79件、契約金額は21.6億円であり、前年度に比べて、金額は増加（0.8億円の増）しているが、件数は減少（11件の減）している。また、全体の占める割合としては、件数及び金額ともに前年度より減少（件数は0.8ポイント減、金額は3.4ポイント減）しており、前年度に比べ改善していることから、一定の成果があったと考えられる。</p>	-

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	1a	<p><人員体制> ○事務部門 ・平成22年4月の独立行政法人移行に伴い事務部門の組織及び人員配置の見直しにより、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし効果的・効率的な運営体制を整備した。この4部体制による権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営に取り組むとともに、加えて、平成24年4月に統括事務部を設置し事務部門全体として大局的にとらえることで効果的・効率的な連携、総合調整等のセンター全体の事務機能を強化し、より一層の効率的な業務運営に取り組んでいる。</p> <p>○ガバナンス体制 ・理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組んでいる。</p> <p>・センターのミッションを有効かつ効率的に果たす目的で平成27年10月に内部統制委員会を設置するなど適切なガバナンス体制による法人運営に取り組み、コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に引き続き取り組んだ。</p> <p><職員教育> ・職員の意識改革として平成27年度は、公的研究費の適正執行について職員に対し周知徹底することを目的として、コンプライアンス研修を戸山地区で開催し、他の2事業場（国府台、清瀬）に中継を実施した。</p> <p>・キャリアパスや専門的な資格取得などセンター運営に資する職員能力開発に係る職員教育体制の構築に引き続き努めていく。</p> <p><運営管理> ・月次決算を引き続き実施し、理事会、運営会議、センター管理会議等において分析結果を報告、経営改善策等の検討や取り組みを実施。</p> <p><効率化目標> ○一般管理費（人件費、公租公課を除く。）について、平成26年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、15%以上の削減を図る。</p> <p>・前中期目標期間最終年度（平成26年度）において、退職給付費用を除いた一般管理費を平成21年度比15%以上節減し、更に平成27年度の一般管理費（人件費、公租公課を除く。）は、平成26年度に比し7百万円（▲6.2%）減少し、106百万円に節減した。</p>	—
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 国際協力事業						
07 看護大学校事業						
08 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月からガバナンスの強化、コンプライアンスの確保を推進するため、理事会、監査室、コンプライアンス室を設置 ・監査室による内部監査を実施 <p><22年度実績></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国から承継した固定資産（物品）の管理について ②競争的研究資金による研究費の経理について ③物品・役務等の契約について ④保有個人情報の管理を重点項目とし実施 <p>①と③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、②と④については、管理や業務体制に十分でない面が見受けられるとする旨の指摘し、その後状況をフォローし改善を行った。</p> <p><23年度実績></p> <ol style="list-style-type: none"> ①外部資金による研究費等の経理に関する事項 ②固定資産の管理に関する事項 ③保有個人情報の管理に関する事項 ④旅費の経理に関する事項 ⑤公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務に関する事項 ⑥法人文書の管理に関する事項 <p>を重点項目とし、前回監査の指摘事項に対する取組状況を踏まえ実施</p> <p>①～③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、④と⑥については、管理や業務体制が十分でない面が見受けられるとする旨の指摘をし、その後の状況をフォローし改善を行った。⑤については、適正に管理・取引されていた。</p>	—
10	業務運営の効率化等	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	1a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を毎月開催し、審議を実施。 ・平成27年度第1回の契約監視委員会を平成27年7月30日に開催し、平成26年12月から平成27年5月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約25件、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった契約18件、一般競争契約等の案件のうち、落札率が100%となった契約14件について点検等を実施した。点検等の結果、随意契約の25件は、引き続き随意契約によらざるを得ないものであるものと判断された。また、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった18件について、一者応札の考えられる理由の中で、準備期間が短いという理由については、各施設の調達担当者に早めに準備をしてもらい、期間の設定や情報提供のタイミング等を配慮すれば改善されるのではないかと意見が出された。落札率100%になった契約14件について、このうち、営繕業務委託については、前回の契約を基に予定価格が決定され落札率100%となっているが、外來管理治療棟の竣工により、契約内容と業務実態に乖離が生じないのか、次回の委員会で報告を求めることとなった。 ・第2回の契約監視委員会を平成28年1月26日に開催し、平成27年6月から11月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約31件、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった契約2件、落札率100%になった契約1件について点検等を実施した。点検等の結果、随意契約の31件は、審引き続き随意契約によらざるを得ないものであるものと判断された。リース契約については、再リース時の契約価格やリース期間経過後の買い取り契約の妥当性を、契約時によく検討をして締結をするべきであるとの意見が出された。また、海外で業務を委託する契約については、当該国に派遣されるセンター職員に、派遣の都度、業務実態のチェックを求めるとの意見が出された。また、2年連続で一者応札・一者応募になった契約2件について、このうち「特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検」については、複数の業者に入札に参加してもらうように声掛けに努めるべきであるとの意見が出された。落札率100%になった契約については、他の業者への呼びかけや公募型企画競争の導入等により可能な限り競争性を確保するべきであるとの意見が出された。 <p>なお、前年度と比較して、随意契約の件数が増えた理由としては、システムを構築した業者以外に対応できない契約や、緊急に修理が必要な契約が増加したためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の契約の内容において、随意契約とすべきものは随意契約とし、一般競争入札とすべきものは競争条件を十分検討し、公告から開札までの入札公告期間を十分に確保、契約締結から履行開始までの業務準備期間を十分に確保、及び公告期間及び業務準備期間を十分に確保できるよう計画的な事務を行うこととし、専門的な案件については関連業者への入札参加への意思確認を積極的に行っていくことで入札に参加しやすい環境を整備している。 ・企画競争の積極的な実施や専門的な業務により業者が限られる場合について、公募契約の積極的な実施をしている。 	—

No.	53	所管	厚生労働省	法人名	国立成育医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	1a	<p><人員体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務部門 <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門については、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし、責任の明確化を図るとともに効率的・効果的な運営体制を整備。 ○副院長複数制 <ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効率的なセンター運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化しており、「医療安全、感染防御」、「外来診療、契約関係」、「医療連携、栄養管理」、「入院診療、診療報酬」の4人体制としている。 ○ガバナンス体制 <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、執行役員会議、企画戦略局室及び監査室等の設置によりガバナンス体制を強化 <p><職員教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの理念と基本方針の実現に向けた「職員の行動宣言」を制定し周知を図った。 ・センター職員には厳しい社会規範や高い倫理観が要求されるが行動規範として「コンプライアンスマニュアル」を制定し周知を図った。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・（習熟、合同）簿記研修（対象 事務職 内容 簿記全般、独法会計基準等） 延べ6時間 30名 ・消費税研修（全1回）（対象 事務職 内容 消費税の仕組みと課税仕入区分等） 延べ2時間 21名 ・診療情報管理研修会（対象 全職員 内容 施設基準等） 延べ2時間 65名 ・感染対策研修（全4回）（対象 全職員 内容 手術期感染対策、院内感染対策予防策の実際、手指衛生の実際） 延べ5時間 1,380名 ・ハラスメント研修（全4回）（対象 全職員 内容 各ハラスメントへの対応研修） 延べ6時間 680名 ・事務職員基礎研修プログラム（対象 新採用事務職員・採用2年目・採用4年目） 延べ13時間 1名（新採用事務職員） 延べ11時間 2名（採用2年目） 延べ11時間 3名（採用4年目） ・事務職員対象NC合同研修（対象 中堅事務職員 内容 係長・専門職対象研修） 延べ11時間 4名 <p><運営管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種会議の場で全職員に対しセンターの経営状況を説明し、経営状況の認識及び経営意識の向上を図るとともに、診療科別に診療報酬額及び平均患者数を毎月分析し、各診療科に情報提供し、各診療科における収入減等の要因の分析、収入増加策の検討を行っている。 <p><効率化目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ○中期目標期間最終年度において一般管理費（人件費、公租公課を除く）を平成26年度比15%以上節減する。 ・平成28年度の一般管理費（人件費、公租公課を除く）は99,204千円となっており、平成26年度の118,209千円と比して19,005千円（▲16.1%）の削減となっている。 	-
02	臨床研究事業						
03	診療事業						
04	教育研修事業						
05	情報発信事業						
06	一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○ガバナンスの強化、法令遵守の徹底等を目的にコンプライアンス室及び監査室等を設置した。</p> <p>○監査室による科研費等補助金の無作為抽出モニタリング内部監査を平成23年7月から10月にかけて実施した。研究費経理事務マニュアルに則って各支出費目ごとの経理事務が適切に行われているか証拠書類の確認及び経理担当者へのヒアリングを行っている。監査の結果として、①研究費被雇用者の勤務時間管理②物品費にかかる納品書の日付記入③旅費にかかる旅行命令簿の作成④研究代表者の分担研究者への経理事務指導の周知・徹底等について改善の要請を行った。</p>	—
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	1a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年4月1日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <p>・平成27年度は委員会を4回開催し、①競争性のない随意契約、②一般競争入札等の契約案件のうち、一者応札・一者応募について契約の競争性を確保するための改善策の妥当性、③一般競争入札等の契約案件のうち、落札率が100%であったものについて、予定価格の設定に関する妥当性等について審議を実施している。随意契約については、その相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものであった。また、2年連続で一者応札・応募になった案件については、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を用いた審議を行い、入札参加条件見直しの検討や業務等準備期間の十分な確保など、一者応札・一者応募案件の改善を図っている。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会において、必要の都度あらかじめ審議を実施した。 主な指摘事項として、競争性のない契約として審議に掛けられた案件について、より詳細で明解な随意契約の理由書を作成する、一般競争入札において特定の業者に限定されることがないように仕様書に一般名で記載するなどの改善を図った。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績などの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける 	—

No.	54	所管	厚生労働省	法人名	国立長寿医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。 	1a	<p><人員体制> ○事務部門 ・事務部門については、組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を構築。 ○ガバナンス体制 ・ガバナンス体制については、理事会、企画戦略室及び監査室を設置により強化。理事会においては、外部理事・監事（弁護士、公認会計士）による専門的な見地から内部統制が働く体制を構築。 ・企画戦略室を設置し、当センターにおける企画立案・調整を組織横断的に統括する体制を構築。さらに、企画経営部には、特に経営戦略に関する分析部門を設け、経営の安定、組織の活性化を目指し、さらに、病院経営や知財管理に精通した有識者を「総長特任補佐」として任用し、外部からセンター運営について助言を得る体制を整え、更なる組織の活性化に向けた取組を実施。</p> <p><職員教育> ①外部講師による会計研修を開催した。平成28年1月に全職員向けの個人情報保護研修を行い、個人情報の取扱の重要性と流失等の事案がもたらす経営上への影響に対する職員意識を高めた。 ・全職員を対象とした個人情報保護研修を実施した。（研修実績 平成28年1月22日） ・全職員を対象とした内部統制に関する研修を実施した。（研修実績 平成28年1月22日） ②外部研修に参加し、その内容について伝達講習を実施した。あずさ監査法人が開催した「決算留意事項セミナー」に参加し、その内容を院内事務職員に対し伝達講習を実施した。 ・独立行政法人における決算留意事項の研修（研修実績 平成28年6月28日）</p> <p><運営管理> ・毎月次決算の制度を導入し、センターの財政状況を確認するとともに、早期に課題の把握とその対応が可能とする体制を構築。特に病院部門については、各診療科長以上による早朝月例会議を実施し、課題の共有化を推進し、経営改善を実施。 ・病院活性化対策、省エネ対応の啓発等を行い、職員意識の涵養に努めるとともに、外部委託契約等の継続契約についても、徹底した競争入札を実施。</p> <p><効率化目標> ○中長期目標期間最終年度において一般管理費を平成26年度比15%以上節減する。 ・前中期目標期間の数値目標について達成した。（最終年度（平成26年度）において平成21年度比15%以上節減） ・平成27年度の一般管理費は、367,910千円となっており、対前年度と比較し9,147千円の増であった。経費が増加した要因として、施設財産保険料（5年分の前払分）・車両更新に伴う減価償却費の増加等が主な理由である。一方継続的な経費削減方策として、物流管理システムの見直しによる消耗品費の削減、節電・節水による光熱水料の削減を行っている。また、対H26年度と比較し、H27年度以降は経費の発生はなく節減されるものとしてセンター10周年イベントの委託費の減、HPの改修費の減などがある。今後も中長期目標の一般管理費の削減目標に達するよう削減努力を行っていく。</p>	-
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	業務運営の効率化等 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○22年度より内部統制部門である監査室を設置し、独自の内部監査及び会計監査人、監事と連携してセンター業務における監査、指導を行った。</p> <p>平成27年事業年度</p> <p>○内部監査（実地監査、書面監査）を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地監査として、固定資産管理細則に基づく備品管理状況（平成27年10月14日）、法人文書管理に関する事項（平成27年11月12日）、診療報酬の管理について（平成27年10月14、15、16日）、公的研究費管理状況の妥当性（平成27年10月14、15、16日）、情報セキュリティに関する事項（平成27年1月に3回、平成28年3月に2回、4月に1回 計6回実施）、請求漏れ対策に関する事項（平成27年10月14、15、16日）、医業未収金の管理に関する事項（平成27年10月14、15、16日） <p>○監査法人による監査の実施（平成27年度：49日実施）</p> <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約」「支払」「収入管理」「債権管理」「現金等管理」「固定資産の実査の検証」に関する事項を重点課題として監査 ・会計書類に関する取引の流れや証拠書類に関するサンプル調査 ・情報セキュリティ等の管理を調査 ・27年度末 実査・立ち会い・残高確認の実施 <p><監査結果></p> <p>監査結果を担当部署へフィードバックし、適正に処理するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公印押印簿に決裁回覧後に記載、押印することの徹底されてかを監査 ・厚生労働科学研究費補助金と文部科学省科学研究費補助金の執行について書類監査 <p><監査の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出伝票の確認・・・購入関係・見積書・納品書・請求書の確認 ・検収体制の確認 ・旅費・・・旅費支給額の確認、出勤簿の確認、出張伺い及び復命書の確認、添付書類の確認 ・謝金・・・出勤簿確認、作業内容確認、給与計算確認、給与台帳確認 <p><監査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金に対して督促計画、マニュアルの整備が継続してなされるように依頼 ・書面監査・コンプライアンスの視点に基づく業務全般を網羅した内部監査指導要領による自己点検 	-

08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	1a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度は契約監視委員会を次のとおり開催し、審議・点検を受けた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回契約監視委員会（平成27年 6月17日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・13件 ・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・・・ 4件 ・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・3件 (2) 第2回契約監視委員会（平成27年9月 15日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・12件 ・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・・・ 0件 ・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・5件 (3) 第3回契約監視委員会（平成27年12月15日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・15件 ・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・2件 ・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・3件 (4) 第4回契約監視委員会（平成28年 3月18日開催） <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・20件 ・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・10件 ・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・5件 <p>審議・点検を受けた結果、一者応札・一者応募の改善策として以下の対策の徹底を行っている。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する。 ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <p>契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。</p> <p>具体的には、一定額以上の契約については、外部委員を含む直接契約に関与しない職員で構成される契約審査委員会に諮り、審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保し透明性の確保、競争性を図っている。</p>	-
----	-----------	----------	----------	--	----	---	---

No.	55	所管	農林水産省	法人名	農林水産消費安全技術センター
-----	----	----	-------	-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	農薬関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。	1a	<p><民間からの依頼検査> 民間からの依頼に基づく検査については、原則としてセンターのみが分析可能な項目の検査依頼に対応することとして民間の検査機関が行う事業との違いを明確化するとともに、検査手数料についても、あらかじめ検査項目ごとに設定した一定額を手数料として徴収する従来の方式から、依頼される検査に係る試料、項目等に応じた検査分析方法に基づき、必要な試薬等の消耗品費、人件費、分析機器の減価償却費等で構成される適正な手数料額をその都度算定して徴収することとし、平成24年4月1日付けで内部規程を改正した。食品事故の発生など社会情勢等により年度によって依頼の件数は変動するが、依頼者に正確な検査結果を出すよう信頼性の確保に努めている。</p> <p><講習事業> センターが事業者を対象として開催する講習会を有料化するため平成23年7月19日付けで内部規程の改正を行い、試行期間を経て平成24年4月1日から完全実施に移した。また、事業者が主催する講習会へ有料で講師派遣を行っていることについて、ホームページ、広報誌等を活用して周知・PRに努めている。</p> <p><業務の効率化> 平成23年度からセンター業務として追加された「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等及び抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、必要に応じて各業務の実施態勢を見直すとともに、可能な限り既存の業務を実施する中で併せて行うことにより業務の効率化を図り、業務量の増加に対して人員増とならないよう措置済み。</p>	措置済み
02	飼料及び飼料添加物関係事業						
03	肥料及び土壌改良資材関係事業						
04	食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより本法人の業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。	1a	<p><国民生活センターとの協定の連携> 国民生活センターが実施する商品テスト事業に必要な分析のうちセンターのみが分析可能な項目を対象に分析すること、具体的な項目についてあらかじめ協議すること等を内容とした協定を平成23年5月に締結した。</p> <p><情報提供業務の削減> 平成23年度から消費者相談窓口を閉鎖することとしていたが、東日本大震災が発生したことにより相談が増加したため閉鎖を延期し、平成23年6月末に窓口を閉鎖した。</p>	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施	塚ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫返納する。	1a	塚圃場における肥料の仮登録に係る栽培試験業務は平成23年度に廃止し、これに伴って生じた不要資産は、平成25年3月15日付けで国庫返納済み	措置済み
06		門司事務所の見直し	24年度中に実施	門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。	1a	門司事務所の福岡センターへの移転・統合については、平成24年度に福岡センター庁舎事務棟の増築工事、平成25年度に検査棟改修工事及び門司事務所の移転を行い、平成26年4月1日付けで統合した。また、統合により管理部門2名を削減し、業務の効率化を行った。	措置済み

07	事業所等の見直し	札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施	小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一体的に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。	1a	札幌センターの管理部門については、平成23年4月に管理部門の1名を削減し、統合の利点を生かした効果的・効率的な業務運営を図るための人員配置の適正化を行った。また、札幌センターとしての一体的運営を推進するため、平成23年度以降、会議室及び書庫・倉庫、公用車、分析機器の共同利用、試薬、消耗品等の一括購入及び実験廃液の処理、職員の健康診断等の役務類の調達について一括契約を実施することにより業務の効率化を行ってきた。また、平成24年度から継続して行っている契約依頼票のとりまとめを月2回に集約化することにより、契約事務の効率化を行うとともに（契約件数が平成22年度比で58.1%となった。）、平成25年度からは札幌第二合同庁舎に設置している所内ネットワークサーバを廃止し、道新北ビル庁舎に設置している所内ネットワークサーバに一元化した。平成23年度から上記の取組により、統合の利点をいかした管理部門の効率化、施設の効率的な利用、契約の効率化を図ってきており、今後も引き続き行う体制が確立されている。また、これらの取組は農林水産省独立行政法人評価委員会において、適切に対応してきたと一定の評価（A評価）を受けている。	措置済み
08		堺ほ場の廃止	24年度中に実施	他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、堺ほ場を廃止する。	1a		措置済み

No.	56	所管	農林水産省	法人名	種苗管理センター	※平成28年4月1日に農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所と農業・食品産業技術総合研究開発機構に統合
-----	----	----	-------	-----	----------	--

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	農作物の種苗の検査	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。	1	種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を平成19年度末に廃止した。	措置済み
2		ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。	1	平成20年度から加工用品種（アンドーバー）について原原種生産の元だね部分の生産を民間企業に移行するとともに、種苗管理センターは民間企業からの依頼に応じて、隔離ほ場での増殖部分の協力を実施する方針を決定し、平成20～22年度に種いも（ハウスチューバー）を受入れ、計6,980kgを生産・配布した。なお、平成23年度以降は依頼がなかった。	措置済み
3	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。	1	平成20年4月に知覧農場（鹿児島県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。 平成21年4月に金谷農場（静岡県）を廃止し、西日本農場に再編・統合した。	措置済み
4		組織体制の整備	八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。	1	ばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い、用地返還手続きを進め、平成20年4月に長野県に対し用地の返還を完了した。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげることに、関係機関と協議する。	1	配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の取扱いについては、平成20年11月から種いも等として販売できるよう種苗管理センターの内部規程を整備した。 平成24年度の余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の販売は平成20年度比では、販売量で1.3倍、販売金額で1.3倍と増加した。	措置済み
6		業務運営体制の整備	コンプライアンス委員会を設置する。	1	法令遵守の徹底を図るためのコンプライアンス委員会を平成20年4月に設置した。	措置済み

No.	56	所管	農林水産省	法人名	種苗管理センター	※平成28年4月1日に農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所と農業・食品産業技術総合研究開発機構に統合
-----	----	----	-------	-----	----------	--

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。	1a	栽培試験については、「出願品種栽培試験事業募集対象選定基準」に基づき、①国際審査協力の対象とならない植物の種類であって、かつ、②栽培条件により形質の発現が左右されにくく、③既存品種との明確な区別性等の判定が容易である等の観点を基準として、民間委託の拡大及び公募案件数の拡大に取り組んでいる。24年度は、既に公募対象としていた一部の植物の種類（稲種、おうごんかずら種、えぞぎく種、コスモス属、ストック種、にちにちそう種、ひやくにちそう種）に加え、新たにアルストロメリア属、けいとう属、コリウス属及びペンステムン属について公募対象植物に追加し、公募案件数の拡大を行った。 電子媒体での報告に関しては、農林水産省が行う「品種登録迅速化総合電子化システム」(VIPs)の改修に参画し、出力方法等に改良を加え、センターの報告書作成支援システム及び改修されたVIPsの活用を推進することによって効率化された。これを24年度実績から試算すると、年間でコピー代及び人件費は570千円の削減となった。	措置済み
	品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における水際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。	1a	23年6月に種苗管理センター主催で実施した打合せに、税関等からも参加し、育成者権に係る情報提供等を行った。引き続き税関に対し連絡会議等により情報提供を行うこととしている。 品種保護Gメンの海外派遣については、23年6月に品種保護Gメンの海外への派遣基準を定め、より一層効果が見込まれるものに限定することとした。この基準に照らし合わせ、事業規模縮減効果について検証したところ、平成20年度に行った台湾への派遣については派遣基準を満たしていないことから、当時支出した派遣費用212千円が支出されないこととなり、事業削減効果はあるものと考えている。なお、見直しの基本方針決定後24年6月までの間、品種保護Gメンの海外への派遣実績はない。	措置済み
02 農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。	1a	民間からの依頼に基づく検査について、検査の種類ごとに所要時間等のデータを収集し取りまとめ、種苗業者団体の意見を聴取した上でコストに見合った新たな料金体系を決定し、関係者への周知の後に24年3月1日から施行した。この結果、24年3月における1点当たりの手数料の実績は前年同月の1.3倍(4,373円→5,765円)になり、受益者負担は拡大している。	措置済み
03 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることで、自己収入の拡大を図る。	1a	23年1月に関係道県・生産者団体等からなる「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種配布価格の引き上げ及び影響について意見交換を行った。改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に現行の1,770円/袋(20kg)から30円引き上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引き上げ2,770円とすることに決定し、それぞれ各年度から施行した。この結果、24年度の自己収入は、原原種価格改定前の22年度と比較して8,070千円増加した。	措置済み
	余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。	1a	余剰・規格外原原種の一一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行う。また、一般種苗用としての需要の拡大に対応するため、必要に応じて従来は無選別（小粒、大玉、打撲のものが混在）ででん粉原料用等に売却していたものについて原原種の規格に準じて選別作業を行い、一般種苗用としての価値を高めることとした。この結果、23年度の余剰・規格外原原種の一一般種苗用としての販売実績は、基本方針の基準年である21年度比で販売数量で1.4倍(5,845袋(20kg)→8,442袋(20kg))、販売金額で1.8倍(5,864千円→10,633千円)と増加しており、自己収入は拡大している。 さらに、23年度の関係機関との協議を踏まえ、原原種の余剰見込み及び規格外品の発生見込みを早期に把握し、3段階増殖体系に影響のないよう、ばれいしょ種苗の取扱団体に一般種苗用として販売することとした。また、従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種についても許諾料を支払い販売することとした。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 取引関係見直し	23年度から実施	余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。	1a	23年8月に「契約事務取扱規程」を見直し、余剰・規格外原原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当する場合を除き一般競争入札とすることとし、23年度の取引から一般競争入札に改めた。	措置済み

No.	57	所管	農林水産省	法人名	家畜改良センター
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 全国的な視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。	1a	乳用種雄牛の後代検定への参加について計画を前倒しして23年度末までに民間に移行するとともに、肉豚を種雄として直接生産農家に供給する業務を23年度末までに原則中止すること等により事業規模を縮減した。また、従前の乳量や脂肪交雑を重視した家畜改良から、泌乳持続性や飼料利用性を重視した家畜改良等、種畜の多様化に特化した業務体系に移行した。（H22年度予算14.5億円→H24年度13.1億円）	措置済み
	精液採取用種雄牛の貸付業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応募者数が少ないことから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。	1a	ホームページなどによる周知に加え、畜産関係者の会合における伝達、畜産関係専門誌等への掲載、さらには中央畜産研修施設及びシンポジウム会場におけるポスター掲示による周知活動に継続的に取り組んだ結果、23年度は全5回の入札実施のうち複数応募となったケースがなかったのに対し、24年度については、これまで取り組んできた周知活動の成果として新たな応募者を確保するなど、全6回の入札実施のうち3回において複数応募となり、競争性の向上が図られた。 また、競争性の向上に伴い、肉用牛の貸付収入が平成23年度は1頭あたり184千円だったのに対し、平成24年度は1頭あたり219千円となり、1頭あたり35千円の増収、肉用牛貸付収入の総額では1,781千円の増収となるなど、自己収入の拡大が図られた。	引き続き競争性の向上が図られるよう周知先の拡大の検討を行い、更なる競争性の確保に努める。
	調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業・食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。	1a	調査研究業務について、より研究要素の強い業務は他の研究機関等に委ねる等役割分担を明確にするとともに、課題の重複を排除することとし、他の研究機関等で実施可能な資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び体細胞クローン牛の調査を22年度末をもって廃止した（調査研究業務予算：H22年度1.9億円→H24年度1.5億円）。	措置済み
02 飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。	1a	飼料作物の種子配布価格については、畜産経営等に及ぼす影響や民間市場価格と比較を行いつつ、平成23年度中に、従前の価格（「生産コスト」又は「市場価格の2倍」のいずれか低い価格）を見直し、生産コスト見合いを原則とする新たな価格を設定した。また、従前は競争性のない随意契約で実施していたが、平成23年度に一般競争入札を導入し実施した。 その結果、平成23年度の種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入は、従前の価格で販売した場合の5,674千円から6,586千円へと拡大した。	措置済み
03 牛トレーサビリティ業務	—	—	—	—	—	—
04 種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。	1a	都道府県の畜産課長で構成する全国畜産課長会の検討ワーキンググループにおいて、総コストの縮減、検査能力水準の斉一化、検査結果についての責任問題等について検討が行われているところ。 また、一定の条件を満たす一部の品種の家畜に関し、家畜改良センターが行う種畜検査に代わり、都道府県が自ら検査等を行える仕組みとなるよう省令を改正（平成24年4月1日に施行）。	引き続き種畜検査を都道府県に移管する上で課題となるコストの問題や事故発生時における責任の所在をどうするかといった諸課題の整理に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 不要資産の国庫返納	—	—	—	—	—	
06 取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施	本所（福島県）において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700㎡・建物約460㎡・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万㎡、約21万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。	1a	社団法人家畜改良事業団に対する貸付けについては、同事業団と法人が協議し、平成23年4月から有償貸付けに移行している。また、貸付料について適正価格とするため、不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、契約監視委員会に諮った上で、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った（23年度 約72万円/年→平成24年度 約87万円/年）。 社団法人ジャパンケネルクラブに対する貸付けについては、当該貸付の妥当性を確認する観点等から、施設の利用状況等について確認を行ったうえ、契約監視委員会に諮り、貸付を行う事に対して了承を得た。また、貸付料について適正価格とするため不動産鑑定士等の民間精通者の意見を踏まえ、23年度中に貸付料算定基準の見直しを行った（平成23年度 約21万円/年→平成24年度 約23万円/年）。	措置済み

07	人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施	技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。	1a	家畜の飼養管理、飼料生産等のうち単純作業については、段階的に外部化を進めてきたところであり、24年度については宮崎牧場の放牧地の管理業務について新たに外部委託を実施するなど、着実にアウトソーシングを進めているところ。 (人件費：平成22年度6,249,114千円→平成23年度6,044,577千円→平成24年度5,675,652千円)	家畜飼養管理、飼料生産業務等における単純作業については、作業内容を精査し、費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、計画的かつ段階的に外部化を進める。
----	---------	------------	----------	--	----	---	---

No.	58	所管	農林水産省	法人名	水産大学校	※平成28年4月1日に水産総合研究センターと統合し、水産研究・教育機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-------	--

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に係る検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。	1a	<p>平成23年4月1日に学則を改正して専攻科の定員配分の変更（船舶運航課程25名・船用機関課程25名一両課程合わせて50名）を実施し、社会の需要等に応じた重点的な海技士養成が可能な体制としたほか、国立大学法人との間で、練習船の教育効果向上のための情報交換や共同研究等を行い、こうした連携を通じて水産系海技士教育の効果を高めるとともに、得られた知見を卒論研究に反映させるほか、引き続き継続的な教育改善に取り組むなど効果的・効率的な水産業を担う人材の育成教育を実施している。</p> <p>田名臨海実験実習場については、閣議決定の翌年の平成23年10月に同実習場を円滑に廃止するための委員会を設置し、同委員会で廃止に向けた進捗管理を図りつつ、その準備として25年度より、同実習場で行っている実習等を、本学もしくは小野臨湖実験実習場等で試験的に実施していたが、26年度においてその移行が完了した。平成26年12月には田名臨海実験実習場の廃止の機関決定を行い、国庫納付に必要な事務手続きを開始し、山口財務事務所と現地確認の上、補完事項について対応中。終了次第国庫納付を行う予定。</p> <p>また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成27年度予算においては22年度に比べて、一般管理費は31,404千円(14.7%)、業務経費は38,921千円(6.8%)削減し、事業規模の縮減を行っている。</p>	田名臨海実験実習場の不要財産の国庫納付については、補完事項が終了次第実施の見込み。

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構	※平成28年4月1日に種苗管理センター、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を統合
-----	----	----	-------	-----	-----------------	---

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1 事務及び事業の見直し	【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】	○農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。	1	○平成19年度から農林水産省が地域ごとに設置した地域研究・普及連絡会議に参画し、地域における研究開発に係るニーズを把握し、国の委託プロジェクトや競争的研究資金の研究課題提案に当たり、地域農業研究センター（独法）と都道府県、大学、民間企業などとの研究課題の役割を調整し、翌年度の研究の実施に当たり明確な役割分担を行った。	措置済み
	【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】	○民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。	1	○平成20年度に中期計画の中課題毎に点検を実施。 （点検結果） 民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み及び行政のニーズを踏まえ研究課題を見直すとともに、研究内容が一部重複する課題について再編を行った。 ・田畑輪換研究チームを発展的に解消し、その研究内容を大豆安定生産技術、水田輪作それぞれのチームに統合。 ・農業ポジティブリスト制度施行に係るドリフト防止研究に高い成果をあげ、役割を終えた特別研究チームを解散し、バイオマス利活用などエネルギーに関する特別研究チームを設置。	措置済み
	【農業・食品産業技術研究等業務（試験及び研究並びに調査）、農業機械化促進業務】	○育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。	1	○民間企業における実用品種開発を支援するため、社団法人農林水産先端技術産業振興センター（現 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）主催の「新品種産業化研究会」において、農研機構の有する育種素材に係る情報を周知した。また、DNAマーカー等を利用した民間企業との共同研究を実施。	措置済み
	【特例業務（株式の処分、債権の管理及び回収）】	平成27年度までに業務を廃止する。	1	○平成26年度に3社の株式売却、1社の清算を行うとともに、1社の貸付先からの回収を完了し、特例業務を終了した。残余財産については、平成27年9月4日に国庫納付を行った。	措置済み
5 組織の見直し	【組織体制の整備】	○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。	1	○産学官連携のコーディネーターについては平成19年度に設置済。また、平成20年度以降、各研究所にも産学官連携のコーディネーターを設置するとともに、民間との共同研究の一層の促進のため、企業等を会員とする産学官連携ネットワークを新たに組織し、メールマガジンの配信や産学官連携セミナーを開催。	措置済み
6 7 8 運営の効率化及び自律化	【保有資産の見直し】	○畜産草地研究所の研究員宿舎 研修生の受入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。	1	○利用率の向上が図られないことから、平成24年度に廃止、取り壊し済み。	措置済み
	【保有資産の見直し】	○農業者大学校 ①本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。 ②本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。 ③雫石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。	1	○本校本館用地は、平成21年度に東京都に売却済み。 ○本校体育館用地は、平成19年度に東京都に売却済み。 ○雫石拠点用地は、平成21年度に雫石町に売却済み。	措置済み
	【自己収入の増大】	○知的財産権について実施（利用）料率を見直す。	1	○育成品種の利用率を見直し、平成21年度から新利用率を適用した。	措置済み

No.	59	所管	農林水産省	法人名	農業・食品産業技術総合研究機構	※平成28年4月1日に種苗管理センター、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を統合
-----	----	----	-------	-----	-----------------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	<p>研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割りの体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター、8研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。</p> <p>また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗よくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。</p> <p>「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農村の持つつらぎ機能や教育機能等の社会的解明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。この際、3Dドームシアターを処分する。</p> <p>「フェロモン利用等を基幹とした農業を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しょへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進捗よく状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題を廃止する。</p> <p>「北海道地域における高生産性畑輪作システムの確立」事業に関連する「大型機械テラドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。</p> <p>「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。</p>	1a	<p>・研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとのチームを置いていたが、本部のもとで内部研究所の枠を超えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした（組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした）。</p> <p>・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価や研究資源の配分に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。</p> <p>・平成22年度まで実施してきた研究課題のうち、「廃止」との措置を受けた課題は全て廃止するとともに、その他の課題についても必要性等を厳格に検証し、本法人で実施する必要性に乏しい課題、研究の進捗状況により他機関に研究をゆだねることが適当な課題、研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない課題は廃止した。平成23年度からは、①食料の安定供給に資する研究、②地球規模の課題に対応するための研究、③新需要の創出に資する研究、④地域資源を活用するための研究を重点的に推進することにより、行政ニーズに応え得るために必要かつ適切な事業規模としている（平成22年度予算10,127,639千円→平成23年度予算9,648,737千円）。また、東日本大震災の発生を受け、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発等国家的な緊急課題に機動的に対応した。さらに、計画的・効果的な研究の実施を図るために中期計画を見直し、農地土壌等の除染技術および農作物等における放射性物質の移行制御技術の開発等を平成24年3月に明記した。また、これらの研究に対応するため、本部に震災復興研究統括監を配置するとともに、東北農業研究センター福島研究拠点に農業放射線研究センターを設置した。平成25年には、同センター内に放射性物質分析棟を整備し、福島県と包括的な連携協力のための基本協定を締結して、震災対応研究をさらに加速させた。</p> <p>・第3期中期目標期間の中間年に当たる平成25年度にこれまでの研究実施を総括的に中間点検した。その結果を踏まえ、大課題中間点検に基づく対処方針とその具体化に向けた取り組みを決定し、研究課題の重点的推進に活かした。</p> <p>・平成26年度には、改正通則法に基づく「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）を踏まえ、年度評価に加え、第3期中期目標期間の見込評価を実施した。</p> <p>・3Dドーム型景観シミュレーションシステムについては、政府出資等に係る不要財産の譲渡収入による国庫納付申請について、農林水産大臣の認可を受け、売却を完了した。北海道農業研究センターの「ハーベスター」（テラドス）について、平成23年10月7日付けで国へ返還を行った。</p> <p>・「農村景観シミュレーター」については、民間移転（平成25年12月31日まで実施許諾契約）し、市販されている。「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」については、早期民間移転を図る観点から、Web上での公開等、研究成果の普及促進に努めた。</p>	措置済み
	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	<p>「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していること、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。</p>	1a	<p>・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、本部の総合企画調整部の一部を改組し、共同研究等の連携・調整を図る研究戦略チームを整備するとともに、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。また、東日本大震災に対応するため、震災後の被災地支援及び今後の対応方針について検討する「災害対策本部」を設置し、農業環境技術研究所等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術、津波による土壌の塩害対策技術等の開発にも積極的に取り組みを行った。</p>	措置済み
02 農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	<p>農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。</p>	1a	<p>・農業者大学校における教育は平成23年度末で終了。</p> <p>・平成24年度以降の農業経営者育成教育については、地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関及び中核教育機関の教育水準を向上させる取組を行う高度な民間の農業経営者育成教育機関への支援を国において実施。</p>	措置済み
03 農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模の縮減	23年度から実施	<p>研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。</p> <p>農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性（高コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。</p> <p>共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。</p>	1a	<p>・事前審査（機種選定時）に当たっては、産地等の要望に基づき、学識経験者や民間企業等による実現可能性等の評価を踏まえて行っている。また、共同研究を行う民間企業の選定にあたっては、共同研究における民間企業の負担割合を評価し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう取り組んでいる。（平成21年度から実施済）</p> <p>・平成24年度の中間審査（開発期間中の進行管理）に当たって、実用化を目指す研究課題については、従前の評価に加えて生産者、都道府県研究者・行政担当者等による評価も実施し、その結果によっては、研究課題を中止することとし、運営要領に明記した。また、併せて単年度評価及び終了時についても評価を行うこととした。</p>	措置済み
	受益者負担の拡大	24年度から実施	<p>型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。</p>	1a	<p>平成24年度から業務方法書の改定により手数料を改定した結果、4～6月の1台当たりの検査鑑定手数料の実績は前年の1.1倍（328千円→350千円）になり、受益者負担は拡大している。</p>	措置済み

04	基礎的研究業務	事業実施方法・主体の見直し	23年度から実施	平成23年度の新規採択から、自己への資金配分はやめ、主体については国又は他の専門的機関等への一元化を検討する。	1a	平成23年度新規採択から自己への資金配分を措置済み。 平成25年度から競争的資金の新規採択については、国で実施している実用化段階の研究開発事業と合わせた農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で実施。併せて平成25年度は、継続課題の一部（同法人が参画する研究課題）についても国が実施する農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業へ移管し、それ以外の継続課題について当該業務（イノベーション創出基礎的研究推進事業）で実施。 平成26年度から全ての継続課題について、国が実施する農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業への一元化を措置済み。	措置済み
		ウルグアイ・ラウンド対策研究開発事業の成果普及事業の廃止	24年度から実施	事業開始から10年が経過しており、事業継続の必要性に乏しいため、事業を廃止する。	1a	平成22年度末で事業の廃止を措置済み。	措置済み
05	民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。	1a	平成23年度から新規採択の中止を措置済み。	措置済み
06	【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。	1a	平成26年度に3社の株式売却、1社の清算を行うとともに、1社の貸付先からの回収を完了し、予定された業務については、終了した。残余財産については、平成27年9月4日に国庫納付を行った。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約2億円）を国庫納付する。	1a	平成23年7月に納付済み。	措置済み
08		土地の売却等によって生じた不要資産	23年度中に実施	農業者大学の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年7月及び10月に納付済み。	措置済み
09		農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校関連施設のうち、不要となるものを国庫納付する。	1a	平成23年度末に農業者大学校を廃止し、校舎については農研機構内の研修（農村工学研修）等に利用するとともに、平成28年度からは、法人統合に伴い、つくば地区における調達、検収、及び営繕に係る業務を一元化するために、新たに設置したつくば管理センターの事務室として利用するなど、施設を有効活用している。	措置済み
10	事務所等の見直し	東京事務所の移転	23年度中に実施	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へコストを削減する形で移転する。	1a	東京事務所については、平成23年9月にさいたま市の生物系特定産業技術研究支援センター本部に移転・集約化済み。また、東京リエゾンオフィスについては、平成23年9月末に廃止した。（コスト削減額75百万円）	措置済み
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度中に実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究内容について、外部有識者による評価委員会の意見を聴取しつつ適切に評価・点検を行うとともに、政策部局の評価を踏まえ、政策的ニーズや進捗よく合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。また、こうした評価・点検の結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を図る体制を確保している。	措置済み
12	新たなガバナンス体制の構築	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター及び8研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。	1a	研究課題については、必要性、緊急性、有効性、進捗状況等を定期的に点検し、改廃を含めた所要の措置を講ずることとしている。また、農業政策上の課題を適時適切に試験及び研究業務に反映させるため、中期目標期間中に生じる政策ニーズにも機動的に対応するとともに、研究の計画から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において農林水産省の政策部局と密接に連携し、当該部局の評価を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。さらに、研究業務の実施に関して、従来、研究課題ごとにチームを置いていたが、本部の下で内部研究所の枠を越えて、農業政策上重要な課題をより効率的かつ機動的に実施できるよう、組織横断的かつフラットな研究体制とした（組織上、個別の研究課題に対応して内部研究所に設置していた研究チーム体制を見直し、研究者を研究領域毎にとりまとめた上で、運用上、理事長直下に研究課題の責任者を置きつつ、組織横断的に研究グループを編成するフラットな体制とした。全126課題のうち76課題で内部研究所の枠を越えた編成となっている）。なお、動物衛生研究所 東北支所（H25.3）、北海道農業研究センター 紋別試験地（H23.3）、野菜茶業研究所武豊研究拠点（H27.3）を廃止し、それぞれ動物衛生研本所、北農研芽室研究拠点及び野茶研つくば研究拠点へその機能を移転・統合した。さらに、九州沖縄農業研究センター久留米研究拠点の管理機能の一部を筑後研究拠点に移転・統合した（H23.3）。	措置済み	

【その他】

13 4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとめ、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所については、種苗管理センターとともに、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。また、農研機構及び国際農林水産業研究センター（略称：JIRCAS）の中長期目標及び同計画において、国際機関との連携強化を図るとともに、そのために両法人間での協力関係を強化する旨規定。	措置済み。
--	--	-------

No.	60	所管	農林水産省	法人名	農業生物資源研究所	※平成28年4月1日に種苗管理センター及び農業環境技術研究所と農業・食品産業技術総合研究開発機構に統合
-----	----	----	-------	-----	-----------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人の研究資源を活用した共同研究等を効率的かつ積極的に推進する観点から、研究企画調整室内に研究推進チームを設置するとともに、研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、平成23年12月以降、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見交換を実施した。 ・研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・農水省委託研究プロジェクトとしては、平成23年度から農研機構と4件（新農業展開ゲノムプロ2件、気候変動プロ1件、ゲノムDBプロ1件）、農研機構および国際農研と1件（気候変動プロ）、農環研および農研機構と1件（新農業展開ゲノムプロ）を、平成24年度からは農研機構と2件（動物ゲノムプロ）、平成25年度からは農研機構と7件（次世代ゲノム基盤プロ）、農環研及び農研機構と1件（次世代ゲノム基盤プロ）、平成26年度は農研機構及び農環研と1件（昆虫ゲノムプロ）、農研機構及び国際農研と1件（遺伝資源プロ）、平成27年度は農研機構と1件（遺伝資源プロ新規拡充分）を新たに開始した。また、個別共同研究については、平成23年度から農研機構と10件、平成24年度から農研機構と2件、平成25年度から農研機構と2件及び農環研と1件、平成26年度からは農研機構と1件の共同研究を開始した。 以上の取組により共同プロジェクト研究の融合及び効率化を実施した。	措置済み
02	依頼照射事業の自己収入の拡大	23年度から実施	放射線育種場について、依頼照射料金（野外照射12,100円、室内照射5,800円）を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線育種場の依頼照射料金については、料金の見直しを行うとともに、従来無料としていた独立行政法人及び国立大学法人に対しても有料化するよう依頼照射規程を改正し、平成25年4月1日から実施している。 	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施	放射線育種場に設置されている寄宿舎を廃止する（平成21年度利用率6.5%）。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に廃止した。 	措置済み
03 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：743万円、特許収入：171万円）。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、平成26年度においては、国内29件、外国18件の権利を放棄した。 ・実施許諾収入の増加に向けて、保有特許を企業等により分かりやすく、よりインパクトのある形で紹介するため、平成26年度のアグリビジネス創出フェア等において「生物研イチオシ特許ベスト10」と題した資料を配布するなど、技術移転活動を強化した。 以上の取組により特許取得・保持の見直しを実施した。	措置済み

【その他】

<p>04 4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとめ、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所については、種苗管理センターとともに、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。また、農研機構及び国際農林水産業研究センター（略称：JIRCAS）の中長期目標及び同計画において、国際機関との連携強化を図るとともに、そのために両法人間での協力関係を強化する旨規定。</p>	<p>措置済み。</p>
---	---	--------------

No.	61	所管	農林水産省	法人名	農業環境技術研究所	※平成28年4月1日に種苗管理センター及び農業生物資源研究所と農業・食品産業技術総合研究開発機構に統合
-----	----	----	-------	-----	-----------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を平成23年7月に立ち上げ、12月及び平成24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究分野毎に研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・農水省委託研究プロジェクトとしては、25年度から、農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）と4件（気候変動影響評価、生物多様性保全、ヒ素プロを含む）、農研機構および農業生物資源研究所と2件（GMOリスク分析を含む）、農研機構および国際農林水産業研究センター（JIRCAS）と2件（放射能動態解明を含む）、農研機構、農業生物資源研究所およびJIRCASと1件（イネ低コスト）の共同研究を新たに開始し、26年度も継続した。 ・4法人の研究連携についての包括的な協定に基づく共同研究（協定研究）を、平成25年度には、農研機構と「農耕地を発生源とする環境負荷物質等の流出動態に関する研究」の開始を含む10件、農業生物資源研究所と「菌根菌応答率に基づくリン酸吸収効率化育種」の開始を含む5件、JIRCASとは「イネにおけるリン酸欠乏並びに重金属耐性に関する遺伝生理的解析」の1件につき実施した。平成26年度には、農研機構と「植物の蒸散がセシウムの移行動態に及ぼす影響に関する研究」の開始を含む9件、農業生物資源研究所と「イネのヒ素およびセシウム集積に関わる遺伝解析」の開始を含む5件、JIRCASとは平成25年に引き続き「イネにおけるリン酸欠乏並びに重金属耐性に関する遺伝生理的解析」を実施した。 ・東日本大震災に対応するため、農研機構等との緊密な連携の下、農地の放射性物質汚染対策技術等の開発を重点的に実施するとともに、研究成果の発信についても農研機構と連携して行った。 	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施	実用化につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：12万円、特許収入：23万円）	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めている。また、保有特許について、必要性の見直しを進めており、平成25年度には国内特許2件の権利放棄を決定するとともに、2件の特許出願について見直し取り下げとした。平成26年度には、国内特許2件の権利放棄を決定、1件の特許出願について見直し取り下げとした。また、PCT国際出願中の特許1件について、国内移行手続きを行わないこととした。 ・実施許諾収入の増加に向けて、26年度も引き続き業界団体の研究会での講演、フェアやセミナー等のイベント、ホームページに於ける保有知財情報の発信や保有知財を活用した民間企業との共同研究の推進等の技術移転活動の活性化に取り組み、実施許諾収入は平成25年度の47万円から58万円に増加した。 	措置済み

【その他】

03 4 研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとめ、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所については、種苗管理センターとともに、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。 また、農研機構及び国際農林水産業研究センター（略称：JIRCAS）の中長期目標及び同計画において、国際機関との連携強化を図るとともに、そのために両法人間での協力関係を強化する旨規定。	措置済み。
--	--	-------

No.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・4法人間における研究情報の交換、共同研究の調整等を効率的に進めるため、4法人の研究企画調整を担当する部長による研究連絡協議会を23年7月に立ち上げ、12月及び24年1月に開催した会合では、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改定等について意見を交換した。 ・研究の進捗状況や推進方向について政策部局の評価を受けるとともに、その結果を法人の内部評価に反映させ、ニーズや進捗に合わせて研究課題を機動的に見直す態勢を整備した。 ・平成23年度からは、農業・食品産業技術総合研究機構との共同研究として、国内及び海外における砂糖・エタノール複合生産システムの導入に向けての研究、及び早朝開花性稲の高温不稔の回避効果に関する研究を開始した。 	措置済み
	オープンラボ（島嶼環境技術開発棟）の利用料徴収による自己収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月7日に「島嶼環境技術開発棟（ライシメーター等）運営要領」を改正し、オープンラボの利用料を徴収できるようにした。また、利用率を向上させるため、学会での説明など広報活動等による情報周知を強化し、自己収入の拡大に繋げた。 	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 組織体制の整備	23年度から実施	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：1053万円、特許収入：16万円）。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・実施許諾収入の増加に向けて、平成23年4月に技術促進科を設置し、研究成果の実用化・普及及び産学官の連携を強化した。 ・特許保有コストの低減を図るため、保有特許についてはその必要性を見直し、23年度に4件、24年度に2件、25年度に5件の特許を放棄した。 ・特許の取得に際しては、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化や研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化を進めた。この結果、平成26年度における実施許諾数は10件、特許収入（知的財産収入）は711千円となった。 	措置済み

【その他】

03	4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。				<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、農業・食品産業技術総合研究機構（略称：農研機構）、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所については、種苗管理センターとともに、平成27年9月に成立した「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」に基づき平成28年4月1日に統合し、農研機構に一本化。これに併せて、統合後の農研機構において、組織を再編し、各専門分野の垣根を取り払い、分野間の連携を強化するとともに、基礎から応用・実用化まで一貫した研究が実施できる体制を構築。</p> <p>また、農研機構及び国際農林水産業研究センター（略称：JIRCAS）の中長期目標及び同計画において、国際機関との連携強化を図るとともに、そのために両法人間での協力関係を強化する旨規定。</p>	措置済み。
----	---	--	--	--	---	-------

No.	63	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所	※平成29年4月1日に森林研究・整備機構に改称
-----	----	----	-------	-----	---------	-------------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	運営の効率化及び自律化 (緑資源機構) 保有資産の見直し	奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。	1	廃止法の施行により、緑資源機構が保有する資産は、国に承継する資産を除き、研究所に承継された。 研究所中期計画（平成23年度～平成27年度）において、「奈良水源林整備事務所（奈良市）については、建物の老朽化をも考慮しつつ整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」こととしている。しかしながら、奈良水源林整備事務所（奈良市）については、組織等に係る見直し検討の中で、総合的に比較考量した結果、京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に統合・集約化することとしたこと、また、同事務所の耐震補強工事により当面使用できることが客観的に証明されたことから、事務所として使用を継続することとした。	措置済み
02		宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。	1	宮ノ森分室については、平成20年4月に国に承継した。	措置済み
03		宿舍のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舍第1号（杉並区）ほか7件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舍第1号（札幌市）ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。	1	宿舍については、現在の場所に保有する利便性等を含めた検討を行った結果、職員宿舍第1号（杉並区）ほか7件のうち1件（職員共同住宅（盛岡市））については、平成20年4月に一部を国に承継、残りを平成24年3月に国へ納付（現物納付）し、1件（職員宿舍第8号（杉並区））については、平成23年1月に売却し、1件（成宗分室（杉並区））については、平成24年3月に国へ返納（現物納付）した。職員宿舍第1号（札幌市）ほか1件については、平成20年3月に売却した。熊本ほか1件については、平成20年4月に国に承継した。なお、成城ほか5件については、利便性、必要性等を総合的に勘案して検討を行った結果、今後においても有効活用を図ることとした。	措置済み
04		いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。	2	書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、経済性、利便性等を勘案して、土地及び建物を国へ返納（現物納付）することとしていたが、関係機関との事前協議において、現状のままでの現物納付は受け入れ難いとの相手方の意向を踏まえ検討した結果、当該建物の老朽化が進行しており、耐震工事等所要の工事の発生が見込まれることから、返納方法を変更し、更地化（建物解体）し土地のみ返納することとした。また、国庫返納する際の必須条件である除染作業については、平成27年3月に完了したものの、除染に伴い生じた除去土壌の処理は、平成30年度（施工主体である福島市より聞き取り）頃になる見込みである。	除染に伴う除去土壌の処理を講じた上で平成32年度までに更地化し土地のみ国庫返納（現物納付）する。

No.	63	所管	農林水産省	法人名	森林総合研究所	※平成29年4月1日に森林研究・整備機構に改称
-----	----	----	-------	-----	---------	-------------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。	1a	森林・林業政策上の重要課題に研究資源配分を行うために、森林・林業政策上の優先事項を把握した「研究戦略会議」メンバーにより課題枠の設定・審査を行う所内競争的資金「交付金プロジェクト」制度を設け、戦略的に研究運営ができる体制を整え、実行している。また、平成28年4月より、森林・林業政策上の優先研究課題を研究者の有機的な連携の下に遂行するために、既往の組織を見直し、戦略研究部門を設け、震災復興・放射性物質研究拠点など、5つの新たな研究拠点を配置した。 政策ニーズへの対応については、平成28年3月に農林水産大臣が策定した第4期中長期目標に基づき、法人が第4期中長期計画を策定し、その中で4つの重点課題を設定するとともに、森林・林業政策上の緊急度、優先度等に配慮しつつ、9つの戦略課題を遂行することとした。 なお、平成23年3月に第3期中期計画において廃止した「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」については、第4期中長期計画でも課題としていない。	措置済み
	国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。	1a	平成22年12月に、森林総合研究所理事と国立環境研究所理事が地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議し、「研究課題の重複の排除を図るとともに、相互の連携を強化する」ことをお互いに確認した。引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、連携を強化するために、毎年1月に、研究担当理事及び気候変動研究担当研究ディレクターが、国立環境研究所理事及び研究関係者と同様の会合を継続して実施している。	措置済み
02 林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げるにより、自己収入の拡大を図る。	1a	中期計画において、「種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる」こととしており、配布価格と種苗生産コストとの乖離を最小限にするべく、平成23年度から25年度の3年間で予定どおり種苗の配布価格の引き上げを実施し、自己収入の拡大を図った。	措置済み
03 水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実施を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。	1a	①コストの削減に向けた取組 第3期中期計画（平成23年度～平成27年度）においては、「木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す」こととしており、平成27年度においても最新のデータを利用した試算の見直しを行った。 また、同計画において、「森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき施業方法の見直し等により更なる徹底した造林木コストの縮減に取り組む、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。」「森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直す。」こととしており、平成24年度に目標(15%)を上回る総合的なコスト構造改善を達成している。 さらに、平成28年3月31日に作成した第4期中長期計画（平成28年度～平成32年度）においては、「森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。」と明記し引き続き、森林施業のコスト削減に取り組んでいくこととしている。 ②受け皿法人の検討 水源林造成事業については、森林総合研究所を受け皿法人とすることとし、「今後も森林総合研究所において、研究開発との相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りつつ、適切かつ着実に実施するものとする。」と記述した第4期中長期目標（平成28年度～平成32年度）を、平成28年3月に農林水産大臣が決定した。	措置済み
04 特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の2区域の事業完了をもって廃止する。	1a	平成24年度に1区域を完了した。その後、中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成25年度末までに、事業実施中の2区域を完了する。」としたとおり、残りの1区域は平成25年度に完了し、事業は終了した。	措置済み
		24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の4区域の事業完了をもって廃止する。	1a	平成22年度に当該事業地の3区域が完了。その後、中期計画において、「やむを得ない理由がない限り平成24年度末までに、事業実施中の1区域を完了する。」としたとおり、平成24年度に完了し、事業は終了した。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	事務所等の見直し	森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共用化	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。	1a	中期計画において、「事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施する。」こととした上で、具体的には、本所と統合した場合と公募による賃貸物件（東京23区外の首都近郊）へ移転した場合とを比較検討した結果に基づき、平成23年10月末に適切な賃貸物件への移転・共用化を実施した。	措置済み
06		各整備局及び水源林整備事務所の縮減	24年度から実施	水源林整備事務所（33か所）について、事務所数の縮減を進める。また、各整備局と研究部門の事務所（5か所）との共用化について検討する。	1a	中期計画において、「水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。」こととしており、平成24年度に京都水源林整備事務所を近畿北陸整備局に組織を統合し廃止したことにより縮減を図った。また、事務・事業の効率化及び経費削減の観点から、平成25年8月に近畿北陸整備局の事務所を大阪市内から京都市内に移転した。	措置済み
07		分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する	1a	成宗分室及び青山分室については平成23年6月に廃止するとともに、平成24年3月に国へ返納（現物納付）した。	措置済み

No.	64	所管	農林水産省	法人名	水産総合研究センター	※平成28年4月1日に水産大学校と統合し、水産研究・教育機構に改称
-----	----	----	-------	-----	------------	-----------------------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	水産物の安定供給確保のための研究開発					措置済み
02	水産物の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発	水産業に成果が直結する研究に特化した整理統合を行い、重点化（事業規模の縮減）	23年度から実施			措置済み
03	研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等					措置済み

水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。
また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。

1a
1. 栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を23.4.11に行った。
2. 水産業に係る政策の優先事項、水産基本法の基本理念に基づき、今中期計画においては、①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発、②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発、③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発、④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発、⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発、の5つの課題に重点化した。また、評価においては、自己点検結果をもとに外部評価委員を加えた評価を実施し、独立行政法人評価委員会の評価と合せて業務運営及び中期計画の進行管理に反映させる。これまでも研究計画の立案段階から精査を行ってきたが、今中期計画においては、新たに設置した（H23.4.1）重点研究課題のリーダーが、研究内容について十分な精査の上、政策上喫緊の課題に的確かつ効果的に対応している。
3. 「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」は廃止した。
4. また、中期目標等にて、「中期目標期間中、平成22年度予算を基準として、一般管理費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行った金額相当額以内に抑制する。」と定め、平成24年度予算においては平成22年度に比べて、一般管理費は67,425千円（7.9%）、業務経費は1,359,905千円（15.5%）、合計して事業費全体で1,427,330千円を削減し、事業規模の縮減を行った。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
04 不要資産の国庫返納	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金	23年度中に実施	漁獲収入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。	1a	平成24年1月16日に国庫納付した。	措置済み	
05	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化	23年度以降実施	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけます事業所については、近隣のさけます事業所への統合を図る。	1a	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化のための組織改正を行い事業所数の縮減を行った。24年度には北海道水産研究所斜里さけます事業所北見施設を斜里さけます事業所へ、25年度には北海道水産研究所十勝さけます事業所を近隣の十勝さけます事業所更別施設に統合した。	措置済み	
06	事務所等の見直し	利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	23年度以降実施	西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟（稼働率：6%）、北海道水産研究所外来研究員宿泊所（稼働率：7%）、東北水産研究所外来研究員宿泊施設（稼働率：3%）等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。	1a	利用率が低調な宿泊施設等について、これまでの利用状況、必要性や費用対効果を検証し、23年度には東北水産研究所外来研究員宿泊施設の一部を廃止したほか、25年度から26年度にかけて瀬戸内海区水産研究所研修棟を廃止した（保管庫等として活用）。また、西海区水産研究所石垣支所研修宿泊棟については、同支所を平成28年度に閉庁したことに合わせて廃止した。その他の施設については、必要性や費用対効果を検証し、当面の間は廃止せずに活用することが望ましいと判断した。	措置済み

No.	65	所管	農林水産省	法人名	農畜産業振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 畜産関係業務	プール資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・価格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産産業振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止・引上げ等）。	1a	23年度において、資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業は国直轄事業で実施、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止。結果として、経営安定対策は400億円超の減額。 23年3月に中期目標の期中改定を行い、畜産産業振興事業の補完対策（その他畜産産業振興事業）について「本対策については、事業を縮減する」と明記し、自給飼料、家畜改良、消費拡大、施設整備関係を中心に国直轄事業へ移行するなど大幅に見直し、60億円程度を削減。 また同目標の期中改定において、「保有資金及び公益法人に造成している基金については、真に必要な限度まで縮減する」と明記。直近の保有資金の残高は、25年度末1,898億円、26年度末1,543億円、27年度末は1,736億円と推移している。公益法人等に造成している基金については、22年度末は9基金で約980億円だったものが、27年度末は4基金で883億円（その大半が生産者等に貸し付けているリース物件等の貸付残）となっている。なお、一般財団法人畜産環境整備機構に造成した基金（畜産高度化支援リース事業）のうち堆肥保管施設整備リース事業について平成26年度限りで新規貸付を終了し、事業の縮減を図ったところ。（貸付枠約17億円減）	閣議決定を踏まえ、中期目標に記載した方針に基づき実施しているところ。具体的な記載事項は以下のとおり。 保有資金及び公益法人に造成している基金については、「補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方を見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する」と明記しており、必要な経費を確保し、適切な業務実施に努める。 また、補完対策については、「畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う」と明記しており、時宜に応じた事業内容の見直し等を行う。
02 野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどプール資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。	1a	23年度において、指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費負担分について、国庫債務負担行為限度額を50%から70%へ引き上げる等により保有資金を低減し、捻出した資金を23年度予算額に活用する（予算額0）とともに国庫納付。	措置済み
03	契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の価格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。	1a	23年度において、契約取引を行う現場のニーズを踏まえて、六次産業化法（23年3月全面施行）の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援を措置するとともに、契約取引における野菜の価格・数量変動に対応したモデル事業を新たに制度化し、従来の指定産地を対象とした事業のみによる支援方式を取りやめ。	措置済み
04 砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による経営努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。	1a	22年10月から精製糖・異性化糖製造企業による調整金の負担水準を定める指定糖・異性化糖調整率を引き上げるとともに、23年度における甘味資源作物生産者交付金単価の引き下げ等、制度関係者一体となった取組を実施。また、生産者等による経営努力のインセンティブがより高まるよう、22年産から生産者に対する交付金交付要件として作業規模拡大に向けて共同利用組織での防除等の作業を位置づけるなど枠組みの見直しを行った。 この結果、累積欠損は21砂糖年度の659億円から、22砂糖年度には334億円（対前年差▲325億円）、23砂糖年度には199億円（対前年差▲135億円）、24砂糖年度には167億円（▲33億円）、25砂糖年度には162億円（▲5億円）と4年連続で低減が図られた。	措置済み（砂糖勘定における累積欠損の早期解消に向け、引き続き制度関係者一体となった取組を実施する。）
05 情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。	1a	23年3月に中期目標の期中改定を行い、「業務の実施に当たっては海外事務所の廃止に伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する」と明記しており、22年度中に海外事務所（5か所）をすべて廃止し、事業規模を縮減。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施	野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。	1a	野菜関係業務の見直しにより不要となる資金（10,681,888千円）を23年6月に国庫納付。	措置済み
07 事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施	海外事務所を廃止する。	1a	22年度中に海外事務所（5か所）をすべて廃止。	措置済み
08	本部事務所経費の縮減	23年度から実施	本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	本部事務所について、業務内容を考慮しつつ可能な限り見直した結果、23年3月に本部事務所賃貸契約の一部を解除し、事務所経費を縮減（縮減額年間2,447千円）。	措置済み

No.	66	所管	農林水産省	法人名	農業者年金基金
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に進行。	1a	<p>行政事業レビュー（公開プロセス）の結果を踏まえ、</p> <p>①都道府県への委託事業については、平成23年度から廃止</p> <p>②コスト削減として新聞広告を平成22年度から廃止</p> <p>③平成22年度に行った加入者・受給者等に対する聞き取り調査結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前、農業協同組合のみであった加入申込窓口を平成23年度当初から農業委員会（1,675機関）にも拡充。 ・手続漏れの予防のため、年金支給の裁定請求の勧奨に加え、新たに政策支援加入者に対する加入要件の変更に係る手続の勧奨を実施 ・加入者に提供する年金額に関する情報について、基金ホームページの年金額を試算するページの改善等の業務改善を実施。 <p>これらに加え、平成26年度当初から、新たな農業者年金記録管理システムを導入するとともに、これに合わせて、加入申込手続き等に関する標準処理期間を短縮化するよう取組を進めている。（現中期目標に明記）</p>	措置済み
02 農業者年金事業（旧制度）	-	-	-	-	-	
03 農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	-	-	-	-	-	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 事務所等の見直し	23年度から実施	本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	1a	<p>業務運営の効率化・合理化を図る観点から、平成23年度の賃借料の引き下げ（平成22年度比▲6.1%）、平成24年度の賃借料の引き下げ（平成23年度比▲6.2%）に加え、平成25年度の賃借料についても引き下げ交渉を行った結果、平成24年度比▲5.4%となった。</p>	措置済み

No.	67	所管	農林水産省・財務省	法人名	農林漁業信用基金
-----	----	----	-----------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	林業寄託業務	平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。	1	平成20年度予算において、施業転換資金部分を廃止するとともに、貸付枠を17億円に設定した。	措置済み
2		林業寄託業務	寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。	1	寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、利子負担の伴う民間金融機関からの長期借入方式から政府による出資方式へ平成20年度から3ヶ年で段階的に移行することとし、政府出資金は、平成20年度に5億円、平成21年度に11億円、平成22年度に16億円の予算を措置した。	措置済み
3		農業信用保険業務	平成20年度から保険料率の見直しを実施する。	1	平成20年7月から保険料率の引上げを実施した。	措置済み
4		漁業信用保険業務	平成20年度から保険料率の見直しを実施する。	1	平成20年4月から保険料率の引上げを実施した。	措置済み
5		林業信用保証業務	平成20年度から100%保証の対象をより政策性の高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。	1	平成20年6月から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大した。	措置済み
6		漁業信用保険業務	平成20年度から経営安定資金に部分保証(80%)を導入する。	1	平成20年4月から経営安定資金に部分保証(80%保証)を導入した。	措置済み
7		農業・漁業災害補償関係業務	共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。	1	平成19年1月から前倒しで、共済団体等の会議の場において、共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を励行している。	今後も引き続き周知・指導を継続して実施していくこととしている。
8	組織の見直し	組織体制の整備	平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。	1	農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を平成23年10月に統合した。	措置済み
9	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	・契約審査委員会を設置する。 ・コンプライアンス委員会を設置する。	1	・平成19年12月に契約審査委員会を設置した。 ・平成20年1月にコンプライアンス委員会を設置した。	措置済み
10		保有資産の見直し	職員用宿舎について、平成19年度末までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討する。	1	・職員用宿舎について、国、独立行政法人への貸与が可能となるよう、平成20年3月に信用基金の宿舎貸与規程の見直しを実施し、平成21年5月から他の独立行政法人の職員1名を受け入れた。 ・平成25年6月に職員宿舎廃止に係る実施計画を策定し、入居者を27年度末までに退去させた上で廃止することを決定した。 ・平成26年4月1日から国家公務員宿舎の使用料引き上げを踏まえ、信用基金の宿舎においても使用料等の引き上げを行った。 ・職員用宿舎について、平成27年度に全て廃止した。	措置済み

No.	67	所管	農林水産省	法人名	農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 農業信用保険業務（農業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（農業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。	1a	23年9月1日に事業を廃止済み。	措置済み
02 林業信用保証業務（林業信用保証勘定）	低利預託原資貸付業務（林業）の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。	1a	林業者の資金需要に応じた規模まで事業規模を縮減することとし、23年9月13日に当該事業に係る政府出資金を減額した（171億円→98億円）。また、23年度当初より、林業者等がより使いやすい運転資金制度とするため、一層低利となる資金の創設等の条件改定を行うとともに、木材の生産及び流通の合理化のための経営改善及び構造改善という政策上の重点を踏まえ、資金メニューの廃止・統合を行うなど、制度の見直しも実施した。	措置済み
03 漁業信用保険業務（漁業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。	1a	23年9月1日に事業を廃止済み。	措置済み
04 農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定）	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。	1a	農業災害補償関係業務について、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減することに伴い、23年9月13日に政府出資金のうち20億円を国庫納付済み。 利益剰余金については23年7月8日に20億円を国庫納付済み。	措置済み
05 漁業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定）						措置済み

No.	68	所管	経済産業省	法人名	経済産業研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	調査研究業務		政策担当者が参加した学術的な研究や当該担当者の政策立案能力向上に寄与する研究といった他の研究機関と比べて優位性を有する研究に重点化する。	1 RIETIは、経済産業省等から提示される政策課題に対し、中立的・客観的な立場から理論的あるいは実証的な政策研究を実施することにより、経済産業政策の立案を下支えしている。とりわけ、平成28年4月より開始された第4期中期目標においては、産業構造審議会で示された「経済産業政策を検討する上での中長期的・構造的な論点と政策の方向性」（平成27年4月）等を念頭に、以下に掲げる3つの新たな経済産業政策の「中長期的な視点」の下で、研究活動を推進することとし、研究の重点化を図っているところ。 <中長期的な視点> Ⅰ 世界の中で日本の強みを育てていく Ⅱ 革新を生み出す国になる Ⅲ 人口減を乗り越える	今後も引き続き研究の重点化を実施していく。
2	"	"		統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報を入手できるようになりつつあることも鑑み、平成19年度中に廃止する。	1 平成19年度末をもって廃止済み	措置済み
3	"	"		データベースのシステム運營業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。	1 データベースのシステム運營業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、平成21年度に官民競争入札を実施し、従来よりも安価で契約を締結した。	今後も引き続き公共サービス改革基本方針に従い効率的な業務運営に努める。
4	組織の見直し	組織体制の整備		計量分析・データ室を廃止する。	1 平成19年度末をもって廃止済み	措置済み
5	"	"		他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。	1 国内外の研究機関と、シンポジウム、セミナー及びワークショップ等について共同開催を増やし、さらによりタイムリーなテーマで開催するよう連携強化を進め、ネットワーク拡大に向けた開拓を行った。（台湾経済研究院（TIER）・韓国産業研究院（KIET）、オーストラリア国立大学、国際通貨基金（IMF）、東京大学政策ビジョン研究センター、日本貿易振興機構（ジェトロ）、京都大学経済研究所、欧州経済政策研究センター（CEPR）） また、国内外の研究機関との共同研究（IMF等）、研究連携（一橋大学、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）、政策研究大学院大学（GRIPS）等）についても強化を進めており、その研究成果は政策の企画立案に資するものとなっている。	今後も引き続き国内外の他の研究機関との連携を進め、効率的に研究等を行うための体制を整備する。
6	運営の効率化及び自立化	自己収入の増大		大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。	1 外部資金の活用については、国内外の研究機関と共催でシンポジウムを開催することで、業務費の効率化を図った。 研究プロジェクトの厳選については、様々な分野の外部有識者から構成される外部諮問委員会を設置し、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、効果が見られないような場合は、研究プロジェクト改廃等を含め、事業の刷新を行うなど、常に高い水準での研究体制が維持できるようなチェック体制を導入している。 また予算執行については、業務達成基準による管理を実施している。	今後も引き続き効率的な業務運営に努める。
7	"	"		競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。	1 競争的資金の獲得については、総務省政独委による過去の勧告の方向性においても、「外部資金の獲得に当たっては（中略）研究員のエフォートを確認するとともに、獲得しようとする資金の性格がRIETIのミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。」と指摘されており、これに沿った対応をしている。中期目標期間における競争的資金の平均は直前の中期目標期間の平均を上回っており、自己収入の拡大は図られている。	研究所本来の目的に適合する内容であることの審査は引き続き慎重に行いつつ、獲得に努める。

No.	68	所管	経済産業省	法人名	経済産業研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査及び研究業務	研究テーマの重点化による国費の縮減 自己収入の拡大	23年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。	1a	RIETIは、経済産業省等から提示される政策課題に対し、中立的・客観的な立場から理論的あるいは実証的な政策研究を実施することにより、経済産業政策の立案を下支えしている。 とりわけ、平成28年4月より開始された第4期中期目標においては、産業構造審議会で示された「経済産業政策を検討する上での中長期的・構造的な論点と政策の方向性」（平成27年4月）等を念頭に、以下に掲げる3つの新たな経済産業政策の「中長期的な視点」の下で、研究活動を推進することとし、研究の重点化を図っているところ。 ＜中長期的な視点＞ Ⅰ 世界の中で日本の強みを育てていく Ⅱ 革新を生み出す国になる Ⅲ 人口減を乗り越える また進捗管理については、平成23年度より、理事長が直接、プロジェクト・予算の執行状況について四半期毎にチェックを行う体制を整備し、進捗管理機能を強化することで、予算執行の更なる効率化に取り組んでいるところ。 こうした取組を通じて、研究所の運営費交付金としての国費投入は一定の割合で縮減させている。 競争的資金の獲得については、総務省政独委による過去の勧告の方向性においても、「外部資金の獲得に当たっては（中略）研究員のエフォートを確保するとともに、獲得しようとする資金の性格がRIETIのミッションに合致するものであるか否かを審査するものとする。」と指摘されており、これに沿った対応をしている。各中期目標期間における競争的資金の平均は直前の中期目標期間の平均を上回っており、自己収入の拡大は図られている。	第4期中期目標において示されている3つの新たな経済産業政策の「中長期的な視点」に基づき、引き続き研究の重点化を図ることとしている。 競争的資金については、引き続き、研究所本来の目的に適合する内容であることの審査を慎重に行いつつ、獲得に務める。
	計画的な予算執行	22年度から実施	運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。	1a	第3期中期目標期間（平成23年度～）より、研究管理を厳格化し、計画的な予算執行を行うため、以下について取り組んでいるところ。 ・研究プロジェクトの期間は原則2年以内とし、研究計画において設定したスケジュールで研究プロジェクトを完了することを各研究者に要請するとともに、必要に応じて中間報告会を実施している。 ・新たに設置するプロジェクトについては、正当な理由なく当該計画から大きく遅れが生じた場合にはプロジェクトの改廃を求めることがあることをあらかじめ明示することとした。 ・理事長が自ら、研究プロジェクトの進捗及び予算執行の状況について、四半期毎にチェックを行う体制を整備した上で、遅れが生じている調査等の迅速な執行、研究会の適切な開催を指導するなど、進捗管理機能の強化を図った。 ・平成23年2月には、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者からなる「外部諮問委員会」を設置。研究の進捗状況についても検証を行い、外部の視点を取り入れた適切な研究管理を行っている。 このように研究管理の厳格化に努めた結果、運営費交付金の執行率は高い水準で推移しており計画的に予算を執行している。	今後も引き続き、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 事務所等の見直し	分室の廃止又は徹底的な効率利用	23年度以降実施	分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。	1a	事業に必要なスペースのより効率的な活用を図る観点から、必要面積の見直しを行い、分室の面積を縮小するため、平成23年2月に移転を実施。この結果、分室の年間の賃借料及び共益費はそれまでに比べて約40%削減された。（移転前77,202千円→移転後46,318千円） また、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と分室のある同一ビル内での会議室共用化を行うことについて合意し、平成23年10月から共用を開始した。 さらに平成25年3月に事務部門スペースの一部を不足が生じている研究者ブースに転換し、研究体制の強化並びに事務所の徹底的な効率利用を行っている。	今後も引き続き効率的な利用に努める。
03 組織体制の整備	政策シンクタンク機能の強化	22年度中に実施	政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進行に応じ適切な関与を行う。	1a	22年12月に、研究の内容や成果等を定期的に評価していく仕組みとして、様々な分野の外部有識者から構成される外部諮問委員会を設置し、23年2月に第1回委員会を開催。23年度においても、12月に第2回委員会を開催し、引き続き、研究の進捗状況や効率性、施策への反映度等を検証し、常に高い水準での研究体制が維持できるように、厳格なチェックを行っているところ。	措置済み

No.	69	所管	経済産業省	法人名	工業所有権情報・研修館
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	工業所有権情報流通業務 平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業（実務編）を廃止する。	1	平成21年2月までに両事業を廃止済み。	措置済
2	組織の見直し	支部・事業所等の見直し 地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。	1	平成23年3月までに地方閲覧室（8箇所）を廃止済み。	措置済
3	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大 平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法人職員等を対象とした知的財産研修及び知的財産権政策研修を有料化する。	1	平成19年度中に、知的財産研修及び知的財産権政策研修の有料化を実施済み。	措置済

No.	69	所管	経済産業省	法人名	工業所有権情報・研修館
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 工業所有権情報の収集及び提供事業	特許電子図書館（IPDL）事業の廃止	26年度中に実施	特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。 なお、窓口業務等を行うに当たっては、ユーザーに対する質の向上に努める。	1a	特許電子図書館（IPDL）事業については、平成26年度末をもって廃止し、産業構造審議会知的財産分科会における「世界最高水準のサービス提供を目指した新たな情報基盤に刷新する」との提言や、知的財産推進計画2014における「特許電子図書館（IPDL）を刷新し、新たな知的財産権情報提供サービスを構築する」との決定を踏まえ、平成27年3月からユーザーにとってより利便性が高い産業財産権情報の提供サービスを開始。	措置済み
	他法人等との連携強化	22年度から実施	相談業務について、特許庁のほか、地方経済産業局等や民間法人においても各種相談業務が実施されていることから、相談業務を含め、役割分担の整理及び連携強化を行い、効率的に業務を実施する。	1a	今後の連携方策を検討するために地方経済産業局及び民間法人と平成22年12月から平成23年3月にかけて意見交換を実施し、民間法人等で実施する相談業務とは内容やニーズにおいて重複していないことを確認を行い、相談内容に応じて各機関の窓口担当者を紹介する等の連携を実施。 第四期中期目標及び中期計画（平成28年度～平成31年度）において「中小企業等支援機関との連携強化」に取り組むこととしている。具体的には、中小企業庁が設置する「よろず支援拠点」や独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する「中小企業海外展開ワンストップ相談窓口」と連携を強化するほか、地域の農政局の知的財産総合相談窓口との連携、日本弁理士会や弁護士知財ネット等とも連携強化のための定期的な意見交換により、継続的に連携強化を図り効率的な業務を実施する。	引き続き他法人との連携を進め、効率的な業務を実施する。
02 工業所有権情報の流通促進事業	事業の廃止	22年度中に実施	廃止する。	1a	平成22年度末をもって廃止済み。	措置済み
03 人材育成事業	特許庁職員向け研修の国直接実施	23年度から実施	特許庁職員向け研修については、制度的見直しの中で、国が直接実施する事業として整理・検討する。	1a	『独立行政法人改革等に関する基本的な方針について』において、INPITは「特許庁職員の研修業務等を実施しており、中期目標管理型の法人として位置づけることが適当である。」（行政改革推進会議）と判断されたところである。 （平成24年の制度的見直しの中においても、INPITは「特許庁職員の研修業務等を実施しており、引き続き現行と同様の運営が求められる」（独立行政法人改革に関する分科会の報告）と判断された。）	措置済み
	特許庁職員向け研修を除く研修の民間実施等	24年度以降に実施	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、民間の判断に任せる。ただし、特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、必要に応じて、民間に対する補助の導入等、適切な業務実施の在り方について検討を行う。	1a	特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、特許庁の業務の迅速化等に資する研修を除き、今後は民間の判断に委ねることとしており、平成24年度は、民間においてビジネスモデルが成立することが確認できた「特許侵害警告模倣研修」について、民間で類似の研修が実施されていることが確認できたため、平成24年度以降研修は実施せず民間の判断に任せ、また、平成26年度に「特許審査基準討論研修」、「意匠審査基準討論研修」、「意匠拒絶理由通知応答研修」について、民間による実施を視野に段階的に実施主体を移行すべく民間との共催事業として実施し、平成28年度以降当該研修は実施せず民間に完全移行した。 第四期中期目標及び中期計画において、「民間で実施可能な研修については、研修実施主体を民間機関に移行するための検討、準備を行い、可能なものから民間機関に移行し、順次縮小することとしており、同計画に基づき更なる民間機関への移行について検討等を進めることとしている。	引き続き、民間で実施可能な研修について検討、準備を行い可能なものから民間機関に移行する。
04 知財情報活用的高度化推進	国の他の施策との役割分担・連携の精査	22年度中に実施	大学・中小企業支援施策との役割分担・連携を検証した上で、効率的に業務を実施する。	1a	平成23年1月に関係機関が集まる検討会議において、INPITの事業は知的財産情報及び知的財産制度の高度な活用を通じ、革新的又は有用な技術的確かな権利保護を推進する役割を担う事業であり、他機関の事業との重複はないことを確認。また、本事業の支援要件に合致する対象先等があれば関係機関から情報を受ける等の連携を行うことを確認済み。平成23年度の事業実施後も、関係機関が集まる検討会議において、各機関が連携して支援が行えるように定期的に情報共有を行い、効率的に業務を実施する環境を整えている。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 事務所等の見直し	地方閲覧室の廃止	22年度中に実施	すべての地方閲覧室を廃止する。	1a	平成22年度末をもってすべての地方閲覧室を廃止済み。	措置済み
06 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善、特定の企業との関係の見直し	22年度から実施	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等と文抄録作成については、適正な規模に分割した上での調達に改めるなどの改善を図り、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努め、特定の企業への契約の集中について改善を図る。	1a	公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等と文抄録作成については、作業工程及び発注量等の分割を行い、競争に参入しやすい適正な発注規模とした結果、複数の応札者があり、一者応札が解消され、特定の企業への契約の集中について改善が図られた。 なお、上記の2事業に限らず、調達に当たっては、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としても相乗効果が期待できない事業を分割して複数契約にして実施する等、事業者の入札機会の拡大を図り、特許庁システム等に関連する真にやむを得ない随意契約を除き、全ての案件について競争的手法により契約を締結した。 これら取組について、調達等合理化計画において適切に計画、実施するとともに、外部有識者及び監事を委員とする契約監視委員会において点検、評価を行うなど引き続き一者応札・一者応募の改善に努めている。	引き続き、毎年度調達合理化計画を定め外部有識者及び監事を委員とする契約監視委員会において、点検、評価を行うなど一者応札・一者応募の改善に努める。
07 組織体制の整備	特許庁の新業務システムの運用開始に伴う体制・職員の縮小の計画的実施	26年度から実施	特許庁の新業務システムの運用開始に伴い、体制・職員の縮小を計画的に実施する。また、現行システム稼働の間の経費について抑制を図る。	3	民間の産業財産権情報提供サービス事業者向けに提供している「整理標準化データ作成・提供事業」について、第四期中期目標及び中期計画において、「特許庁業務・システム最適化計画（平成25年3月15日改定）の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性を損なうことがないよう第四期中期目標期間中に段階的に廃止を進める」としている。 また、当該整理標準化データ作成・提供事業の実施にあたっては、複数年契約の実施等により経費の抑制を図っている。	特許庁の新業務システムの進捗等を踏まえ、整理標準化データ作成・提供事業について段階的に廃止を進める中で、体制・職員の縮小を実施する。

【その他】

08	独立行政法人の形態で行うことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。（国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行うべきものであるかどうかを厳しく精査する）。	『独立行政法人改革等に関する基本的な方針』（平成25年12月24日閣議決定）において、INPITは「中期目標管理型の法人とする。」（行政改革推進会議）と判断され、平成27年4月1日に施行された『独立行政法人通則法』により、『中期目標管理法』と位置づけられたところである。	今後も引き続き独立行政法人の形態により事業を行う。
----	--	---	---------------------------

No.	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険	※平成29年4月1日に特殊会社に移行。
-----	----	----	-------	-----	--------	---------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。	1	平成20年度末をもって(財)貿易保険機構は解散した。同財団に委託していた一部業務を内製化するとともに、その他業務については一般競争入札を実施している。	今後も一般競争入札を実施していく。

No.	70	所管	経済産業省	法人名	日本貿易保険	※平成29年4月1日に特殊会社に移行。
-----	----	----	-------	-----	--------	---------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施	民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目的とする新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。	1a	<p>〈国内業務提携ネットワークの拡充〉</p> <p>平成23年4月より、民間保険会社への販売業務委託等を通じて、貿易保険商品に関する情報やノウハウを共有するとともに、商機関の協力による効率的な新規顧客の開拓に関する取り組みを行った。</p> <p>平成23年12月より、中堅・中小企業の海外展開支援を積極的に支援するため、日本各地の同支援に積極的な地域金融機関と業務委託契約を締結し、「中堅・中小企業海外事業支援ネットワーク」を構築し、全国の中堅・中小企業が普段取引のある地域金融機関を窓口としてNEXIIに貿易保険の相談が出来るようになった。</p> <p>平成27年度末までに105金融機関との間で業務委託契約を締結。</p> <p>〈再保険スキームの活用〉</p> <p>平成22年12月、日系海外現地法人の輸出・仲介貿易を支援するため、日系損保海外現地法人との再保険引受けを通じて、NEXIが貿易一般保険を引き受ける新たな取組を平成23年度から前倒しで導入。引き続き、その積極的運用を図ることとされた(平成23年4月8日閣議決定)。</p> <p>平成24年3月、香港において、日系損保海外現地法人との再保険引受けを通じて、貿易一般保険の引受を開始。</p> <p>平成25年5月、シンガポール、香港、タイにおいて、日系損保海外現地法人との再保険引受けを通じて、新たに開発した新取引信用保険(民間保険会社の引受キャパシティを補完するプログラム)の引受を開始。</p> <p>平成28年5月、英国において、欧州三井住友海上との再保険引受けを通じて、新取引信用保険の引受を開始。</p> <p>こうした取り組みを通じて、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備。</p>	<p>中堅・中小企業支援のために提携金融機関との業務委託を更なる拡大を図るとともに、このネットワークを最大限活用して、海外展開を行う顧客への相談とサポートを行っていく。</p> <p>今後も、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備していく。</p>
	貿易保険事業	利便性の向上	23年度から実施	中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。	1a	<p>〈関係機関との連携強化〉</p> <p>上述のとおり、平成27年度末までに105金融機関との間で業務委託契約を締結しており、こうした連携を通じ、地域の中小企業の国際展開支援を強化。</p> <p>各地の提携金融機関及び公的連携機関と連携し、これらの機関が主催するセミナーに講師の派遣等を実施。</p> <p>平成28年2月、提携金融機関全行庫を対象にネットワーク会議を開催。</p> <p>〈各種手続のWEB化による利便性の向上〉</p> <p>平成23年5月にNEXIウェブサイト进行全面刷新し、中小企業向けのページを新設。平成26年8月に中小企業向けのページを利便性向上の観点から改訂。平成27年7月には、貿易保険の各種申請に関する専用システムでのウェブサービスの提供を開始し、諸手続(シッパー及びバイヤー登録、貿易保険申請内容の閲覧など)を簡素化。</p> <p>日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の海外子会社による海外現地金融機関等からの資金調達を円滑化するための措置の導入を内容とする「中小企業経営力強化支援法」が平成24年6月21日成立(同年8月30日施行)。</p> <p>平成24年4月より中小企業向けの保険商品である「中小企業輸出代金保険」の商品内容の見直しを実施。同商品における保険料率の引下げ、引受金額にかかる制限の緩和、利用対象者の拡大等を実施した。平成27年4月には、中小企業に対する「バイヤー調査費用の無料化サービス」を8件に拡大を実施した。平成27年11月には「貿易一般保険・個別保険」を、平成28年3月には「中小企業輸出代金保険」の申込申請のウェブ化導入。また同年7月には、「中小企業輸出代金保険」を「中小企業・農林水産業輸出代金保険」に名称変更し、併せて農林水産業の各組合なども利用対象者とするなど農林水産事業者が利用しやすい商品への変更を実施した。内閣府・農水省・経産省と連携し、全国各地の農政局で貿易保険・中小企業・農林水産業輸出代金保険の説明を実施。</p> <p>なお、平成28年2月より、中小企業にわかりやすい説明を行うために、動画及びマンガ冊子を作成して配布。平成28年5月には、NEXI主催・JETRO共催で海外展開チャレンジセミナーを開催</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配慮しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに合わせた規模に縮小する。	1a	<p>平成23年4月より、大阪支店の機能を中小企業等向け貿易保険商品の販売等に特化し、人員も従来の半分程度に削減した。</p> <p>地方の中小企業等の利便性向上を図るため、平成23年4月、大阪商工会議所と業務協力に関する覚書を締結。</p> <p>また、各地の商工会議所(大阪商工会議所、京都商工会議所等)、金融機関(株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行)及び他の提携機関(日本機械輸出組合、日中経済貿易センター、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構、福岡貿易会、北九州貿易協会)と連携し、これら機関が主催するセミナー・説明会に講師の派遣等を実施。</p>	措置済み

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。	1a	3海外事務所とも、JETROが管理する会議室、受付などの施設を共同利用している。管理経費については、パリ事務所では、平成23年1月より事務所スペースを約2/3に縮小、ニューヨーク事務所では、平成18年より事務所スペースを約1割縮小、シンガポール事務所では、平成23年6月から賃料を約4割削減するなどの縮減を行った。 3海外事務所（パリ、ニューヨーク、シンガポール）の必要性について平成22年度中に検証を実施。諸外国のカントリーリスク及び信用リスクを引き受けるNEXIの貿易保険事業の性質を鑑みると、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性は一層高まるとの認識。 一方で、各事務所においては、事務所スペース削減、資料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施している。 なお、この検証結果については平成23年5月24日開催の経済産業省独立行政法人評価委員会日本貿易保険部会に報告、了承された。	今後も、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性を考慮しつつ、事務所スペース削減、資料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施していく。
04	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。	1a	平成21年11月17日閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき当法人で策定した「随意契約等見直し計画（以下、見直し計画）」に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行および一者応札・一者応募の契約の仕様書の変更（入札適合条件の緩和など）や公告期間の見直し（10日を原則20日とする）などの取り組みを進めてきたところであるが、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、競争性のない随意契約および一者応札・一者応募の契約について引き続き見直しおよび改善に努めつつ、新たに毎年度策定することとした「調達等合理化計画」のもと、随意契約にすることが出来る場合を明確化する等当法人の事務・事業の特性を踏まえた合理的な調達を進めている。 競争性のない随契約比率（金額ベース）は前年度平成26年度の4.9%から平成27年度には1.0%に改善。一者応札・一者応募の契約（件数ベース）は前年度と同様の5件となった。 また上記平成21年11月17日閣議決定を踏まえ設置した、外部の有識者及び監事等で構成される契約監視委員会が、平成27年度までの競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等についての妥当性を確認。	今後も、競争性のない随意契約の見直しを進める等公正性・透明性を確保しつつ、合理化も踏まえた調達を進めていく。
05	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレス指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。			

【その他】

06	平成22年10月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。				「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日 閣議決定）において、『「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社化に移行する。』とされた。 また、「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日 閣議決定）において、「貿易再保険特別会計については、平成27年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険（NEXI）に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。」こととされた。 平成25年1月24日の閣議決定において貿易再保険特別会計の廃止と全額政府出資の特殊会社化については当面凍結とされたが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日 閣議決定）において、「国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。」「貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。」こととされた。 平成26年8月29日の行革推進本部決定において日本貿易保険の特殊会社への移行時期が平成29年4月に決定された。 平成27年通常国会に「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同年7月10日に成立。（平成29年4月1日施行予定）具体的な措置内容は以下のとおり。 * 国の政策意図を反映させるため、国が引受基準を定めるほか、一定の重要案件について、国がNEXIに対し意見を述べることを可能とするなど、国との一体性を高めるための措置を法定するとともに、政府による株式全額保有を法定した。 * 保険金支払いに係る債務等に対する政府保証として、NEXIの借入等に対する政府保証のほか、保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達に困難な場合に政府が必要な財政上の措置を講ずるものとするを法定した。	引受基準（告示）や意見陳述の対象となる具体的案件（省令）については、平成29年4月1日付で施行済み。
----	---	--	--	--	---	--

No.	71	所管	経済産業省	法人名	産業技術総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	関西センター大阪扇町サイトは平成20年度、中国センターは平成21年度、直方サイトは平成19年度に売却の方向で検討する。	1	関西センター大阪扇町サイトについては、平成21年度に売却を完了、旧中国センター（呉市）については、平成20年度に売却を完了、直方サイトについては、土壌調査等の必要な作業を実施し、独法通則法46条の2第1項に基づき、平成25年2月に国庫納付を完了。	—

No.	7 1	所管	経済産業省	法人名	産業技術総合研究所
-----	-----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	研究テーマの重点化による事業規模の見直し	22年度から実施	グリーンイノベーション、ライフイノベーション等の分野への重点化により、事業規模の見直しを行う。また、毎年度、外部専門家による評価を実施し、産業創出の展望が見えないと判断されたテーマはその年度をもって廃止する。平成22年度においては、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る研究課題の廃止を検討する。	1a	<p>平成22年度においては、産業創出の展望の見えない11テーマを廃止する一方、産業創出への貢献が期待できる6テーマを新設し、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション等の分野への重点化に取り組んだ。</p> <p>平成23年度においては、情報通信・エレクトロニクス分野における技術融合を促進するため、産業創出の展望の見えないFEDディスプレイの開発等の研究課題を廃止し、既存の3テーマを2テーマに統合・合理化することにより、事業規模の見直しを行った。また、省エネルギー技術を推進する1テーマを新設して、グリーンイノベーション分野への重点化を図った。</p> <p>平成24年度においては、情報通信・エレクトロニクス分野において成果の展望が見えない社会知能技術研究の1テーマを廃止し、社会に安全の価値を戦略的に付加すべく情報セキュリティ研究への重点化を行った。また、環境・エネルギー分野においては、研究成果の移転・標準化・実用化を推進すべく木質系バイオマス資源に関する1テーマの拡充を行った。</p> <p>平成25年度においては、ライフサイエンス分野における技術融合を促進するため、産業創出の展望が見えないバイオメディシナル情報研究の1テーマを廃止し、創業支援研究への重点化を行った。また、環境・エネルギー分野において、環境化学技術研究の一部及び水素材料先端科学研究の2テーマを廃止し、我が国産業の競争力強化を支える観点から、触媒化学融合に関する1テーマを新設した。</p> <p>平成26年度においては、環境・エネルギー分野における技術融合を促進し、クリーンディーゼル技術と再生可能エネルギー技術の研究開発に貢献するため、新燃料自動車技術に関するテーマ等の再編・統合を行った。また、ナノテクノロジー・材料・製造分野では部材焼結技術のポテンシャルを活かし、産業界への貢献が見込まれるモーター部材の開発に取り組むため、磁性材料の開発に関するテーマを新設した。</p> <p>平成27年度においては、第4期中長期計画目標の開始に伴い、研究開発の成果の最大化とその他の業務の質の向上に関する事項として、①融合的研究を促進し、産業界が将来を見据えて産総研に期待する研究ニーズに応えられるよう、また、②産業界が自らの事業との関係で産総研の研究内容を分かり易くし、活用につながるよう、6分野から7領域に研究推進組織を改編した。</p> <p>平成28年度においては、トッパレベル大学の構内に連携研究を行う拠点を設置し、基礎研究、応用研究、開発・実証をシームレスに実施するオープンイノベーションラボラトリを開設した。ここでは大学教授と産総研研究員を兼ねるクロスアポイントメント制度等の活用により研究をスピードアップするとともに、産業界で活躍できる幅広い視野を持った実践的博士人材を育成するリーサーチアシスタント制度を活用した。</p> <p>外部専門家による評価については、平成22年度においては、産業界等出身者の比率を4割から6割に引き上げアウトカムによる評価の視点を強化しつつ評価を実施した。また、実施した外部評価を踏まえて、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る個別研究課題等を廃止した。</p> <p>平成23年度以降の外部専門家による評価についても、同様に産業界等出身者の比率を維持しつつ、アウトカムによる評価の視点を強化して評価を実施している。</p> <p>平成24年度においては、関連する他研究ユニットの評価委員会に研究ユニット長等が出席し、新たな連携課題等の発掘、検討に取り組んだ。</p> <p>平成25年度においては、研究ユニットの評価委員会に組織見直しを所管する部署が出席し、評価結果を組織見直しの検討の参考とすべく、その活用強化に取り組んだ。</p> <p>平成26年度においては、「研究ユニット活動総括・提言委員会」を開催し、外部専門家による評価結果を踏まえて、活動の総括及び今後の研究と組織のあり方等をとりまとめた。</p> <p>平成27年度においては、各研究領域・研究関連業務の外部評価委員会で領域の活動を総括した後に、研究所全体の自己評価検証委員会を開催し、今後の方向性について検討した。</p>	措置済み 引き続き、産業創出の展望について外部専門家による研究テーマの評価を実施し、7領域への重点化を行うことにより事業規模の見直しを行う。

		重複排除・連携強化	22年度から実施	運営費交付金による研究開発については、本法人の新規テーマ設定を審査する諮問委員会への他の独立行政法人の研究者等の参加、他の独立行政法人との研究協力協定の締結等の調整システムを構築し、関連分野の研究開発を実施する他の独立行政法人との重複排除・連携強化を徹底する。	1a	<p>新規テーマ設立及び見直しを審査する諮問委員会には、テーマに関係の深い他独法の研究者等を参加させ、重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>一層の重複排除、連携強化を進めるため、関連する他独法との研究協力協定について、これまで10法人と締結している。</p> <p>平成22年度においては、計量トレーサビリティの確保の相互協力に関して製品評価技術基盤機構と協力協定（MOU）を締結した。また、物質・材料研究機構、理化学研究所、情報通信研究機構等の関連する他の独法とシンポジウムを開催すること等により重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成23年度においては、防災科学技術研究所との地質分野の共同研究を強化するとともに、物質・材料研究機構、理化学研究所、情報通信研究機構等の関連する他の独法とシンポジウムを開催する等により重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成24年度においては、物質・材料研究機構と情報・エレクトロニクス分野の共同研究を強化するとともに、物質・材料研究機構、理化学研究所、情報通信研究機構等の関連する他の独法とシンポジウムを開催すること等により重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成25年度においては、国内の大学や公的研究機関等で生み出された優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるために、（独）理化学研究所及び（独）医薬基盤研究所等とともに「創薬支援ネットワーク」を構築し、重複を排除するとともに連携して支援を行っている。</p> <p>平成26年度においては、7月に物質・材料機構、東北大と日本が誇る素材・材料技術に関する「材料フェスタin仙台」を共同開催し、材料分野での重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成27年度においては、4月に理化学研究所との触媒化学分野ジョイントワークショップ等を開催する事により、材料・化学領域での重複排除・連携強化を徹底した。</p> <p>平成28年度においては、次世代人工知能技術の研究開発に関して文科省、総務省、経産省の3省連携の下、「次世代の人工知能技術に関する合同シンポジウム」を開催し、重複排除および連携強化を徹底するとともに競争力強化を図った。</p>	措置済み 引き続き、新規テーマの設立及び見直しの審査を実施する諮問委員会に、テーマに関係の深い他独法の研究者等を参加させるとともに、他独法との協定締結等をもって調整システムを構築することにより、重複排除・連携強化に努める。
		新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の資金の獲得の見直し	23年度から実施	NEDOの資金の獲得を見直し、本法人が実質的に単独で行う研究プロジェクトについては、NEDOの資金を使用しない。	1a	「化学物質の最適管理をめざすリスクトレードオフ解析手法の開発」などの産総研が実質的に単独で行うNEDO資金による研究プロジェクトについては、23年度以降実施しないこととした。	措置済み
02	国家計量標準の整備	研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	国家計量標準の開発に係る研究については、グリーンイノベーション、ライフィノベーション、産業国際展開（国際通商を支援する計量標準等）の分野に重点化する。新規の国家計量標準の整備はこれらの分野に限定する。	1a	<p>国家計量標準については、平成22年4月からの第3期中期計画期間において、新規の国家計量標準の整備に関し、前中期計画期間の実績と比較して整備数を約1/3に縮減するとともに、グリーンイノベーション、ライフィノベーション等に重点化する計画を策定し、以下のとおり着実に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、グリーンイノベーション1件、ライフィノベーション2件、産業国際展開分野1件を整備。 ・平成23年度は、グリーンイノベーション1件、ライフィノベーション4件を整備。 ・平成24年度は、グリーンイノベーション5件、ライフィノベーション4件、産業国際展開分野3件を整備。 ・平成25年度は、グリーンイノベーション7件、ライフィノベーション11件、産業国際展開分野6件を整備。 ・平成26年度は、グリーンイノベーション5件、ライフィノベーション3件、産業国際展開分野13件を整備。 ・平成27年度は、知的基盤整備計画に基づいて、長さ、質量、時間などの物理標準と標準物質の開発・範囲拡張・高度化等、整備を行う予定。 <p>平成27年4月からの第4期中期計画期間においては、より正確な計測基盤を産業活動に提供するため、ユーザーニーズ、規制対応など緊急度の高さ、優先分野を勘案し、定期的に変更される知的基盤整備計画に基づいて、計量標準、標準物質の整備と高度化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度は、知的基盤整備計画に基づいて、物理標準1件と標準物質13物質を整備。 ・平成28年度は、知的基盤整備計画に基づいて、長さ、質量、時間などの物理標準と標準物質の開発・範囲拡張・高度化等、整備を行う予定。 	措置済み 新規の国家計量標準については、毎年定期的に行われる知的基盤整備計画の見直しとも連動し、PDCAサイクルを働かせつつ、引き続き整備していく。

03	地質調査	地質調査、研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施	<p>地質調査、地質情報活用に係る研究については、領土の保全を含む資源確保、原子力発電所等インフラ立地、防災等の政策的観点から必要性が高い地域、研究テーマに重点化する。地質図幅の作成数については、全国一律の整備を見直し、インフラ立地等の観点から早急に作成する必要がある地域等に限定する。</p>	1a	<p>地質調査、地質情報活用に関する研究については、平成22年4月からの第3期中期計画期間において、「海域・海底利用に資するデータの提供」、「鉱物資源の確保」、「地震・火山活動等による自然災害の軽減に資するデータの提供」等を重点的に取り組む課題としている。それらを踏まえ、平成25年度は、鹿児島県徳之島周辺海域の海洋地質調査を実施し、徳之島西方で火口状の海底地形が見つかり、これまで知られていない海底熱水の噴出を確認した。また、モンゴル等で重レアアース微地の探鉱試験を実施し、重レアアースの分布・鉱量を精査し、鉱床の選鉱方法の評価を行った。平成26年度は南アフリカ共和国、米国、ミャンマー等で、各国の公的地質調査機関と共同でレアアース・レアメタル鉱床の開発可能性評価を実施した。</p> <p>インフラ立地の観点からは、平成25年度には駿河湾沿岸域においてボーリングと反射法探査データから富士山河口付近での地質構造を推定した。また、平成24年度に調査を行った石狩低地沿岸域の海陸シームレス地質情報集をとりまとめた。平成26年度からは関東平野沿岸域に集中し調査を開始している。具体的には房総半島沖の反射法地震探査や堆積物調査を実施した。防災等の観点からは、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて社会的注目度の高い巨大地震・津波、および火山災害について従来にも増して重点化を行っている。海溝型巨大地震・巨大地震の影響を強く受ける可能性の高い東北地方太平洋岸、房総半島、南海トラフ沿いなどの地域を対象に、過去の巨大地震や津波の履歴解明のため津波堆積物などの調査を継続している。また、津波浸水履歴情報を社会に発信するため、津波堆積物データベースを整備し、平成26年10月15日よりインターネット上で公開した。火山防災に関連しては、日本列島の火山活動情報を網羅したデータベースを統合・公開し、平成25年11月に噴火した東京南方の西之島火山の詳細データは、噴火後、多数のメディアを含め社会で活用された。</p> <p>地質図幅の作成については、平成22年4月からの第3期中期計画期間において、その作成数を、前期計画期間の実績と比較し1/2以下に縮減するとともに、インフラ立地等の観点から早急に整備の必要がある地域等に重点化する計画を策定し、以下のとおり着実に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度は、柏崎刈羽原発周辺地域等の4地域に限定し、整備を完了した。 ・平成23年度は、敦賀原発・美浜原発が位置する敦賀湾周辺および京都・八王子の都市部周辺等の5地域のうち、3地域について整備を完了した。また、残る2地域については、震災の被害の影響で作業が遅れており、現在、整備に向けた準備を進めている。 ・平成24年度は、H23年度計画で残された2地域を含め、大規模地質災害の危険性がある地域に隣接する都市・工業地域の4地域について整備した。 ・平成25年度は、鴻巣、南部、北川の3地域について地質図幅を整備した。 ・平成26年度は、1/5万地質図幅2区画（川俣、冠山）を整備、1/20万地質図幅2区画（横須賀、大分）を改定し、第3期中期計画における目標を達成した。 ・平成27年度は、1/5万地質図幅4区画（茂原、新潟及び内野、母島列島、播州赤穂）を整備、1/20万地質図幅1区画（松山）を改訂した。 	<p>第4期中長期計画に基づき、引き続き事業を実施するとともに、人口やインフラ設備が集中する沿岸平野部の防災に資する新たな地質情報整備として、ボーリングデータを活用した地質地盤図の作成を進める。</p>
04	地域産業の技術力の向上	地域センターの研究分野の重点化	23年度から実施	<p>地域センターにおける研究分野については、地域の産業集積、技術的特性をいかし、我が国の産業競争力強化のための技術開発センターとしての重点化を促進し、本部における研究との役割分担・連携を徹底する。</p>	1a	<p>各地域センターでは、地域産業界等の意見を踏まえつつ、また本部とも調整した上で、平成23年3月に「地域事業計画」を策定し、地域の産業集積や技術特性を活かした技術開発センターとなるよう研究の重点化を促進するとともに、本部における研究との役割分担・連携を徹底した。</p> <p>また、産総研と公設試、公設試相互における情報交換・企業等への技術開発支援等を通じて、機関相互の試験研究を効果的に推進するため、産総研は、「産業技術連携推進会議」（以下、「産技連」）の事務局として、公設試とのハブ機能の役割を担っている。</p> <p>平成23年度においては、地域事業計画を踏まえ、北海道センターでは植物工場でのイチゴによるイヌインテナーフェロンの大量生産技術に関して、共同研究先企業が薬事法上の動物薬の製造販売申請を完了し製品化に向けた取組を開始した。東北センターでは、東北地域の有力企業100社余りとの連携をシステム化する「東北ラボ100」を実施する等、地域産業界との共同研究等の取組を強化した。また、東日本大震災からの産業復興を踏まえ、平成24年3月に地域事業計画を見直した。</p> <p>また、産技連加盟公設試は、平成23年度に産総研を中核として、東日本大震災の被災県に立地する企業に対し、依頼試験（1,473件）、技術相談（2,304件）、開放機器利用（868件）等の支援を実施した。（産技連加盟公設試機関数：94機関、会員数：約8,800人（平成23年度））</p>	<p>措置済み</p> <p>地域産業の活性化及び産業復興への貢献に対する取り組み促進に向け、平成25年度に設置した「地域センター活動検証委員会」での検証や検討を踏まえつつ、研究機能と連携機能の特徴に応じた類型分けを行い、所在する地域の属性に応じた「橋渡し」を推進する。</p>

					<p>平成24年度においては、関西センターでは従来のLiイオン電池の黒鉛系負極の5倍以上の容量をもつシリコン系負極を開発し、電気自動車や大型蓄電池開発を目指す企業との共同研究を開始した。また、北海道センターでは、地元の産業界・自治体が出資して、完全密閉型遺伝子組換え植物工場の実証研究施設である「グリーンケミカル研究所」を敷地内に建設し、産総研植物工場基礎研究成果を産業応用に展開するまでの産学官連携拠点を整備する等、地域産業との連携の促進を図った。</p> <p>平成25年度においては、北海道センターの完全密閉型遺伝子組換え植物工場で共同研究を行っていた企業が平成25年10月に薬事法上の動物薬の製造販売承認を取得し、平成26年3月から販売を開始した。中国センターでは、つくばセンターの研究ユニットと連携して地域の中核企業グループと共同で生産ラインの365日24時間稼働化のためのランダムビッキングロボットシステムの開発を開始した。関西センターでは従来のLiイオン電池の正極材料に比べて6倍近い容量を持つイオウ系正極材料を用いた電池のサイクル寿命を実現レベルまで高めることに成功し、地域企業との共同研究を開始した。</p> <p>平成26年度においては、平成25年度に設置した「地域センター活動検証委員会」での検証結果を踏まえ、各地域センターの役割を明確化するために、研究・連携機能の特徴・方向性に応じた地域センターの重点化すべき分野を定めた。具体的には、臨海副都心センターはバイオ・IT融合、福島再生可能エネルギー研究所は再生可能エネルギー、北海道センターはバイオものづくり、東北センターは化学ものづくり、中部センターは機能部材、関西センターは電池技術、医療技術、中国センターはバイオマス利用技術、四国センターはヘルスケア、九州センターは製造プラント診断、を重点化研究テーマとした。</p> <p>平成27年度においては、新たに設置された各領域が、つくばおよび各地域センターにおける研究を統括する機能を持ち、本部と地域センターが連携して地域産業の活性化に貢献する体制とした。</p> <p>平成28年度においても領域と地域センターとの意見交換の機会を設けるなどにより、引き続き本部と地域センターが連携し、地域産業の活性化に貢献する体制の強化を進めた。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	直方サイト	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。	1b	「直方サイト」については、現物による国庫納付を実施するに当たり、平成24年2月に福岡県から土壤汚染対策法に基づく区域指定（行政指導）を受けた。このため、土壤掘削除去工事等の必要な措置を行い、指定解除を受けた後、平成25年2月に国庫納付を完了。（現物納付：簿価81,418,686円）	
06	事務所等の見直し	地域における研究サイトの廃止	22年度以降実施	秋葉原サイトを平成23年3月に廃止する。 つくば中間サイト、小金井サイトについてはそれぞれ、平成22年度末、平成23年度末に見直しを行い、共同研究終了時に廃止する。 その他研究サイトについては、研究プロジェクト終了時に、廃止を含めた見直しを徹底する。	2a	「秋葉原サイト」については、平成22年度末で廃止し、国庫納付等の手続きも平成24年3月に完了。（金銭納付：44,400,848円（買貸終了に伴う敷金返納額）） 「中間サイト」における共同研究については、平成22年度末で終了し、研究施設等について補助金適正化法に基づく「処分申請書」を経済産業大臣に対し提出、承認を得た。また、国庫納付等の手続きも平成23年12月に完了。（金銭納付：371,428,000円） 「小金井サイト」における共同研究については、平成23年度末で終了。国庫納付に向け、平成25年2月、4月、8月、平成29年5月に入札を実施したが、いずれも不調。引き続き、国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。（簿価：361,382,554円、平成29年3月末時点） 「瀬戸サイト」については、平成23年度末に廃止し、業務は中部センター本所に集約化している。現物による国庫納付を実施するに当たり、土壤調査等の必要な措置を実施し、平成24年10月に愛知県から土壤汚染対策法に基づく区域指定（形質変更時要届出区域）を受けた。土壤改良工事を実施し、平成26年3月に国庫納付を完了。 「八王子支所」については、平成23年度末の共同研究終了に伴い、廃止した。	小金井サイトについて、平成29年度中の国庫納付等に向け、必要な手続きを進める。
07		特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	本法人の特許生物寄託センターと、製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	平成23年7月に策定したアクションプログラムに基づき、産総研の特許生物寄託センターをNITEの特許微生物寄託センターに平成24年4月1日に統合した。平成25年4月1日からはこれまでNITEがつくばと木更津で実施していた特許微生物寄託業務を木更津1か所に集約して実施。	措置済み
08	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	1a	平成27年度においては、「独立行政法人改革等に関する基本方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、「随意契約の見直し計画」に代わり「調達等合理化計画」を平成27年7月に策定した。本計画に基づき、適切な随意契約に向けた取り組みとして、契約監視委員会からの意見を踏まえ、産総研の研究開発業務を考慮した随意契約約することができる事由（19項目）を明確化し、平成27年10月1日付で規定化した。本規定化により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施した。 また、一者応札・一者応募の低減に向けた取り組みとして、競争入札への参加拡大を図るため以下の取り組みを行った。 ・過去の納入実績をメーカー別や納入事業者別の切り口でデータを整理し、入札参加見込み者への参加呼びかけ情報として組織的共有を図り、従前からの産総研公式ホームページに入札情報を掲載して業者へ周知する方法のほか、業者へ直接「入札案件を産総研公式ホームページに公告した」旨の案内及び競争入札への参加呼びかけの連絡を実施した。また、産総研公式ホームページ掲載のほか、RSS自動配信を活用し、情報配信を行った。 ・業者が計画的に競争入札へ参加できるよう、入札公告前に次年度分の年間契約予定一覧を産総研公式ホームページに掲載し、より早期な業者への入札情報の提供のほか、RSS自動配信及び産総研メルマガの広報媒体を活用し、情報配信を行った。 ・産総研公式ホームページにおいて、地域センターを含む全拠点の入札公告等がまとめて確認できるよう、調達情報のポータルサイト方式を実施した。 ・事業内容に応じて適切な公告期間（公告日から入札日（締切日）まで）を設けるとともに、必要に応じて仕様書の詳細等を業者に説明する入札説明会を開催した。	措置済み

					<p>・複数年度にわたって事業を継続することが適当な案件については、可能な限り複数年度契約に移行することとし、契約期間拡大による案件規模のメリットによる業者の参入を促す取り組みを実施した。</p> <p>【平成27年度一者応札・一者応募状況】 (件数ベース) 2者以上：566件 (23.6%)、1者以下：1,836件 (76.4%) (金額ベース (単位:千円)) 2者以上：16,857,318 (41.9%)、1者以下：23,362,103 (58.1%)</p> <p>【平成26年度一者応札・一者応募状況】 (件数ベース) 2者以上：661件 (23.4%)、1者以下：2,163件 (76.6%) (金額ベース (単位:千円)) 2者以上：8,259,362 (20.5%)、1者以下：32,028,467 (79.5%)</p>		
09	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から26年度	<p>企業との共同研究などの促進、国内のみならず海外からの資金獲得、研究施設の外部利用等の際の受益者負担の適正化等により、外部資金による研究規模が第3期中期目標期間（平成22年度から平成26年度）終了時までに運営費交付金の50%以上となることを目指す。</p>	1a	<p>技術研究組合を活用した企業との共同研究、外部の競争的資金の獲得を推進すること等により、外部資金による研究規模の拡大に努めた。</p> <p>【平成26年度実績：運営費交付金608.3億円に対して外部資金362.5億円 (59.6%)】 【平成25年度実績：運営費交付金582.1億円に対して外部資金321.9億円 (55.3%)】 【平成24年度実績：運営費交付金600.8億円に対して外部資金356.2億円 (59.2%)】 【平成23年度実績：運営費交付金603.9億円に対して外部資金350.5億円 (58.0%)】 【平成22年度実績：運営費交付金614.1億円に対して外部資金344.1億円 (56.0%)】</p>	措置済み

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	生活安全分野	1	平成20年1月30日、製品評価技術基盤機構（NITE）と国民生活センターはその連携・協力の推進に関する合意を行い、情報共有としてのPIO-NETとの接続や商品テスト等における技術協力等に取り組むこととした。 この合意により、PIO-NET端末機をNITEの2箇所に設置するとともに、テストに係る実務者レベルでの会議を行うためのテレビ会議回線を整備し、国民生活センター商品テスト部とNITEの製品安全担当部署の実務者会議を毎月実施し、テスト品目の重複回避のため情報交換、それぞれが実施したテスト等の進捗報告、保有する試験機器の相互利用等の具体的協力・連携を推進してきている。 また、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結し、この協定に基づき、これまでに1件の分析依頼があった。	国民生活センターとの連携については、今後ともNITEが分析可能な項目について、協定に基づき協力を行う。
		化学物質安全管理分野	1	平成20年度から外部委託を開始し、現在においても実施している。	外部委託により実施することが効率的な外部公開情報の収集作業について、今後外部委託を実施していく。
		計量・標準分野	1	外部事業者の能力向上を図り、これまでに外部事業者の提供する技能試験として13プログラムを活用した。今後も引き続き外部事業者の能力向上を図り、外部事業者が提供する技能試験を活用していく。	外部事業者の能力向上、その提供する技能試験を活用していく。
4	組織の見直し	非公務員化	1	第3期中期目標期間の開始に当たり総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された勧告において「役職員の身分の在り方については、今後、政府部内で行われる独立行政法人の組織及び制度に関する議論を踏まえ、必要に応じ、改めて検証するものとする。」とされ、身分は公務員としている。 なお、「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ（平成25年6月5日）」において、法人の分類について「国との密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人は役職員に公務員身分を付与する」との考え方が示されていることに鑑みれば、NITEの役職員の身分の扱いについては、過去の整理を変更するものではない。	NITEが実施する業務の性格に鑑みれば公務員の身分を与えることが適当であり、大きな業務の見直しがある場合はその見直しと併せて検討する。
		支部・事業所等の見直し	1	NITEの本部及び地方支所は、全国の消防本部及び警察署と連携し役割分担を行うことにより効率的・効果的に製品安全等の業務を実施している。特に、地方支所については業務量に応じた人員を配置しているところであるが、今後とも効率的・効果的な体制となるよう、毎年度、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施した。 また、北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減らすことで管理経費を約7,400千円削減した。	支所の業務のあり方等について毎年度見直す機会を設け検証していく。
6	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の見直し	1	累次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。	事故原因究明を効率的に実施するため外部人材の確保に今後とも努める。
7		製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様な高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。	1	人材については、他部門からの協力支援により既に一体的な活用の仕組みを構築。製品安全に係る業務の大幅な増加に対応するため、平成19年度製品安全関係業務に係る人員投入量を15人分増加させ、効果的な資源再配分を行った。 また、洗顔石けんによる生物的アレルギーやデスクマットに含まれる化学物質によるアレルギーに関する製品事故について、その製品事故の性質に応じバイオテクノロジー部門や化学物質管理部門と連携しその原因究明を実施するほか、部門間での人事異動を推進し各部門間での連携の強化を図っている。	今後とも部門間での人事異動などを通じて部門間の連携について強化を図っていく。

No.	72	所管	経済産業省	法人名	製品評価技術基盤機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。	1a	独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と独立行政法人国民生活センター(国民生活センター)は、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析であってNITEが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、平成23年5月17日に協定を締結した。協定に基づき、これまでに1件の分析依頼があった。 警察については、警察庁から全国の警察署に対し、押収等した製品について、NITEから情報提供等の要請があった場合これに対して協力すること等を示した通達(平成21年2月19日)が発出された後、適切に連携を行っている。NITEへ通知された製品事故情報の件数は平成23年度20件、平成24年度21件、平成25年度17件、平成26年度18件、平成27年度27件、合同調査の件数は平成23年度35件、平成24年度30件、平成25年度25件、平成26年度28件、平成27年度31件である。 消防庁に対する火災製品事故の原因調査への協力要請により、平成23年2月、関係機関(消防庁、代表的な消防本部、METI、NITE)による情報連絡会を開催し、役割分担を踏まえた効果的・効率的な連携について検討を行った。その結果、消防庁から全国の消防本部に対し、原因調査のための情報提供等に協力することを示した通達が平成23年6月23日付けで発出された。また、平成25年7月22日には、消防機関と連携に関する連絡会を昨年度に引き続き開催し、当該通達の再周知、製品火災報告事案照会についての弾力的な対応等について協議した。 通達発出以降、NITEへ通知された製品事故情報の通知件数は平成23年度235件、平成24年度252件、平成25年度299件、平成26年度316件、平成27年度282件、合同調査の件数は平成23年度183件、平成24年度195件、平成25年度250件、平成26年度271件、平成27年度250件である。	国民生活センターとの連携については、引き続きNITEが分析可能な項目について、協定に基づき協力を行うこととしている。 消防、警察等との連携については、連携を進める際に発見された課題、問題点を経済産業省を通じて関係機関に提示し、都度、解決を図りながら更なる業務の効果的・効率的な実施を図っていくこととしている。
	地方支所の効率化	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。	1a	NITEは、消防庁及び警察庁から全国の消防本部及び警察署に通達が発出された後、上覧のとおり適切に情報収集をおこなっている。 地方支所については、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き効果的・効果的な体制となるよう、平成23年度末の製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施した。 北関東支所において、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化し、平成24年4月1日に燃焼技術センターとして改組した。これにより、燃焼技術センターに配属される人員を1名減とすることで管理経費を約7,400千円削減した。	措置済み
02 化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施	化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行うことが真に効果的か事業の在り方を検討する。	1a	平成23年9月より独立行政法人の制度及び組織の在り方の見直しが行われ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)の中で、化学物質管理関連業務は、国の判断と責任の下で、国と密接な連携を図りつつ、确实・正確な執行に重点を置いて実施する行政執行法人という組織形態で行うこととされた。	措置済み
	化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。	1a	二次元コードを利用したプログラムを平成23年3月に開発後、届出実績のある事業者に当該プログラムを配布するとともに、ホームページからダウンロードできるよう措置した。 また、主要な業界専門紙に広告を掲載するとともに、プログラムの使い方等に関するサポート窓口を設置(平成23年4月)し、普及啓発に努めた。その結果、書面届出のうち、当該プログラムを利用したものが約45%を占めた。 これにより、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の電子化処理に要する時間が約18%削減された。	措置済み

03	バイオテクノロジー関連業務	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	平成24年4月1日に産業技術総合研究所（つくば市）の特許生物寄託センター（IPOD）の業務をNITEへ統合。平成25年4月1日にIPODをつくばからNITEの生物遺伝資源センターがある木更津に移転した。	措置済み
		生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務等によるコスト削減を行う。	1a	生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の兼務により、業務の効率的な実施を行っている。平成25年4月1日から、木更津1か所に集約して効率化を図ること等により、コストの削減を図っている。	措置済み
04	適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施	標準物質総合情報システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。	1a	自ら情報入力ができる2事業者については、25年度上半期のデータ修正等を自ら実施し、その修正内容を認定センターで確認し公表を行った。また、更なる、標準物質総合情報システムの運用に係る効率的な業務の実施方法を検討した結果、平成25年10月1日に当該業務を産業技術総合研究所に移管した。	措置済み
05	講習業務	事業の廃止	22年度から実施	電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行った上で、本法人の業務としては廃止する。	1a	事業仕分けによる講習実施主体選定における透明性向上及び競争環境の導入が必要との指摘及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を受け、公募により複数者を指定できるよう省令改正を行い、平成24年5月31日に公布したところ。これを受け、NITEは、平成24年度末をもって講習業務を本法人の業務としては廃止する。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	事務所等の見直し	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方について改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行う。	1a	上記のとおり。	措置済み
07	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合（再掲）	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。	1a	上記のとおり。	措置済み
08	業務運営の効率化等	22年度から実施	各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。	1a	化審法関連の化学物質情報基盤システム事業及び化管法関連のPRTR制度（化学物質の排出・移動量を届け出る制度）の実行用データベース運営事業については、厚生労働省及び環境省が予算措置を行うための予算要求を実施し、これを踏まえNITEは委託費を獲得した。 認定業務における審査・検査手数料について、受益と負担の関係の適正化を図るため、利用者への影響等も踏まえつつ、手数料設定根拠を見直し、審査・検査等の手数料を改訂した（平成22年10月実施：改訂前77千円、改訂後232千円）。また、試験活動等を国内外の複数の事業所で分担して実施する事業者のように、多様化する事業体系に対応するための審査手数料を新たに設定し、手数料収入の増加に努めている（平成23年11月、平成24年4月、平成25年4月、平成26年1月改訂実施）。 バイオテクノロジー分野における企業等が所有する生物遺伝資源に関する災害時における消失回避等により、我が国の生物遺伝資源を活用した産業競争力の確保に資するため、依頼を受けて実施するバックアップの業務について、受益と負担の関係の適正化を踏まえてバックアップ業務のメニューを一新し、今までの機器単位に加えて箱単位で菌株を保管できる業務を開始するなど、依頼者の利便性も考慮したメニューを設定し、手数料収入の増加に努めている。（平成28年3月30日規程制定）	引き続き、必要に応じた手数料の見直しを行うとともに、手数料を徴収する業務に関する広報を実施するなどして利用者の拡大を図り、手数料収入等の増加に努める。

No.	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ○鳥飼敷地、福岡地行敷地、祖師谷宿舎、桜新町倉庫は、平成22年度を目的に、太宰府敷地、筑紫野敷地、研究施設については次期中期目標期間中に売却等を行う。 ・鳥飼敷地、福岡地行敷地について、平成21年9月に売却処分済み。 ・祖師谷宿舎、桜新町倉庫について、それぞれ平成22年8月及び6月に売却処分済み。 ・「災害時における石油の供給不足への対応等のための石油の備蓄の確保等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、粕屋敷地、太宰府敷地、吉塚倉庫の売却額、筑紫野敷地及び篠栗書庫を平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管済み。 ・指摘を受けた3つの研究施設について、先進型廃棄物発電フィールドテスト事業施設については、平成20年12月に売却処分済み、坑外模擬施設については、平成22年1月に解体撤去済み、噴出試験設備については、平成24年3月に売却処分済み。 	1	(措置済みのため記載無し)
2	同上	同上		<ul style="list-style-type: none"> ○白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。 1 白金台研修センターについて、平成24年3月30日に国庫へ現物納付済み。 	1	(措置済みのため記載無し)

No.	73	所管	経済産業省	法人名	新エネルギー・産業技術総合開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 【研究開発関連業務】 技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	技術シーズ育成事業（若手研究者を対象とした先導的産業技術創出事業）については平成24年度以降の新規案件の採択は行わないこととした。 事業規模は平成22年度予算33.1億円から24年度予算額17.6億円と、平成22年度比で15.5億円を縮減した。	措置済み
02 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない1者による事業は実施しないこととしている。かかる観点から産総研向け支出も精査した結果、平成24年度には支出総額は33億円（平成21年度比▲61億円）、件数は39件（平成21年度比▲95件）となった。 予算策定過程において、国による査定が行われており、NEDOのマネジメント機能が活かせる事業に重点化されている。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	措置済み
03 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業②実証事業	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との関係の見直し ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方が見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化 以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。	1a	NEDOの研究開発マネジメント機能が活かされない1者による事業は実施しないこととしている。かかる観点から産総研向け支出も精査した結果、平成24年度には支出総額は33億円（平成21年度比▲61億円）、件数は39件（平成21年度比▲95件）となった。 予算策定過程において、国による査定が行われており、NEDOのマネジメント機能が活かせる事業に重点化されている。 JSTの総括部署、プロジェクト担当部署同士による連絡会を平成24年度は9回開催して、双方の事業についての情報共有や意見交換を行った。これにより、一部のプロジェクトについて、具体的な連携が図られている。	措置済み
04 【研究開発関連業務】 ナショナルプロジェクト事業③基盤技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件について、事業化計画等に関する進捗よく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。	1a	新規案件の採択は行っていない。 既往案件については、事業化計画の進捗よく状況等に基づき、費用対効果も勘案しつつ、平成27年度は103件の報告書徴収や37回の現地調査を実施した。今後とも資金回収の徹底を図る。	引き続き、新規案件の採択は行わない。 また、既往案件については、事業化計画の進捗状況に基づき、費用対効果も勘案しつつ現地調査を実施し、引き続き資金回収の徹底に努める。
05 【研究開発関連業務】 実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化	1a	マネジメント機能が活かせる事業に重点化するため、あらかじめ政策的ニーズの高い課題を設定した公募を行うとともに、引き続き技術指導を行うこととした。 JST等の他法人との連絡会や合同イベント等を開催することで、プロジェクト運営に係る情報共有や意見交換、研究開発成果の普及促進を図っている。	引き続き、研究開発マネジメント機能が活かせる事業への重点化等に努める。
06 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減 補助事業の重点化等による見直し	23年度中に実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。	1a	地域新エネ・省エネビジョン事業等を平成22年度でNEDO事業から廃止。	措置済み
07 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ②新エネ債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。	1a	平成23年度以降、毎年保証契約に要する額を再計算し不用額が確定次第、順次国庫納付予定。平成23年度に債務保証残高が44.1億円のところ、平成27年度においては前年度27.0億円から15.3億円に減少した。	引き続き、不要額が確定次第、順次国庫納付に努める。
08 新エネルギー・省エネルギー導入普及事業等 ③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。	1a	平成25年4月1日に移管済み。	措置済み

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09 京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。	1a	平成25年度末までに9,749万トンを取得し、政府目標の約1億トンをほぼ達成した。当業務については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第1条の2（旧法）に基づき、平成28年3月31日に廃止した。 なお、平成28年度は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（平成28年法律第18号）附則に基づき、相手国に対し日本から支払った資金の環境プロジェクトへの適切な使用に係る確認作業等を行う。	本事業は平成28年3月末の法改正をもって廃止。
10 【経過業務】 鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（168億円）	措置済み
11 【経過業務】 石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。	1a	平成25年4月1日に移管済み。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
12 省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（約10.6億円）	措置済み
13 省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（約21.8億円）	措置済み
14 新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。	1a	平成23年度以降、毎年保証契約に要する額を再計算し不用額が確定次第、順次国庫納付予定。平成23年度に債務保証残高が44.1億円のところ、平成27年度においては前年度27.0億円から15.3億円に減少した。	引き続き、不要額が確定次第、順次国庫納付に努める。
15 鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、繰越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。	1a	平成23年3月29日に国庫納付済み。（168億円）	措置済み
16 不要資産の国庫返納 省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（5億円）を国庫納付する。	1a	平成23年10月4日に国庫納付済み。（5億円）	措置済み
17 区分所有宿舍	23年度以降実施	区分所有宿舍（6戸）の売却を行い、売却収入を国庫納付する。	1a	平成25年1月25日に国庫納付済み。（約0.2億円）	措置済み
18 粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。	—	当該資産は、「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、平成25年4月1日に石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管され、当該機構が対応する。	—
19 伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。	1a	平成28年3月18日に国庫納付済み。（約0.02億円）	措置済み
20 研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。	1a	平成24年3月27日に国庫納付済み。（約0.1億円）	措置済み
21 白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。	1a	平成24年3月30日に現物納付済み（簿価約9.2億円）。	措置済み
22 地方支部の廃止	24年度以降実施	地方支部（北海道、関西、九州）については、小規模な北海道支部は廃止し、関西・九州支部は管理機能を本部に統合する。 なお、九州支部は石炭関連業務の石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管問題を踏まえて検討する。	1a	平成25年3月末で北海道支部、九州支部を廃止した。 関西支部については管理機能を本部に統合した。	措置済み
23 会議室の共用化	23年度中に実施	東京会議室について、他の独立行政法人と共用化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。	1a	23年10月から経済産業研究所（RIETI）と会議室共用化を実施済み。	措置済み
24 事務所等の見直し 海外事務所の見直し	22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JOGMEC、JETRO）との協力を合意済み。今後、個々の海外事務所の賃貸借契約期間、移転条件等の諸状況を踏まえ、海外事務所施設等の共用化・近接化を個別具体的に進めるとの結論を得た。なお、当該合意に基づき、JOGMECとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについてもバンコク事務所、欧州事務所等の会議室の相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、賃貸借契約期間の到来、移転条件等を勘案し、JETROと同じビルに平成24年5月に移転済み。	措置済み

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
25 取引関係の見直し	民間からの出向者数の見直し	23年度から実施	民間からの出向者数については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。	1a	民間からの出向者数については、引き続き抑制していく。	措置済み

No.	74	所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し			
		職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。	1	22年度（23年3月）に国庫納付済み。	
		FAZ支援センター（大阪りんくう）について、平成22年度内に売却する。	1	22年度（23年3月）に国庫納付済み。	
		職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。	1	<p>○22年度までに西宮宿舎、千里山宿舎、江戸川台宿舎を閉鎖（21年9月：西宮、千里山、22年12月：江戸川台）。</p> <p>○西宮宿舎については24年2月20日に現物により国庫返納済。千里山宿舎については、売却の上、24年3月に国庫返納済。</p> <p>○江戸川台宿舎については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で提供した後、29年4月に国庫納付済。</p>	24年4月3日行政改革実行本部決定「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」および24年12月14日行政改革担当大臣決定「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」の決定事項に基づき、今後5年を目処に、首都圏の宿舎（借上を含む）について全体の約3分の1を廃止する。

No.	74	所管	経済産業省	法人名	日本貿易振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。	1a	・相手国からの要望や日本企業のニーズに加え、海外事務所別の業務実績や支出実績、人件費・管理コスト等を総合的に勘案した結果、27年度中の北欧3事務所（ヘルシンキ、コペンハーゲン、ストックホルム）の閉鎖を決定。 ・これまでの政府方針に基づき、当機構と、国際協力機構（JICA）、国際交流基金（JF）、国際観光振興機構（JNTO）の4法人間で、3人以上の海外事務所が設置されている16都市については、共用化・近接化に向けた取り組み等を進めるとの結論を得て、定期的に進捗状況をモニタリングするとともに経済産業省ほか関係機関と情報共有し、その成果をフォローアップする環境を整備。その結果、25年度は6月にメキシコシティで当機構がJICAやJFと同一地区に移転し近接化を果たしたほか、26年3月にジャカルタで当機構、JFと同一ビルにJNTOが新たに入居し共用化。26年度には、11月にハノイにてJICAが当機構及びJFの事務所から徒歩圏内の物件に移転したほか、12月にはロンドンでJFが当機構と近接する物件に移転し、近接化を実現。加えて、2法人が海外事務所を設置する都市においても、6月にはパリでJICAの移転により当機構と近接化、上海では当機構が事務所面積を縮小し、空いたスペースにJNTOが6月に移転し共用化した等の成果が出ている。また、その他の都市についても適宜フォローアップを実施。 ・16都市それぞれで締結している「業務協力に関する合意書」に基づき、来訪企業・関係機関等に対する取組及び連絡先の紹介、各種イベントの関係者への周知、広報用資料の相互配置等の連携を実施。さらに、合意書の一環で、相互の施設の共用化を図り、経費を節減（例：北京、ロンドンのJFの多目的ホールを当機構やJNTOに貸出）。	措置済み
	事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けEPA制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。	1a	・各事業については、翌年度の経営方針を定める「経営方針決定会議」や、組織のPDCAを図る「アウトカム向上委員会」等を通じて随時見直しを実施。 ・毎年度、各部の基本方針及び具体的な活動方針を審議し、その中で相対的にニーズが低い事業等は廃止・縮小するなど、見直しを実施。	引き続き、経営方針決定会議やアウトカム向上委員会等を通じて、組織全体で各事業の見直しに取り組む。
	利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。	1a	・当機構のサービスは中小企業を中心に提供されているが、より多くの中小企業に適切にサービスを提供する観点から、有償化や利用料金等の引上げの検討にあたっては、対象の範囲を「応分の負担能力のある受益者」とするなど一定の条件を設定している。 ・上記の点を踏まえつつ、26年度は一部分野の見本市参加に係る経費補助率を1/2から1/3に変更したほか、27年度にはジェトロが主催するジャパン・フェアの出展料について、大企業には全額負担を求めるようルールを改正するなど、より適正な受益者負担を求めた。 ・加えて、業界団体等からの受託事案件数の増加や、自治体からの要請に基づき設置している貿易情報センター（国内事務所）の運営費負担金について、新たに負担金を拠出する自治体の開拓等により、自己収入の拡大を図っている。	引き続き、有料セミナー・コンテンツ販売などに加え、自治体等からの受託事業や会員の獲得など自己収入の拡大に取り組む。
02 対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減	23年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テナポラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。	1a	・23年度に、21年度以降のピーク時の利用状況等を踏まえて以下の規模の見直しを実施し、入居率の維持・向上を図った。 東京（32部屋→23部屋、23年10月）、横浜（4部屋→3部屋、24年1月）、名古屋（5部屋→4部屋、23年4月）、大阪（6部屋→5部屋、24年1月）。 ・25年度に、大阪本部および名古屋貿易情報センターの移転時期に合わせて利用状況を再精査し、IBSC大阪、IBSC名古屋をさらに2部屋ずつ削減。 ・さらに26年度には、福岡事務所の移転に伴い、常設の対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）福岡を廃止し、27年度より必要時に民間の貸しオフィスを活用するオンデマンド方式へ切り替え。	措置済み
	対日投資ハンドブック発行事業の廃止	22年度中に実施	対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。	1a	22年度をもって廃止。	措置済み

03	開発途上国との貿易取引拡大	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものへの特化	23年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADIVのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。	1a	ASEAN・インド物流円滑化支援プログラム、南ア自動車裾野産業育成事業、ホーチミン（ベトナムIT）産業育成支援事業、メキシコ自動車裾野産業育成事業等を22年度中に廃止した。	措置済み
		ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	22年度中に実施	ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。	1a	22年度をもって廃止。	措置済み
04	調査・研究等	アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証	23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証の結果、シナジー効果が特に期待される取組として、アジア経済研究所の地域研究や計量分析のノウハウと、日本貿易振興機構が強みを持つ日本企業・現地日系企業のビジネス動向に係る情報を組み合わせたFTA/EPA分野の調査・研究、外国政府に対する政策提言研究、セミナー・公開講座の開催等の取組みを実施した。 ・ また、東アジア経済統合に貢献する政策提言・政策研究を行う国際機関ERIA（東アジア・ASEAN経済研究センター）を支援するため、機構本部とアジア経済研究所が連携して実施する調査・研究を継続した。 ・ 業務効率化の面では、出版流通業務の一本化、出版倉庫の統合、販売管理システムの統合等を進めた。 	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	敷金・保証金等	22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。	1a	・約353億円のうち、24年度までに約286億円を国庫納付済み。 ・残る大阪本部の借上保証金約67億円についても、預託期限である26年3月末に預託先である民間企業より返還を受け、26年7月に国庫納付済み。	措置済み
06		有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。	1a	有価証券評価差額金については、23年3月に国庫納付済み。	措置済み
07		JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。	1a	24年2月13日に現物にて国庫返納済 (21年度末の簿価 土地：174,000,000円、建物：21,086,818円)	措置済み
08	事務所等の見直し	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲）	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。	-	上記01に同じ。	上記01に同じ。
09		海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。	1a	上記01に同じ。	措置済み
10		職員宿舍の集約化、職員宿舍の自己負担割合の見直し	22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舍の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。	1a	・閉鎖した3宿舍のうち、江戸川台宿舍については、東日本大震災被災者のための宿泊施設として流山市に無償で貸与した後、29年4月に国庫納付済。 ・西宮宿舍については24年2月20日に現物により国庫納付済。千里山宿舍については、売却の上、24年3月に金銭により国庫納付済。 (21年度末の簿価 【千里山宿舍】土地：78,200,000円、建物：0円、【西宮宿舍】土地：97,100,000円、建物：0円) ・職員宿舍の自己負担率については、現時点で国家公務員と同水準となっている。	措置済み
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイレス指数を更に引き下げため、賞与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。			
12	人事管理の見直し	現役出向の見直し	22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。	1a	・現役出向については、個々の配置先の業務内容を精査した上で、現役出向の必要性、必要とされる資質等の検証を実施し、適材適所を徹底。	引き続き、現役出向の必要性等を検証し、適材適所を徹底する。
13	業務運営の効率化等	管理費の見直し	22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。	1a	・運営費交付金を充当して行う業務について、不断の業務改善及び効率的運営に努めている。第三期中期目標期間（23～26年度）に引き続き、第四期中期目標期間（27～30年度）においても、同期間終了時に、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間中、各年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う目標を掲げている。 ・第四期中期目標期間も、ニューヨーク事務所や北京事務所の移転などの固定費の削減に取り組んでおり、中期目標期間の最終年度には各年度平均で1.15%以上の効率化を達成する見込み。	第四期中期目標期間中も引き続き管理費の縮減に取組み、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間中、各年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行う。

No.	75	所管	経済産業省	法人名	情報処理推進機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 情報セキュリティ等対策の推進	国費の縮減及び仕組みの見直し	23年度中に実施	情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の節減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。	1a	ウイルス不正アクセス対策業務と脆弱性対策業務を担当するグループを平成23年4月1日に統合し、予算の効率化と人件費約500万円の節減を実現。さらに、従来の技術部門における技術的なリソース（人材、機能、ノウハウ）を有効に利用するため、各技術部門を統括する「技術本部」を設置（H23.7.1）。また、4つの相談窓口（ウイルス110番、不正アクセス相談、winny119番、不審メール110番）を一本化し、「情報セキュリティ安心相談窓口」を設置するなど、利便性の向上と業務の重点化を実施。	措置済み
02 情報システムの信頼性の向上	民営化を含めた抜本的な見直し	24年度中に実施	これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直す。その際、適切な受益者負担の在り方も検討する。	1a	第2期中期目標期間の最終年度となる平成24年度において、すべての事業について、適切な受益者負担の在り方も含めて抜本的な見直しを実施。 (1) IPA実施の妥当性について、民間事業者が実施した場合における比較の観点を勘案し、次の3つの基準を設定。すべての事業について、どの基準を満たすものであったのか評価を行った。 [民間では収集が困難な情報の収集が不可欠な事業] - 機微情報活用事業：企業秘密や機密性の高い情報の収集・分析が不可欠な事業 - ノウハウ集約事業：個別企業の経験やノウハウの収集・一般化が不可欠な事業 [政策的必要性] - 事業を開始した時点における政策的必要性に基づき実施したものであって民間では取組みが進まない事業 (2) 更に、今後は国民生活や社会基盤を支える重要インフラ分野や電子政府等における情報処理システムの信頼性・安全性の向上に係る取組みに重点化を図るとの観点から、すべての事業について、今後の方向性を次の4つの類型として整理した。 - 次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの - 移管先となる機関・団体において、必要に応じ改定等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管 - 所要の改訂を行う必要性が極めて高く、かつ民間では対応が困難な企業秘密扱いの情報収集・分析が不可欠な成果については、改訂業務を除き普及促進を民間移管するもの - 当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの (3) その結果、以下のとおり、全54事業のうちIPAとして優先的に取り組む事業を10事業に絞り込み、残りの事業は民間移管または事業終了とすることとした。また、当該見直しについて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会第二WGに対して説明を行うとともに、これを踏まえた次期中期目標及び中期計画について、経済産業省独立行政法人評価委員会です承されている。 ①次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。（10事業：重要インフラ情報システムの高信頼性対策、文字情報基盤整備事業等） ②移管先となる機関・団体において、必要に応じ改定等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管。（13事業：非機能要求グレードの策定・活用事例収集・研修用教材の策定、Rubyの国際標準化事業等） ③所要の改訂を行う必要性が極めて高く、かつ民間では対応が困難な企業秘密扱いの情報収集・分析が不可欠な成果については、改訂業務を除き普及促進を民間移管するもの。（8事業：ソフトウェア開発プロセスの改善強化事業、地域・中小企業における超上流工程の取組み強化事業等） ④当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。（23事業：上流工程での高信頼化技術促進事業、ビジネス環境の変化への迅速な対応事業等）	措置済み

03	高度IT人材の育成（スキル標準等）	民間では代替困難な業務以外の廃止	24年度中に実施	情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。	1a	<p>第2期中期目標期間の最終年度となる平成24年度において、すべての事業について、抜本的な見直しを実施。</p> <p>(1) IPA実施の妥当性について、民間事業者が実施した場合における比較の観点を勘案し、次の4つの基準を設定。すべての事業について、どの基準を満たすものであったのか評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘匿情報分析型事業：民間では収集が困難な、人事・経営、教育研修・知財等に関する秘匿性の高い情報の収集・分析が不可欠な事業 関係者調整型事業：多様な関係者の調整や連携が必要で、中立性・公平性を確保しながら実施すべき事業 政策実施型事業：事業を開始した時点における政策的必要性に基づき実施したものであって民間では取組みが進まない事業 法令明記型事業：法令でIPAにて実施が明記されている事業 <p>(2) 更に、すべての事業について、今後の方向性を次の4つの類型として整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。 移管先となる機関・団体において、必要に応じ改訂等のメンテナンスまで可能となる成果については、第2期中期計画期間をもって完全に民間移管。 諸外国との関係を損ないかねない業務を除き、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。 当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。 <p>(3) その結果、以下のとおり、全21事業のうち、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など民間では代替が困難な事業に特化し、他の業務を廃止することとした。また、当該見直しについて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会第二WGに対して説明を行うとともに、これを踏まえた次期中期目標及び中期計画について、経済産業省独立行政法人評価委員会です承されている。</p> <p>①次期中期計画期間において、中期目標に従って所要の見直しを行った上で事業に取り組むもの。(8事業：情報処理技術者試験の改革及び着実な試験実施に関する事業、未踏IT人材発掘・育成事業と環境整備事業等)</p> <p>②諸外国との関係を損ないかねない業務を除き、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。(2事業：スキル標準のアジア各国への導入支援事業、情報処理技術者試験のアジア展開事業)</p> <p>③当初の事業目的を達成したため、第2期中期計画期間をもって事業を終了するもの。(11事業：先導的産学連携実践的IT教育に関する調査事業、IT活用による中小企業経営に関する支援等事業等)</p>	措置済み
04	高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等）	試験実施業務の民間実施	23年度中に実施	平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（6地方支部）は全廃する。	1a	<p>情報処理技術者試験の企画業務以外の試験実施業務のうち、北海道、東北、九州の試験地区については、市場化テストのプロセスに基づき、平成22年度から民間との委託契約を実施するとともに、それぞれの支部を廃止済み。また、関東、中部、近畿の試験地区についても、平成23年度に民間との委託契約を実施するとともに、それぞれの支部を廃止済み。</p>	措置済み
05	オープン・クラウド環境整備	事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない）	23年度中に実施	緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。	1a	<p>平成23年度運営費交付金予算要求（4.5億円）から取り下げたため、法人の事業としては行わない。</p>	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	信用基金	22年度中に実施	債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。	1a	約90.5億円を国庫納付済み（平成23年3月29日）。	措置済み
07	不要資産の国庫返納	23年度中に実施	信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。	1a	新規引受を廃止した債務保証業務に係る財産的基礎の出資金（約2.3億円）については、国庫納付済み（平成23年3月29日）。また、上記以外の一般勘定における資産についても、精査のうえ政府出資金40億円を国庫納付済み（平成24年3月28日）。	措置済み
08	地域事業出資業務勘定の出資金	22年度中に実施	解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。	1a	約11.4億円を国庫納付済み（平成23年3月29日）。	措置済み
09	事務所等の見直し	24年度末までに実施	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。	1a	北海道、東北、九州の各支部は、平成22年12月をもって事務所を廃止。また、関東、中部、近畿の各支部についても、平成23年12月をもって事務所を廃止し、情報処理技術者試験実施のための借上事務所を全廃。	措置済み

10	取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。	1a	<p>調達等合理化計画（平成26年度以前は随意契約等見直し計画（平成22年4月策定））に沿って、真にやむを得ないものを除き一層の競争性の確保に努めることとし、今後も取組を継続していく。</p> <p>【平成22年度】～【平成25年度】（略）</p> <p>【平成26年度】 （金額ベース） 一般競争等：2,584,984千円（85.4%）、競争性のない随意契約：443,588千円（14.6%） （件数ベース） 一般競争等 98件（91.6%）、競争性のない随意契約 9件（8.4%）</p> <p>【平成27年度】 （金額ベース） 一般競争等：3,205,527千円（83.4%）、競争性のない随意契約：637,903千円（16.6%） （件数ベース） 一般競争等 87件（83.7%）、競争性のない随意契約 17件（16.3%）</p> <p>【平成28年度】 （金額ベース） 一般競争等：6,468,106千円（85.1%）、競争性のない随意契約：1,130,458千円（14.9%） （件数ベース） 一般競争等 145件（86.8%）、競争性のない随意契約 22件（13.2%）</p>	引き続き実施。
11	業務運営の効率化等	出版物の有料化による自己収入の拡大	22年度から実施	印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。	1a	印刷製本物やセミナー等の有料化に関して、規程及び事務マニュアルを整備し取組を実施しており、今後も継続していく。	引き続き実施。

No.	76	所管	経済産業省	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	国家備蓄基地管理業務	国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1カ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札（公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む）を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参入が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとする。また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。	1	国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年1月に10カ所すべての備蓄基地について、一般競争入札（総合評価落札方式）を導入して受託者を選定し、平成22年4月より同者による操業を開始した。入札に際しては、入札参加資格要件を必要最小限のものとする。また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備した。	-
2	事務及び事業の見直し	鉱害防止対策業務	旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。	1	平成20年度業務より一般競争入札を導入済み。平成21年度以降の業務についても引き続き一般競争入札を経た契約を締結している。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。	1	東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、平成23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、平成24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した（機構簿価：139,125千円）。	-
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方角で交渉するものとする。	1	平成22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続き（平成22年9月21日）について、全て完了した。	-
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。	1	平成19年度までに売却、買い換えを完了済。	-

No.	76	所管	経済産業省	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

(様式2)

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況 (H28提出)	措置内容・理由等 (H28提出版)	今後の対応方針 (H28提出版)	
01 石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給(出資・債務保証)	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施			レアメタル等の金属鉱物の資産買収に係る出資業務の拡充や政府保証付の長期借入金を活用できる対象業務の追加等からなる機構法改正を受け、金属部門においては、案件採択時のリスク審査を一層厳格にするため、法務、財務・税務、労働安全・環境保全(HSE)の外部専門家を起用し、採択審査基準やHSE審査基準等に則りつつ、その知見を活用した。石油、金属、石炭、地熱部門共にプロジェクト関連部署にて民間会社からの申請内容を評価し、これを取りまとめた上で審査担当部署にて審査基準に基づき審査を行っている。審査においては、埋蔵量やコスト等に係る技術的事項・投資効率等に係る経済的事項・政策的な重要性に係る政策的事項・事業推進体制等に係る事業実施関連事項・環境及び社会影響等に係るHSE関連事項の各分野で審査を行っている。そのうち外部専門家による一層厳格な評価が期待できる経済的事項・事業実施関連事項・HSE関連事項について法務、財務・税務、HSEの各分野の外部専門家を活用してきた。平成27年度においても、上記各分野の外部専門家からの助言を得る等により一層厳格な審査を行った。 (平成27年度活用実績：石油審査13件中11件活用、金属審査3件中0件活用、石炭審査1件中1件活用、地熱審査2件中1件活用)		引き続き厳格な採択審査及びリスク管理体制構築を継続していく。
02 金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給(出融資・債務保証)	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。	1b	また、平成24年4月にJOGMEC全体のリスクマネー資産管理強化のため金融資産課を設置し、案件の定期点検として、石油天然ガス・金属・地熱資源の全出資・債務保証案件を対象に四半期ごとの点検と、金属資源融資等の全融資案件を対象に年1回の点検を行い、それぞれ役員・事業部門と問題の共有化を行っている。また、石油天然ガス・金属資源の全出資・債務保証案件を対象に、年1回の年次評価として各案件のリスク分析及び総合評価を実施し、役員・事業部門との議論を行い、プロジェクト管理及び新規案件の採択プロセスに活用している。		
03 技術開発	補助率の見直し、事業の重点化	23年度から実施	GTL(天然ガスの液体燃料化)技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を3分の2から2分の1に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基盤研究、国際研究協力の案件の厳選により事業の重点化を図る。	1b	GTL技術実証研究事業は平成24年度をもって終了し、確立した我が国独自の技術であるJAPAN-GTLプロセスをもって資源国と協定等を締結して共同でFSを実施している。石油開発促進事業については技術開発の選択と集中を引き続き図り、特に増進回収法、非在来型油ガス田開発技術、海洋開発技術、環境対策技術を最重点技術分野として技術開発の効率性を高めて実施し、結果として25年度の海外油田権益の延長、27年度の海外陸上油田権益の獲得に結びつくとともに、我が国企業や産油ガス国との共同研究等を継続して実施している。また25年度より我が国が有する強みの技術を業種間の垣根を越えて最大限に活用して資源国の技術課題を解決する技術ソリューション事業を実施しており、ソリューション研修やテクノフォーラム等を通じ、資源外交を支援して産油ガス国との関係を一層強化している。 (平成23年度予算額：6,610,148千円→平成28年度予算額：4,450,000千円)	石油開発促進事業として我が国の資源開発会社による権益獲得・延長や資源量の増大につながる成果が見込める最重点技術分野(増進回収法、非在来型油ガス田開発技術、海洋開発技術、環境対策技術)を継続するとともに、技術ソリューション事業として資源国の技術課題を解決し、関係を一層強化して我が国企業の権益獲得等を継続して支援していく。	
04 調査・情報提供	海外地質構造調査等事業の重点化	23年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。	1a	資源確保戦略上の重点地域を調査対象に厳選しており、平成27年度は予算に基づき、アフリカ等で事業を実施した。平成28年度については、平成27年度からの継続案件に加えて、民間企業の進出しにくい地域を新たな調査対象に厳選した平成28年度予算に基づき事業を実施している。 (平成23年度予算額：2,480,057千円→平成28年度予算額：1,700,000千円)	海外地質構造調査等事業については、資源確保戦略上の重点地域・調査対象を厳選する等、資源確保に向けた取組を適切に図って実施していく。	
	探査船「資源」による海洋資源探査事業の実施体制の見直し	22年度から実施	探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる、問題が発生したことにかんがみ、同事業の実施体制について、コスト、契約内容等の精査により実施体制の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。		23年3月末に第三者委員会からのガバナンスの強化等の提言を受け、「資源」運航担当部署の組織改編・執務室本部移転や、運航再委託先への管理体制強化等の実施体制の見直しを行った。23年度以降、コストや実施体制の見直し等を行った契約を締結し事業を実施している。平成26年度についても、本部管理部門等との連携を図りつつ、安全かつ効率的な業務の推進を行っている。	措置済み	
05 国家備蓄(石油・石油ガス)統合管理	国家石油備蓄管理に係るコストの削減	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。	1a	国備基地の操業については、JOGMECが平成22年度より一般競争入札を導入し受託者を選定した。受託者が発注する基地修繕保全工事等については入札を実施させること等によって、安全操業の維持・向上を前提として工事内容、仕様等を精査の上、コスト削減を実施中であり、平成27年度は500件を超える一般競争入札を実施(平成26年度に比し約30件増加)し、予定価格に比して8.1%以上の削減(約1,563,350千円)を実現。	今後も、安全な操業確保を大前提としつつ、引き続き効率的な管理に取り組む。	

06	民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄出融資）	資金調達の実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実な実施に努める。	1a	民間備蓄融資に係る資金については、資金調達の効率性を高める観点から、平成22年度から金利競争入札方式により必要な資金を調達している。平成28年度においては、4月に517,886,500千円を入札により調達している。	今後も、資金調達の効率性を高める観点から、金利競争入札方式を継続する方針である。
07	希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率的かつ着実に実施する。	1a	省令改正内容に従い、国家備蓄の機動的な放出・売却・買入を可能とする体制整備を進め、平成22年度以降においても必要な鉱種の買入を実施した。また、平成23年度以降は東日本大震災による備蓄倉庫被災箇所の復旧を行う等、備蓄物資の安全・適切な管理運営を着実に実施した。平成26年度は、長期保管のための施設機能の維持強化のための改修工事等を行うとともに、新たな買入れを実施した。平成27年度は、より機動的な運用のため国からの放出要請等受理後12日以内に放出・売却に係る入札ができるよう体制整備を進めるとともに、電源の重層化を完了させ、必要な鉱種の買入れを継続実施した。平成28年度も引き続き国内企業の需給動向、市況状況等を鑑み、必要な鉱種の買入れを実施すると共に、安全・適切な管理・運営の強化を図る。	戦略的鉱物資源のうち、備蓄対象として選定された鉱種について、その国内需給動向等を勘案し機動的な積み増し、放出を可能とする体制を維持するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、安全かつ効率的な管理運営を実施する。
08	鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。	1a	鉱害環境情報交換会や成果発表会において地方公共団体等のニーズを把握し、技術開発については、平成20年度から実施してきた殿物減容化技術開発（坑廃水処理における発生殿物の減容化）及び同じく平成20年度から実施してきた微生物利用浄化技術開発（微生物の化学反応を利用した抗腐水金属除去。以下「自然力活用型坑廃水処理技術開発」という）の2テーマに重点化してきた。このうち殿物減容化技術開発については平成23年度に完了し、平成24年度以降実施した坑廃水水質改善技術開発（坑内空洞を充填し、坑内水の水量減と水質良化）についても平成26年度に完了した。現在は地方公共団体等のニーズ・普及効果の高い自然力活用型坑廃水処理技術開発の1テーマに重点化を図り、実証試験や特許取得など実用化に向けた取組みを実施している。	今後も、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図って実施する。
09	鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。	1a	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援している。平成27年度においては、鉱害防止資金として鉱害防止工事・坑廃水処理事業に係る2社6鉱山に対する貸付け212,400千円を、また、鉱害負担金資金として農用地土壌汚染対策事業事業者負担金支援に係る1社1地域に対する貸付け60,000千円をそれぞれ実施した。これら融資案件については、貸付先となる企業の財務内容等の審査のほか、年度毎に企業が策定する鉱害防止事業計画等の技術的適切性（事業計画・資金の妥当性、必要性及び実施体制等）についても知見を十分活用して審査を行った上で採択した。	今後も、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業等の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置内容・理由等	今後の対応方針	
10	不要資産の国庫返納	鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、288,700千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
11		宿舍買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舍の売却収入のうち、新宿舍の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、330,758千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
12		運営費交付金債務	22年度中に実施	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、2,387,507千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
13		箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。	東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した（機構簿価：139,125千円）。	措置済み
14		旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。	22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続き（22年9月21日）について、全て完了した。	措置済み
15	事務所等の見直し	石油備蓄基地事務所の見直し	22年度中に実施	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費縮減等の見直しを図る。	安全性を確保しつつ人員配置等を精査し、一部の国家石油備蓄基地事務所において、4名体制から3名体制に人員削減を行った。	措置済み
16		JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施	JOGMEC東京カンファレンスルームは、本部移転後に処分する。	23年5月31日をもって賃貸契約を解約した。	措置済み

17		海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。		海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JETRO、NEDO）との協力を合意済み。当該合意に基づき、NEDOとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについても、北京他の海外事務所等の会議室相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、平成24年7月にJETRO、NEDOと同じビルに移転済み。	措置済み
18	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。		<p>随意契約等見直し計画については一般競争入札の導入拡大、契約方式の妥当性チェック等、全ての取組を行っているところ、平成26年度においても、同計画に沿った取組を実施しており、全契約に占める競争性のない随意契約の比率は、件数ベースで11.1%（平成25年度11.8%）、金額ベースで14.2%（平成25年度12.0%）となった。</p> <p>【平成22年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：99,815,683千円（81.1%）、競争性のない随意契約：23,294,846千円（18.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：690件（83.1%）、競争性のない随意契約：140件（16.9%）</p> <p>【平成23年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：101,134,129千円（83.7%）、競争性のない随意契約：19,683,203千円（16.3%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：632件（83.9%）、競争性のない随意契約：121件（16.1%）</p> <p>【平成24年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：103,411,072千円（78.2%）、競争性のない随意契約：28,776,135千円（21.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：715件（85.6%）、競争性のない随意契約：120件（14.4%）</p> <p>【平成25年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：148,371,562千円（88.0%）、競争性のない随意契約：20,271,853千円（12.0%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：643件（88.2%）、競争性のない随意契約：86件（11.8%）</p> <p>【平成26年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：124,388,488千円（85.8%）、競争性のない随意契約：20,559,081千円（14.2%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：691件（88.9%）、競争性のない随意契約：86件（11.1%）</p>	措置済み
19	取引関係の見直し	内部統制の強化	22年度から実施	<p>複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。</p> <p>また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。</p>		<p>競争性のない随意契約等の見直しについては、外部有識者を含めた契約監視委員会を平成26年度は計4回開催し、契約全般の点検・見直し及び一者応札・応募案件のレビューを実施した。（契約監視委員会は、一者応札・応募案件についてのレビューも強化するため、平成24年度下半期より四半期に1回開催することとした。）また、公益法人等への支出についても必要最低限の支出に変更するなどの見直しを行い、適正な情報開示も行っている。</p> <p>内部監査に関して、24年度においては100万円以上の委託案件の変更契約なども内部監査の対象とするなど内部規程を改正厳格化し、23年度比で約50%増の書面監査を実施。書面監査においては契約書式、契約締結方法を含む契約の締結から終了までのプロセス等の適切性についても重点項目として監査を実施した。</p> <p>また、第三者委員会の提言を踏まえ、コンプライアンス強化のため、研修（24年度に計14回実施）、社内イントラネット、各種会議、コンプライアンス規程を抜粋したカードの配布を通じた周知徹底を役職員に対し行うと共に、役職員倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等の内規を改訂し、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。さらに、総務課に法律専門の人員を配置し、コンプライアンス徹底の内部統制機能を強化している。また、25年度においても、コンプライアンス強化のための注意喚起に加え、研修実施に向けた検討を行っている。</p>	措置済み
20	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。			

21	不要資産の国庫返納	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫(用地)については引き続き売却処分等を実施する。	1b	<p>NEDOにおいて平成25年2月28日付けで粕屋敷地(45百万円)及び吉塚倉庫(232百万円)並びに平成25年3月25日付けで太宰府敷地(39百万円)の売却処分を行った。また、平成25年4月1日付けで「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、NEDOで売却処分した資産の売却収入、筑紫野敷地及び篠栗書庫(用地)を(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管した。同法附則第6条第5項によりJOGMECにおいて、平成25年11月21日に国庫納付した。筑紫野敷地及び篠栗書庫(用地)については独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構資産評価委員会において資産価値を確定させ、通則法第46条の2に基づく財産処分の認可申請について、経済産業省と協議した結果、認可は不要とし、売却収入については機構法に基づき石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案し、中期目標期間の最終年度終了後に国庫納付すべき額があれば国庫納付することとした。また、筑紫野敷地及び篠栗書庫(用地)ともに平成26年度に入札公告を行い平成27年度に入札を行ったところ、篠栗書庫(用地)は6月30日に売却処分(12.5百万円)できた。筑紫野敷地は応札者がなく、再度平成28年度に入札公告を行い、平成29年度に入札を実施したが不調だったため、引き続き売却処分を行っていく予定。</p>	引き続き売却処分等を実施する。
----	-----------	----------------------------	----------	--	----	--	-----------------

No.	77	所管	経済産業省	法人名	中小企業基盤整備機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	保有資産の見直し	職員宿舎の廃止・集約化 職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。	1	平成19年度に策定の職員宿舎廃止・集約化に係る計画に基づき、平成21年度に区分所有宿舎39戸、平成22年度に自己所有宿舎1棟(8戸)の売却を完了した。	—
2	保有資産の見直し	試作開発型事業促進施設の経過業務終了後の売却に向けた検討 試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。	1	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向けた検討を行い、施設譲渡実施計画を策定した。	今後、自治体との協議を実施していく。
3	保有資産の見直し	インキュベーション施設の処分の必要性の検討 インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。	1	ビジネスインキュベーター(全国32か所)については、将来的な自治体等への施設及び事業の移管の観点から、運営期間が長い施設から移管等に向けた自治体等との協議を開始。併せて、成功事例の輩出や入居率の改善等、将来の移管を円滑に進めるための基盤づくりに取り組んでいるところ。 なお、平均入居率が低い施設については、その改善に向けて関係自治体等と連携した居者誘致活動の強化等に取り組み、将来的にも改善の見込みがない場合には、その廃止又は自治体等への移管も含めて自治体等と協議することとした。	今後も、成功事例の輩出や入居率の改善等に取り組んでいく。
4	保有資産の見直し	工業用水道施設の移管 工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。	1	平成26年1月に福岡県と工業用水道施設の移管契約を締結。平成26年3月に施設の引渡し確認を実施し移管完了。	—
5	保有資産の見直し	虎ノ門事務所の賃貸面積の縮小を含む見直し 虎ノ門事務所について、賃貸面積の縮小を含む見直しにより、賃貸料の削減に努める	1	虎ノ門事務所について、平成20年度に賃借面積の縮小を含む見直しを行い、平成21年6月末をもって賃借面積の約20%を削減。	—

No.	77	所管	経済産業省	法人名	中小企業基盤整備機構
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 相談・助言・情報提供事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。	1a	中小企業を対象とした相談・助言・情報提供・ハンズオン支援等については、専門性を要する難易度の高い支援・全国レベルの広域な販路開拓等支援、また東日本大震災に対応した復興支援に重点化を図ってきたところ。この一環で、生活関連産業ビジネス拠点支援事業、感性価値創造フェアを22年度限りで廃止し、事業承継の啓蒙に関するセミナーの開催数・開催規模を縮減済み。一方、平成25年度税制改正で拡充された事業承継税制が平成27年1月から本格施行されたことから、中小企業庁の方針により平成26年度から中小企業者向けの施策普及セミナーを実施するなど、国の方針に応じて、効率的かつ重点的な支援を実施している。 また、中小企業の海外展開支援を強化するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、中小企業のニーズに応じた対象国における海外展示会への出展支援等を実施している。	今後も、海外展開支援の強化、ジェトロとの連携等に取り組んでいく。
02 ハンズオン等支援事業						
03 ファンド出資事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。	1a	平成22年7月15日に中小機構ファンド出資事業の再編を実施し、従前の5種類あったファンドを3種類に再編した。具体的には、地域応援ファンドは廃止した上で、①起業支援ファンド、②中小企業成長支援ファンド、③再生支援ファンドに再編することにより、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図った。 以後、新規ファンドへの出資は、重点化した支援メニューのもとで、政府の成長戦略の実現、地域活性化への貢献、起業、新事業展開、事業再編等の促進や事業再生の支援、東日本大震災復興支援への対応等の政策的意義の高いものを厳選し実施している。 なお、平成25年9月27日に、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において「官民ファンドの運営に係るガイドライン」が決定・公表され、当該ガイドラインに基づき、中小機構ファンド出資事業についても厳格な検証が定期的に実施されている。	今後も、重点化した支援メニューにより効果的な支援を実施していくとともに、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づく定期的な検証に対応していく。
04 インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。 特に、入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。	1a	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、将来的な自治体等への施設及び事業の移管の観点から、運営期間が長い施設から移管等に向けた自治体等との協議を開始。併せて、成功事例の輩出や入居率の改善等、将来の移管を円滑に進めるための基盤づくりに取り組んでいるところ。 なお、入居率が低い施設については、その改善に向けて関係自治体等と連携した入居者誘致活動の強化等に取り組む、将来的にも改善の見込みがない場合には、その廃止又は自治体等への移管も含めて自治体等と協議することとした。	今後も、成功事例の輩出や入居率の改善等に取り組んでいく。
	運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。	1a	人件費及び活動費等のコスト削減を図るため、インキュベーション施設入居者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、インキュベーション・マネージャーの配置方法等を見直しを行い、22年度比で約12,000千円を節減した。	今後も、インキュベーション施設入居者へのサービスの質を低下させないよう配慮しつつ、運営の効率化に取り組んでいく。
05 研修事業（大学校）	中小企業大学校の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効果的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
06 高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。	1a	「連鎖化事業」・「経営改革事業」を廃止。（平成22年度以降新規受付なし、平成23年11月省令改正） なお、東日本大震災復興支援への対応として特例的な貸付事業の実施や、平成27年9月関東・東北豪雨の被災事業者向け支援事業を後押しする貸付等、災害後のスピーディーな支援対応に加え、小規模事業者向け設備貸与と事業の取扱いを開始するなど、政策性やニーズに対応しながら高度化事業スキームを有効に活用。	今後も、重点化した事業メニューにより効果的な支援を実施していく。
	貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。	1a	条件変更先及び正常償還先に対する経営状況把握に努め、都道府県と協力して経営改善計画の策定支援及び当該計画の的確な実施に係る支援を適宜実施した（外部専門家の派遣を含む。）。 その他経営改善計画の策定に係る「経営改善計画の作成・実行の手引き」を作成し、都道府県を経由し中小企業者に配布。併せて都道府県担当者に対して当該手引きの解説を行い、支援体制の強化にも取り組んだ。 また、都道府県に対する債権管理、回収に係る支援策として、担当者向け研修の開催や債権回収会社を活用した回収委託支援業務の拡充を図るなど、貸付資金の回収の最大化に努めている。	今後も、貸付資金の回収の最大化に努めていく。
07 小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。	1a	運用の基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行い繰越欠損金の削減に注力。外部有識者で構成する資産運用委員会を定期的に開催し、基本ポートフォリオの効率性を検証し、効率性が保たれていることを確認したほか、資産運用状況の検証により適切な運用・管理と評価を受けている。 当初の計画よりも早く平成26年度末で繰越欠損金の解消を達成したこと。	-
08 中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。	1a	貸付回収業務については、延滞発生直後の早期督促、回収業務に関わる各種マニュアルの充実・改訂、債権保全調査員への業績評価及び定期的なモニタリングの実施、職員及び債権保全調査員等への研修の実施等の回収向上を図るための各種対策を継続して実施。業務の効率化等を目的とした「業務・システムの最適化計画」に基づく債権管理に係るシステム開発は28年7月に完了。これらにより経費削減に努め、事業運営に係るコストを縮減（共済事業に係る国からの一般会計予算額：平成28年度は対22年度比で△887,684千円）。	今後も、業務・システムの最適化計画に基づくシステム開発等に取り組んでいく。

09	直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第2種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。	1a	平成22年度は経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金40,344千円を国庫納付済み。平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27年度についても同様に、それぞれ157,555千円、22,394千円、14,508千円、40,230千円、534,131千円を国庫納付済み。平成28年度においては同様に不要となる見込みの政府出資金352,707千円を国庫納付予定。	引き続き、経過業務の債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金を国庫納付していく。
			23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。	1a	平成23年度末までの実績を踏まえ、今後実施する債務保証制度の利用見込みについて分析・評価を行い、基金規模を見直した結果、不要となる政府出資金8,067,039千円を平成24年度に国庫納付済み。	—

【資産・運営等の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
10	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。	1a	平成24年3月に50,000,000千円、平成26年7月に14,885,930千円を国庫納付済み。なお、東日本大震災及び熊本地震の発生により二重ローン対策など緊急の中小企業対策等に必要な資金の確保を求められるため、緊急の中小企業対策等への支出を優先する必要がある。(平成23年度以降、福島県への「特定地域中小企業特別資金」に700億円、二重債務問題対応のための「産業復興機構」に対して出資約束総額約300億円等を確保。	引き続き、東日本大震災及び熊本地震の発生に伴う緊急の中小企業対策等への支出を実施していくとともに、第三期中期計画期間中に300億円の国庫納付を予定している。	
11	第1種信用基金	22年度中に実施	第1種信用基金(約28億円)を国庫納付する。	1a	当該基金に基づく債務保証を停止し、2,809,793千円を平成23年3月28日に国庫納付。		
12	不要資産の国庫返納	第2種信用基金(再掲)	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。	1a	(「09直接出資・債務保証」の「不要額の国庫返納等」の「22年度以降実施」に同じ。)	引き続き、経過業務の債務保証残高の減少に応じて不要となる政府出資金を国庫納付していく。
13	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部(4億円)を国庫納付する。	1a	当該業務の新規受付を停止し、当該業務に係る政府出資金400,000千円を平成23年3月28日に国庫納付。		
14	施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第3セクターの清算による回収金(約1.2億円)を国庫納付する。	1a	出資先第3セクターの清算による回収金(330,986千円)を平成23年3月28日に国庫納付。(回収金額の増は、清算した企業が1社増えたため。)		
15	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余(約0.1億円)を速やかに国庫納付する。	1a	補助金交付要綱に従い、平成22年度末の事業終了後、残余(14,263千円)を平成23年11月15日に国庫納付。		
16	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—	
17	RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。	1a	平成23年度をもってRIN常設展示場を廃止した。		
18	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。	1a	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向けた検討を行い、施設譲渡実施計画を策定した。	今後も、自治体との協議を実施していく。	
19	事務所等の見直し	インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管(再掲)	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。	1a	(「04インキュベーション事業」の「自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分」に同じ。)	(「04インキュベーション事業」の「自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分」に同じ。)
20	工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。	1a	平成26年1月に福岡県と工業用水道施設の移管契約を締結。平成26年3月に施設の引渡し確認を実施し移管完了。		
21	福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。	1b	福利厚生施設として利用する共有持分権について、公募による売却手続を3度にわたり実施したが売却に至らなかったため、当該共有持分権についての処分条件等を変更した上で、平成24年3月に売却を完了。		
22	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	—	—	

No.	78	所管	国土交通省	法人名	土木研究所
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 安全・安心な社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	1a	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、平成23年2月より研究所間の連絡会を毎年度開催して情報交換を行うとともに、両機関合同の講演会を開催し連携を強化した。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年12月に研究評価実施要領を改正し「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、土木研究所が実施する必要性や重複排除等の観点も含めて評価を行っている。事業規模については、平成27年度も引き続き縮減している。（運営費交付金：H22予算9,124,037千円→H23予算8,540,004千円→H24予算8,464,385千円→H25予算8,100,814千円→H26予算8,465,471千円→H27予算8,499,996千円→H28予算8,665,204千円→H29予算8,626,973千円 ※平成26年度は給与減額支給措置の終了等に伴う増、平成27年度は退職者に伴う退職手当の増による、平成28年度は人事院勧告に伴う人件費増のため）	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
02 生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等						
03 国際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等						
04 環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
05 北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等						
06 その他基礎的・先導的な研究開発等						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07 不要資産の国庫返納	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。	1a	・別海実験場については、公募手続きにより譲渡の相手方を決定して売却し、平成24年3月16日に譲渡収入の国庫納付を行った。（納付額 25,913千円） ・湧別実験場については平成23年12月26日に、また、朝霧環境材料観測施設（一部）については平成23年12月27日にそれぞれ現物による国庫納付を行った。	措置済み
08 事務所等の見直し	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	1a	本件は、「平成24年度中に実施」とされているところ、前倒しの取り組みとして、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所との間で、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を平成23年4月より行っており、連携の強化によって、平成26年2月に東日本で発生した雪崩災害に対しては雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所が連携して技術支援を行った。	措置済み
09	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在4か所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。	1a	寒地土木研究所のうち当時4カ所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の効率化等の観点から平成24年4月1日より道央支所を、平成25年4月1日より道南支所を寒地技術推進室に統合し2カ所に集約化した。	措置済み

No.	79	所管	国土交通省	法人名	建築研究所
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	22年度中に実施（該当研究課題の廃止）	基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。	1a	「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」及び「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究は、平成22年度に廃止済み。	措置済み
		23年度から実施（その他）	大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	1a	大型実験施設については、平成26年度に実施したCLTを用いた木造建築基準の高度化推進に資する検討において、他法人の実験施設（防災科学研究所のE-ディフェンス）を活用した。中長期計画において、研究内容に応じて他法人の大型実験施設を活用する旨を明記しているところであり、平成29年度以降も必要に応じて積極的に活用する予定。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を中長期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。一般管理費・業務経費については、引き続き縮減している。（運営費交付金：H23予算1,744,600千円→H24予算1,733,287千円→H25予算1,691,944千円→H26予算1,744,505千円→H27予算1,734,360千円→H28予算1,760,888千円→H29予算1,768,176千円 ※平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増、平成28・29年度は人事院勧告等に伴う人件費増のため）	今後も、引き続き左記の取組を実施していく。
			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化と他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。	措置済み

No.	80	所管	国土交通省	法人名	交通安全環境研究所	※平成28年4月1日に自動車検査独立行政法人と統合し、自動車技術総合機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-----------	---

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目的が明確になっていないため、廃止する。	1a	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、平成22年度をもって中止。	—
02 鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等			民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
03 自動車のリコール技術検証業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
04 自動車の審査業務						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 組織体制の整備	23年度から実施	平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	81	所管	国土交通省	法人名	海上技術安全研究所	※平成28年4月1日に港湾空港技術研究所及び電子航法研究所と統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称
-----	----	----	-------	-----	-----------	--

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	「艦装工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船工業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、本法人が必ずしも実施する必要がないため、このような研究は国から民間への研究助成等に移行することにより廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	1a	「艦装工程における生産性向上のための技術開発」は平成22年度限りで廃止した。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に民間等との役割分担を整理した上で研究開発課題の再点検を行い、民間や大学ではできない調査研究に特化した（重点研究課題は13課題（第2期中期目標期間）→11課題（第3期中期目標期間）により重点化）。また、その旨を第3期中期目標及び中期計画において明記するとともに、平成23年度開始の研究開発課題の事前評価において、民間等との役割分担、連携強化、重複排除、研究の重点化等の観点から評価を実施し、研究内容の重複排除、政策上必要性の乏しい研究の排除を行い、事業規模を縮減した。（運営費交付金：H23予算2,795,049千円→H24予算2,705,904千円→H25予算2,569,795千円→H26予算2,622,826千円→27予算2,728,660千円→H28予算2,625,224千円→29予算2,592,361千円 ※平成26年度は、給与減額支給措置の終了に伴う増、平成27年度は退職者に伴う退職手当の増による）	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく
			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実施	大阪支所については、三鷹本所への統合による廃止又は中小企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討する。	1a	大阪支所について、その機能を三鷹本所へ統合することを検討し、必要な調査を実施した。平成25年度中に統合する予定である。	措置済み
03	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価委員会を改組して研究計画・評価委員会とし、研究課題の妥当性、達成度の観点に加え、民間等との役割分担、連携強化、重複排除、研究の重点化等の観点からも評価を行うこととし、その結果を案件の選定、事後評価に反映することとした。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。	措置済み

No.	82	所管	国土交通省	法人名	港湾空港技術研究所	※平成28年4月1日に海上技術安全研究所及び電子航法研究所と統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称
-----	----	----	-------	-----	-----------	--

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	安心して暮らせる国土の形成に資する研究	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	<p>港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。</p> <p>民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。</p>	1a	<p>港湾空港技術研究所では、民間や大学ではできない調査研究として、①沿岸域における災害の軽減と復旧、②産業と国民生活を支えるストックの形成、③海洋権益の保全と海洋の利活用、④海域環境の形成と活用について重点的に取り組むこととしており、その旨を第1期中長期計画（平成28年度～平成34年度）において明記するとともに、平成28年4月の統合に伴い、海上技術安全研究所及び電子航法研究所との連携も進めている。</p> <p>また、平成23年度以降開始の研究開発課題の事前評価において、研究テーマ内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層で、研究目的や研究内容の妥当性等についての研究評価を実施しているところである。各委員会での審議内容及び指摘事項等については、研究計画や研究体制の見直しを行う等、速やかにフィードバックするとともに、研究所ホームページで公表している。</p> <p>事業規模については、平成23年度から減少傾向にある。（運営費交付金：H23予算1,248,161千円→H24予算1,195,960千円→H25予算1,174,330千円→H26予算1,218,464千円→H27予算1,226,486千円→H28予算1,189,133千円→H29予算1,174,389千円 ※平成26年度は給与減額支給措置の終了に伴う増、平成27年度は退職者に伴う退職手当の増）</p>	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく
02	快適な国土の形成に資する研究						
03	活力ある社会・経済の実現に資する研究			<p>なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。</p>	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	83	所管	国土交通省	法人名	電子航法研究所	※平成28年4月1日に海上技術安全研究所及び港湾空港技術研究所と統合し、海上・港湾・航空技術研究所に改称
-----	----	----	-------	-----	---------	--

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	1a	混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、諸外国においても重点的に取り組んでいることから、他国の研究機関との間での共同研究等の交流を引き続き進めるとともに、国内の大学機関等との間でも共同研究や交流機会を増加する等して連携を強化している。 航空管制に関する調査研究への特化、重複排除に関しては、その旨を統合後の第1期中長期計画において明記（国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効果的かつ効率的に実施することを明記した。）するとともに、個別の研究開発課題については、毎年度末の評議員会（学識経験者等から成る外部委員会）において事前評価等を行うとともに、ニーズ元である航空局との連絡会議等を通じて点検確認を行うことにより、真に必要なものに特化するとともに、大学や他法人との重複排除及び政策上必要性に乏しい研究の排除を図っている。 また、事業規模については、平成27年度も引き続き縮減している（運営費交付金：H23予算1,498,806千円→H24予算1,396,629千円→H25予算1,394,739千円→H26予算1,530,174千円→H27予算1,467,288千円→H28予算1,462,461千円（平成26年度については、給与減額支給措置の終了、退職手当支給対象者の増加等に伴う増））→H29予算1,425,948千円。	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
02 混雑空港の容量拡大に関する研究開発						
03 予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発					なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-

No.	84	所管	国土交通省	法人名	航海訓練所	※平成28年4月1日に海技教育機構に統合
-----	----	----	-------	-----	-------	----------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	社船実習の活用		海上運送法の一部改正（平成20年7月17日施行）及び関係省令等の制定（平成20年7月31日施行）により平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練のうち、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。（達成時期：平成20年7月）	-
2	事務及び事業の見直し	帆船実習の在り方		①帆船実習の義務付けの廃止 平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士（航海）免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習について、その義務付けを廃止した。 ②帆船実習の時期・期間の見直し 学生の就職直前の4月～9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習の時期については、平成21年から3ヵ月早めて1月～6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間については、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するよう措置した。（達成時期：平成20年7月）	-
3	事務及び事業の見直し	遠洋航海等を希望しない学生への措置		・遠洋航海等を希望しない学生に対する必要な措置について、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と協議を行った。（達成時期：平成21年3月） ・なお、文部科学省において、転科制度を導入した。	-
4	組織の見直し	支部・事業所の見直し		・連絡調整室（東京）は平成20年8月31日をもって廃止し、その業務を横浜本部へ移管した。（達成時期：平成20年8月）	-
5	組織の見直し	船隊構成の見直し		・大型タービン練習船を小型練習船に代替するに当たっては、タービン練習船の廃止後においても海運業界において通常使用されているタービン船（LNG船等）に配乗可能な海技資格の取得及びタービン技能の習得に支障を生じさせないため、平成20年3月に「タービン代替訓練技術検討委員会」を設置し、代替訓練制度について検討を行った。 ・小型練習船への代替については、練習船「大成丸」を総トン数5,800トンから約3,990トン、定員214名から176名へと小型化し、燃料等運航経費を節減すべくタービン船から燃費効率の良いディーゼル船として平成26年4月1日から就航させ、内航船教育を効率的に実施している。	平成26年4月1日より、就航した。
6	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大		・平成19年度に、訓練を委託している各教育機関と協議を行い、平成20年度の訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行った。（達成時期：平成20年4月） ・その後も各教育機関と増額に係る協議を毎年実施し、平成24年度は1人1月8,000円とした。	-
7	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大		・海上運送法の一部改正（平成20年7月17日施行）及び関係省令等の制定（平成20年7月31日施行）により、平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練の内、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。 ・また、当該社船による実習については、費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含めており、委託先を航海訓練所とする場合には、訓練費用の一部（第三者委託費）を負担するよう措置した。（達成時期：平成20年7月）	-

No.	84	所管	国土交通省	法人名	航海訓練所	※平成28年4月1日に海技教育機構に統合
-----	----	----	-------	-----	-------	----------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に訓練負担金（平成21年度月額5,000円）を、航海訓練を委託している船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学1校、海上技術短期大学3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る（平成27年度月額11,000円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	船舶の代替建造に併せた業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。	1a	練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、総トン数5,800トンから約3,990トン、定員214名から176名へと小型化し、燃料等運航経費を節減すべくタービン船から燃費効率の良いディーゼル船として平成26年4月1日から就航させた。	—
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 組織体制の整備	船舶の代替建造に併せた要員の縮減	代替船の運航時以降実施	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。	1a	大成丸を小型化したことにより、同船の要員を5名縮減した。	—

No.	85	所管	国土交通省	法人名	海技教育機構	※平成28年4月1日に航海訓練所を統合
-----	----	----	-------	-----	--------	---------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	船員再教育事業	上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。	1	平成20年4月から1級及び2級海技士コースを廃止した。	-
2	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	海技大学校の児島分校については、その機能を海技大学校本校等へ統合し、校舎は廃止する。	1	平成21年3月末をもって教育業務を停止した海技大学校児島分校の教育設備等を、平成21年度に海技大学校に移転し、サービスの質を低下させることなく教育業務を継承している。	-
3	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校（9校）の人員配置の見直しを行う。	1	平成18年4月に主たる本部を静岡市に設置し、芦屋市（海技大学校）にも本部の一部を組織していたが、平成22年4月より全本部機能を静岡市に集約し、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立している。	-
4	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。	1	運航実務コースの平成25年度の授業料については、授業1時間当たりのコストとして物件費相当額を反映した引き上げを実施した。	-
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。	1	平成22年の閣議決定に基づき、海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料を平成27年度までに公立高校並み（月額9,900円）に引き上げることとしている。	-

No.	85	所管	国土交通省	法人名	海技教育機構	※平成28年4月1日に航海訓練所を統合
-----	----	----	-------	-----	--------	---------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施	児島分校（倉敷）を国庫納付する。	1a	海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。	
03 事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。	1a	平成23年度末をもって児島精算室を廃止した。	

No.	86	所管	国土交通省	法人名	航空大学校
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 航空機操縦士養成事業	受益者負担の拡大	22年度から実施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。	1a	航空会社及び学生の負担割合を平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額（総経費の約3割程度）まで増加させること、また、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みについて、中期計画に盛り込んだところであり、現在、これに沿って航空会社による負担が行われている。（平成23年度約5.8億円、平成24年度約6.5億円）	措置済み
	私立大学の養成課程への協力	22年度から実施	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になされるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	87	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人	※平成28年4月1日に交通安全環境研究所と統合し、自動車技術総合機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-------------	---------------------------------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	「中央実習センター」(東京)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	1	民間競争入札を実施し、21年4月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して実施している。	今後も引き続き民間委託を実施していくこととしている。
2	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	1	民間競争入札を実施し、21年5月に当該業務について民間委託を実施している。平成28年度以降についても現在入札手続きを進めているところ。	今後も引き続き民間委託を実施していくこととしている。
3	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。	1	要員の縮減を図るなか、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化に対応するため新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実している。	今後も引き続き、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化に対応した研修を実施していくこととしている。

No.	87	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人	※平成28年4月1日に交通安全環境研究所と統合し、自動車技術総合機構に改称
-----	----	----	-------	-----	-------------	---------------------------------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 自動車検査業務	運輸支局の関連業務との一体化等	23年度以降実施	自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	大幅な民間への業務移管	22年度から実施	指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働きかけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管を検討し、実施する。 これにより、法人の継続検査に係る事業規模を縮減し、新規検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する。	1a	指定整備率の向上について、国土交通省から整備事業者団体の会合において説明を行うなど、整備業界に周知及び働きかけを行った。（指定整備率 H21年度末：73.3%、H28年度末：75.7% 指定整備工場数 H21年度末：29,111、H28年度末：29,977） また、指定整備工場の業務範囲の拡大の観点から、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年6月）の成立により、中古購入した小型貨物自動車の新規検査について指定整備工場において審査できることとした。	ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意しつつ、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る。
	検査手数料の適正化	23年度以降実施	法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、検査手数料の在り方や水準について検討を行い、検査手数料の適正化を図る。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
	検査業務の高度化に係る費用対効果の検証	23年度以降実施	運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、費用対効果を厳密に検証した上で、検査業務の高度化を進める。	1a	検査業務の高度化については、費用対効果を踏まえた上で取り組んでいるところ。 車両の諸元及び保安基準適合性に係る項目について、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）に電子的にデータを送信することにより、申請者が作成する申請書の一部を省略できることとした。	検査業務の高度化に取り組む際には、引き続き、費用対効果を検証する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	本部の移転	23年度中に実施	賃料コスト削減の観点から、本部（新宿区四谷）について、賃料コストの掛からない施設又は賃料コストの低い施設への移転を検討する。	2b	管理部門の合理化や経費削減の観点を考慮しつつ、中期目標期間中の早期に結論を得るよう検討する。	引き続き検討する。
03 取引関係の見直し	競争入札の拡大	23年度以降実施	検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の全国への拡大を検討し、経費節減に努める。	1a	検査機器の保守管理業務に関して、関東検査部管内（平成23年度～平成27年度）及び中部検査部管内（平成26年度～平成27年度）、北陸信越検査部管内（平成26年度～平成27年度、入札不発により従前の方法により業務を実施）において民間競争入札を実施した。平成28年度以降においても引き続き民間競争入札に取り組むこととしている。 上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について全国への拡大を検討する。	競争入札の拡大については、引き続き検討する。
04 業務運営の効率化等	検査コース数の削減、事務所等の集約・統合、要員の再配置・縮減	23年度以降実施	民間参入の拡大による継続検査業務の縮小等に伴い、検査コースの削減や事務所等を集約・統合し、要員の再配置や縮減等を図る。	1a	業務運営の効率化については、ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意し、検査件数の推移、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化の状況を踏まえつつ、必要に応じて検査コース数の削減、要員の縮減等に取り組んでいる。	引き続き適切に取り組む。

No.	88	所管	国土交通省	法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機
-----	----	----	-------	-----	----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○箱根分室を平成20年度内に売却する。	1	箱根分室については、平成21年6月及び12月に売却した。	-
2			○麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。	1	麻布分室については、平成22年9月に売却した。	-
3			○松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。	1	・西船橋寮については平成21年5月に、上田宿舎については平成22年10月に売却した。 ・松戸宿舎C棟、D棟及び山科宿舎については平成25年2月に売却した。 ・こずかた寮については平成26年3月に売却した。	-
4			○習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。	1	習志野台宿舎B棟については、平成25年2月に売却した。	-

No	88	所管	国土交通省	法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 鉄道建設等業務	コスト縮減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。	1a	これまでと同様に、機構内において「コスト構造改善推進委員会」を開催し、各支社・建設局で実施しているコスト縮減策の検証を行い、全社的な情報共有を図り、更なるコスト縮減策の実施を促すことで、一層のコスト縮減に努めている。 また、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページにて具体的事例を図を用いて示すなど、国民に分かりやすい形で公開している。	措置済み
02 鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定のものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。	1a	「公益財団法人鉄道総合技術研究所（旧財団法人鉄道総合技術研究所）に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、平成23年4月1日より国からの直接交付とした。	措置済み
03 特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。	1a	平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。	措置済み
04 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。	1a	重点集中改革期間（平成17年度から平成21年度）における取り組みの成果等を踏まえ、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月策定）に基づく取組を継続しつつ、平成22年度以降、船舶使用料の引き上げを行うなど更なる財務改善に努めている（船舶使用料の利息相当分の利率 平成22年度「財政融資資金貸付金利+1.35%」、平成23・24・25年度「財政融資資金貸付金利+1.45%」）。これらの取り組みにより平成24年度も約17億円の当期利益を計上し、同額分繰越欠損額が減少した。また、船舶の共有建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、平成24年度も引き続きスーパーエコシップや16%CO2排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対して重点的な支援を行った。 これらの取り組みを踏まえ、第3期中期目標において、船舶共有建造業務における財務内容改善の取り組みを引き続き行うとしている。具体的には、第3期中期目標期間終了時における未収金残高を31億円以下とするほか、平成25年度に繰越欠損金の削減計画を策定する旨を定めた。また、スーパーエコシップ等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するなど、政策意義の高い船舶の建造を促進するものとしている。	措置済み
05 高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。	1a	基本方針どおり、利子補給及び債務保証業務について、平成23年3月に業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了した。	措置済み
06 造船業構造転換業務【経過業務】	-	-	-	-	-	措置済み
07 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。	1a	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務としては平成24年度末をもって終了し、国が新たに実施する研究業務に資するため、これまでに培ったノウハウ等の必要な情報を国に提供した。	措置済み
08 内航海運活性化融資業務	-	-	-	-	-	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。	1a	平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。	措置済み
10	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。	1a	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円（平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円）を平成23年3月に国庫納付した。	措置済み

11		高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。	1a	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。	措置済み
12	事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進捗等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。	1a	業務の進捗等に応じた組織の縮小・廃止等について、品川作業所を平成23年度末に、国鉄清算事業東日本支社を平成24年度末に、西日本支社吹田事務所を平成27年9月末に、国鉄清算事業西日本支社を平成28年度末に廃止した。 また、鉄道建設本部東京支社については、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年9月に移転を行った。	措置済み
13	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	1a	業務の進捗状況等を勘案した職員宿舎の集約化又は売却については、平成22年度に上田宿舎を、平成26年度に宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）を売却したほか、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、借上宿舎を廃止するとともに、平成24年度に松戸宿舎、習志野台宿舎B棟及び山科宿舎を、平成25年度にこずかた寮を、平成28年度に船橋宿舎及び保土ヶ谷寮を売却した。	措置済み
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

No.	89	所管	国土交通省	法人名	国際観光振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要のあるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。 民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。	1a	企画・立案・海外で実施する必要のない調査（国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査）に関する業務を国（観光庁）に一元化した。 海外プロモーションの国委託事業には参加せず、民間に委ねることとした。	—
	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。	1a	法人直営の外国人観光案内所は平成23年12月31日をもって廃止し、案内の際に使用する国内観光資源に関する情報ファイルの見直し、配布用印刷物の種類の見直し、ビット・ジャパン案内所に対する後方支援業務等の一部を本部の業務とする等の業務の効率化を行った上で、平成24年1月1日より民間委託を開始した。	—
	通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。	1a	他の実施主体が本試験業務を引き受ける可能性を見出すためには、まずは本試験業務の収支が償う状態とする必要があることから、受験者数の増大を図るため、試験ガイドラインに基づく語学試験における多肢選択式（マークシート方式）の導入、公的施設の活用等試験実施方法の見直しを通じた試験実施経費の削減に取り組むとともに、筆記試験免除対象の拡大、準会場制度の導入、通訳案内士の制度及び試験の広報周知の強化に取り組んできたところ。試験実施手法の見直し等に伴い試験の実施に必要な実費が増加したことから、試験事務の持続的な遂行を担保するために平成26年5月に受験手数料の改定を行った結果、平成26年度は、受験者数の大幅増加と手数料の改定により収支が改善し、平成20年度以来、6年ぶりに収支を償うことができ、27年度についても2年連続で黒字を確保することができた。一方、平成28年度については、受験者の個人情報保護等のためのセキュリティ対策を講じたため、収支は赤字となったものの、今後は、受験者の安定的な確保や試験事務の合理化をより一層図ることにより、恒常的な黒字化の取り組みをすすめるとともに、引き続き他の実施主体への移管可能性について検討する。	他の実施主体への移管の可能性について検討を行うにあたり、まずは収支改善の目途をつけることが重要であり、平成26年度は黒字化を達成したところであるが、今後とも安定的に黒字を確保するため、引き続き試験事務の品質を担保しつつ、試験事務の効率化及び受験者増大等の取組を進める。 また、観光庁が主催する「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」（平成26年12月設置）における検討内容も踏まえ検討を進める。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02		23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。	1a	バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。 北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。	—
03	海外事務所13か所の統廃合等 事務所等の見直し	22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について平成22年度中に合意。 なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）等を踏まえ、国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所とのワンストップサービスを実現するとともに、国際観光振興機構の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう関係省庁及び各法人において検討を進めており、平成24年夏までに結論を得ることとしている。	—
04	本部事務所の移転	23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、再整理されている。	—

No.	90	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	随意契約の見直し	一般競争入札方式の拡大等		<p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。</p> <p>同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し（ロットの拡大又は分割）、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%（413件）であった一者応札は、平成22年度は19.2%（132件）、平成23年度は20.4%（141件）、平成24年度は19.1%（148件）、平成25年度は30.7%（341件）となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。</p> <p>平成22年度 一般競争等1,468件（81.8%）48,483,353千円（86.6%）、競争性のない随意契約326件（18.2%）7,492,748千円（13.4%）</p> <p>平成23年度 一般競争等1,355件（82.3%）32,787,968千円（81.7%）、競争性のない随意契約292件（17.7%）7,362,565千円（18.3%）</p> <p>平成24年度 一般競争等1,344件（85.0%）29,154,717千円（79.2%）、競争性のない随意契約237件（15.0%）7,633,852千円（20.8%）</p> <p>平成25年度 一般競争等1,238件（83.4%）34,278,931千円（73.5%）、競争性のない随意契約246件（16.6%）12,330,747千円（26.5%）</p> <p>また、談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の既に実施したペナルティ強化を維持し、加えて、毎年度、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止等についての説明会を実施した。さらに、広く職員が参加できる研修等において、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構（公団）の既退職者を対象とした法令遵守についての説明会を行った。</p>	-	
2	保有資産の見直し	本社宿舎等の処分		<p>○本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍（さいたま市）に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。</p> <p>○本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。</p> <p>○本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>	<p>○本社宿舎については、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地（さいたま市見沼区）に新宿舎を平成24年9月に完成させ、4宿舎のうち3宿舎は、平成26年3月に現物納付し、1宿舎は平成26年6月に売却処分した。</p> <p>○本社以外の宿舎については、順次売却手続きを進めた結果、17件中11件の宿舎を処分した。残り6件の宿舎については、引き続き売却手続きを進めているところである。</p> <p>○本社等の会議所については、平成22年度を持って処分を完了した。</p>	-

No.	90	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。	2a	平成22年度当時実施中であった水の供給量を増大させる新築事業6事業のうち、滝沢ダム建設事業及び大山ダム建設事業については事業完了し、管理を実施している。 その他の4事業については、「ダム事業の検証に係る検討について」(平成22年9月28日付け国土交通大臣から独立行政法人水資源機構理事長あて公文)におけるダム事業の検証対象とされたことから、新たな段階に入らずに現状を維持することとし、事業の継続または中止といった事業の方針の決定のための検討を進めてきた。 このうち、小石原川ダム建設事業については平成24年12月6日に、川上ダム建設事業については平成26年8月25日に、思川開発事業については平成28年8月25日に国土交通省により「継続」との対応方針が決定され、事業の進捗を図っている。 また、丹生ダム建設事業については平成28年7月20日に国土交通省により「中止 なお、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する」との対応方針が示され、平成29年3月31日付けで事業実施計画廃止の認可を受けた。	引き続き、事業費及び事業工程の監理を適切に実施し、計画的に事業進捗を図っていく。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。	1a	平成23年12月に「独立行政法人水資源機構 維持管理業務等民間委託拡大計画」(以下「民間委託拡大計画」という。)を策定し、管理に係る業務量全体に対する民間委託率の目標値を拡大することとした。 平成24年度からは民間委託拡大計画に基づき、モデル地区において民間委託拡大に係る試行業務を実施し、平成25年2月末までに「コスト比較」、「受注業者の確保」及び「信頼性の確保」の観点から検証を行った。この検証結果と平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本方針」を踏まえ、民間委託拡大計画で定める平成29年度末の民間委託目標値を引き上げるなどの改定を平成26年3月に行い、同計画に基づき、民間委託の拡大と定年退職者の活用を図っている。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務については、管理用道路の維持管理等について、移管に向けた協議を進めている。	引き続き、民間委託拡大計画に基づき、民間委託の拡大、定年退職者の活用を図るとともに、管理用道路等の移管協議も進めていく。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03	職員宿舎の見直し 職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進捗よく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	1a	宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、整理合理化計画及び中期計画に基づき処分を進めている。また、それ以外の宿舎についても、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革大臣）に基づき、今後の利用状況等を考慮し処分等を進めている。 本社においては、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地（さいたま市見沼区）に新宿舎を平成24年9月に完成させ、既存の4宿舎のうち3宿舎については、平成26年3月に国交省に現物納付し、残り1宿舎については同年6月に売却処分した。また、本社以外の宿舎については、順次売却手続きを進めており、17件中13件の宿舎を処分した。以上のことから全体では21件中17件の宿舎処分が完了し、残り4件の宿舎については、引き続き売却手続きを進めている。	引き続き、処分等の取り組みを進めていく。
04	取引関係の見直し 一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。	1a	平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」及び毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、随意契約とよらざるを得ないもの（供給者が特定される電気・ガス等）以外の随意契約については、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。 同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知やメールマガジンの配信など公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し（ロットの拡大又は分割）、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施している。 平成27年度 一般競争等1,272件（84.3%）53,128,868千円（88.4%）、競争性のない随意契約237件（15.7%）6,961,051千円（11.6%）、一般競争入札における一者応札34.3%（376件）	引き続き左記の取り組みを実施していく。
05	保有資産の見直し 利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。	1a	利益剰余金については、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画（平成29年度まで）においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認（約579億円）を受け活用している。	引き続き、承認を受けた積立金を活用し、今後とも国及び利水者の負担軽減を図る。
06	人件費の見直し ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	91	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	生活資金貸付	債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目標に経費の一層の削減を進める。	1	平成19年度及び平成20年度において事故対策事業推進員（債権回収要員）の主管支所への集約化に加え、債権回収業務の効率化を図ったことにより、平成18年度比26.8%の経費を削減済み。	-
2	組織の見直し	組織体制の整備	管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職（194人中19人）を削減する。	1	平成20年度末に平成18年度末比で10%を上回る管理職を削減済み（194人中28人）。	-
3	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	4カ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。	1	平成20年度に一般競争入札を導入済み。	-
4		自己収入の拡大	療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。	1	平成21、23年度を除き、11,000件以上の外部検査を達成。第二期中期目標期間中（平成19年度～平成23年度）の年度平均として11,431件を達成。	-
5		指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の削減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上（平成18年度実績41.6%）に引き上げる。	1	トップセールス等による受講・受診の促進のPR及びIT化による事務の効率化等により経費の削減に努めた結果、平成23年度の自己収入比率は目標の50%を上回る66.0%となり、達成済み。	-	

No.	9 1	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
-----	-----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 被害者援護業務	-	-	-	-	-	-
02 安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
03 自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。	1a	i-MATS（ネットワーク端末機）の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで、平成21～27年度に賃借料を139,147千円、事務所スペースを1,455㎡削減した。 また、第三期中期目標・中期計画においては、①業務量のバランス、②被害者援護業務の充実、③安全指導業務への民間参入の促進、④適性診断の電子化を踏まえた支所の人員配置、体制の見直しを検討することとされているところ、機構内に組織合理化検討委員会・組織合理化検討PTを設置し検討を行った結果、平成25年度に合理化方針を策定した。 当該方針に基づき、業務量を考慮した支所間の人員配置の見直しや安全指導業務から被害者援護業務への人員のシフトを進めるなど、組織運営の効率化を図った。	平成25年度に策定した合理化方針の内容等に基づき、平成28年度までに主管支所及び支所の合理化を実施するとともに、今後も引き続き、合理化を図る。

No.	92	所管	国土交通省	法人名	空港周辺整備機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進捗よく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。	1a	<p>周辺環境対策の進捗よく等を通じて、事業規模の縮減を図っている。</p> <p>平成23年度 ・事業費を前年度比14.9%減の55億円とした。</p> <p>平成24年度 ・「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号。以下「関空・伊丹経営統合法」という。）に基づき平成24年7月1日に大阪国際空港事業本部を廃止したことに伴い、事業費を前年度比47.5%減の29億円とした。</p> <p>平成25年度 ・事業費を前年度比13.0%減の25億円とした。</p> <p>平成26年度 ・民家防音事業費、再開発整備事業費、緑地造成事業費については削減したが、移転補償事業費の増（前年度比3億円増）に伴い、事業費全体では前年度比4.3%増の26億円とした。</p> <p>平成27年度 ・事業費を前年度比25.3%減の20億円とした。</p> <p>平成28年度 ・事業費を前年度比21.0%減の15億円とした。</p> <p>政府出資については、関空・伊丹経営統合法に基づき、機構に対する政府出資金のうち大阪国際空港の業務に係る部分として平成24年7月1日に7.5億円を減少した。（政府出資金 10.5億円 → 3億円）</p>	平成25年度からの中期計画において、事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上に相当する額を削減することとしている。
	福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施	周辺環境対策の進捗よくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。	1a	<p>周辺環境対策の進捗よくに合わせ、平成23年4月に、大阪国際空港事業本部において、用地補償課と緑地造成課を緑地整備課として統合し、定員3名を削減した。</p> <p>平成24年度において関空・伊丹経営統合法に基づき大阪国際空港事業本部を廃止したこと等により、役職員数は、平成23年度の67名（役員7名、職員60名）から32名（役員4名、職員28名）に縮減した。</p> <p>また、事業3課体制から2課体制へ移行するための準備として、各業務の「見える化」を図るため事業課事務室の仕切りを取り外しワンフロア化するとともに、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、事業第一課の職員を事業第二課の業務と兼務させ、仕様書の作成や積算業務に関する専門的なアドバイスを行うなど、専門職種の有機的な連携を図り、円滑な移行に向けた準備に取り組んでいる。</p> <p>なお、平成29年度予算要求において、事業3課体制を2課体制に縮減し人員を1名削減するとともに、管理要員を見直すことによる人員を1名削減（計2名）する要求を行った。</p>	第三期中期計画の最終年度となる平成29年度に、現在の事業三課体制を二課体制とし人員を1名削減するとともに、管理要員を1名削減し、定員の見直しを実施した。

No.	93	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	関連会社等との随意契約の見直し	○関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。	1	関係法人との随意契約については、平成22年度をもって原則全て競争性のある契約方式への移行を完了済みである。	-
2	運営の効率化及び自律化	関連会社等との随意契約の見直し	○都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方を講ずるものとする。	1	随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を終了し、一般競争入札等、競争性のある契約方式に移行した。 閣議決定を受け、日本総合住生活株について、平成21年6月開催の同社株主総会において機構への金銭寄附を決議し、機構へ124億円が寄附されたことから、これを団地の環境整備等に活用した。 これに加えて、関係会社の利益剰余金については、国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年3月に8社から40億円、平成25年6月に3社から100億円、計140億円の返納を受けたところ。 また、「独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（政策評価・独立行政法人評価委員会：平成25年12月16日付）」を踏まえ、平成25年度から、当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じた配当を要請。平成28年度期末配当においては、3社から約3.2億円の配当金を受領した。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。	1	事務所については、平成21年度に再編計画を策定し、着実な実施を図っており、新宿アイランドタワー（床面積約18,286㎡）については、平成26年度に処分を完了した。 なお、本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等を前提とした処分についての検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応することとしている。	事務所については、策定した再編計画に基づき、不要となるものについて、処分手続きを行う。 本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等の検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	研修センター（土地面積約15,000㎡）については、平成24年度に処分を完了した。	-
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。	1	証券化対象割賦債権の対象拡大については、証券化に係る一定の適正が認められた債権について、経済合理性の比較検討を行ったが、現在の市場環境において証券化の対象拡大は生涯収支上不利との結果を得ている。	-
6	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定する。	1	分室については、再開発予定地区にある分室を除き平成19年度までに処分した。また、再開発予定地区にある分室についても、平成20年度に廃止し、平成22年度に処分を完了した。	-
7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。	1	保養所については、平成19年度に一括して処分を完了した。	-

No.	93	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
8	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○宿舎については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舎再編計画を策定し、不要宿舎は廃止・処分する。	1	宿舎については、平成20年度に策定した新たな再編計画に基づき、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進めており、平成21年度以降5年間で18箇所・458戸の廃止を完了した。	-
9	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。	1	倉庫については、平成21年度に再編計画を策定し、処分対象となった物件（土地面積計約900㎡）の処分を平成24年度までに完了した。	-
10	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。	1	賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件の処分を図り、平成18年度から平成28年度までに18物件（床面積169,313㎡）を処分した。	賃貸事業用事務所等施設については、不動産市況を勘案しつつ、従前権利者との関係等売却の前提条件が整理された物件から随時売却を進める。
11	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。	1	居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、契約期間満了時又は借地人から買受けの申出があった場合の調整・判断基準に基づき売却することとしており、平成18年度から平成28年度までに7物件（敷地面積73,062㎡）を売却した。	居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申出があった場合等の調整・判断基準に基づき売却する。
12	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。	1	分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人等の意向等を踏まえつつ、売却等処分を図り、平成18年度から平成28年度までに2物件（床面積453㎡）を売却した。	分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ売却を進める。
13	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。	1	事業用定期借地（底地）の証券化については、平成19年度に特定目的会社を設立し、投資家等の公募を実施したが、平成20年度の金融環境の悪化の影響で、優先交渉権者の辞退により、証券化には至らなかった。	経済合理性及びコスト削減等の検討を引き続き行い、証券化市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
14	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○ニュータウン地区内の便利施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。	1	ニュータウン地区内の便利施設については、賃借人である施設運営会社との協議が整い、平成20年度に施設運営会社へ売却した。	-

No.	93	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。	—	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
02 都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る4基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。	1a	○第三者委員会（事業評価監視委員会）による検討を踏まえて新たな都市再生事業実施基準（以下「新基準」という。）を作成し、平成23年度から運用を開始した。 ○平成29年度予算については、新基準を踏まえて必要最小限の事業を計上した。 ○今後も引き続き、新規事業については、あらかじめ新基準に適合することを検証し、第三者委員会の評価を受けた上で事業に着手することとしている。 ○また、リスク管理、事業中止の判断等については第三者委員会による検討を踏まえて基準等を作成し、平成23年度から運用を開始した。	今後も引き続き新基準等を運用していくこととしている。
03 賃貸住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来にわたる収入を上回るようにする。 機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。また、築年数や入居状況、将来需要の見通し等を踏まえて用途転換や集約化を進める住宅については、それらを着実に進めるとともに、それに伴って発生する余剰地については、公的な利用を図るほか民間への処分等を着実に進める。 あわせて、自治体における政策上の必要性を十分に踏まえ、自治体への譲渡等に向けた協議を進める。 これらの内容については、定期的に検証・精査する枠組みを構築するとともに、毎年度、適切な情報公開を進める。 以上の措置の実施に際しては、居住者の居住の安定に配慮しつつ、丁寧に進める。 なお、機構が保有している住宅については、管理業務を一般競争入札等により実施するなど、可能な限り管理コストの縮減を図る。また、自治体への譲渡等に向けた協議が成立しなかった住宅については、自治体と連携した適切な管理・運営の仕組みの構築を図るとともに、住宅管理の在り方について検討する。	1a	○左記の具体的内容のうち、「機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来にわたる収入を上回るようにする。機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。」については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理（※）されている。 （※）「東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、サブリース契約により民間事業者へ運営を委ね、将来的に、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却する。」 ○左記の具体的内容のうち上記以外の措置内容は次のとおり。 ◇機構が保有する住宅について、平成28年度においては10,107戸のストックの再編に新たに着手するとともに、4,495戸のストックを削減した。 ◇「独立行政法人都市再生機構の改革に係る工程表」（平成23年7月策定）等に基づく取組は以下のとおり。 ・団地再生に伴って発生する整備敷地については、平成28年度においては15haについて公的な利用のほか民間への譲渡等を行った。 ・地方公共団体への譲渡等については、平成23年から平成25年度にかけて実施した地方公共団体に対する意向確認の結果を踏まえ、譲受の意向のある地方公共団体と協議を進めた結果、平成28年度に3団地譲渡した。 ・これらの取組については、定期的に検証・精査する枠組みを構築し、毎年度、適切な情報公開を行っていく。 ◇賃貸住宅の現地管理業務については、平成22年度より総合評価方式による一般競争入札を実施し、競争性のある契約方式に移行した。 ◇自治体への譲渡等へ向けた協議が成立しなかった住宅について、地方公共団体や民間事業者、NPO等との連携により、社会的な要請が高まりつつある少子高齢化対応施設（高齢者支援施設、子育て支援施設）の誘致と併せて、既存賃貸住宅ストックの再生・活用を推進する等の仕組みを構築し、地方公共団体との連携及び適切な役割分担の下、地域の活性化及び医療・福祉等の拠点として再整備を行うなどの取組を実施する。	今後も引き続き工程表等に基づき適切に対応していく。
04 ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。	—	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—
05 特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。	2a	○平成28年度までに、12箇所の国営公園の業務を完了した。引き続き残る4箇所の国営公園について、公園管理者との調整、施設譲渡等を着実に進め、平成30年度までの業務完了に向けた取組を進める。（平成29年度中に1公園完了の見込）	今後も引き続き平成30年度までの業務完了に向けた取組を進める。

No.	93	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06	保有資産の見直し	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。	1a	○新宿アイランドタワー（床面積約18,286㎡）については、平成26年度に処分を完了した。 ○本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から不動産市況等を踏まえ、その処分・移転について継続的に調査検討を行っている。	経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等の検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
07	研修センター	23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。	1a	○研修センターについて、平成24年度に廃止及び処分を完了した。	—
08	賃貸事業用事務所等施設等の処分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設、居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。	1a	○賃貸事業用事務所等施設については、平成28年度に売却に至った地区はなかったが、不動産市況を勘案しつつ、従前権利者との関係等売却の前提条件が整理された物件から随時売却を進めることとしている。 ○居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、平成28年度に多摩平の森（商業施設街区 土地面積約30,922㎡）を処分した。 ○分譲住宅団地内賃貸施設（4物件）については、平成26年度に、すすき野第二（床面積約137㎡）、前野町六丁目（床面積約316㎡）を処分した。残り2物件については、賃借人等の意向等を踏まえて売却を進めることとしているが、売却には至らなかった。 ○倉庫については、平成21年度に策定した倉庫再編計画において2物件を処分対象とし、平成24年度に完了した。	賃貸事業用事務所等施設については、不動産市況を勘案しつつ、従前権利者との関係等売却の前提条件が整理された物件から随時売却を進める。 居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申し出があった場合等の調整・判断基準に基づき売却する。 分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえて売却を進める。
09	職員宿舎の見直し	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	1a	○平成21年度末時点で48物件あった職員宿舎について、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進めており、平成28年度以降については、7物件188戸（高島平第二宿舎12戸他）を廃止し、4物件（富雄職員宿舎他）を処分した。	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）を踏まえ、廃止した宿舎について、順次処分手続きを行う。

No.	93	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

10	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する(平成25年度から前倒し)。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。	1a	<p>○随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を終了し、一般競争入札等、競争性のある契約方式に移行した。</p> <p>○また、「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、競争性のない随意契約については、平成20年度(同計画策定時)に866億円あったものを、平成26年度においては、随意契約によるものが真にやむを得ないものだけの132億円まで削減した。</p> <p>○一般競争入札等の実施にあたっては、一者応札・一者応募となった契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善方を平成22年度から実施しており、平成26年度についても、上記の改善方を引き続き実施した(一者応札等の実績は、平成21年度は506件、平成22年度は486件、平成23年度は361件、平成24年度は1,217件、平成25年度は519件、平成26年度は335件となっている。)</p> <p>○平成27年度から策定している「調達等合理化計画」においても、上記の随意契約の取扱い及び一者応札の改善方を継続していく旨を定め、実施した(随意契約の実績は、平成27年度は123億円、平成28年度は145億円となっている。一者応札等の実績は、平成27年度は789件、平成28年度は426件となっている。)</p>	平成29年度の調達等合理化計画においても、引き続き下記取組みを実施していく旨、定めている。 ・随意契約については、引き続き「真にやむを得ないもの」について締結することとする。 ・競争性のある契約についても、1者応札等となった契約案件については引き続き更なる競争性を確保すべく、複数応札となるよう改善策を検討することとする。 ・1者応札の原因が構造的なものに起因する場合は、契約監視委員会の審議等を踏まえ、契約相手方が固定的であることを前提に、いかにしてコスト削減を図るかといった観点での検討を必要に応じて行うこととする。
11		関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。	1a	<p>○国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」により、関係会社の利益剰余金については、会社の整理・統廃合を行う中で機構の有する会社株式の売却等により利益剰余金相当額を適切に回収することを基本としつつ、当面、機構の関係会社として存続することとなる会社については、今後の会社の整理・統廃合に支障を来すことなく、かつ、会社の自主的な経営が可能な範囲内で、会社の整理・統廃合に先行して一定の利益剰余金の返納を要請すべきとされた。</p> <p>○この会社の整理・統廃合に先行して行う利益剰余金の返納については、上記基本的な考え方に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年6月までに国土交通省から要請のあった140億円全額の返納を受けた。</p> <p>○また、「独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(政策評価・独立行政法人評価委員会：平成25年12月16日付)」を踏まえ、平成25年度から、当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じた配当を要請。平成28年度期末配当においては、3社から約3.2億円の配当金を受領した。</p>	今後も当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じて配当金を受領する。
12		関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。	—	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—
13	人件費等の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせた組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。	—	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—
14	組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	○事業の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会として設置された「事業評価監視委員会」を平成28年度に4回開催し、再評価・事後評価の対応方針案及び都市再生事業実施基準の適合検証結果について意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させている。	今後も引き続き、「事業評価監視委員会」に意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させることとしている。

No.	94	所管	国土交通省	法人名	奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実施	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリスク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全化に努める。	1a	<p>これまで取り組んでいる、理事長以下を構成員とする審査委員会の実施、中小企業情報データベースの活用等による審査の厳格化、事業者に対するモニタリング強化を通じた経営・再生支援措置の強化及び督促体制の合理化、法的回収の効率的な推進等管理・回収の徹底に加え、コンサルタント的役割を強化し、地元行政、商工団体、金融機関等と連携し群島の産業活性化のサポートを図りながら、奄美基金利用者の信用リスクの改善、利用機会の増加を促すことで収支の改善・財務内容の健全化に努めることとしている。</p> <p>(参考)</p> <p>・リスク管理債権 H19年度 9,466,417千円 → H20年度 9,029,628千円 → H21年度 7,777,824千円 → H22年度 7,588,182千円 → H23年度 7,338,851千円 → H24年度 6,984,261千円 → H25年度 6,802,501千円 → H26年度 6,575,550千円 → H27年度 5,807,170千円 → H28年度 4,727,518千円</p> <p>・債権回収状況 貸付金(最終期限経過) H19年度 145,579千円 → H20年度 85,237千円 → H21年度 109,745千円 → H22年度 96,647千円 → H23年度 151,135千円 → H24年度 182,020千円 → H25年度 108,097千円 → H26年度 76,079千円 → H27年度 111,814千円 → H28年度 251,337千円</p>	引き続き、審査の厳格化及び債権管理・回収の強化に努めるとともに、地域の事業者等に対する創業、起業支援及び経営改善等の研修会の効果の向上及び地域金融機関として経営サポート的役割の一層の充実を図り、融資先等個別の経営改善を促進することで基金の財務内容の健全化に繋げることとしている。
02	融資業務						

No.	95	所管	国土交通省	法人名	日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討	23年度から実施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。	1a	高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を平成22年度決算発表時（平成23年8月2日）から当機構のホームページ等で公表している。	—
	道路管理者（国）の権限代行に係る業務の効率的実施	23年度から実施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者（国）の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。	1a	特殊車両通行許可事務については、地方整備局、都道府県、政令指定都市と平成23年6月から包括的事前協議を行い、業務の効率化を図った。道路占用許可事務におけるチェックリストについては、平成22年10月から前倒しで導入し、各高速道路会社に通知するとともに、一層の適正な運用を図るため、引き続き担当者向け講習会を開催するなどにより更なる周知を図っている。	—
02 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	—	—	—	—	—	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	96	所管	国土交通省	法人名	住宅金融支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	北海道支店北5条宿舎(1号)ほか2件の宿舎については、平成19年度中に処分する。	1	北5条宿舎(1号)、北5条宿舎(2号)、額新第2宿舎の3件について、平成19年度中に処分済み。	-
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	本店本町ほか57件の宿舎について、平成19年度中に宿舎整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舎を売却する。	1	平成20年3月に12の宿舎を処分する宿舎整理計画を策定。平成21年4月に当該12宿舎処分について認可された。平成21年7月から売却を開始し、平成24年2月までに12宿舎全て売却済み。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。	1	共有他法人との協議等を経て平成25年4月に処分済み。	-

No.	96	所管	国土交通省	法人名	住宅金融支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。	
	金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。	
02 住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乘せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	住宅融資保険事業については、平成24年度から、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に234億円を国庫納付済みである。	
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。	1a	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行されたことを受けて、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険事業を実施している。なお、平成24年度から、従来の住宅融資保険事業は廃止し、証券化支援事業と連動して行う必要のある事業等に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。	
03 住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資事業に限り、民間の代替が可能となるまでの措置として行っている。	
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。	1a	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行されたことを受けて、同年11月7日からサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務を実施している。なお、平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。	
	まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	まちづくり融資については、平成24年度から、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に7億円を国庫納付済みである。	
04 既往債権管理業務	-	-	-	-	-	
05 団体信用生命保険事業	-	-	-	-	-	
06 住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。	1a	住まいづくりに関する情報サイトを除き、平成23年3月末に廃止し、当該情報サイトについては、平成23年7月26日に廃止した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。	
08		金利変動準備基金	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。	
09		証券化支援事業に係る政府出資金2000億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、確実に返納する。	1a	平成23年3月14日に国庫納付済みである。	
10		まちづくり融資に係る政府出資金300億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、確実に返納する。	1a	平成23年3月14日に国庫納付済みである。	
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討する。	1a	保有事務所等の見直しについては、第2期中期計画において、全国を11ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるとしたところであり、見直し計画については策定済みである。 また、職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）に基づき、平成28年度末までに、第2期中期計画において処分するとして保有宿舎3宿舎に加え、保有宿舎15宿舎（91戸）及び借上宿舎13戸を廃止する独立行政法人の宿舎見直しに関する実施計画が平成24年12月に策定されたところ。	
12	職員宿舎等の見直し	職員宿舎及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施	職員宿舎及び公庫総合運動場について、売却を進める。	1a	職員宿舎について、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき処分することとしていた12宿舎について平成24年2月末までに売却し、これによって同計画に基づく宿舎の処分は完了。第2期中期計画において処分することとした保有宿舎3宿舎は平成25年5月末までに売却済みである。また、「独立行政法人の職員宿舎見直し実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）において処分することとされた保有宿舎15宿舎のうち、藤井寺宿舎は平成26年3月、代田宿舎及び西新第2宿舎は平成28年1月、神田宿舎は平成28年3月にそれぞれ売却し、残る11宿舎は売却に向け手続き中である。（ただし、熊本市に所在する2宿舎については、熊本地震対応のため、売却手を保留中） なお、公庫総合運動場は平成25年4月に売却済みである。	職員宿舎については、宿舎見直し実施計画を踏まえ、不要となる宿舎について、順次処分手続きを適切に行う。
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

No.	97	所管	環境省	法人名	国立環境研究所
-----	----	----	-----	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	組織の見直し	事務所の廃止	平成20年度中に東京事務所を廃止する。	1	平成20年度に廃止済み	-
2	大型実験施設等の見直し	平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。	1	平成20年度に大型実験施設等見直し計画を策定した。 奥日光フィールド研究ステーションについては、研究拠点としての利用を平成20年度末までに廃止するとともに、平成22年度において、観測タワー、取水施設等の撤去を行った。さらに、平成28年度施設整備費補助金にて管理棟と観測棟の解体及び植栽による原状回復等を行い林野庁に返地する予定である。	今後も大型実験施設等について更なる見直しを検討する。	
3	運営の効率化及び自律化	随意契約について	平成19年度末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。	1	平成19年度中に実施済み	今後も国に合わせて設定された随意契約の基準額に従い適切に随意契約を締結していくこととしている。

No.	97	所管	環境省	法人名	国立環境研究所
-----	----	----	-----	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業① 重点研究プログラム		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。	1a	第3期中期計画に基づき、国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化した。 このうち災害と環境に関する研究について、国内の9研究機関が参画する環境放射線研究連絡会議を主催し、東日本大震災に係わる環境放射線研究の連携を推進するための情報・意見交換を行った。さらに、平成25年10月には研究所本部（つくば市）に福島支部準備室を設置し、福島県や日本原子力研究開発機構（JAEA）と環境創造センターにおける中長期取組方針、研究計画、他機関との連携等について協議・調整を進めた。平成27年5月にはJAEA・福島県と同センターに関して連携協定を締結したほか、フランス放射線防護原子力安全研究所（IRSN）、福島大学、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）と連携協定を締結するなど、他機関との連携体制構築に努めている。 また、環境分野の研究を実施している国・独立行政法人等との連絡調整・情報交換の場として、国立環境研究所が中心となって設置しその運営にも主導的な役割を果たしている「環境研究機関連絡会」の活動として、平成27年11月に、2050年の地球と暮らし環境技術と地球規模課題、をテーマにした公開シンポジウムを開催した。 なお、森林総合研究所とは平成23年度以来毎年双方の理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、定期的な会合を持つなど連携強化を図っている。 また、有害物質動態の解明と予測モデルに係る研究開発等については、他の国立研究開発法人や大学の研究実施状況や成果に係る情報を把握した上で、その成果を活用しつつ効果的・効率的な研究の実施に努めている。 平成28年度からは、第4期中長期計画に基づき、引き続き同様の取組を行っている。	引き続き、第4期中長期計画に基づき、同様の対応を取る予定。
02 研究事業② 基盤的な調査・研究活動		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。	1a	第3期中期計画に基づき、国際的な協調を意識しながら所内外の長期環境モニタリング事業と連携を図りつつ試料の収集、保存に努めるとともに、保存試料から環境情報を読み出すための計測手法の開発や応用、新たな保存試料、保存技術の検討などを通じて、少ない保存試料からより多くの情報が得られるように、試料としての価値を更に高め、活用を図っている。 具体的な国際連携の事例として、ストックホルム条約の有効性評価を支えるGMP（Global Monitoring Plan）に環境試料長期保存事業（Environmental Specimen Banking）を追加することが締約国会議で認められ、国環研研究者がリードオーサーとして各国ESB関係者の意見を集約しつつこの章を執筆し、2013年のCOP-6で承認された。また、2015年5月のCOP-7に併設されたScience Fairにおいて、ESBの説明ポスターの設置が認められ、国環研で情報をまとめて作成したものが張り出された。さらに、2015年6月末にフランスで開催されたESB国際会議で、条約事務局担当者からGMPの説明をうけるとともに、今後の協力ならびに連携強化に関する議論が行われたところである。 一方、希少野生動物の遺伝資源保存については、国際自然保護連合のレッドリストをもとにアジア地域における優先保存対象種を選定し、関係国の関連機関と遺伝資源保存に関連する技術移転について交渉を行ってきた。その中でシンガポールとは技術移転および共同研究実施に関するMOUを締結し、すでに希少野生動物（インドサイ、テングザル等）の遺伝資源凍結保存を開始した。The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources (ACM) に加盟しており、微生物リソースの保存と利用に関して、国際的協調の下で学術的・技術的な連携関係の構築を図っている。 またコスト削減については、例えば保存試料の集約によるフリーザー等の一部停止の継続と省エネタイプへの移行作業を進めるとともに、保存用照明装置のLED化と保存培養株の凍結保存への移行に取り組んだ。 平成28年度からは、第4期中長期計画に基づき、引き続き同様の取組を行っている。	引き続き、第4期中長期計画に基づき、同様の対応を取る予定。
03 研究事業③ 知的研究基盤の整備	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資料のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。	1a	第3期中期計画に基づき、国際的な協調を意識しながら所内外の長期環境モニタリング事業と連携を図りつつ試料の収集、保存に努めるとともに、保存試料から環境情報を読み出すための計測手法の開発や応用、新たな保存試料、保存技術の検討などを通じて、少ない保存試料からより多くの情報が得られるように、試料としての価値を更に高め、活用を図っている。 具体的な国際連携の事例として、ストックホルム条約の有効性評価を支えるGMP（Global Monitoring Plan）に環境試料長期保存事業（Environmental Specimen Banking）を追加することが締約国会議で認められ、国環研研究者がリードオーサーとして各国ESB関係者の意見を集約しつつこの章を執筆し、2013年のCOP-6で承認された。また、2015年5月のCOP-7に併設されたScience Fairにおいて、ESBの説明ポスターの設置が認められ、国環研で情報をまとめて作成したものが張り出された。さらに、2015年6月末にフランスで開催されたESB国際会議で、条約事務局担当者からGMPの説明をうけるとともに、今後の協力ならびに連携強化に関する議論が行われたところである。 一方、希少野生動物の遺伝資源保存については、国際自然保護連合のレッドリストをもとにアジア地域における優先保存対象種を選定し、関係国の関連機関と遺伝資源保存に関連する技術移転について交渉を行ってきた。その中でシンガポールとは技術移転および共同研究実施に関するMOUを締結し、すでに希少野生動物（インドサイ、テングザル等）の遺伝資源凍結保存を開始した。The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources (ACM) に加盟しており、微生物リソースの保存と利用に関して、国際的協調の下で学術的・技術的な連携関係の構築を図っている。 またコスト削減については、例えば保存試料の集約によるフリーザー等の一部停止の継続と省エネタイプへの移行作業を進めるとともに、保存用照明装置のLED化と保存培養株の凍結保存への移行に取り組んだ。 平成28年度からは、第4期中長期計画に基づき、引き続き同様の取組を行っている。	引き続き、第4期中長期計画に基づき、同様の対応を取る予定。

04	環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。	1a	刊行物については、配布先等の見直しを行い、刊行物の発行部数を削減するとともに、ホームページによる情報発信に重点化する観点から、ホームページ中の刊行物コーナーの充実を図った。平成24年度からは、研究報告や年報などについては原則としてホームページからのダウンロードにより提供することとした。また、刊行物を厳選して紙によることが必要なものに限って、紙媒体で発行することとした。 インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて、環境研究の専門的知識を持たない人にも理解しやすい言葉で、研究活動や研究成果についての正確な発信を行うように努めている。	引き続き、第4期中長期計画に基づき、同様の対応を取る予定。
----	---------------------	----------	----------	---	----	--	-------------------------------

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ(実験ほ場)	27年度以降実施	生態系研究フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	1b	平成29年3月30日付けで環境省へ現物にて国庫納付を行った。	
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、同年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。これを受け、参加者確認公募等の既存の調達方式のより積極的な活用を含め、具体的なベストプラクティスの抽出・実行に着手した。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
07	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究業務については、平成23年4月に研究評価実施要領を改訂して、8つの研究分野をカバーする外部専門家を評価者とする外部評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各分野の研究活動全般について評価を受け、評価結果を研究における重点の置き方や研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けた。これに基づき、年度評価、終了時の評価、事後評価を実施し、評価委員の意見も踏まえ、次年度以降の研究計画等に反映させるとともに、外部評価結果と当研究所の考え方についてホームページで公表するなど、透明化を図っている。	
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。	1a	第3期中長期計画に基づき、競争的な外部資金の獲得のため、所内で申請内容を精査し研究提案力の強化を図るとともに、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて研究活動や研究成果の積極的な発信に努め、民間等からの研究受託の増加を図った。	引き続き、第4期中長期計画に基づき、同様の対応を取る予定。
09	内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成22年9月)に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。	1a	コンプライアンス委員会において、各種法手続が適正に行われているかの確認を行っている。また、コンプライアンスの確実な実践に資するため、研究業務等の遂行上関係する法令等による許可・届出・報告等の手続を一覧表に整理し、所内に周知し対応の徹底を図るとともに、所員を対象としたコンプライアンス研修会を実施している。	引き続き、第4期中長期計画に基づき、研修内容の充実を図りつつ、同様の対応を取る予定。

No.	98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	保有資産の見直し	宿舎の国庫返納	戸塚宿舎の国庫納付を行う。	1 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。

No.	98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。	1a	<ul style="list-style-type: none"> ・委託商工会議所担当者に対する研修会の実施 納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を平成28年3月3日に開催した（参加者数：118名）。 ・申告納付説明・相談会の実施 委託商工会議所と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国151商工会議所103会場（出席納付義務者数：2,721事業所）で平成27年4月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続きを説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。その結果、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。また、オンライン申告については、平成27年度は61.6%（平成25年度、58.7%）に増加し、納付義務者の事務処理の効率化を図ることができた。 ・オンライン申告セミナーの開催 平成27年11月～平成28年1月にかけて、全国18ヶ所でオンライン申告セミナーを開催した（参加者：99事業所106名）。セミナーではオンライン申告の利便性の理解を促すとともに、オンライン申告を利用するに当たっての事前登録から、エクセル雛型ファイルの入手、申告ファイルの作成方法等について説明し、参加者には実際にパソコンを使用して仮申告内容でオンライン申告を体験してもらった。 ・事業所へのオンライン申告啓発 複数の事業所（3箇所以上）の申告手続きを行っている担当者に対し、個別にオンライン申告のメリットや手続きを説明した（7社）。その結果、平成28年度は3社14事業所がオンラインに移行した。 	今後も引き続き納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に徴収業務を実施する。

02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	<p>『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 	<p>「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性及び関連性の程度を確定つけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。</p> <p>公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施や幹線道路沿いの学校等に対する大気汚染浄化植樹の推進等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業（成人ぜん息・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。</p> <p>また、事業関係者の意見を事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、地方公共団体との連絡会議を継続実施するとともに、平成23年度から患者団体との連絡会を新たに実施し、より細かなニーズを把握するため、事業に対する意見交換を行っている。</p> <p>なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。</p>	今後も引き続きぜん息患者等のニーズを把握し、事業に適切に反映させる。
03	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	<p>『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 	<p>1a</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機構が直接実施する事業について <ul style="list-style-type: none"> ・エコカーフェア（21年度：28,795千円）、エコドライブコンテスト（21年度：29,855千円）、大気汚染防止推進月間関連事業（21年度：28,343千円）を廃止した。（22年度） ●地方公共団体が実施する事業への助成について <ul style="list-style-type: none"> ア.最新規制適合車代替促進事業（22年度：17,280千円）は廃止した。（平成22年8月4日に地方公共団体へ通知。23年度より完全廃止） イ.廃止した最新規制適合車代替促進事業以外の事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。 ・健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ・大気浄化植樹事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されている。 ・医療機器等整備事業については、ぜん息等の診断・治療のために不可欠な検査機器を対象としており、ぜん息患者の健康回復に必要不可欠である。 ●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し23年度より実施している。（平成23年3月28日に改正交付要綱を地方公共団体へ通知。） ●ぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成22年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。平成23年度以降も、より細かなニーズを把握するため、引き続き患者団体へのヒアリングや連絡会を実施している。 ●把握されたニーズについては、ぜん息の患者教育等に従事する地域の保健師などを養成するための研修などの事業に反映させている。 	今後も引き続きぜん息患者等のニーズを把握し、事業に適切に反映させる。

04	公害健康被害予防事業	事業実施効果の的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。	1a	医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。（平成23～25年度も実施。）また、平成24年度に事業実施効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、各地方公共団体に提供した。 平成22～24年度調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。	実施済み。
05	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。	1a	平成28年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、環境政策上ニーズの高い地球温暖化防止、生物多様性保全、循環型社会形成に資する活動に加え、化学物質対策に関する2020年目標の達成に向けた取組、東日本大震災被災地域における環境再生・復元活動、SDGsの達成やESDグローバルアクションプログラムを踏まえた活動並びに東京2020オリンピックに向けた環境保全活動を特に重点的に支援することとし、さらに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を平成27年10月地球環境基金助成専門委員会で決定した。 広報・募金活動においては、新たに導入した寄付方法について新聞紙面や各種環境イベント等を通じた広報活動に取り組むことで広く国民に対して周知を図るとともに、事業者等に対しては企業のCSR担当者へ直接働きかけるなど、自己収入の拡大を図っている。	今後も、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及性の高い活動に重点化するとともに、積極的な募金活動を進める。
06	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方針を踏まえ、適正に実施する。	1a	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金の交付対象範囲の拡大を目的とした独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の改正を踏まえ、処理費用負担能力のない者への助成補助率の見直し等を行うため、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱を平成26年度に改正した。 機構としては、同交付要綱に基づき中間貯蔵・環境安全事業株式会社から提出される助成金申請について適正に審査し助成を行っている。	今後も適正な業務を実施していく。
07	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。	1a	本積立金について、積立者に運用状況等の情報提供を行い、引き続き適正な管理のもと、資金需要を考慮しつつ中・長期の運用を行っている。 【参考】平成22年度実績：平成23年4月に通知、平成23年度実績：平成24年3月に通知、平成24年度実績：平成25年3月に通知、平成25年度実績：平成26年3月に通知、平成26年度実績：平成27年3月に通知、平成27年度実績：平成28年3月に通知	今後も積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き適正な管理・運用を行う。
08	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。	1a	組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。 なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした組織の見直しを行った。	実施済み。
09	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本人直轄による回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。	1a	機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況について的確に把握している。また、サービサーへの委託債権については、サービサーから回収状況を的確に把握するなど委託債権の状況に応じた打ち合わせを行い、回収方針に齟齬が生じないように緊密な連携をとることによって、効率的な債権管理を実施し、弁済による回収額の増大に努めている。第三期中期目標期間（平成26年度から平成30年度）においては、正常債権以外の債権額を100億円以下にすることを目標としており、平成27年度は回収等により53億円を圧縮することができた。その結果、平成27年度末における正常債権以外の債権額は114億円（平成26年度末167億円）となった。	今後も引き続き回収等の計画的実施、サービサーへの管理監督の強化等により、債権残高の圧縮に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
10	不要資産の国庫返納	戸塚宿舍	23年度以降実施	戸塚宿舍を国庫納付する。	1a	戸塚宿舍については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。
11	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。	1a	平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。	実施済み。
12		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。	1a	予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。	実施済み。
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	/	/	/
14	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。	1a	各事業部で実施していた資金の運用業務について、経理部一元化を行い効率化を図った。（平成23年7月） 石綿健康被害救済部において被害者からの返還請求手続きを一元的に行うよう業務分担の見直しを行った。（平成24年5月） 総務部企画課職員の併任による監査室の体制について、監査室員に全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。（平成25年4月） 新たに監事付職員を配置し、監事監査体制の強化を図った。（平成27年4月） 事業管理部において、債権回収の状況等を踏まえて課の統合を行い、3課体制から2課体制へと縮減した。（平成28年4月）	今後も組織体制の効率化に努める。

No.	99	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	----	----	-----	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	組織の見直し	支所・事務所等の見直し 駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。	1	那覇支部及びコザ支部の統合は平成21年度に、富士支部及び座間支部の統合は平成22年度にそれぞれ実施した。	措置済み

No.	99	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	----	----	-----	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。	1a	業務の一層の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、前中期目標期間中、10%以上（目標は15%）の要員縮減を計画し、平成22年度末の人員数（ポスト）316人から、平成23年度～25年度は毎年度6人、さらに平成26年度には7人の削減を実施し、平成26年度末には、平成22年度末の人員数から約8%の削減を達成した。（中期目標期間については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）附則第9条の規定により平成26年度で終了した。） また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、支部組織における組織のフラット化等の人件費の削減等の取組を平成27年度から開始するとされたことを踏まえ、平成27年7月に組織改編を行い、7人を削減及び4人を常勤職員から期間業務職員とした。 平成28年4月、常勤職員1人を期間業務職員とするとともに、期間業務職員3人の削減を実施した。	今後も引き続き業務の一層の効率化に努める。
02	ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍等労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。	1a	駐留軍等労働者に対するほう賞事業の見直しについては、国と在日米軍等との協議に資するよう、機構において駐留軍等労働者に対するほう賞の支給実態及び民間企業におけるほう賞事業の実態を調査するとともに、機構と国が連携し検討を行った。これを踏まえ、平成24年度以降、国がその見直しを在日米軍等と協議しているところである。	国と在日米軍等との調整結果を踏まえて、対応していくこととする。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。	1a	支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等（簿価82百万円）については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項に基づき、機構から防衛省へ国庫納付した。	措置済み
04 不要資産の国庫返納	支部事務所	23年度以降実施	各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。	1a	平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に委託したところ、現状のまま保有・賃借することが最も有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 平成24年度から平成26年度までの各年度においても、検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 平成27年7月、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を受けた組織改編が行われたことから、職員数に比して施設規模が過大でないかの検証、近傍類似物件の賃料調査・検証を再度実施したが、支部・分室の資産の妥当性・必要性について特段の変更がないと判断し、現状のまま保有・賃借を継続することとしたところ。 今後は、必要に応じて見直しを行い、その結果に基づき不要となった資産については、国庫返納を行う。	今後も引き続き検討していくこととする。
05 事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。	1a	平成23年2月、東京都港区に本部事務所を移転・集約し、賃借料の縮減（年間約3,500万円）を図った。	措置済み